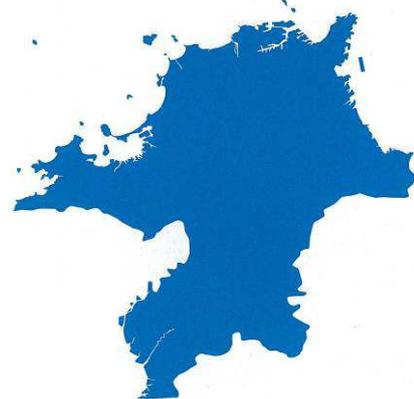




福岡県

福岡県地域防災計画

地震・津波対策編



平成28年3月22日

福岡県防災会議

目次

編	章	節	頁	
第1編 総則	第1章 計画の目的・性格等	第1節 目的	1	
		第2節 計画の性格	2	
		第3節 計画の構成	2	
		第4節 用語	3	
	第2章 地震防災面からみた福岡県の特徴	第1節 自然的条件	4	
		第2節 社会的条件	6	
		第3節 本県の地震災害の特色	7	
	第3章 災害の想定	第1節 地震想定の見直しにあたっての基本的な考え方	9	
		第2節 県内活断層の位置及び評価	10	
		第3節 津波災害想定	16	
	第4章 重点的に取り組むべき対策		20	
	第5章 防災関係機関等の業務大綱	第1節 実施責任	22	
		第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	23	
		第3節 県民及び企業等の基本的責務	32	
	第6章 計画の運用等	第1節 平常時の運用	33	
		第2節 災害時の運用	34	
		第3節 計画の周知	34	
	第7章 災害に関する調査研究の推進		35	
	第2編 災害予防計画	第1章 基本方針		36
		第2章 防災基盤の強化	第1節 都市構造の防災化	37
			第2節 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方	41
第3節 建築物等の安全化			42	
第4節 土木防災施設・社会資本施設等の安全化			47	
第3章 県民等の防災力の向上		第1節 県民が行う防災対策	57	
		第2節 自主防災体制の整備	58	
		第3節 企業等防災対策の促進	63	
		第4節 防災知識の普及	65	
		第5節 防災訓練の充実	69	
		第6節 県民の心得	72	
第4章 効果的な応急活動のための事前対策		第1節 広域応援体制の整備	74	
		第2節 防災施設・資機材等の整備	77	
		第3節 災害救助法等の運用体制の整備	82	
		第4節 津波災害予防体制の整備	83	
		第5節 情報管理体制の整備	92	
		第6節 広報・広聴体制の整備	98	
		第7節 二次災害の防止体制の整備	100	
		第8節 救出救助体制の整備	103	
		第9節 避難体制の整備	104	
		第10節 交通・輸送体制の整備	109	
		第11節 医療救護体制の整備	111	
		第12節 要配慮者（避難行動要支援者）安全確保体制の整備	115	
		第13節 災害ボランティアの活動環境等の整備	119	
		第14節 物資等の調達、供給体制の整備	121	
		第15節 住宅の確保体制の整備	126	
		第16節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備	127	
		第17節 保健衛生・防疫体制の整備	129	
		第18節 帰宅困難者支援体制の整備	130	
		第19節 液状化災害予防計画	133	

編	章	節	頁
第3編 災害応急対策計画	第1章 活動体制の確立	第1節 災害対策系統図	134
		第2節 県等の組織体制の確立	135
		第3節 自衛隊の災害派遣要請	142
		第4節 応援要請	151
		第5節 災害救助法の適用	158
		第6節 要員の確保	161
		第7節 災害ボランティアの受入・支援	162
	第2章 災害応急対策活動	第1節 地震津波情報伝達対策（緊急地震速報、津波警報・注意報等の伝達）	166
		第2節 津波災害応急対策の実施（津波への対処）	175
		第3節 被害情報等の収集伝達	178
		第4節 広報・広聴	187
		第5節 地震水防対策の実施	195
		第6節 二次災害の防止	196
		第7節 救出活動	200
		第8節 避難対策の実施	204
		第9節 交通・輸送対策の実施	211
		第10節 医療救護	223
		第11節 要配慮者（避難行動要支援者）の支援	228
		第12節 保健衛生、防疫、環境対策	230
		第13節 遺体の捜索、収容及び火葬	234
		第14節 飲料水の供給	237
		第15節 食糧の供給	239
		第16節 生活必需品等の供給	242
		第17節 住宅の確保	244
		第18節 ごみ・し尿・災害廃棄物等の処理	248
		第19節 文教対策の実施	251
		第20節 警備対策の実施	254
第21節 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施	255		
第4編 災害復旧・復興計画	第1章 災害復旧・災害復興の基本方針	第1節 基本方針	262
		第2節 災害復旧・復興計画の構成	263
	第2章 災害復旧事業の推進	第1節 復旧事業計画	264
		第2節 激甚災害の指定	266
	第3章 被災者等の生活再建等の支援	第1節 罹災証明書の発行	267
		第2節 被災者台帳の整備	267
		第3節 生活相談	269
		第4節 女性のための相談	269
		第5節 雇用機会の確保	270
		第6節 義援金品の受付及び配分等	270
		第7節 生活資金の確保	272
		第8節 郵便事業の特例措置	274
		第9節 租税の徴収猶予、減免等	275
		第10節 災害弔慰金等の支給等	276
		第11節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	277
	第4章 経済復興の支援	第1節 金融措置	278
		第2節 流通機能の回復	280
	第5章 復興計画	第1節 復興計画作成の体制づくり	281
		第2節 復興に対する合意形成	281
		第3節 復興計画の推進	281

第1編 総 則

第1章 計 画 の 目 的 ・ 性 格 等

- 第1節 目 的
- 第2節 計 画 の 性 格
- 第3節 計 画 の 構 成
- 第4節 用 語

第2章 地 震 防 災 面 から み た 福 岡 県 の 特 性

- 第1節 自 然 的 条 件
- 第2節 社 会 的 条 件
- 第3節 本 県 の 地 震 災 害 の 特 色

第3章 災 害 の 想 定

- 第1節 地 震 想 定 の 見 直 し に あ た っ て の 基 本 的 な 考 え 方
- 第2節 県 内 活 断 層 の 位 置 及 び 評 価
- 第3節 津 波 災 害 想 定

第4章 重 点 的 に 取 り 組 む べ き 対 策

第5章 防 災 関 係 機 関 等 の 業 務 大 綱

- 第1節 実 施 責 任
- 第2節 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
- 第3節 県 民 及 び 企 業 等 の 基 本 的 責 務

第6章 計 画 の 運 用 等

- 第1節 平 常 時 の 運 用
- 第2節 災 害 時 の 運 用
- 第3節 計 画 の 周 知

第7章 災 害 に 関 す る 調 査 研 究 の 推 進

第 1 編

総 則

第 1 章 計画の目的・性格等

第 1 節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、福岡県の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興）のうち震災対策に関し、福岡県・市町村・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として福岡県防災会議が定めたものであり、県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と県民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した県民運動の展開が必要である。

計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。

- 一 本県の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を し、これに基づき人 、 その他の必要な を適切に 分することにより、人の生命及び身体を最も して保護すること。

被災 による主体的な 組を 害することのないよう しつつ、被災 の年 、性 、 害のその他の被災 の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災 を 護すること。

災害が発生したときは、速やかに、施 の復旧及び被災 の 護を図り、災害からの復興を図ること。

計画の 進に当たっては、重 の 定や関係機関の連携 化等を 的に行うものとする。また、地域における生活 の多様な視 を した防災対策の実施により地域の防災力 を図るべく、 共同 画その他の多様な視 を りれた防災体 を確 するために、防災に関する政策・方 定過 において、性や 、 害 な の 画を 大する。

なお、この計画に定められていない事項については、福岡県地域防災計画（基本 ・ 害対策 ）による。

ただし、 等災害防 法（昭和 0年法律第 4号）に定める特 防災 域に係る防災 については、同法第3 条の規定に基づく福岡県 等防災計画による。

第2節 計画の性格

この計画は、福岡県防災会議が する「福岡県地域防災計画」の「地震・ 対策」として、
年 に発生した 神・ 大震災及び 年3 に発生した 本大震災な の大規 災害を踏ま
え、本県における地震及び 災害の防災 必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る 施
策について定めるものであり、 地震に係る地震防災対策の 進に関する特 措置法（
年法律第 号。以下「 特措法」という。）第 条第2項の規定に基づく 地震防災対
策 進計画を するものである。

策定及び計画の実施にあたっては、国の「防災基本計画」及び「 地震防災対策 進基本計画」
に基づくことから、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が する「防
災業務計画」及び「 地震防災対策 進計画」と な連携を図っていくものとする。

また、この計画は市町村地域防災計画の指 となるものである。

なお、本計画は、災害対策に関し、関係機関の防災業務の実施 、 を 確にし、かつ、相互 の
な連 を図る においての基本的な大綱を すもので、 年、防災会議において を え、
要の を行っていくべきものであるが、その実施 目等については、関係機関において 体的に定
めるものである。

第3節 計画の構成

この計画の は のとおりとする。

- | | | |
|----|-----------|------------------|
| 第 | 総 | |
| 第 | | 計画の目的・性 等 |
| 第2 | | 地震防災 からみた福岡県の特徴 |
| 第3 | | 災害の想定 |
| 第4 | | 重 的に り組 べき対策 |
| 第 | | 防災関係機関等の業務大綱 |
| 第6 | | 計画の運 等 |
| 第 | | 災害に関する の 進 |
| 第2 | 災害予防計画 | |
| 第 | | 基本方 |
| 第2 | | 防災基 の 化 |
| 第3 | | 県民等の防災力の |
| 第4 | | 効果的な応急活動のための事 対策 |
| 第3 | 災害応急対策計画 | |
| 第 | | 活動体 の確 |
| 第2 | | 災害応急対策活動 |
| 第4 | 災害復旧・復興計画 | |
| 第 | | 災害復旧・災害復興の基本方 |
| 第2 | | 災害復旧事業の 進 |
| 第3 | | 被災 等の生活 等の |
| 第4 | | 経済復興の |
| 第 | | 復興計画 |

第4節 用語

- この計画において、この号に定めるものはそれぞれ当該号に定めるところによる。
- 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 助法 災害助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 県防災計画 災害対策基本法第4条に基づき、福岡県防災会議が定める福岡県地域防災計画をいう。
- 4 市町村防災計画 災害対策基本法第4条に基づき、市町村防災会議が定める市町村地域防災計画をいう。
- 県災対本 災害対策基本法第23条に基づき、設置する福岡県災害対策本部をいう。
- 6 地方本 福岡県地域防災計画に基づき、地方に設置する福岡県災害対策地方本部をいう。
- 市町村災対本 災害対策基本法第23条に基づき、設置する市町村災害対策本部をいう。
- 県災対本 福岡県災害対策本部をいう。
- 地方本 福岡県災害対策地方本部をいう。
- 0 要 命、害、財産、国人、行等の特に要する
- 難行動要 要のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な場合であつて、そのかつ迅速な避難の確保を図るため特に要するもの

第2章 地震防災面からみた福岡県の特徴

第1節 自然的条件

第1 地形条件

地等

県をからに国地のにあたる地が連なり、状のによって多くのに分かれている。

これらのは、大分・本県にまたがり、地域から状に連なっており、からにかけて、・福のからなる地、域の地をはんで三、地に二市のあいだをだてて地、の・地ながあり、県の分に大きくしている。

2

本県の一は42で、昭和40年に後、4年に、国、4年にがそれぞれ指定されており、特に後は、第一ので、県の地をしており、大分県の市から県にり、市を経てにいでいる。

また、は、国は防、はにそれぞれいでいる。二は2で、、等4をしている。

3

防に、域の直方、多にした福岡、それににぐ後・域に一のを持つ等が開けている。

4

はを経てにし、は(防)をてて国及び四国に対し、はにみは66である。

()

はわが国最大のをなし、最大6にし、は4km、保全施の効はkmで、かられた防が連なり、然はである。

後は、以下の地、地が多く、地はいのの地であり、等による対策とともに地対策が必要である。

(2)

大分が然で総300km、保全施の効はkmである。

福岡市方の里、は藩政時代の防であるが、他は白砂青松の名勝と壁がきりった然を形している。なお、浜は元寇防塁の遺跡と白砂青松の名勝の地である。

(3)

後
総32km、保全施の効は2kmである。

本は、市から、防に位置し、からにかけて緩く曲した比較的単なで、域は浅となっている。

が比較的大きく(4)、時なは、一体に、が打ち寄せている。

このため、保全施は、対策として築れており、然(砂浜)は少なく、浴な浜利に限を受けている。

また、工業地は、その大分が港施、工業地、埋護等でを形している。

第2 地質条件

地では第三以の古い地やそれらの浸食・堆した崖錐・崩が分する。の地は主に性、砂からなっている。には砂丘の発が著しい。域にはな

機も分する。また、都市での埋めてな人工改変地も存在する。総じて、にはな地や盛地がく分している。

第3 活断層

県の活としては「新本の活(99)」等によると、主なものとしては以下の6()をあることができる。

①小 、②福 、③ 、④警固 、⑤ 、⑥宇美
これらの はいずれも④⑤を除き歴史時代には活動していないが、ほぼ確実に活 であると
定 れている。

第2節 社会的条件

第1 人口の状況

人口

本県の 22年 0 現在の人口は、 0 万人であり、福岡市、 市の2つの政令指定都市を抱えるな 人口集 が い。

地域 人口をみると、福岡地域の24 万6千人（ 比4 . 2%）が最も多く、以下、地域の 30万 千人（同2 . %）、 後地域の 3万3千人（同 6. 4%）、 地域の43 万6千人（同 . 6%）であり、福岡地域 の人口の集 が進んでいる。（ 22年国勢 ）

2 化の進行

本県における6 歳以 の 人口は、 2年には 万 千人（ 2. 4%）であったものが、 22年には 2万3千人（22. 3%）となっており 化が進んでいる。

※ 人口の地域 比

福岡地域459 789人（4 9%）、 地域32 9人（96%）
後地域2 997人（8%）、 地域 46人（7%）（ 22年国勢 ）

第2 土地利用の状況

県 は比較的地形がなだらかであり、 地、 地等の可住地 が多い 、地形が浅く森林が少ないという特徴がある。本県の昭和 年からの 地利 の動 をみると、人口、産業の集 化や都市化の進展に伴い、 地等が減少し、 地、道 等の都市的 地利 が増 しており、特に福岡、 地域でその傾 がみられる。

また、 、産業 造の変化による都市の空洞化、都市 辺 での都市的 地利 と 業的 地利 の混在、過疎化の進行に伴う 地や森林の機能の 下な がみられる。

第3 経済・産業の状況

24年度の県 総生産は 兆 ， 22億 で ・ の 3 . %、全国の 3. 6%を占めている。

本県の産業 造としては、第 産業（0. %）、第2 産業（ . %）、第3 産業（ . 3%）の総生産額の比率となっており、第3 産業のウエイ の は全国 位となっている。（ 年度県民経済計算年報（ 7年 発表））

県 4地域を見ると、全地域とも第3 産業が最も大きな割合を占めるが、 地域の特徴としては、県全体の産業 比に対して、福岡地域は第3 、 地域は第2 、 後地域は第 及び第2 産業の 比が い。

第3節 本県の地震災害の特色

第1 地震災害履歴

地震動による被害

福岡県は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないといわれてきたが、005年0に福岡県方（福岡市の0km）を震とする最大震度6の地震（深km、マグニチュード7.0）が発生した。

0年に近代的地震観測が開始されて以降これまでの、福岡管象での感地震記録によると、福岡県では福岡県方の地震が発生した005年0まで震度以を観測したことは一度もなく、震度4は年のの地震、68年の愛媛県方の地震、年の防の地震、6年のの地震及び7年の口県の地震の回である。

歴史時代の被害地震をべると、福岡県庁の位置での地表速度は最大でも00gal度であり、そのほとんどは、多付近で発生した局地震である。88年8に発生した糸島半島の地震では糸島半島の付け根付近で負3名、家屋破損58件の被害があったが、これが005年に福岡県方の地震が発生するまでの本県における近年の最大規模の地震災害であった。遡って、67年には県のでマグニチュードクスの地震が発生し、家屋倒壊や地割れが発生したことが記録されている。この地震は、で発生したものともいわれている。

2 液状化による被害

005年福岡県方地震では、近年、埋めて造られた福岡市早良百道浜地等の多の範囲で、地に砂をんだがわき出る液状化現象が、道やグウド、駐車場などで起こった。

過去の被害では、88年の糸島半島の地震の際に糸島半島の付け根の地域で、地に生じた亀裂からや砂、塩が噴出したとれており、液状化が発生していたと考えられる。

また、67年のの地震に伴う液状化跡が市で発見されている。液状化は大きな地震動に伴って発生するが、本県ではこれらの地震のほかは大きな被害地震は記録されておらず、史以来ほかに液状化が発生した可能性は少ないと考えられる。

3 による被害

本県では、近年大きなは観測されていない。本県のは・、防、に分けられるが、これらのに到するの発生域としてはそれれ、本、が考えられる。

本では、8年本地震や年道地震に伴いが発生しているが、で0回の位変動が観測されたのみである。一方、防では地震等に伴って大分県で十回のが記録されているものの、福岡県のの記録はない。では、地震に伴うはチリ地震に伴うが崎県や鹿島県ので記録されている度である。また、005年福岡県方地震においては、による被害は起こっていない。0年地方太平洋地震においても、福岡県ではによる被害は起こっていない。

活動に伴う地震では、7年の雲仙の眉大崩壊に伴う十にも及ぶが発生したことが知られている。島原半島で十、対の本県で十にも及ぶが発生し、福岡県にものが及んだ。記録、福岡県での総被害がはっきりしないが、隣の佐領では7名の死、名の負が出ており、5件の家がれた、という記録がある。

■直近の本県関係の地震

【200 年(7年) 福岡県 方 地震】

年	月 日	時分	震源	東 経	北緯	深さ	M	被害の概要
2005	3.20	10:53	福岡県 西方沖	130° 10.5′	33° 44.3′	9	7.0	福岡市を中心に被害。 死者1名 重傷者197名 軽傷者989名 住家被害 全壊143棟、半壊352棟一部損壊9,185棟 福岡県 最大震度6弱

過去の本県関係の主な地震は のとおりである。

() 6 (治元) 年まで

(日本被害地震総覧より)

年	月 日	時分	震源	東経	北緯	深さ	M	被害の概要
679	12.-	夜	筑紫	130° 30′	33° 30′		6.5-7.5	家屋倒壊、幅2丈(6m)、長さ 3000余丈(10km)の地割れ
1706	11.26	夜	筑紫					7回地震、うち2回強く、久留米、柳川で強い揺れの為、堀の水の揺り上げ、魚死す
1848	1.10		筑紫	130° 24′	33° 30′		5.9	柳川で家屋倒壊あり

(2) 6 (治元) 年以降

(日本被害地震総覧より)

年	月 日	時 分	震源	東経	北緯	深さ	M	被害の概要
1872	3.14	17時頃	浜田地震	132° 30′	35° 09′		7.1	久留米で液状化による被害
1898	8.10	21:57	福岡市 付近 (糸島半島)	130° 30′				糸島半島で負傷者3名、家屋、神社、 土蔵破損。 12日8:36(M5.8)にも余震 12日の地震で福岡市で家屋、土蔵の壁に亀裂。 早良郡杵岐、金部村で土蔵被害
1929	8.8	22:33	福岡県	130° 19′	33° 37′		5.1	雷山付近。震央付近で壁亀裂崖崩れ 震度3 福岡 佐賀 厳原
1930	2.5	22:28	福岡市 西部	130° 09′	33° 30′	30	5.0	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。 (7日12:35強い余震) 震度3 福岡 佐賀 厳原
1941	11.19	1:46	日向灘	132° 05′	32° 01′		7.2	宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛でも被害。 宮崎ではほとんどの家の壁に亀裂。人吉で 死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半 壊11棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大 1mで船舶に若干の被害。 震度5 宮崎 人吉 震度4 福岡 熊本 大分 震度3 飯塚
1966	11.12	21:01	有明海	130° 16′	33° 04′	20	5.5	屋根瓦や壁の崩壊。 震度3 福岡 熊本 佐賀 雲仙、日田
1968	8.6	1:17	愛媛県 西部	132° 23′	33° 18′	40	6.6	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被 害。宇和島で重油でタンクのパイプ破損し、 重油170klが海上に流出 震度5 大分 震度4 福岡 山口 宮崎 延岡 熊本 阿蘇山 鹿児島 震度3 飯塚 下関 佐賀 日田、都城
1991	10.28	10:09	周防灘沖	131° 10′	33° 55′	19	6.0	文教施設等に若干の被害 震度4 福岡 震度3 飯塚 大分 佐賀 下関 山口 萩
1996	10.19	23:44	日向灘	132° 00.6′	31° 47.7′	34	6.6	有感範囲は福井市までと広範囲にわたった が、被害は宮崎・大分県などで棚のもの落 下程度。飢肥城大手門・松尾の丸などで瓦 が数百枚落ちた。沿岸で波高10cm程度の小 津波。 震度5 宮崎 鹿児島 震度4 福岡
1997	6.25	18:50	山口県 ・島根県境	131° 40.1′	34° 47.7′	8	6.6	軽傷2名、家屋全壊1棟、半壊2棟、一部 損壊176棟、水道断水は、阿東町、むつみ 村の2町村でピーク時90戸。 震度6強 益田市 震度4 福岡

第3章 災害の想定

この計画の策定にあたっては、地震に関する防災アセスメント（2024年3月 福岡県）、に関する防災アセスメント（2024年3月 福岡県）及び福岡県 浸 想定（2022年 2月 福岡県）の結果を基礎とした。なお、記アセスメントは地震防災対策特 措置法（2017年 施行）及び 対策 進法（2023年6月 24日 施行）に基づき、福岡県 浸 想定は、 防災地域づくりに関する法律（2023年 2月 2日 施行）に基づくものである。結果の概要は以下のとおりである。

第1節 地震想定の見直しにあたっての基本的な考え方

地震の想定計算の概要

県 に存在する活 活断層 についての国等の評価を踏まえ、過去に発生した地震に着目して、想定地震 モデル を 定し、破壊の開始 を 端及び 中央 の3箇所 から行い震度を算出した。また、もし活動 すれば県 4地域の拠 都市である福岡市、 市、飯塚市、 市に最も大きな影 を及ぼす と考えられる活 活断層 が活動した場合の想定被害を算出した（当 被害については、「第2節 県 活断層 の位置及び評価 第3 想定地震による被害等の概要」のとおり）。

その活 活断層 は、福岡市に影 を及ぼすと考えられる警固 （ ）、 市に影 を及ぼす と考えられる小 小川、飯塚市に影 を及ぼすと考えられる 小川、 市に影 を及ぼす と考えられる 小川の4つである。

また、活 活断層 の存在が確認 されていない地域においても、地震が発生する可能性があることから、全市町村について直下型地震を想定し、震度及び被害を算出した。

更に、発生確率は不確定であるが活 活断層 で起きる最大ク スの地震として が に しているとの見解があることからマグニチュード 7.0の地震を想定し、地震動と液状化の ミュレー ヨを実施した。

なお、警固 （ ）、福知 市、宇美 市、糸島半島の地震についても地震動と液状化の ミュレー ヨを実施した。

当 被害については、「地震に関する防災アセスメント 報告書」（2024年3月 福岡県）に 載をしている。

市町村においては、記の4つの活 活断層 が活動した場合に想定 される被害と、直下型地震が発生 した場合に想定 される被害とを比較して、より被害の大きい方を基礎として防災対策をたてる必要がある。

地震被害想定の子測の条件について、季節及び時刻は冬の夕刻（午後 5時～6時）とし、 の条件 は4 /秒とした。

また、震度や被害の分 図は20メー ヲによるものとし、地震動の 定方法は、基 地震動は「翠 ・小林の方法」、地表地震動は地 造を考 した応答計算を採 した。

※「翠 ・小林の方法」

震 震動 の がりや の破壊方 を判 するために、震 震動 を小領域に分割して、 の破壊の進行状況を考 し、 々の小領域から地震 が観測 に移動するものとして時 を 考 して重ね合わせ、基 での地震動を求める方法。

第2節 県内活断層の位置及び評価

第1 国等における活断層の評価

現在、県 において存在が確認 されている活 断層は6つであり、それ ぞれの活 断層の国等における評価は下表のとおりである。

【福岡県に存在する活断層の国等における評価】

活 断層名	警固 (北西部)	警固 (南東部)	小	福			宇美
の長さ (km)	() 5	() 7	() 7	() 0	()	() 6	() 8
マグニチュード	() 7.0	() 7.	() 6.	() 7.0	() 7.	() 7.	() 6.
均的な活動	() 不	() , 00年~ 5,500年	(5) 8,500年	(5) 5,000年	() 不	() ,000 年	() 5,000年以 下
最新の活動時期	() 005年福 岡県 方 の地震	() , 00年 以後、, 00年以	(5) , 00年	(5) ,000年 から 千年 遡る期	() ,000年 以後、概 ね ,000年 以	() , 00年 (67年 地震)	() , 00年 以 降
後 0年以 に 地震が発生する 確率	() 不	() 0. ~6%	(6) 0.005%	(6) 0.6%	() 不	() ほぼ0%	() 不
() 新 本の活断層 () より、一連と見なせる 群を直 で近似した () 国 (地震 進本) による 期評価 () 福岡県による評価 () 松 (75); logL=0.6M- . (5) 市による評価 (6) 本地域を対象とした確率論的地震動予測地図							

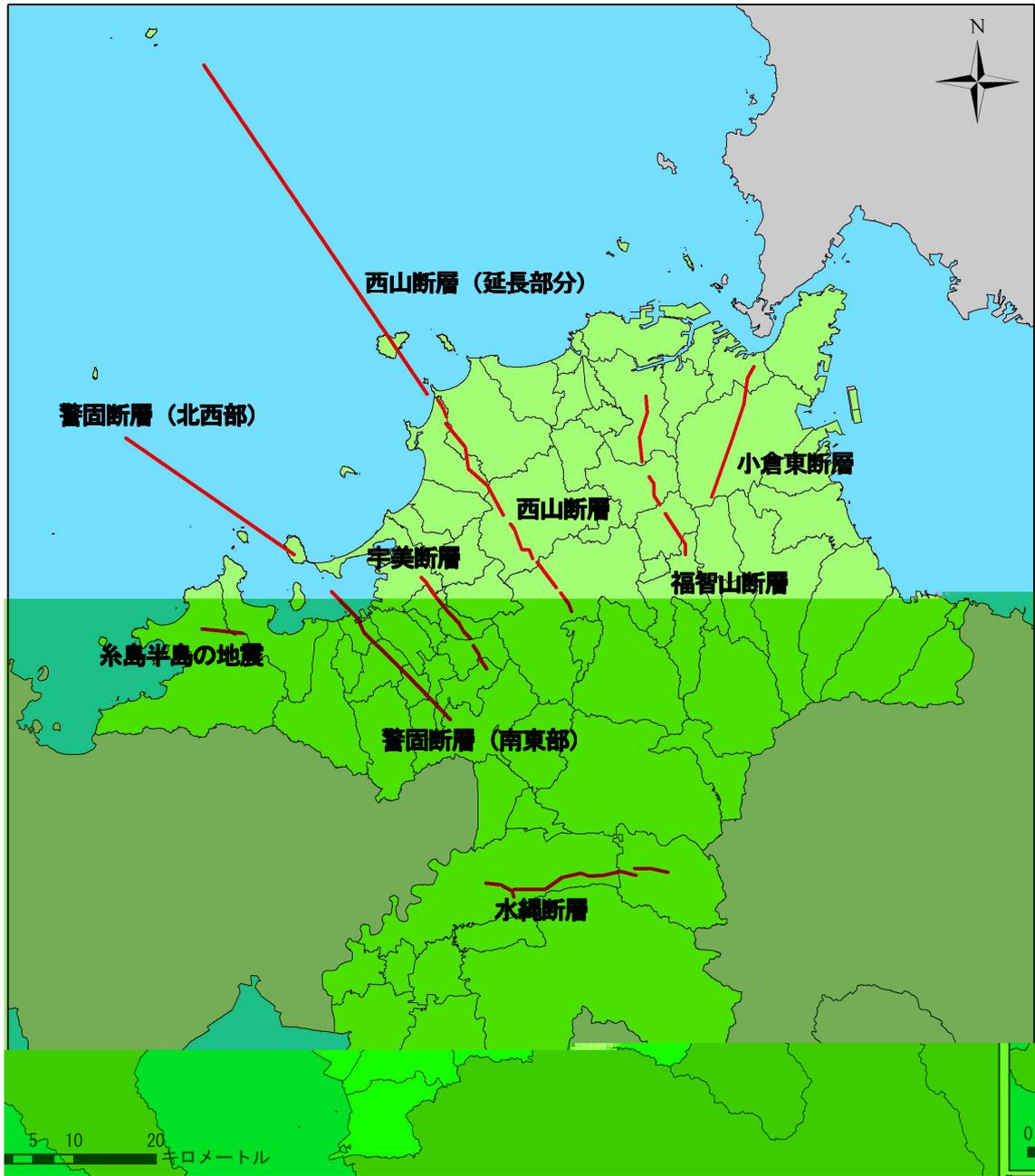
第2 想定地震

想定地震については、県 に存在する6つの活断層及び既往の地震に着目して 定するとともに、被害の算出については、人口が集 している県 4地域の主要都市（福岡市、 市、飯塚市、 市）を 心とする地域の被害を算出することとした。

このため、もし活動すれば、これらの地域に重大な被害を及ぼすと考えられる警固 断層、小 断層、 断層 に関する被害を算出した。

想定地震の震 断層の位置及びパ ンメーターは、図 及び表 のとおりである。

【図 想定地震の震 位置】



【表 想定地震の震 パラメータ一覧】

震 パ メ ー タ		小倉東断層	福智山断層	西山断層	西山断層 海上部への 延長	警固断層	警固断層	水縄断層	宇美断層	糸島半島 の地震
震 の L(km)		6) 7	6) 2	9) 3	8) 8	9) 2 5	9) 2 7	9) 2 6	8) 8	1) 5
震 の 幅 W(km)		2) 8 5	2) 1	9) 5	8) 5	9) 5	9) 5	9) 5	2) 9	2) 2 5
マ グ ニ チ ュ ー ド M		7) 6 9	7) 7	9) 7 3	7) 8	9) 7	9) 7 2	9) 7 2	8) 6 9	3) 6
震 の 深 d(km)	端	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	5) 3
	下 端	8) 5	8) 1	7) 7	8) 7	8) 7	8) 7	8) 7	4) 1	8) 5 5
備 考		<p>●小倉東断層については、現在、文部科学省に設置されている地震調査研究推進本部（以下「推進本部」という。）において、地震の規模や、一定期間内に地震が発生する確率などを予測する「長期評価」の検討が行われているところである。</p> <p>●警固断層（北西部）については、2005年の福岡県西方沖地震を引き起こした断層である。</p> <p>●警固断層（南東部）については、福岡市の中心部を通っている断層であり、一度活動すれば多大な被害の発生が予想される。</p> <p>●基盤地震動一定（未知の活断層）</p> <p>地表に活断層が現れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性は否定できず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性は存在する。</p> <p>このため、地表に活断層の存在が確認されていない地域においても、市町村ごとの被害を算出した。（地表に活断層の現れていない地域）</p> <p>・各市町村の直下 10キロ ・想定マグニチュード 6.9</p>								
		<p>1) 松 (75):logL= 6M2 9</p> <p>2) W=12</p> <p>3) 新 本被害地震総覧 (87) より</p> <p>4) 下端は震 の幅 (W) をプ スしたもの。</p> <p>5) 糸島地震(89)の際に地表に が現れなかったので基 深 2 km と仮定</p> <p>6) 新 本の活 () より、一連と見なせる 群を直 で近似した</p> <p>7) 大学理学 院附属地震 観測 セ ター観測 料より</p> <p>8) 福岡県による評価</p> <p>9) 国(地震 進本)による 期評価</p>								

また、地表に活 が現れていない地域においても、地 に未知の活 が存在している可能性は否定できず、県 のあらゆる地域において地震が発生する可能性は存在する。このため、市町村の直下 0 k において、マグニチュード6. の地震が発生したと想定し、市町村の被害を算出した。当 被害については、「地震に関する防災アセスメ 報告書」（ 24年3 福岡県）に 載をしている。

第3 想定地震による被害等の概要

被害等総括表

表 に した想定地震の震 のうち、活動した場合には県 4 地域の主要都市（福岡市、市、飯塚市、 市）に重大な被害を及ぼすと想定 される4つの想定震 について、予測被害を算出し、下記の「表2 被害等総括表」にまとめた。

算定条件は、冬季の夕刻（午後 時～6時）、 速4 /秒である。

【表2 被害等総括表】

想定項目		震源断層	小倉東断層	西山断層	警固断層	水縄断層
			(中央下部)	(北西下部)	南東部 (北西下部)	(中央下部)
建物被害 (棟)	全壊 (大破)	木造	6,504	12,526	16,291	23,951
		非木造	603	855	1,676	1,621
		計	7,107	13,381	17,967	25,572
	半壊 (中破)	木造	5,458	12,655	12,864	10,251
		非木造	795	1,169	2,157	1,304
		計	6,253	13,824	15,021	11,555
ライフライン等被害 (箇所)	上水道		1,079	2,853	2,993	1,947
	下水道		331	200	650	517
	都市ガス管		123	23	159	33
	配電柱		54	100	141	164
	電話柱		42	88	140	144
	道路	高速道路*1 (km)	78	52	120	103
		国県道路	71	176	155	152
	鉄道		163	365	346	263
	湾岸係留施設 (km)		66.3	91.9	62.5	30.9
火災	炎上出火 (件数)		26	53	74	95
	延焼による焼失 (棟数)		4	6	10	20
人的被害 (人)	死者		486	844	1,183	1,482
	負傷者		6,634	21,678	22,508	23,254
	要救出者		3,946	3,967	7,160	6,700
	要後方医療 搬送者数		664	2,165	2,252	2,327
	避難者数		22,899	23,025	41,425	39,713

*1 高速道路はインターチェンジ間などで不通箇所を生じる可能性が予測された場合、当該区間延長の合計を示している。

* 各活断層の被害想定については、両端及び中央部から破壊を開始した3パターンの被害を算出したが、この表には建物被害が一番多い破壊開始点から算出被害を掲示した。なお、掲示した破壊開始点は震源断層の欄に括弧書きで示している。

2 地震動

いずれの想定 においても、 辺で い地震動が予測 され、その は から離れるに従って減衰する傾 にある。最大震度は、 の想定で、一 の地域に震度 が予測 されたほか、その他の においても震度6 を す地域が存在する。これらの地域は、表 の な地 であるため、特に い地震動が予測 されたものと考えられる。

には、小 の想定では、市と荻町の一 で震度6 が予測 されるほか、市の を 心に い範囲にわたって震度6 が予測 される。 の想定では、宮若市、宗像市、福 市の一 で震度6 の地域が予測 されるほか、 辺の地域でも震度6 が予測 される。 の想定では、市の一 や 市、 町で震度 の地域が予測 されるほか、 辺の地域でも震度6 が予測 される。警固 の想定でも、 町の一 な で震度 が予測 され、震度6 の地域も福岡地方から 後地方にわたる い範囲に及んでいる。

3 液状化

液状化危険度も地震動と同様に 辺に危険度の い地域が多く認められる。 らにそれらの地域でも特に、 い、 、埋 地な に液状化危険度が い地域が分 しており、これらは な砂 地 や盛 の存在が影 しているものと予測 される。

には、小 の想定では、市や行橋市付近のやや い範囲で液状化危険度が いと予測 される。 の想定では、福 市、宗像市な の で いほか、陸 では宮若市や小竹町な で液状化危険度が いと予測 される。 の想定では、市、大刀洗町をはじめとして、後 地域及び 地域で液状化危険度が いと予測 される。警固 の想定では福岡市の と福岡市近郊で危険性が い地域が存在するほか、市の 後 い や 、飯塚市、小竹町、宮若市の い、市や福 市の一 な い範囲に液状化危険度の い地域が予測 される。

4 斜 崩壊危険

想定 に近い急傾斜地において崩壊の可能性が い。特に、警固 の想定では、被害の範囲が大きく、福岡市な で崩壊の危険度が いと想定 される斜 が 箇所あり、斜 崩壊に伴う被害は 07棟と予測 される。

また、その他の では、小 の想定では、市な で崩壊の危険度が いと想定される斜 が 6箇所あり、斜 崩壊に伴う 被害は 8棟と予測 される。 の想定では、飯塚市な で崩壊の危険度が いと想定 される斜 が 57箇所あり、斜 崩壊に伴う 被害は 5 棟と予測 される。 の想定では、市な で崩壊の危険度が いと想定 される斜 が 8 箇所あり、斜 崩壊に伴う 被害は 5 棟と予測 される。

危険

過去には において、島原半島の眉 崩壊にともない の が発生しているほかは、本県 で大きな は記録 されていない。本県の 辺にあり地震発生に伴い が到 する可能性があるものとしては、対馬 、防 群、雲仙 、 、 な があられる。 で最 位4.4 、 後 で4.6 、 で3. の が到 することが予想 され、及び いの 地に浸 被害を及ぼすおそれがある。(第3節 災害想定)

本県における比較的新しい の観測例としては、年 道 地震による があるが、多 で c の 昇にと まっている。また、005年の福岡県 方 地震では、 は観測 されていない。0 年 地方太 洋 地震により、福岡市 多で cm、市門司で cm、港青浜で 5cm、港 0cm、荻 港で 8cm、大牟 市三池で5cmの を観測したが、被害は発生していない。

6 被害

被害は、棟 が多く、かつ地震動等が大きい の想定で、最も大きい被害が予測 されており、市や 市を 心に木造 が全壊 , 5 棟、半壊 0, 5 棟、非木造 が全壊 , 6 棟、半壊 , 0 棟と予測 される。

その他の では、小 の想定では、市を 心に木造 が全壊6,50 棟、半壊5, 58 棟、非木造 が全壊60 棟、半壊7 5棟と予測 される。また の想定では、地方な を 心に木造 が全壊 , 5 6棟、半壊 , 655棟、非木造 が全壊855棟、半壊 , 6 棟と予測 される。警固 の想定では、福岡市な を 心に木造 が全壊 6, 棟、半壊 , 86 棟、非木造

が全壊 ,676棟、半壊 , 57棟と予測 される。

地震 災被害

最も影 が大きいと想定 された は の想定で、想定震 に近く、 被害が多い市、 市、うきは市、 市、みやま市、 町、 町を 心に県 に集 している。

その他の では、小 の想定では、 市を 心に6件の炎 出 が予測 され、消能力が及ばず焼失すると予測 される焼失棟 は5棟と予測 される。また の想定では、 地方を 心に 範囲で5 件の炎 出 が予測 され、消能力が及ばず焼失すると予測 される焼失棟 は6棟と予測 される。警固 の想定では、福岡市な を 心に7 件の炎 出 が予測 され、消能力が及ばず焼失すると予測 される焼失棟 は 0棟と予測 される。

イ イ 施 被害

イ イ については、警固 の想定で最も被害が大きく、福岡市を 心として被害が発生すると予測 される。特に市民生活に重大な影 が及ぶ 道、電 、ガスについて、 道被害は , 68箇 、電柱被害は 箇 、都市ガス被害は 6箇 で発生すると予測 される。

その他の においては、 道被害について、小 の想定では 市を 心に ,07 箇 、 の想定では 地方を 心に ,787箇 、また の想定では 市を 心に , 7箇 の被害が予測 される。

交通施 被害

() 道 ・鉄道被害

交通被害は、 の想定で最も大きく、国県道で 76 箇 、都市 速道 や 自動車道で 2 km 度(ただし不通 となるイ ターチェ ジ の合計)となっている。その他の では、小 の想定で78 箇 、警固 の想定で 55 箇 、 の想定で 2 箇 の被害が予測 される。

なお、鉄道被害については、警固 の想定で346 箇 の被害が予測 されているほか、小 の想定で 63 箇 、 の想定で378 箇 、 の想定264 箇 の被害が予測 される。

(2) 港 ・漁港施 被害

港 、漁港の施 被害は、小 の想定、並びに警固 の想定において、港 の液状化危険性が 出ることから、 港・多港・苅 港といった国際抛 港 や重要港 も被害を受けると予測 される。小 の想定では、港 係 施 の被害は66km 度、また警固 の想定では同じく 2 km 度の被害が予測 される。また、想定地震が見直 された場合は、その他の港 を めて港 の影 について、改めて を行うものとする。

0 人的被害

の倒壊や斜 崩壊により、人的被害の発生が予測 されている。警固 の想定では被害が大きいことから、それに伴う人的被害は福岡市を 心に、死 が 83名、負 が2258名発生すると予測 される。

その他の に関する被害は、小 の想定では、 市を 心に死 が5 名、負 が449名発生すると予測 される。 の想定では、 地方を 心に、死 が844名、負

が2678名発生すると予測 される。 の想定では、 市を 心に、死 が42名、負 が23254名発生すると予測 される。

第3節 津波災害想定

第1 津波の想定計算の概要

概要

2023年3月の本大震災を受け、最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という考え方で、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて防災を進める「防災地域づくりに関する法律」が2023年2月に施行された。

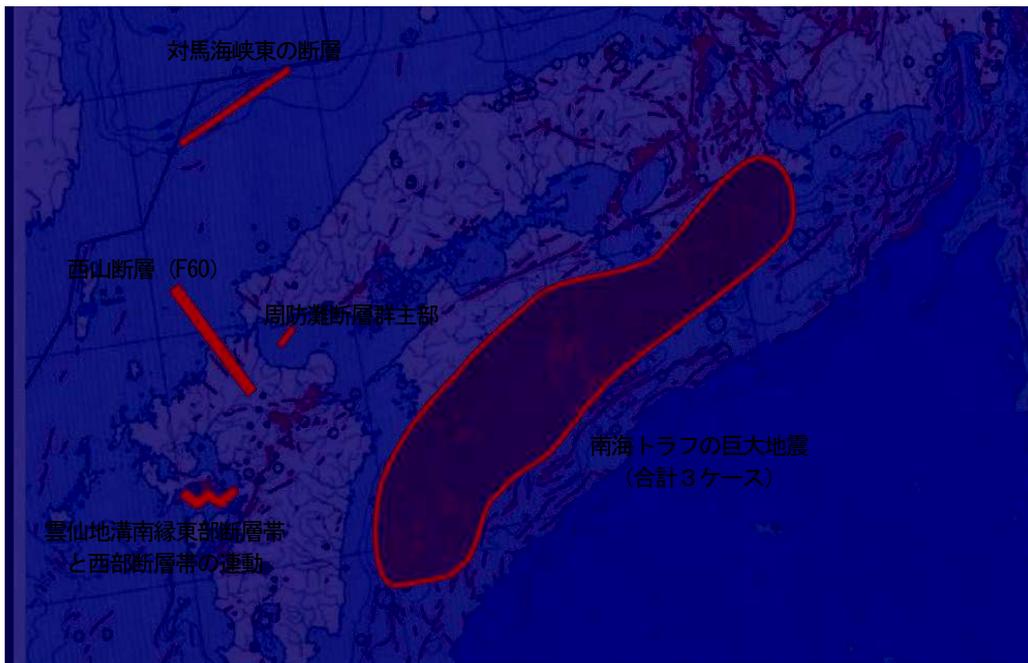
また、国では、「南海トラフの巨大地震による津波浸水域等」(2024年)や「本州の大規模地震で発生する津波想定」(2026年)を公表するなど、最新の知見に基づき、地震・津波に関する施策が行われてきた。

福岡県ではこうした国の動向を踏まえ、従来の「津波に関する防災アセスメント」(2024年3月福岡県)に基づく津波浸水域想定を見直し、「防災地域づくりに関する法律」の基本指針や国の最新の知見に基づく津波浸水域想定を新たに定めることとした。

福岡県は、本州にしたがって、本州から関門海峡を通り四国や本州とつながる後、福岡県をはじめ、崎県、佐賀県、本県に囲まれた九州の、3つの津波帯とする。

福岡県に来襲する可能性のある想定津波のうち、最大クラスの津波をもたらすと想定されるについて、以下のように選定し、津波の予測を行った。

- ①対馬海峡東の断層
- ②防灘断層群主部
- ③雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動
- ④南海トラフ
- ⑤南海トラフ



【対象とした 位置】

福岡県では最も水位46mの津波が予測される。この予測値は、対馬海峡東の断層をとし、初期水位を朔望平均水位とした場合の値である。

最速の到達時は約10分であり、南海トラフをとした場合の値である。

による被害は、対馬海峡東の断層をとした場合が最も多いと予測され、被害は、79棟の全壊、5355棟の半壊が予測される結果となった。人的被害は、55人程度の死が予測されるが、津波の到達まで時間があることから、避難が迅速に行われれば被害は大きくならないと考えられる。

第2 対馬海峡東の断層、周防灘断層群主部、雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動

以降に、 における の予測および被害の想定結果をまとめる。

【 地震による最 位および 到 時 】

No	ケース		最速 到 時 ※ (分)	最 位 (m)	築 被害棟 (棟)		人的被害 (死)
		初期 位			全壊	半壊	
①	対馬 の	朔望 均 位	91	4.6	66	442	28
②	防 群主	朔望 均 位	27	4.0	53	515	25
③	雲仙地溝 縁 と の 連動	朔望 均 位	42	3.5	748	3,901	15
④		朔望 均 位	1	4.3	46	382	28
⑤		朔望 均 位	177	3.5	791	5,355	55

※ 到 時 : 計算開始から+ 0 c 位 昇までに要した時

第3 波源毎の想定

対馬 の

本 は、 口県の 本 にある の地震により発生するものである。主に と、
市 の開門 より (に する) で、 位が く、また到 時 も早くなる。

() の到 時

○ 到 時 は、最も速い 市で 9分となるほか、宗像市、岡垣町、芦屋町で 9分となる。そ
他の の地域では、おお ね3時 以 には到 すると予測 される。

(2) 最 位

○ 最 位は、 市で最も く 4.6m となるほか、糸島市で 4.4m となる。その他、福岡
市、宗像市、岡垣町、芦屋町で最 位が 3m 以 となると予測 される。

(3) 最 位の到 時

○ 最 位の到 時 は、最も速い宗像市で 97分と予測 される。

○ 最 位が最も い 市では、 8分と予測 される。

(4) 浸 範囲

○ 地震によって 防が沈下するため や いの 地が浸 する他、 後の 地が い
の漁港や浜辺等での浸 が予測 される。

2 防 群主

本 は、大分県 の 防 にある の地震により発生するものである。主に、 後 の開
門 の (防 に する) で、 位が く、また到 時 も早くなる。

() の到 時

○ が大分県 にあるため、到 時 は、大分県に近い 市で 27分、吉富町で 28分となるほ
か、その他の 後 の地域でもおお ね5分 以 には到 すると予測 される。

(2) 最 位

○ 最 位は、 町で最も く 4 m となる。その他、 市、行橋市、 市で最
位が 3m 以 となると予測 される。

(3) 最 位の到 時

○ 最 位の到 時 は、最も速い行橋市で 9分と予測 される。

○ 最 位が最も い 町では、 75分と予測 される。

(4) 浸 範囲

○ 地震によって 防が沈下するため や いの 地が浸 する他、後の 地が いーの漁港や浜辺等での浸 が予測 れる。

3 雲仙地溝 縁 と の連動

本 は、 崎県島原半島の の地震により発生するものである。 で、 位が く、また到 時 も早くなる。

() の到 時

○ 到 時 は、最も速い大牟 市で 4 分となる。その他の の地域では、おお ね8 分以 には到 すると予測 れる。

(2) 最 位

○ 最 位は、大牟 市で最も く 3.5m となる。

(3) 最 位の到 時

○ 最 位の到 時 は、最も速い大牟 市で47分と予測 れる。

(4) 浸 範囲

○ は、後にゼロメー 地 が がり、位も い。そのため、地震による 防の沈下や の到 により浸 が発生する箇 では、範囲に浸 が がることが予測 れる。

4

本 は、福 市と宗像市の を走る の地震により発生するものである。主に と、市の 関門 より (に する) で、 位が く、また到 時 も早くなる。

() の到 時

○ の位置が最も県 に近いので、到 時 も他の に対し速く、古 市や福 市では地震発生後 分 度となるほか、福岡市や新宮町、宗像市、岡垣町でも 分以 、その他の の地域でもおお ね4 分以 には到 すると予測 れる。

(2) 最 位

○ 最 位は、 に近い宗像市で最も く 4.3m となる。その他、福 市、岡垣町、芦屋町、市で最 位が 3 m 以 となる。

(3) 最 位の到 時

○ の到 時 同様、他の よりも最 位の到 時 が速く、古 市で 分、新宮町、福 市で 分と予測 れる。

○ 最 位が最も い宗像市では、 分と予測 れる。

(4) 浸 範囲

○ 地震によって 防が沈下するため や いの 地が浸 する他、後の 地が いーの漁港や浜辺等での浸 が予測 れる。

本 は、 閣府が想定する の巨大地震により発生するものである。全 で ケースが想定 れるもののうち、福岡県ではケース4、5、 で 位が くなると予測 れる。福岡県では、関門 の 後 と、 で の発生が予測 されている。

() の到 時

○ 地震の位置が他の よりも離れているため到 時 は く、 後 では最も早い 市で 77分、 では最も早い大牟 市で2 37分と予測 れる。

(2) 最 位

○ 最 位は、 後 では 市で最も く 3.5m、 ではみやま市、大牟 市で最も く 3.4m となる。

(3) 最 位の到 時

○ 最 位の到 時 は、 後 では 市で最も早く 96分、 では大牟 市で最も早く2 66分となる。

(4) 浸 範囲

○ 後 では、地震によって 防が沈下するため や いの 地が浸 する他、後の 地が いーの漁港や浜辺等での浸 が予測 れる。

- は、後にゼロメートル地帯になり、水位も高い。そのため、地震による防波堤の沈下や波の到達により浸水が発生する箇所では、範囲に浸水することが予測される。

第4章 重点的に取り組むべき対策

災害に い県を目指し、第3 「災害の想定」で したような人命損失危険に対する防災対策の 進や防災拠 となる施 の耐震化の 進、大規 な災害にも対応できる都市基 備な を 進する。ただし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、 まざまな対策を組み合わせることによって、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観 から災害に備える、「減災」の考え方を防災の基本方 とする。

このようなハード対策に併せて、県民との迅速な防災情報の共 化や県民運動展開の促進及び効果的な応急対策のための事 対策の 進等のソ 対策等を組み合わせ、災害の未然防 と被害最小化に けた総合的な防災対策の充実を図るとともに、とりわけ本県においては、本県の特性を考 し、より実践的な防災対策を行うため、重 的な に り組み、安心で安全に暮らせる防災力の い地域づくりを目指す。

第1 地域の防災力を向上させるための県民運動の展開

地域の防災力を せるため、県民、地域 ミュニティ及び 業等が防災 識を持ち、災害に対する「備え」を実践する必要がある。

- 県民の防災 識の 揚・地震 防災 の必要な教育及び 報の 進
- 地域・ 業の防災力の

第2 地域特性を考慮した防災対策の確立

本県は、全国的にも重要な経済拠 (な) であるため、被災による経済的機能を麻痺 せな いたための対策に り組 必要がある。また、福岡市、 市の政令市には、人口の集 化が著しく、都市型防災対策の り組みや人的被害の軽減を図る必要がある。

- 経済拠 機能維持のための対策の 進
- 都市型防災対策の 進

第3 人的・物的資源の効率的な活用による防災対策の推進

地震発生時においては、災害時 電話の 絶な も考えられることから、適切な負 搬送のための 急隊と医療機関との の通信や、県等による被害状況の 及び関係機関 の伝 な に が生じないよう、多様な通信手段の確保や情報の収集・伝 体の充実 化を図る必要がある。

また、災害に関する 種 を実施している大学や学会な には、災害対策 の多くの知見の蓄 がある。これらの知見について、防災対策に 効活 されるよう、大学や学会等と行政との連携 体を 築する必要がある。

- 適切な医療供給体 の 築
- 地域の災害情報の ・伝 体の充実 化
- 大学・学会・防災 機関等と行政の連携の 化

第4 建築物等の耐震化の推進

地震発生時に死 が発生する主な要因は住 の倒壊に伴うものが圧倒的に多いため、住 の耐震化に り組 必要がある。また、公共施 が被災しては、災害対応に をきたすことになるため、公共施 の耐震化に り組 が必要である。

らに、道、電 、ガスな の イ イ の被災により、県民の 常生活、 業の産業活動に 深刻な影 が及ぶことも予想 されるため、イ イ 施 について耐震化に り組 必要がある。

- 住 、公共施 等の耐震化の 進
- イ イ 施 の耐震化の 進

第5 高齢化社会などに対応した防災体制の確立

地震発生時には な の要 が犠牲となるケースが多いため、要 に した防災知識の普及や災害時の情報提供、 難誘導体 の 化な 、防災体 を確 せる必要がある。

- な の要 対策の充実

第6 学校における防災教育推進

災害は突然に、しかも想定外のことが起こる可能性があるという認識のもと、強い危機感をもち、自らの判断で行動できる児童生徒の育成に努める必要がある。

- 防災に関する知識の習得
- 困りの状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成
- 防災管理・組織活動の充実・徹底

第5章 防災関係機関等の業務大綱

防災関係機関等は、その施策が直接的なものであるか間接的なものであるかを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう努めなければならない。

防災関係機関等の防災活動の実施の在り及び処理すべき事務は業務の大綱はのとおりである。

第1節 実施責任

第1 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の域をこえて域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動において統一的处理を必要としたり、市町村の連携を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を助し、かつ、その総合を行う。

第2 市町村

市町村は、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一的務として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理は、素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 県

(災害予防)

- ・防災会議に係る事務に関する事
- ・福岡県災害対策本 等防災対策組織の 備に関する事
- ・防災施 の 備に関する事
- ・防災に係る教育、訓練に関する事
- ・国、市町村及び防災関係機関との連 に関する事
- ・他の都道府県との相互応 及び 域一時滞在についての協定の締結に関する事
- ・防災に必要な 機 等の 備、備蓄に関する事
- ・生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事
- ・危険 施 の保安確保に必要な指導、助言及び ち り に関する事
- ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
- ・防災行政 通信施 の 備と通信の確保に関する事
- ・防災知識の普及に関する事
- ・要 の安全確保に関する事
- ・ 急消防 助隊 本 に関する事
- ・ 業等の防災対策の促進に関する事
- ・ 業等の協力の確保についての協定の締結に関する事
- ・災害ボ ティアの受け れ体 の 備に関する事
- ・保健衛生・防疫体 の 備に関する事
- ・帰 困難 対策の 進に関する事

(災害応急対策)

- ・災害予警報等情報の収集・伝 に関する事
- ・市町村の実施する被災 の 助の応 及び に関する事
- ・被災 童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事
- ・災害 助法に基づく被災 の 助に関する事
- ・災害時の防疫その他保健衛生に関する事
- ・ 防管理団体の実施する 防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指 、 に関する事
- と
- ・公共 木施 、 地及び 林 産 施 等に対する応急措置に関する事
- ・ 産 、家畜、林産 及び 産 に対する応急措置に関する事
- ・ 急通行車 の確認及び確認証 書の交付に関する事
- ・自衛隊の災害派遣要請に関する事
- ・県管理港 施 等の維持管理及び 害 等の除去に関する事
- ・被災 築 の応急危険度判定の実施、 、 に関する事
- ・災害ボ ティアの活動 に関する事
- ・福岡県 管施 の被災状況 に関する事

(災害復旧)

- ・公共 木施 、 地及び 林 産 施 等の災害復旧及び改良に関する事
- ・ 価の安定に関する事
- ・ 金品の受領、 分に関する事
- ・災害復旧 の確保に関する事
- ・災害融 等に関する事

第2 市町村

(災害予防)

- ・防災会議に係る事務に関する事

- ・市町村災害対策本 等防災対策組織の 備に関すること
 - ・防災施 の 備に関すること
 - ・防災に係る教育、訓練に関すること
 - ・県及び防災関係機関との連 に関すること
 - ・他の市町村との相互応 及び 域一時滞在についての協定の締結に関すること
 - ・防災に必要な 機 等の 備、備蓄に関すること
 - ・生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること
 - ・給 体 の 備に関すること
 - ・管 における公共的団体及び自主防災組織の充実、育 及び指導に関すること
 - ・住民の自発的な防災活動の促進に関すること
 - ・災害危険 域の に関すること
 - ・ 種災害予防事業の 進に関すること
 - ・防災知識の普及に関すること
 - ・要 の安全確保に関すること
 - ・ 業等の防災対策の促進に関すること
 - ・ 業等の協力の確保についての協定の締結に関すること
 - ・災害ボ ティアの受け れ体 の 備に関すること
 - ・帰 困難 対策の 進に関すること
- (災害応急対策)
- ・ 防・消防等応急対策に関すること
 - ・災害に関する情報の収集、伝 及び被害 に関すること
 - ・ 難の指 ・勧告及び 難 の誘導並びに 難 の開 に関すること
 - ・災害時における文教、保健衛生に関すること
 - ・災害 報及び被災 からの相談に関すること
 - ・被災 の 難、 助その他の保護に関すること
 - ・被災 の心身の健康の確保、居住の場 の確保その他被災 の保護に関すること
 - ・復旧 機 の確保に関すること
 - ・災害対策要員の確保・動員に関すること
 - ・災害時における交通、輸送の確保に関すること
 - ・被災 築 の応急危険度判定の実施に関すること
 - ・関係防災機関が実施する災害対策の に関すること
 - ・災害ボ ティアの活動 に関すること
 - ・市町村 管施 の被災状況 に関すること
- (災害復旧)
- ・公共 木施 、 地及び 林 産 施 等の災害復旧及び改良に関すること
 - ・災害弔慰金の至急及び災害 護 金の貸付け等災害融 等に関すること
 - ・市町村民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること

第3 福岡県警察本部

(災害予防)

- ・災害警備計画に関すること
 - ・警察通信確保に関すること
 - ・関係機関との連 協 に関すること
 - ・災害装備 機 の 備に関すること
 - ・危険 等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
 - ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
 - ・防災知識の普及に関すること
- (災害応急対策)
- ・災害情報の収集及び伝 に関すること
 - ・被害実態の に関すること

- ・被災 の 出及び負 等の 護に関すること
- ・行方不 の に関すること
- ・危険箇 の警戒及び住民に対する 難指 、誘導に関すること
- ・不法事案等の予防及び 締りに関すること
- ・被災地、 難場 、重要施 等の警戒に関すること
- ・ 難 及び 急交通 の確保に関すること
- ・交通の混乱の防 及び交通秩序の確保に関すること
- ・ 報活動に関すること
- ・死体の見分・ 視に関すること

第4 指定地方行政機関

管 警察局

(災害予防)

- ・ 域 急 助隊の運 及び 域的な応 の指導 に関すること
- ・ 域的な交通規 の指導 に関すること
- ・他の管 警察局との連携に関すること
- ・管 指定地方行政機関との協力及び連 に関すること
- ・警察通信の運 に関すること
- ・ 警報・ 報の伝 に関すること

2 福岡財務 局

(災害応急対策)

- ・災害時における金融機関に対する 急措置の指 ・ に関すること
- ・国 財産の 償貸付等の措置に関すること

(災害復旧)

- ・地方公共団体に対する災害融 に関すること
- ・災害復旧事業の 定 会い等に関すること

3 生局

- ・災害状況の情報収集、通報に関すること
- ・関係職員の現地派遣に関すること
- ・関係機関との連 に関すること

4 政局

(災害予防)

- ・ の備蓄に関すること
- ・防災体 の指導及び 地防災事業の 進に関すること
- ・ 地保全施 の管理体 の 化、指導に関すること

(災害応急対策)

森林管理局（福岡森林管理署）

(災害予防)

- ・国 保安林・治 施 の 備に関すること
- ・林 災予防体 の 備に関すること

(災害復旧)

- ・復旧対策 の供給に関すること

6 経済産業局

(災害予防)

- ・ 扱業 に対する予防体 確 の指導等に関すること
- (災害応急対策)
- ・災害対策 の適 な価 による な供給の確保に関すること
 - ・り災事業 の業務の 常な運営確保に関すること
 - ・電 ・ガス・ 製品等の な供給確保に関すること

(災害復旧)

- ・生活必需品・復旧 等の供給の な確保に関すること
- ・被災 小 業の復旧 金の確保・幹旋に関すること

産業保安監督

(災害予防)

- ・ 葉、 圧ガス、都市ガス及び電 施 等の保安確保対策の 進に関すること

(災害応急対策)

- ・鉦 における応急対策の監督指導に関すること
- ・災害時における 葉、 圧ガス、都市ガス及び電 施 等の保安確保に関すること

運輸局（福岡運輸 局）

(災害予防)

- ・交通施 及び 備の 備に関すること
- ・宿泊施 等の防災 備に関すること

(災害応急対策)

- ・ 管事業 等の災害に関する予警報の伝 指導に関すること
- ・災害時における 管事業 に関する情報の収集に関すること
- ・災害時における輸送機関等の 報、宣伝指導に関すること
- ・災害時における輸送分担、連 輸送等の 節に関すること
- ・ 急輸送命令に関すること

大 航空局（福岡・ 空港事務 ）

(災害予防)

- ・指定地域 空の飛行規 等その他 知徹底に関すること
- ・航空通信連 情報及び航空管 の 備に関すること

(災害応急対策)

- ・災害時における航空機輸送の安全確保に関すること
- ・遭難航空機の捜索及び 助活動に関すること

0 第七管 保安本

(災害予防)

- ・ 災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること
- ・ 出 防除 機 の 備及び 防除組織の育 指導に関すること

(災害応急対策)

- ・ 難の 助及び勧告並びに警報等の伝 に関すること
- ・ 難の 助及び危険 等の 出対策に関すること
- ・人員及び 助 の 急 輸送に関すること
- ・ 交通の安全確保及び の治安の維持に関すること
- ・ の 出 等に対する防除措置に関すること

福岡管 象

(災害予防)

- ・地震・ に関する観測施 を 備すること
- ・地震・ 等に関する防災知識の普及に努めること
- ・ 急地震速報、 警報・ 報及び地震・ 情報を発表伝 すること

(災害応急対策)

- ・ 急地震速報、 警報・ 報及び地震・ 情報を発表伝 すること
- ・ 二 災害防 のため、 象・地象(地震にあつては、発生した 運動による地震動に限る) ・ 象に関する警報・ 報及び情報を発表・伝 すること
- ・災害発生時における 象・地象・ 象等に関する観測 料を提供すること

2 総合通信局

(災害予防)

- ・非常通信体 の 備に関すること
- ・非常通信協議会の育 指導及び実施訓練等に関すること
- ・災害時における通信機器、 時災害 送局 機器及び移動電 車の貸し出しに関すること。

(災害応急対策)

- ・災害時における電 通信の確保に関すること
- ・非常通信の統 、管理に関すること
- ・災害地域における電 通信施 の被害状況の に関すること

3 福岡労働局

(災害予防)

- ・事業場における災害防 のための指導監督に関すること
- ・労働災害防 のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及 揚に関すること

(災害応急対策)

- ・労働 の業務 の災害補償に関すること
- ・被災地域 の事業 の雇 継続の要請、被災による離職 の 就職の斡旋等に関すること

4 地方 備局

国 交通大臣が直 管理する ・道 ・公園・官庁施 等について下記の措置を る。また、急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な 急対応を実施する。

(災害予防)

- ・ 象観測通報についての協力に関すること
- ・防災 必要な教育及び訓練等に関すること
- ・災害危険 域の選定または指導に関すること
- ・防災 機 の備蓄、 備に関すること
- ・雨量、 位等の観測体 の 備に関すること
- ・道 、橋梁等の耐震性の に関すること
- ・ 防警報等の発表及び伝 に関すること
- ・港 施 の 備と防災管理に関すること

(災害応急対策)

- ・洪 予警報の発表及び伝 に関すること
- ・ 防活動の指導に関すること
- ・災害時における交通規 及び輸送の確保に関すること
- ・災害 報に関すること
- ・港 、港 域 における災害対策の技術指導に関すること
- ・ 急 及び人員輸送活動に関すること
- ・ の 出 に対する防除装置に関すること
- ・監視カメ 及び災害 へリ プターによる被災地 像提供に関すること
- ・災害対策 車 (照 車、排 ポ プ車等) の貸与に関すること
- ・国 交通省 管施 の被災状況 に関すること
- ・通信 絶時における地方公共団体との通信確保 (ホッ イ 確保) に関すること

- ・市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の 、協力に関すること。
(災害復旧)
- ・被災公共 木施 の復旧事業の 進に関すること
- ・港 、 保全施 等の応急工法の指導に関すること

第5 自衛隊（陸上自衛隊第4師団）

- (災害予防)
- ・災害派遣計画の に関すること
- ・地域防災計画に係る訓練の 協力に関すること
(災害応急対策)
- ・災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の 、協力に関する
こと

第6 指定公共機関

- 客鉄道株式会社、 本 客鉄道株式会社
(災害予防)
- ・鉄道施 の防 管理に関すること
- ・輸送施 の 備等安全輸送体 の 備に関すること
(災害応急対策)
- ・災害時における鉄道車 等による 護 、 難 等の 急輸送に関すること
- ・災害時における鉄道通信施 の利 に関すること
(災害復旧)
- ・被災鉄道施 の復旧事業の 進に関すること
- 2 本電信電話株式会社（福岡 店）、NTT ミュニケー ヨ ズ株式会社、KDDI株式会社、
株式会社NTTドモ（ 社）、ソ バ ク株式会社
(災害予防)
- ・電 通信 備の 備と防災管理に関すること
- ・応急復旧通信施 の 備に関すること
(災害応急対策)
- ・ 警報、 象警報の伝 に関すること
- ・災害時における重要通信に関すること
- ・災害関係電報、電話料金の免除に関すること
- 3 本銀行（福岡 店、 店）
(災害予防) ・ (災害応急対策)
- ・銀行券の発行ならびに通貨および金融の 節に関すること
- ・金 済の の確保を通じ信 秩序の維持に するための措置に関すること
- ・金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること
- ・金融機関による金融 の措置の実施に係る要請に関すること
- ・ 種措置に関する 報に関すること
- 4 本赤十字社（福岡県 ）
(災害予防)
- ・災害医療体 の 備に関すること
- ・災害医療 薬品等の備蓄に関すること
(災害応急対策)
- ・災害時における医療助産等の実施に関すること
- ・ 難 奉仕、 金品の募集、 分等の協力に関すること
- 本 送協会（福岡 送局）
(災害予防)
- ・防災知識の普及に関すること
- ・災害時における 送の確保対策に関すること

(災害応急対策)

- ・ 象・地象予警報等の 送 知に関すること
- ・ 難 等における災害情報収集のための 送受信の確保に関すること
- ・ 社会奉仕事業団等による 金品の募集・ 分等の協力に関すること
- ・ 災害時における 報に関すること

(災害復旧)

- ・ 被災 送施 の復旧事業の 進に関すること

6 本 速道 株式会社

(災害予防)

- ・ 管理道 の 備と防災管理に関すること

(災害応急対策)

- ・ 管理道 の疎通の確保に関すること

(災害復旧)

- ・ 被災道 の復旧事業の 進に関すること

本通運株式会社(福岡 店)、福 通運株式会社、佐 急便株式会社、ヤマ 運輸株式会社、濃運輸株式会社

(災害予防)

- ・ 急輸送体 の 備に関すること

(災害応急対策)

- ・ 災害時における 助 等の 急輸送の協力に関すること

(災害復旧)

- ・ 復旧 等の輸送協力に関すること

電力株式会社

(災害予防)

- ・ 電力施 の 備と防災管理に関すること

(災害応急対策)

- ・ 災害時における電力の供給確保に関すること

(災害復旧)

- ・ 被災電力施 の復旧事業の 進に関すること

瓦斯株式会社

(災害予防)

- ・ ガス施 の 備と防災管理に関すること

- ・ 導管の耐震化の確保に関すること

(災害応急対策)

- ・ 災害時におけるガスの供給確保に関すること

(災害復旧)

- ・ 被災ガス施 の復旧事業の 進に関すること

0 本郵便株式会社 (社)

(災害応急対策)

- ・ 災害時における郵便事業運営の確保

- ・ 災害 助法適 時における郵便事業に係る災害特 事務 扱及び 護対策及びその窓口業務の確保

第7 指定地方公共機関

本鉄道株式会社、 電 鉄道株式会社

(災害予防)

- ・ 鉄道施 の防 管理に関すること

- ・ 輸送施 の 備等安全輸送の確保に関すること

- ・ 災害時における 急輸送体 の 備に関すること

(災害応急対策)

- ・災害時における鉄道車 等による 護 、 難 等の 急輸送に関すること
 - ・災害時における鉄道通信施 の利 に関すること
(災害復旧)
 - ・被災鉄道施 の復旧事業の 進に関すること
- 2 公益社団法人福岡県 ック協会
(災害予防)
- ・ 急・ 輸送即応体 の 備に関すること
(災害応急対策)
 - ・ 急・ の輸送協力に関すること
- 3 大牟 ガス株式会社、 本ガス株式会社
(災害予防)
- ・ガス施 の 備と防災管理に関すること
 - ・導管の耐震化の確保に関すること
(災害応急対策)
 - ・災害時におけるガスの供給確保に関すること
(災害復旧)
 - ・被災ガス施 の復旧事業の 進に関すること
- 4 一般社団法人福岡県LPガス協会
(災害予防)
- ・LPガス施 の 備と防災管理に関すること
 - ・LPガス供給 備の耐震化の確保に関すること
(災害応急対策)
 - ・災害時におけるLPガスの供給確保に関すること
(災害復旧)
 - ・被災ガス施 の復旧事業の 進に関すること
- 公益社団法人福岡県医師会
(災害予防) ・ (災害応急対策)
- ・災害時における医療 護の活動に関すること
 - ・負 に対する医療活動に関すること
 - ・防災会議における行政関係機関及び 市医師会・医療機関 との連 に関すること。
- 6 一般社団法人福岡県歯科医師会
(災害予防)
- ・歯科医療 護活動体 の 備に関すること
(災害応急対策)
 - ・災害時の歯科医療 護活動に関すること
- 公益社団法人福岡県看護協会
(災害予防)
- ・災害看護についての や訓練に関すること
(災害応急対策)
 - ・要 の に関すること
 - ・ 難 等における看護活動に関すること
 - ・災害 看護師の要請・受け れ等の に関すること
- 公益社団法人福岡県薬剤師会
(災害予防)
- ・患 の啓発(疾 ・使 医薬品等の情報)に関すること
(災害応急対策)
 - ・災害医療 護活動に関すること
 - ・医薬品等の供給に関する情報収集及び連 体 の 築に関すること
 - ・医薬品等の供給(仕分け、管理及び服薬指導等)に関すること
 - ・ 難 等での被災 (服薬指導等)に関すること

- ・その他公衆衛生活動に関すること
- 株式会社 本新聞社、株式会社 新聞 本社、株式会社 新聞 本社、株式会社 新聞 本社、株式会社時事通信福岡 社、一般社団法人共同通信社福岡 社、株式会社 本新聞社福岡 社、株式会社 工業新聞社 社
- (災害予防)
- ・防災知識の普及に関すること
 - ・災害時における報道の確保対策に関すること
- (災害応急対策)
- ・ 象予警報等の報道 知に関すること
 - ・社会奉仕事業団等による 金品の募集・ 分等の協力に関すること
 - ・災害時における 報に関すること
- (災害復旧)
- ・被災報道施 の復旧事業の 進に関すること
- 0 戸 共同 力株式会社
- (災害予防)
- ・災害時の電力供給の確保に関すること
- 株式会社エ エ、福岡、株式会社T 送株式会社、株式会社テレ 本、 送株式会社、株式会社福岡 送、株式会社C SS FM、 プエ エ、国際 送株式会社
- (災害予防)
- ・防災知識の普及に関すること
 - ・災害時における 送の確保対策に関すること
- (災害応急対策)
- ・ 象・地象予警報等の 送 知に関すること
 - ・ 難 等 の受信機の貸与に関すること
 - ・社会奉仕事業団等による 金品の募集・ 分等の協力に関すること
 - ・災害時における 報に関すること
- (災害復旧)
- ・被災 送施 の復旧事業の 進に関すること
- 2 公益社団法人福岡県 難 済会
- (災害応急対策)
- ・ 難等による人命及び船舶の 助に関すること
- 3 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
- (災害予防)
- ・社会福祉法人・施 を対象とした や訓練に関すること
 - ・職員や住民の災害に対する 識の に関すること
- (災害応急対策)
- ・福祉の観 から要 の の充実に関すること
 - ・災害ボ ティアの活動体 化に関すること
 - ・福岡県共同募金会等との協働による募金活動 の り組みに関すること

第3節 県民及び企業等の基本的責務

第1 県民の基本的責務

県民は、自らの身の安全は自らが守るとの観念に基づき、常時から、地域における災害の危険性を認識し、避難等の行動を確認するほか、食糧・飲料等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、自らから自主的に地震災害に備えるものとする。また、地震災害時には自主的な総合相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとし、閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑えるため、生活必需品等国民生活との関連性が深い燃料等国民経済重要な物資をみだりに消費しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努めるものとする。

第2 企業等の基本的責務

企業等は、従業員や顧客の安全の確保、二 災害の防止、経済活動の維持(燃料・電力等重要なエネルギーの供給不足への対応や引当金の確保等の事業継続等)、帰国困難者の一時滞在の協力など地域の防災に果たす役割を認識し、災害時行動マニュアルの策定や、従業員や顧客が帰国できない場合に一定期間滞在するための食糧・飲料等の備蓄等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるものとする。また、地震災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

特に、災害応急対策は災害復旧に必要な物資若しくはサービスは役務の供給は提供を業とする企業は、災害時に重要な役割を担うことから、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施できる必要な措置を講じるとともに、国、県、市町村との物資・役務の供給協定の締結に努める。

第6章 計画の運用等

第1節 平常時の運用

第1 基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

施策・事業の画段での防災の（県・市町村、防災関係機関）
 県・市町村及び防災関係機関は、種施策・事業の画段において、当施策・事業が本計画の基本理念及び災害予防計画に合したものとなっているかをし、問がある場合は当施策・事業のを行うものとする。また、施策・事業計画の画に際し以下のをし、その結果を施策・事業計画書に記載するよう努めるものとする。

- (1) 防災アセスメントの結果及び当地域の地形地条件の考
- (2) 災害危険の影
- (3) 施策・事業計画における防災の効果等

2 施策・事業の総合（県、市町村、防災関係機関）

県、市町村及び防災関係機関は、の施策・事業を組み合わせることにより、防災から相的な効果を期できるものについて総合を行うものとする。

また、老朽化した社会本については、寿命化計画の・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第2 災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画について行われることから、その否は担当する活動計画の職員の習熟度によって左右される。

そのため、県、市町村及び防災関係機関の職員は、関係する計画について頃から習熟しておくとともに、必要に応じて計画運のためのマニユアを備しておくものとする。

特に、応急活動のためのマニユアにおいては、災害発生時に講ずべき対策等を体的に理するものとし、マニユアを職員に知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する機や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

なお、溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことがないような域的な停電やの発生、防災抛の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通イの被災による応急対策活動のの発生、ガソリ等の燃料を種
 の著しい不なをめ、事の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第3 業務継続性の確保

地震発生時の災害応急対策等の実施や度のい通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や機等を必要な場に的確に投するための事の準備体と事後の対応力の化を図る必要があることから、業務継続計画の策定なによる業務継続性の確保に努めるものとする。

また、実効性ある業務継続体を確保するため、必要なの継続的な確保、定期的な教育・訓練・等の実施、訓練等を通じた経験の蓄や状況の変化等に応じた体の見直し、計画の改訂なを行うよう努めるものとする。

第4 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県は、地震防災対策を計画的に進めるため、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災急に備すべき施等に関して地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、これに定められた事項の着実な進を図るものとする。

なお、市町村が実施する事業については、市町村地域防災計画に定められたものとする。

第5 地震防災アクションプログラムの推進

国の地震防災 に準じ、地震被害想定を基にした減災目 を策定し、これに定められた目 の着
実な 進を図ることにより、効果的かつ効率的な地震対策の 進を図る。

第6 南海トラフ地震防災対策の推進

特措法第3条第 項の規定に基づく県 における 地震防災対策 進地域（
26年3 3 閣府告 第2 号）は、 市、行橋市、 市、都 苅 町、築 吉富
町、同 築 町である。

県及び関係市町村は、 地震防災対策 進地域 で 地震防災対策計画 は
地震防災規 （以下「対策計画等」という。）の策定が 務付けられた一定の事業 に対し、対
策計画等に基づく訓練、教育、 報等の実施を促進する。

また、対策計画等が未 出の事業 を し、必要に応じて 出の勧告等を行う。

第2節 災害時の運用

災害時には、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を 極的に活 し、被害を最小限にと めるよ
う努めるものとする。

第3節 計画の周知

この計画は、県、市町村及び防災関係機関の職員に 知徹底 せるとともに、特に必要と認める事項に
ついては住民にも く 知徹底するものとする。

第7章 災害に関する調査研究の推進

第1 防災関係機関の調査研究

防災関係機関は、災害の未然防 と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を 進ずるため、災害要因の 、被害想定及び社会 の変化に対応した防災体 等について の継続的な実施 は 進を行い、その 果を 極的に地震防災対策に り み、その充実を図る。

第2 大学・学会・防災研究機関等との連携

第 に すように、震災対策の 進に当たっては、震災及び地震防災に関する を行う大学等との連携が重要であり、特に大規 地震による被害の甚大性等にかんがみれば、 の 果を活 した事 対策を 進ずる必要性は極めて い。

体的には、県及び市町村は、理学的 としての地震学や、地震動が 造 に与える影 、耐震計、 造 の耐震補 な に関する 木工学、 築学な 工学的応 学的分 での 、震災時の人 行動や情報伝 な 社会学的な分 での な 、多岐にわたる関連分 相互の連携を図りながら、地震による被害の軽減を図るための震災及び地震防災に関する を一 総合的に進し、大学等との連携を図るとともに、その体 の 築に努める。

第3 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後 に伝えていくため、大災害に関する 分 結果や 像を めた 種 料を く収集・ 理し、適切に保存するとともに、 く一般に 覧・情報発信・共 せるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する やモニユメ 等の持つ を しく後 に伝えていくよう努めるものとする。

第2編 災害予防計画

第1章 基 本 方 針

第2章 防 災 基 盤 の 強 化

- 第1節 都市構造の防災化
- 第2節 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方
- 第3節 建築物等の安全化
- 第4節 土木防災施設・社会資本施設等の安全化

第3章 県 民 等 の 防 災 力 の 向 上

- 第1節 県民が行う防災対策
- 第2節 自主防災体制の整備
- 第3節 企業等防災対策の促進
- 第4節 防災知識の普及
- 第5節 防災訓練の充実
- 第6節 県民の心

第4章 効果的な応急活動のための事前対策

- 第1節 広域応援体制の整備
- 第2節 防災施設・資機材等の整備
- 第3節 災害救助法等の運用体制の整備
- 第4節 津波災害予防体制の整備
- 第5節 情報管理体制の整備
- 第6節 広報・広聴体制の整備
- 第7節 二次災害の防止体制の整備
- 第8節 救出救助体制の整備
- 第9節 避難体制の整備
- 第10節 交通・輸送体制の整備
- 第11節 医療救護体制の整備
- 第12節 要配慮者（避難行動要支援者）安全確保体制の整備
- 第13節 災害ボランティアの活動環境等の整備
- 第14節 物資等の調達、供給体制の整備
- 第15節 住宅の確保体制の整備
- 第16節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備
- 第17節 保健衛生・防疫体制の整備
- 第18節 帰宅困難者支援体制の整備
- 第19節 液化化災害予防計画

第 2 編

災 害 予 防 計 画

第 1 章 基本方針

第1編「総則」第3章「災害の想定」や第4章「重点的に取り組むべき対策」を受け、災害予防計画においては以下の点を基本方針として推進する。

第 1 人命損失防止対策の重点的推進

地震災害時には、第1編「総則」第3章「災害の想定」で示したような種々の人命損失危険が存在する。このような人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。とりわけ、建物（被害）に対する対策及び地震津波防災上の必要な教育及び広報の推進を重視する。

第 2 重度の生活障害防止対策の推進

激甚な地震災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

第 3 防災的な土地利用の推進

災害から住民の生命・財産を守るため、県の実施した防災アセスメントの結果をもとに災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して安全な土地利用を推進するものとする。

- 1 県の実施した防災アセスメントの結果及び活断層調査結果等を参考に、より精度の高い災害に関する情報の収集・整理に努め、住民や行政が利用できる災害危険情報を整備する。
- 2 災害の危険性の高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して安全な土地利用を指導・誘導する。なお、市町村においては将来の都市計画等においても、地震に強い都市構造の形成に努めるものとする。

第 4 防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、市役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障を来したことに配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。この場合、防災アセスメント結果等を参考に、当該地域の危険度、防災基幹施設の重要度等を考慮し、防災対策を推進するものとする。

第 5 防災力の向上

大規模災害時には防災関係機関だけでは対応できないことから、防災関係機関における防災力の向上のほか、県民、自主防災組織、事業所等の防災力の向上を推進するものとする。

第 6 効果的な応急対策のための事前対策の推進

地震災害時に効果的に応急対策活動を実施するため、平常時から必要な事前対策を推進するものとする。

第2章 防災基盤の強化

第1節 都市構造の防災化

県及び市町村は、建築物の耐震・不燃化、都市空間の確保と整備、市街地再開発事業等により過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

(主な実施機関)

県(建築都市部・県土整備部)、市町村

第1 方針

県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断 びに防災活動 点ともなる幹 道路、都市 、
、港湾、空港など骨格的な都市基 施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解
消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や 共
施設の耐震・不燃化、水面・緑地 の計画的確保、最大ク みの津波が発生した場合においても、行
政・社会機能を するために、行政関 施設、避難所、 施設、病院等は 水 スクが少ない場
所に建設するなど防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図るもの
とする。

県、市町村及び施設管理者は、高層ビル、地下街及びターミナル駅等不特定多数の者が利用する都
市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性にかんがみ、これらの施設における安全確保
対策及び発災時の応急体制の整備を強化するものとする。

第2 建築物不燃化の推進(建築都市部、市町村)

1 計画方針

都市計画法により防火、準防火地域を設定するとともに、建築基準法第22 に基づき 民 の不燃化
及び の延焼防止対策等を行う地域の指定を行い、都市の防災対策を推進する。

2 対策

(1) 防火、準防火地域の指定(都市計画)

業地域及び近隣 業地域等については、防火地域又は準防火地域を定めるものとし、容積率
%以上の 業地域については原則として防火地域を定める。

※ 防火、準防火地域の指定状況(平成23年3月31日現在)

防火地域： 3都市計画(3市) 433ha

準防火地域：45都市計画(26市19町) 7,739ha

(2) 建築基準法第22 に基づく指定区域の設定(建築指導)

用 地域のう 、防火地域及び準防火地域に定められた地域以 の区域を、建築基準法第22 に
に基づき 民 の不燃化等を行う区域として指定する。

(3) 住宅の不燃化推進(県 住宅、住宅計画、市町村)

存の木造及び 耐火構造の住宅は、地域性、老朽度等を考慮し、県 住宅については、年
に計画を しながら、次耐火構造に建 えを推進する。県 住宅建 状況としては、 年
度から平成22年度 で11 地、 83 を建 え みでる。 た、2方向避難の困難
設住宅については、防災改 等の改善を進めるとともに、 築住宅についても、不燃建築物と
ブンス スの 体的整備により防災空間の 努める。

老朽化した市町村 木造及び 耐火構造の住宅については、防火及び避難性能を向上 するため、
建 事業の推進について、市町村の 向上を図る。

(4) 住環境整備事業の推進(住宅計画、市町村)

市町村は、住環境整備事業を行うことにより、不 住宅が密集している地区を防災上 効な住環境

としての整備を推進する。県は、その事業計画について、 的 を行う。

第3 防災空間の確保、整備、拡大（公園街路課）

1 計画方針

都市 の整備を進め、避難地の確保、火災の延焼防止、 護活動の な実施を図る。

2 対策一 都市 の整備

災害時における避難地 るいは防火 、応 集結地・ 地、ごみ・がれき 場、 ンプ
タ 時発 場、 設住宅建設地、災害 設ト 設 場所等としての機能を する都市
の整備について、社会資本整備重点計画に基づき、積 的に推進する。

第4 市街地再開発事業の推進（都市計画課）

1 計画方針

近年における都市化の進 に い、都市部及びその 地域において、環境の 化、災害の危険の
大、住宅の不 等の事 が 化している。

これらの事 に対 するため、市街地再開発事業を推進し、建築物の不燃化、構造強化、共 化等を行
うとともに、道路、 広場等の プンス スを整備することにより、市街地の土地の合理的
かつ 全な高度利用、都市機能の をすすめ、 て都市の防災構造化を図る。

2 事業実

県下における市街地再開発事業は平成23年3月31日現在で23地区、 が し、2地区
1. ンで実施中である。

3 対策 ム

都市防災、 共施設の緊急な整備の必要と住宅施設、 業施設の整備を考慮し、総合的な都市再開発
を推進する。 た、事業推進のため施行者に対して、 面、財政面等において指導 成を行うととも
に、基本計画の策定等の基 調査を実施する市に対しても指導 成を行う。

第5 無電柱化事業の推進（道路維持課・公園街路課等）

1 計画方針

緊急 送道路など防災上重要な道路について 化の整備を実施し、災害時の 力・ 等の ラ
ランの確保、 の による道路の 断防止に努める。

2 対策

緊急 送道路など防災上重要な道路について 化の整備を進めることで、 ・ 等の防災活
動に支障を及 ず物 除し、道路の防災機能向上を図る。

第6 土地区画整理事業の推進（都市計画課）

1 計画方針

成市街地及びその ムの地域において、 共施設の整備改善及び宅地の利用 進を図るため土地区
画整理事業を推進し、道路、 上下水道等の 共施設を計画的、 体的に整備することにより、
な住宅用地の供給、生活環境の整備改善と て都市災害の防止を図る。

2 事業実

政 市を除く県下における土地区画整理事業の実 前を め平成23年3月31日現在で17
3地区、 が事業化し、う 17地区、1 が している。

3 対策 ム

(1) 市町村が行 ている 共 体等土地区画整理事業については、事業実施中の地区の 成を急 と
ともに、県は、 規に事業を予定している市町村に対して、その計画策定に 面、財政面等にお
いて指導 成を行う。

(2) 利者の自発的な により組合を設 けて行う組合土地区画整理事業については、 開
発による 化の防止等のため ととも推進していくものとし、県は市町村及び組合に対し
指導及び 成を行う。

第7 造成地の災害予防対策（都市計画課）

1 計画方針

造成地で発生する災害の防止を図るため、都市計画法に規定されている開発の査及び当該工事の施工において、指導、を行う。

2 造成地における開発基準

開発区域の地盤が軟弱な場合、崩壊が発生する場合、土留・土留を行う場合は、地盤、地下、埋設物等が発生しないよう、土留のきり、水きり、の設けその他の設けが求められること。

第8 避難地等の整備（市町村）

市町村は、震災時に住民を安全に避難させるため、広域避難地、避難路を、次の事項にして定め、整備し、住民に提供するものとする。

1 広域避難地等の定め

市街地を要避難地域及び焼失地域に区分し、広域避難地は焼失地域で定めるものとする。要避難地域、焼失地域、広域避難地及び火災に対する避難区域の定基準は、次のとおりとする。

(1) 要避難地域

ア 木造建物の建ぺい率がおおむね1%を超える街区が所在した市街地で、その面積が広域に及び、火災時に、住民が組織的、計画的に避難する必要がある地域。

津波、水害、地すべり及び地すべり等の被害が生ずるおそれのある地域。

(2) 焼失地域

要避難地域以外の地域。

(3) 広域避難地

ア 火災の延焼による被害、津波、水害等に対し、避難者の安全を確保できること。

特に市街地の火災による被害を考慮して算出した安全面積が、おおむね1㎡以上であること。

ただし、1㎡のものであっても、地域に耐火構造物が存在し、火災に対し効な遮蔽が来る場合は定めることができる。

危険物、大燃物等の災害の発生要及び拡大要となるものが存在しないこと。

ウ 津波、水害等の危険のないこと。

エ 避難者が安全に到達できる避難路と結ばれていること。

定期間の、避難者の応急保護活動が実施できること。

(4) 火災に対する避難区域（広域避難地等に避難する住民の居住地域の範囲）

ア 広域避難地等収容可能人口は、避難者1人当たりの必要面積をおおむね1㎡以上として定めること。

火災に対する避難区域の境界は、原則として町丁単位とするが、町丁区画が細かくないような場合は、道路、河川、鉄道等を境界とすること。

ウ 広域避難地等収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離に到達する広域避難地等に避難することができない場合は、歩行距離の短縮が端に及ばないようにするものとし、町丁から広域避難地等までの歩行負担がなるべく均等になるようにすること。

エ 火災に対する避難区域は、夜間人口により定めるが、昼間人口が加算する地域では避難地等収容可能人口に余裕をもたせるものとする。

2 避難路の定め

広域避難地等へ避難するための避難路は、次の基準により定める。

(1) 沿道に耐火建築物が多いこと。

(2) 落下物、土砂等による危険又は避難障害のおそれがないこと。

(3) 広域避難地等では、火災発生後進入避難路を多くとること。

(4) 自動車の交通が比較的に少ないこと。

(5) 危険物施設等に係る火災、爆発などの危険性が少ないこと。

(6) 耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的に容易であること。

(7) 水により通行不能になるおそれがないこと。

(8) 通行障害発生時の代用道路のことも考慮すること。

3 広域避難地等の整備

(1) 避難地標 等

避難誘導を行うため、避難地に避難地標を設けるとともに、避難地を遠方から確認できるよう、市街地の状況に応じた必要な広域避難地について、道路・マークを設ける。

(2) 給水施設

広域避難地における給水活動を行うため、次のことをする。

ア 広域避難地又はその浄水場、配水場の貯水を利用するために必要な機材（ポンプ等）を整備する。

イ 広域避難地又はその共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。

ウ 必要に応じた大型耐震性貯水槽を設ける。

(3) 応急 護所等

広域避難地における災害応急対策活動が実施されるよう、広域避難地部の整地、用地としての取得に努めるとともに、医療 護、給水、給食、情報 網等の拠点となる施設及び放送施設を整備する。

(4) 進入口

進入口が不十分であるため、避難群集が滞りやすくなる広域避難地について、進入口の拡幅、設けを行う。

4 避難路の安全確保（市町村、関係機関）

市町村及び関係機関は、次により広域避難地等への安全確保を図るものとする。

(1) 火災に対する安全性の強化

ア 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るために、効果的な耐火建築物の整備を促進する。必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設その他の避難者の安全のために必要な施設を配備する。

(2) 主要道路における施設等の整備

主要道路については、地震発生、一般車両の通行を禁止する必要がある場合に必要な施設等を整備する。

(3) 危険物施設等に係る防災

ア 危険物施設等

避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する。

上水道施設

避難路に埋設されている配水施設等の事故防止のため、主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を実施する。

ウ 電力施設

避難路の安全を確保するため次のことをする。

(ア) 設備強化

a 避難路に設ける支物には、リンクを使用する。

b 電線の混触による短絡断防止策として、絶縁を使用する。

c 上変圧器の落下防止策として、強度向上を図るため、高信頼度の真空 中開閉器については、高信頼度の真空 中開閉器を使用する。

(イ) 設備管理

避難路の設備の管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。

(4) ガス施設

避難路に埋設されているガス施設による災害を未然に防止するため、主要路の巡回点検を強化するとともに、必要な本管の取替え及び防護を実施する。

(エ) その他の占有物

避難路に係るその他の占有物については、巡回点検を強化するとともに、震災時における危険性、当該物の共用性を勘案して、必要に応じて除去等の措置を行う。

第2節 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方

建築物等の安全化を推進することにより、防災基 礎の強化を図る。

(主な実施機関)

県（県土整備部・建築都市部・教育委員会）、市町村

第1 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方

地震に強い 街づくりを行うに当た っては、建築物、土木 構造物、 施設、 ラ ン施設、防災関 連施設などの諸施設の耐震性を確保する必要が ある。その場合の要求性能は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下によるものとする。

- ・ 諸施設に要 求される耐震性能は、 一般的な地震動、及び 下型地震 または海溝型巨大地震に起 する 高 ベルの地震動についてもできる限り考慮の対象とするものとする。
- ・ この場合、諸施設は、 一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生 じ、かつ高 ベルの地 震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設 計するものとする。
- ・ さら に、諸施設のうち、 一旦被災した場合に生 じる機能支障が、災害応急対策活動にと ても著し い妨げとなるおそれが あるものや、広域における経 済活動等に対し著しい影響を及 ぶおそれが あるもの、 た災害時要 護者の安全確保に必要な建築物等については、需要度を考慮し、高 ベルの地震動に際しても 諸施設に比べ耐震性能に余裕を た ることを目標とするものとする。
- ・ た、耐震性の確保には、上述の個々の諸施設の耐震設計のほか、代 替性の確保、多重化等によ り総合的にシステムの機能を確保することによる方策もふく れるものとする。

なお、特に 耐震基準以前に建 築 された 既存建築物等の耐震性の向上を図るため、県は「建築物の耐震改 修の促進に関する法律」に基づき耐震改 修促進計画を策定し、耐震診断・改 修の促進を図 るための施策、建築物の所 有者等に指導、 等を行うものとし、 た、県の計画を基に市町村は耐震改 修促進計画の策定に努めるものとする。

第3節 建築物等の安全化

建築物等の安全化を推進することにより、防災基の強化を図る。
(主な実施機関)

県(建築都市部・教育委員会)、市町村

第1 建築物等の耐震性の確保(建築指導課・関係各課、市町村)

1 へ 共建築物の耐震性の確保

(1) 県 施設の耐震性確保に関する方針

ア 建築建築物

たに建設れる県施設については、地震動時及び地震動に施設に必要とれる機能や用の重要性に応た耐震安全性の確保を図るものとする。

耐震基準以前に建築れた建築物

以下の施設について、計画的かつ重点的に耐震診断・改を推進するものとする。特に(ア)、()及び(ウ)の施設については、地震動時及び地震動に施設に必要とれる機能や用の重要性に応た耐震安全性の向上に努めるものとする。

(ア) 災害応急対策活動に必要な施設

() 避難所として位づけられた施設

(ウ) 多数の県民が利用する施設

(エ) その他

ウ 耐震基準以降に建築れた存建築物

以下の施設について、地震動時及び地震動に施設に必要とれる機能や用の重要性に応た耐震安全性の向上に努めるものとする。

(ア) 災害応急対策活動に必要な施設

() 避難所として位づけられた施設

(ウ) 多数の県民が利用する施設

(2) 存県施設等の耐震性確保に関する取組

ア 県施設(繕設備)

岡山耐震改促進計画に基づく耐震診断・耐震改の実施
教育施設等(社会教育・施設・体育スポーツ 康)

(ア) 学校建築については、反設等の付属施設を除き原則として、耐震耐火構造とする。

(イ) 存の木造校舎については、順次耐震耐火構造による改築を図る。

(ウ) 老朽施設については、補強を図る。

(エ) 社会教育施設、社会体育施設及び文化施設については、地震防災上必要な補強を図る。

ウ へ 住宅(県住宅・住宅計画)

県住宅及び市町村住宅については、防災、土地の高度利用及び生活環境の改善等の観点から、住宅長寿命化計画等により、建事業の積的な推進に努める。た、耐震基準制定以前に建設れた高層住宅及びピ等特殊な構造の中層住宅で当面の除却予定のないものについては、順次耐震診断を行い、必要に応じて改に努める。

エ 社会施設(介護保険・総務 子育て支・児童家庭・障害者・保護・護)

社会施設については、地震防災上必要な改築又は補強を図る。

(3) 市町村 施設の耐震性確保に関する取組

市町村は、(1) 県施設の耐震性確保に関する方針及び(2) 存県施設の耐震性確保に関する取組みに準て市町村施設の耐震安全性の確保に努めるものとする。

2 般建築物の耐震性の確保

(1) 方針

民間建築物の耐震化は、原則所者又は使用者の責務として行うものとし、県および建築主事をく市町村は、そのための指導及び必要性等に応じて支を行うものとする。

なお、保安上危険である又は衛生上害であると認められる場合には、補等必要なの指導を行う。

た、がけ地の等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

(2) 築建築物の耐震化対策

建築物全般（建築設備をむ。）及び特定の作物（定高以上の、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保については、建築基準法に基づく建築確認申請の査等を指導を行い、その実効を図るものとする。

(3) 既存建築物の耐震化対策

ア 県及び市町村による取組

(ア) 民間建築物の耐震性の向上を図るため、広報の充実や耐震改促進体制の整備等を図る。

(イ) 建築士体等との携により、民間建築物の耐震性確保を図る。

県による取組

(ア) 耐震化の必要性、耐震法や施行方法等の等について、パンット等の配布、セミナーの開催等により、広く県民に普及・啓発する。

(イ) 市町村が行う耐震改事補事業について、必要な支を行う。

3 そのの安全対策

(1) 特殊建築物等の定期報告、指導

ア 病院、劇場、映画館、ホテル、百貨店等特殊建築物及びその設備について、定期的に所者等からその状況を報告、必要に応実際に調査し、その結果に基づいて適な指導・を行う。

特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについては、必要に応査察を実施し、その結果に応じて、改等必要な、指示を行う。

ウ 定規模以上の特殊建築物及びエレベータ、エスカタ、特定の建築設備については、定期的にその現状を調査資格者等に調査、その結果の報告を求め、防災上必要な、指導等を行う。

(2) エベタ閉こめ防止対策

県及び市町村は、定期報告制度等をて、所者等に「P波感型地震時管制運転装置」の設を促す等、設エレベータの安全確保に向けた取り組みを推進する。

た、保守会社は、閉込め等からの早期、運転休止からの早期復旧のため、人員の確保、の多様化、迅速な移動手段の確保、復旧優先順位の検討等の体制整備を図る。

(3) 窓ガ等落下防止対策

県及び市町村は、地震時に建築物の窓ガ、タル及び看板等の落下による危険防止のため、建築物の所者や管理者に対し、落下防止対策の重要性についての啓発や指導等を行う。

特に、建築物の窓ガ等の耐震設計については、国の告示（建設省告示第16号）以前に建てられた建築物の調査を行い、所者に必要な改善指導等を行う。

(4) ブック塀等の防止対策

県及び市町村は、ブック塀等の防止のため、業界体等の携によるブック塀等安全対策推進協議会と携し、ブック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く県民に対し啓発を図るとともに、ブック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の普及啓発やブック塀等の巡回指導等を行う。

(イ) 事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土め事、建方事の防止等の事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

(6) 建物安全対策

ア 学校校舎（体育スポット健康・義務教育・高校教育）

校長は、ンピュタをはめ、カ、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等、教職員の安全と避難路が確保できるように、十配慮する。

社会施設、病院、保育所等（施設管理者）

施設管理者は、備品等の転落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員

等の安全と避難路が確保できるように、十分に配慮する。

ウ 庁舎（事務局・教育委員会・警察本部等における管理者、市町村）

施設管理者等は、備品等の転落等の防止を行い、職員等の安全と避難路確保のための安全性を強化するとともに、コンピュータ等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。

エ 民間建築物（県民、企業等）

建物のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫等の転防止や棚上の物の落下の防止やガスの飛散防止等を行う。

特に、高層建築物については、ゆぐりと大きく揺れる振動の場合、上階ほど揺れが強くなり、大きな被害を及ぼす可能性があることに注意する。

長期地震動対策（県民、企業等）

超高層建築物（高さが60m（2階建て程度）を超えるもの）については、長周期地震動による影響が大きいことから、長期地震動に備え、キャスト付きの什器や家具などに対する転防止策の実施や、エレベータ停止や配水管等の復旧の遅れも予想して3日以上（1週間程度）の備蓄を実施するよう努めるよう努める。

(7) 共施設及び危険物施設の点検整備等（関係機関、市町村、施設管理者）

県、市町村及び施設管理者は、道路、ため池、治施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地防止施設、海岸保全施設、港湾等共施設の機能及び囲いの状況に応じて耐震性等の点検整備を行うものとする。

た、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地の整備等を促進するものとする。

(8) その他の対策

自動販売機の転倒、煙突の折損等の防止について、所有者や管理者を指導し安全確保を図る。

第2 高層建築物及び地下街等の安全化

高層建築物及び地下街（以下「高層建築物等」という。）の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）、建築行政機関、消防機関及び警察等は、次に掲げる事項の推進を図り、もって高層建築物等における災害を未然に防止するものとする。

〈主な実施機関〉

県（建築都市部・防災危機管理局）、警察、消防機関、関係機関

1 対象施設

(1) 高層建築物

高層建築物とは高さが31mを超える建築物をいう。（消防法第8条の2）

(2) 地下街

地下街とは、地下街（消防法第8条の2）及びこれに類するものをいう。

2 災害予防対策（建築指導・防災危機管理局、警察、消防機関、西部ガス株式会社、所有者等）

(1) 関係機関等の対策

建築行政機関、消防機関、警察、所有者等は、次の各種対策を実施する。

ア 建築行政機関（建築指導）

(ア) 所有者等に対する指導の強化

記カの(ア)に掲げる事項について、重点的な指導を行う。

(イ) 査察の強化

建築基準法の規定に基づく定期報告等を提出し、高層建築物等の構造設備等の設置及び状況等を点検するとともに、違法な状態にあるものについては、その所有者に対し、必要な改善を行わせ、又はその設備の使用禁止等の必要な措置を命じ、災害の予防に万全を期する。

防災危機管理局

消防機関等に対し、査察の強化等について指導、協力を図る。

ウ 消防機関

(ア) 所 者等に対する指導の強化

記カの()、(ウ)及び(エ)に掲げる事 について、重点的な指導を行う。

() 査察の強化

消防法の規定に基づく査察を強化し、消防用設備等の設 、 状況及び防火管理の適否について検査を行い、消防関係法 の規定に適合しないもの及び火災が発生した場合人命に危険があると認められるものについては、その所 者等に対し、必要な改善を行わ 、又は、その施設の使用停止等の必要な を命 、災害の予防に万全を期する。

(ウ) ガス事業者との 携強化

ガス事業者と 絡 報体制、 動体制及び現場における 携体制等その強化に努める。

(エ) 消防施設の整備、充実

高層建築物等の災害に対 するため「消防力の整備指針」及び 地域の实情に基づき次の消防施設の整備、充実に努めるものとする。

a はしご車又は屈折はしご車

b 車

c 急車、煙 ルベ 車等の 体車
用資機材

エ 警察

高層建築物等の災害の特殊性にかんがみ、消防機関と緊密な 携を図り、災害防止の観点から所 者等に対し、指導 を行う。

西部ガス株式会社

高層建築物等には、ガス漏れ警報設備の安全設備の普及促進を図る。特に、特定の地下街には、次の事 を行う。

(ア) 燃焼器の設 れた場合には、ガス漏れ警報設備(集中 視型)を設ける。

() 燃焼器は金属 とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホ スでガス栓と接 する。

(ウ) 管理人室等から遠隔操作できる緊急ガス遮断装 を設 する。

(エ) 導管は1 4月に1回以上漏えい検査を実施するほか、年度に1回以上安全使用の特別 を行う。

() ガスによる事故を想定し、管理者、消防機関、警察機関等の協力を得て、事業所 に年1箇所以上防災訓練を実施する。

カ 所 者等

関係機関の指導に基づき、次の事 について積 的に推進する。

(ア) 防火避難施設の点検整備

a 耐火構造、防火構造及び防火区画の点検整備

b 装等建築材料の不燃化及び 装制限

c 避難施設等(階段、 路、避難橋、 入口、 煙設備、 用の 装 及び 用の進入口)の点検整備

用の昇降機の点検整備

() 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

a 消防計画の整備充実

b 自衛消防組織の整備充実

c 防火管理者、火元責任者等の防災に関する の向上
統 防火管理体制の確

消防用設備等、火 使用設備及び器具の点検整備

事における 事者 の 強化と防災のための計画の協議
収容人員の管理

用の進入口の確保

設備等の落下、 の防止 の徹底

j その 防災上必要な事

(ウ) 消防設備の整備充実

施設の消防設備及び消防機関等への設備の整備充実を図る。

(エ) 利用者に対する責務

利用者に対し、平常から出口、階段、避難設備の設場所等の広報に努めるとともに、災害時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確保に努め、従業員に対して消防計画の徹底を図り、所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導體制に万全を期する。

() 安全性の確保

高層建築物等の特殊性、危険性にかんがみ、次のような構造の改善、規模の適正化等、施設自体の安全性の向上に努める。

a バルコニーの設 [高層建築物]

b 防火区画の適正化

c グラウンカットの採用 [地下街]

全体規模の限定 [高層建築物、地下街]

天井材、装材、窓ガラス等の落下防止装 [高層建築物]

その安全性を高める [高層建築物、地下街]

(2) 各種研究の実施

所有者等、建築行政機関、消防機関及び警察等は、高層建築物の災害発生の防止及び被害の軽減を図るため、実調査結果及び過去における災害の経験をもとにして、機関がそれぞれの場において次の事について研究を実施するよう努め、高層建築物等の総合的、計画的な防災体制の整備充実を図る。

ア 建築防災、建築構造設備に関すること

消防、消防用施設及び消防用設備に関すること

ウ 避難計画及び誘導體制に関すること

エ 災害時における群集心理に関すること

煙、その災害の防止に関すること

第3 文化財災害予防対策（文化財保護課、市町村）

県及び市町村は、文化財を災害から保護するため、防災の高揚、防災施設の整備を図るものとする。

- 1 文化財に対する県民の防災の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。
- 2 所有者等を対象とした文化財の防災に関する習会等を実施する。
- 3 火災予防体制の確保、次の事に係る管理保護についての指導を行う。
 - (1) 防火管理体制の整備
 - (2) 環境の整備
 - (3) 火の使用制限
 - (4) 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
 - () 自衛消防の組織の確保とその訓練
 - (6) 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施
- 4 防火施設等、次の事の整備の推進、耐震診断、耐震補強及び環境保全とそれに対する成果を行う。
 - (1) 消火施設
 - (2) 警報設備
 - (3) その他の設備

等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。
- 6 古道具、等々の点検整備を行う。

第4節 土木防災施設・社会資本施設等の安全化

土木防災施設・社会資本施設等の安全化を推進することにより、防災基 礎の強化を図る。
 (主な実施機関)

県 (水産部・県土整備部・建築都市部・教育委員会)、市町村

第1 土砂災害防止施設等の整備

地震に 起因して発生する土砂災害を予防するため、土砂災害防止施設等を整備する。

(主な実施機関)

県 (水産部・県土整備部・建築都市部)、市町村

1 方針

1 9 年十 沖地震、1 74年伊豆半島沖地震、1 7 年伊豆大島近海地震、1 7 年宮城県沖地震、1 4 年長 県西部地震、1 年阪神・淡路大震災、 4年 潟県中 地震、11年東日本大震災等の地震では、地震に 起因して、がけ 崩れ、宅地造成地の 崩壊などの土砂災害により、大きな人的・物的被害を 受けている。

そのため、県、市町村及び関係機関は、地震による土砂災害を 未然に防止するため、危険箇所を把握し、危険箇所における災害防止策をハ ード・ソ フト両面から実施する。

特にソ フト面では、県が土砂災害警戒区域等の指定をし、市町村はそれに基づき警戒避難体制の整備やハザ ードマ ップ の作成を行うなど、土砂災害の防止に努める。

た、計画を上回る災害が発生しても、その効果が 十分に強くなるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や 景観にも配慮するものとする。

2 急傾斜地 対策

県防災計画(基本編・水害対策編)第2編「災害予防計画」第1章「防災基 礎の強化」第2節「土砂災害防止計画」第3「急傾斜地 対策」に準 ずる。

3 地すべり対策

県防災計画(基本編・水害対策編)第2編第1章第2節第2「地すべり対策」に準 ずる。

なお、地すべりによる重大な土砂災害の急 激した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定 される土地の区域及び時期を 明らかにするための調査を行い、市町村が適 切に住民の避難 告等の 断を行えるよう土砂災害が想定 される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

4 土石 対策

県防災計画(基本編・水害対策編)第2編第1章第2節第1「土石 対策」に準 ずる。

地災害対策

県防災計画(基本編・水害対策編)第2編第1章第2節第 1 「 地災害対策」に準 ずる。

6 宅地防災対策

県防災計画(基本編・水害対策編)第2編第1章第2節第6「宅地防災対策」に準 ずる。

7 鉱 害災害対策

県防災計画(基本編・水害対策編)第2編第3章第17節「鉱 害災害予防計画」に準 ずる。

第2 河川・海岸施設等の安全対策

1 施設の耐震対策 ()

地震の発生に際しての 施設の被害を想定し、耐震点検を行い、堤防、ダム、水門及び 水機場等の県管理 関係施設について必要なものにおいては、重要度・緊急度の高いものから耐震化 事を行うものとする。

2 海岸保全施設の耐震対策(港湾 ・ 村森 整備 ・水産振興)

海岸保全施設の耐震点検を行い、背 地の高 さや利用状況を勘案し、地震による 水被害の発生する 能性が高い区間を抽 出し、詳細調査を行い、耐震対策が必要なものについてはソ フト対策を 検討を行うものとする。

第3 交通施設の安全対策

道路、鉄道、港湾、空港等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が保てるよう諸施設の整備等を行うものとする。

(主な実施機関)

道路・鉄道・港湾・空港管理者、県（水産部・県土整備部）、警察（安委員会）、市町村

1 道路施設

(1) 緊急交通路、緊急送道路ネットワーク、啓開道路（警察（安委員会）、道路、九州地方整備局、政令市、西日本高速道路(株)、岡山道路公社、岡北九州高速道路公社、警察）

ア 緊急交通路（警察（安委員会））

あらかじめ震災等大規模災害発生時における緊急輸送車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という）を指定し、指定緊急交通路を重点に道路及び施設等の耐震性、安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。

なお、緊急交通路は、高規格幹線道路として整備された高速自動車国道、都市高速道路及びその周辺の自動車用道路のほか、地域別の災害対策本部と上陸送、海上送及び空送に対応する路について、次の基準に基づき13路を定める。

上陸送を確保するために隣接県又は隣接地域と接続する幹線道路

海上送及び空送を確保するために必要な道路

原則として、2車以上の広幅員道路

高部が少なく、道路損壊時に早急な復旧が期できる道路

交差点、地域制限等交通安全施設が整備され、大規模の人員、物資の送等緊急輸送車両の通行が可能な道路

資料編 交通施設—緊急交通路一覧表 参照

緊急送道路ネットワーク（道路）

緊急交通路等を十、幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを結ぶ道路、又は防災拠点を結ぶ道路を指定し、その耐震性、安全性の強化に努めるものとする。

資料編 交通施設—緊急輸送ネットワーク図 参照

ウ 啓開道路（道路、九州地方整備局、政令市、西日本高速道路(株)、岡山道路公社、岡北九州高速道路公社、警察）

緊急交通路に加え、大規模災害発生時の速やかな輸送・保護活動や人員・物資の送及び道路の啓開作業に必要な災害対応拠点を確保するための、最優先で啓開すべき必要最小限度の緊急送道路路であり、これを県道路管理者が共同することにより効率的な啓開作業を行う。

資料編 交通施設—啓開道路図 参照

(2) 国・県（道路）・市町村・警察（安委員会）

ア 道路の整備

震災時における道路機能の確保のため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、対策の必要な箇所を指定して、道路の整備を推進する。

(ア) 道路防災点検

道路法面の落石が予想される箇所及び路体が予想される箇所等を把握するため、「道路防災点検」を実施する。

(イ) 道路の防災事業

(ア)の調査に基づき、道路の防災事業が必要な箇所について、法定のための調査、設計等を行いその対策事業を実施する。

橋の整備

震災時における橋機能の確保のため、所管橋について、耐震点検調査を実施し、橋の耐震補強を行う。

また、緊急送道路を優先するが、それ以外の橋についても順次耐震補強を実施する。

ウ 道の駅の整備

大規模震災時における道路の早期啓開の拠点となり得る「道の駅」を指定し、必要な機能の整備を実施する。

エ 断歩道橋の整備

震災時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋につ

いて、耐震点検調査を実施し、補強等対策が必要なものの整備を推進する。

(ア) 断歩道橋の耐震点検調査

断歩道橋は、断歩道橋設計指針に基づき建設されているが、建設の管理、象徴等により構造細目に変化が生じていることも考えられるので、本体と階段の取付部を中心とした断歩道橋の耐震点検調査を実施する。

(イ) 断歩道橋の落下防止補強等の実施

(ア)の調査に基づき、補強等の対策が必要とされた断歩道橋について落下防止補強等を実施する。

道路啓開用資機材の整備

事故車両、物、落下物等を除して、震災時の緊急送路としての機能を確保できるよう、トラック、クレーン車、作業車等の道路啓開用資機材の散配備、強に努めると共に、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を結し、道路啓開用資機材を整備しておくものとする。

カ 交通安全施設の防災機能強化（安委員会）

緊急交路として確保すべき道路を重点に交差点、交通管制システム等の交通安全施設の停泊対策、耐震対策及び復旧対策等の防災機能の強化を図る。

(3) 西日本高速道路株式会社

ア 橋の落橋防止対策として、「支の移動制限装」「支からの縁端距離確保」「間結装」等の整備を計画的に行う。

橋脚、土部、平面部などの道路のき裂、土部の部的損傷が有り得るので、必要な予防を行う。

ウ 震災時に備え、常時、次の考えを骨子とする広報活動、その実施を行う。

(ア) 運転者は、地震発生に際しても冷静に行動し、事故防止のため早急に減速停止するなど安全確保の取組をとること。

(イ) 震災時、計震度が4.0以上の場合は「行止」、4.0未満の場合は「速度規制」を行なうこと。また、3.0以上4.0未満の場合は「行止」の情報板表示を行うこと。

(ウ) 状況把握点検、応急復旧点検を実施する。以上の運行については、道路管理者が施設の安全を確認した後に指示を出すこと。

エ 道路啓開用資機材の整備

事故車両、物、落下物等を除して、震災時の緊急送路としての機能を確保できるよう、トラック、クレーン車、作業車等の道路啓開用資機材等の応急協力体制を整備しておく。

(4) 岡北九州高速道路株式会社

ア 高橋については、落下防止装により、整備を結して安全性を高める。

橋脚、橋脚、加圧機の部的損傷が有り得るので必要な予防を行う。

ウ 震災時に備え、常時次の考えを骨子とする広報活動その実施を行う。

(ア) 運転者は、地震発生に際しても冷静に行動し、事故防止のため早急に減速停止するなど安全確保の取組をとること。

(イ) 震災時、高速道路は一般車の行が禁止され、消防、急務、その共的緊急活動の送路として利用されることになるので、緊急自動車の優先行を確保するため、運転者は車を左側の路に、車をかけて停車しなければならないこと。

この場合、できる限り車間距離をとって停車するよう努めること。

(ウ) 以上の運行については、道路管理者が施設の安全を確認した後に指示を出すこと。

(エ) 市街地の火災等により、運転者等が高速道路上にとどることが危険な状況となったときは、エンジンを停止しドアはロック、キーはつけたとする。

エ 道路啓開資機材の整備

事故車両、物、落下物等を除して、震災時の緊急送路としての機能を確保できるよう、トラック、作業車等の道路啓開用資機材の散配備、強に努める。

なお、あらかじめ(社)日本土木業者協会等の関係団体との間で「災害応急支業務に関する協定」等を結しており、災害時に対応することとしている。

2 鉄道施設

(1) 施設設備の耐震性確保

ア 九州 鉄道株式会社

建造物の設計は、施設設備実施基準により、耐震性を確保する。

西日本 鉄道株式会社

建造物の設計は、建造物設計基準規程等により、耐震性を確保する。

ウ 日本貨物鉄道株式会社 九州支社

土木建造物の設計は、鉄道建造物等設計標準（耐震設計）により、耐震性を確保する。

エ 西日本鉄道株式会社

建造物の設計は、土木学会の基準等により、耐震性を確保する。

鉄道株式会社

建造物の設計は、土木学会の基準により耐震性を確保する。

カ 木鉄道株式会社

土木建造物の 設及び改 は、鉄道建造物等設計標準（耐震設計）等により設計を行い、耐震性を確保する。

キ 平成 鉄道株式会社

土木、建築、橋設計資料により建造物を築造しており、火災その の予想 れる災害に対して、より 層安全が要求 れる施設として特に考慮し、土木建造物の 設及び改 は、鉄道建造物等設計標準（耐震設計）等により設計を行い、耐震性を確保する。

ク 北九州高速鉄道株式会社（北九州都市ノ ル ）

「ノ ル 設計 様書」及び「中 道 送システム及びノ ル 建造物設計基準 研究報告書」に基づいて組み合わ 重に地震 重も考慮し、耐震性を確保する。

ヲ 岡市交 局

建造物の設計は土木実施基準（ 岡市交 局）により耐震性を確保する。

- (2) 鉄道施設の安全対策については、(1) の 県防災計画（ 水害対策編）第2編「災害予防計画」第1章「防災基 の強化」第1 2節「交 施設災害予防計画」第2「鉄道施設」に準 る。

3 港湾施設等

(1) 計画方針

震災時の、被災 の緊急物資、幹 貨物及び避難者の海上 送に充てるとともに、緊急物資等の 送が した は、被災した港湾施設等が復旧する での間、最 限の港湾機能を保 するため、耐震性を備えた港湾施設を整備する。

た、整備する施設は、十 な きの地を た係 施設、避難者の 機広場及び背 の 幹 道路 でを結 港道路とする。

(2) 現況

ア 岡県管理港湾（港湾 ）

岡県が管理する港湾で る 港、池港（重要港湾）の現 施設及び計画中の係 施設は、資料編に掲 しているとおおり整備を進める。なお、 港については、震災時における住民の避難、緊急物資 送に対応するため、大規模地震対策施設（耐震強化岸 水 7. m）の整備が している。

岡市管理港湾

岡市が管理する港湾で る 多港（国際 点港湾）の現 及び計画中の係 施設は、資料編に掲 しているとおおりで る。

幹 貨物 送対応の耐震強化岸（水 1 m）をア ードシティに2バ ス計画しており、う 1バ スは、平成2 年1 月に 部供用を開 している。

た、緊急物資 送対応の耐震強化岸 については、中 ふ 地区に計画しており、当該地区については都心に近いことから災害時における物資・人員の 送や避難地として活用できるよう 防災 点としての り方について検討を行う。

※バ スー が接岸、係 し、積み ず作業をする場所のこと。

ウ 北九州市管理港湾

北九州市が管理する港湾で る北九州港（国際 点港湾）では、市 箇所耐震強化岸 バスを位 づけ、整備を進めることとしている。

このう 、砂津地区において、耐震強化岸 1バ スと避難機能（広場）が 体とな た砂津

地区 海部防災拠点の供用を開している。

耐震強化岸は、門地区において1バス整備中、響西地区、地区、西海岸地区において、それぞれ1バスつ計画している。

資料編 船舶関係－港湾、漁港、避泊港一覧表 参照
エ 岡山・市町管理 港（水産振興、岡市 1 市町 資料編に記のとおり。）

港区域の整備は「港場整備長期計画」により行っており、港場整備事業の施行上必要とされる指針に基づき耐震性を考慮している。高波、高及び津波による災害予防施設としての効果とする防波堤、防堤等、施設の整備を港場施設整備指針に適合するよう整備していくものとする。

資料編 船舶関係－港湾、漁港、避泊港一覧表 参照

(3) 整備方針（港湾・水産振興、岡市、北九州市）

係施設については、海方のアクセス、危険物からの保安距離、常時にう主要貨物の性状、き地の面積など、必要なた存の係施設の補強によるか、るいはたに整備れる係施設の耐震性を強化することによて、その必要を確保する。

機広場は存の港湾緑地等を活用することとし、著しく不する場合には、港湾緑地等をたに整備するときに機広場の必要面積を勘案することによて必要を確保する。

港道路については、埋土部の耐震性を強化する。

港関係施設についても、耐震性の強化に努めるものとする。

4 空施設

(1) 要

ア 岡空港－国管理空港

所 在	面 積	滑 走 路
福岡市博多区上臼井	3, 530, 850㎡	2, 800m

北九州空港－国管理空港

所 在	面 積	滑 走 路
北九州市小倉南区空港北町6	1, 592, 930㎡	2, 500m

(2) 対策

空港管理者は、関係機関協力のもとに次の諸対策を行うものとする。

ア 施設設備の耐震性確保

建造物の設計は、国土交省空局の設計基準により耐震性を考慮している。

た、空港施設について耐震性の確保に努める。

防災訓練

消火難活動に必要な能を習得するため平から被害想定に基づいた訓練を実施する。

ウ 消防資器材の整備

(ア) 消防車、防火水槽、消火薬剤等の消防設備及び資器材の整備を図る。

() 急医療資器材の整備を図る

エ 関係機関との協定及び絡体制

関係機関の協力を得るため、消火難活動に関する応協定等の結及びそれに基づく絡体制の確保に努める。

空港保安体制

(ア) 安全運の徹底を図るための指導を行う。

() 空に関する防災の普及を図る。

(ウ) 空港関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。

第4 ライフライン施設の安全対策

水道、ガス等は日常生活及び産業活動上欠くことのできないものでり、万、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、安否確認、住民の避難、命・等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の化等をもたらすことから、その供給は緊急性を要するため、水道、ガス事業者等はこれらの供給に実施するため、耐震性・耐浪性の確保等のをる。

1 施設の安全対策（九州電力株式会社）

突発性地震等の発生時の電力施設の災害を防止し、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐震性及び耐浪性等の整備に常に努力を傾ける。

(1) 防災体制

本店、支社及び現業機関等は、防災業務計画に基づき発生時の具体的な対応を定めるものとする。

(2) 電力施設の災害予防に関する事項

ア 耐震性の強化

(ア) 水力発電設備

水力設備の耐震設計は、発電用電力設備に関する基準、管理施設等構造及びダム設計基準等により行う。

設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、変所等における設備の耐震対策指針により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

(イ) 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する基準法に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(ウ) 送電設備

架空路……設備の基準に規定されている圧力が地震動による重を上回るため、基準に基づき設計を行う。

地中配路……端接箱、給油装については「変所等における設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示法書」等に基づき設計を行う。

また、地震に对应して、とう性の継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(エ) 変電設備

機器の耐震設計は、変所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、指針「変所等における設備の耐震対策指針」により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

(オ) 配電設備

架空配路……設備の基準に規定されている圧力が地震動による重を上回るため、基準に基づき設計を行う。

地中配路……地震に对应して、とう性の継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(カ) 設置設備

設置については、構造物の設階を考慮した設計とする。

送電施設及び設備

災害時の情報送達、指示、報告等のため、必要に応じて次の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

(ア) 伝送設備

a マルチメディア等の固定設備

b 移動設備

c 衛星設備

(イ) 伝送設備

a 無線設備

b 電力送電設備

c 送電設備

送電設備

(ウ) 交信設備

(エ) 利用設備

(3) 施設の安全対策については、(1)及び(2)の各県防災計画（水害対策編）第2編「災害予防計画」第1章「防災基盤の強化」第1節「送電施設、ガス施設災害予防計画」第1「送電施設

設災害予防対策」に準る。

2 ガス施設の安全対策（西部ガス株式会社）

地震によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、発生した被害を早期に復旧するため、ガスの造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

(1) 防災体制

本社及び造所（供給所）を、導管を管理する事業所において、「保安規程」に基づき定められた「防災に関する計画」、「防災活動要」、「ガス漏えい及び導管事故等要」などにより、体制の具体的を定める。

ア 体制

地震が発生した場合に対するための体制及び業務担をらかめ定める。

動員

地震が発生し象庁が発した震度階が供給区域で強以上の場合は、社員は自動社する。

(2) 予防に関する事

ア ガス造設備

護岸施設、ガス発生・精設備、原料貯蔵設備及びガスホルダ等は耐震性及び耐浪性を考慮して設すると共に、防油・防液堤、防火設備、保安力設備等の整備を図るものとする。

た、造設備等については、震災事等の最情報、を基に重要度の高い設備の安全性を確認し、必要に応じて設備の補強を行い、総合的な耐震性及び耐浪性の向上を図ると共に、施設の緊急遮断設備等防災設備の整備、強化の充実に努めるものとする。

なお、地震災害に対する予防対策として、保安規程により作成した設備管理基準に基づき管理を行うと共に、特に耐震上必要な部については状況を把握し所要の機能をとするものとする。

ガス供給設備

(ア) 導管及び付属設備の設及び管理

設設備はガス作物の上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計・施を行う。た設設備はその重要度を考慮し、計画的に取りえたは補強等の必要に応じた対策をる。

(イ) 導管のブ化

二次災害の防止と被害の著しい地域へのガス供給を停止するための単位ブク又は統合ブク、びに、復旧活動をに推進するための復旧ブク等の、地震発生から復旧で安全・的確に作業る行するためのガス導管の面的整備を推進する。

(ウ) 地震計の設

供給区域の地震動をに把握し、供給停止の断を能な限り速やかに行うため、単位ブクに地震計を設する。

(エ) 圧力視システム

災害発生時にガスの供給圧力や、地震計情報等を災害対策本部で迅速に集中視するためのシステムの整備を推進する。

(オ) マンメタ

二次災害の発生を防止するため、感震遮断機能をするマンメタ等の設を推進する。

ウ そのの設備（コンピュータ設備）

(ア) 絡・設備

災害発生時の情報絡、指、報告等を迅速に行うと共に、ガス作物の遠隔視・操作を的確に行うため、設備等の整備を行う。

(イ) コンピュータ設備

災害に備コンピュータシステム、データベースの耐震をる。

(ウ) 自家発設備等

常用力が停した際にも防災業務設備の機能をするために、自家発設備等を整備する。

(エ) 時供給設備

ガスの供給が停止した場合に備え、社会的優先度が高い急病院などに時的にガスを供給するための移動式ガス発生設備の導入を推進する。

() 資機材等

造設備、供給設備の配管材料、 具等の資機材等は平常時からその確保に努めると共に、定期的に保管状況を点検整備する。

エ 広報活動

需要家に対して、地震時における都市ガス使用についての 事、ガス事業者の保安対策、広報体制について、パン ット、 、テ ビ等の広告、検針 ・ 収、学校教育の場等を利用して、 しておく。

た、 ・テ ビ・ ラ等の報道機関に対して、地震等の情報を速やかに 絡できるル トを確認しておくと共に、放送 文等を するなど、ガスの保安確保に関する市民 への協力を頼しておく。

(3) 教育訓練計画

ア 造部門

(ア) 教育

造所等では、地震によるガス 作物の被害の 減を図るため、火災原、危険物、燃物、高圧ガス、象と火災、建物・構築物の特性、消火設備・消火器、避難・ 方法、法の解、作業標準の徹底等について、計画的に防災教育を実施する。

() 訓練

a 現場訓練

作業員の 担を具体的に定め、 復実施する。

b 総合訓練

原則として、年1回以上実施する(消防機関との合 訓練を適 実施する。)

c 地震災害想定訓練

防災活動要 に基づき、緊急時 訓練(設備の緊急停止訓練、停 対策訓練等)、防・消火訓練(消防機関との合 訓練を む)及び緊急 絡訓練等の地震防災基本訓練 びに地震防災総合訓練を定期的にも実施するものとする。

業・供給部門

(ア) 教育

事業所 業員及び関係 事会社 業員に対し、地震によるガス 作物の被害による二次災害の防止及び早期復旧を期すため、ガス漏 及び導管事故等の緊急 を重点に教育を実施し、保安 の向上を図るものとする。

() 訓練

a 地震災害想定訓練

緊急 及び復旧活動を迅速・確実に行うため、地震災害を想定し 事業所単位、 たは地方自治体と合 で定期的に訓練を実施するものとする。

b 備忘 訓練

事業所の 業員を対象に、自動 装 を使用して、 備忘 訓練を実施するものとする。

3 国 施設の安全対策(西日本 株式会社)

西日本 株式会社 岡支店は、防災業務計画、災害等対策規定に基づき具体的な を定め、災害等異常時の ビスの確保を図るため、 設備について耐震化・耐浪性等の予防 を 万全を期するものとする。

(1) 災害予防対策—— 設備等の高 頼化

地震又は火災に備えて、主要な 設備等について、耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 国 施設の安全対策については、(1)の 県防災計画(基本編・ 水害対策編)第2編「災害予防計画」第1章「防災基 の強化」第 節「 般 施設、放送施設災害予防計画」第1「国 施設災害予防対策」に準 る。

4 放送施設の安全対策(日本放送協会)

日本放送協会 岡放送局は 災災害が発生し、又は発生するおそれの る場合における放送 波の確保を図るため、日本放送協会災害対策規程(災害対策実施細目)を定め、放送設備、局舎設備等について耐震化・耐浪性等 種予防 を 、災害報道の確保に万全を期する。

(1) 対策—— 平常時の

災害に備えて、各種放送設備のほか、棚等備品についての耐震対策（固定化）を実施する。

(2) 放送施設の安全対策については、(1)の県防災計画（水害対策編）第2編「災害予防計画」第1章「防災基の強化」第節「般施設、放送施設災害予防計画」第2「放送施設災害予防対策」に準る。

上水道施設の安全対策（水資対策 水道整備室、水道事業者（水道用水供給事業者をむ。以下。））、市町村）

(1) 計画方針

県及び水道事業者は、災害による水道の被害を最限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備及び施設の耐震化・耐浪化の整備強を推進する。

(2) 現況

水道の運管理は、水道事業者ごとにの管理により行われており、水道では個々の供給計画に基づいて、現在、施設の整備が進められている。

しかしながら、既存の配水管その水道施設等には、当の年数を経過しているものや、耐震化されていないものが、災害予防の観点からも計画的な整備を推進していく必要がある。

(3) 対策

水道事業者における水道施設の整備については、「水道施設の、的基準を定める省」に沿って、水道施設設計指針、「水道施設耐震法指針」（日本水道協会）等により、施設の耐震化を推進する。

た、水道ごとに、施設の耐震性及び供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用 絡管や給水用資機材の確保などをめ必要な施設の整備強を図る。

6 下水道施設の安全対策（下水道 ・ 域下水道事務所・県土整備事務所・下水道管理センター ・ 市町村）

(1) 計画方針

急激に進む市街化に対応し、水被害等の被害を防止するため、水、水の迅速な除が行なえるよう、た、市街地の環境整備及び 共用水域の水 を防止するため、下水道管理者（県、市町村）は、下水道施設の設計及び施 ば た では耐震・耐浪対策を、施設の整備強を図る。

(2) 対策

ア、耐震性の強化

設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、老朽管等については、必要に応じて補強、布設、改築 事を推進する。た、設の下水道施設については、日本下水道協会が制定した「下水道施設の耐震対策指針と解」に基づき、耐震性の強化を図る。

情報交の迅速化

理場においては、集中 視システムを導入し、ポン 場の入、水 等や水防情報を 用回 で結び、時に把握するとともに、管理者との情報交を行い、総合的な水防止対策を図る。

ウ 動力の確保

地震時においては、停等による二次的災害を考慮して、最限として水機能を確保するためには、自家発 設備をはめとした動力が必要であることから、の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を図る。

エ 施設機能の

下水道管理者は、民間事業者等との協定 結などにより発災における下水道施設の 又は 繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を するため、式水ポンプ そのの必要な資機材の整備等に努めるものとする。

7 業用水道施設の安全対策（業用水道事業者）

(1) 計画方針

業用水道事業者は、災害による 業用水道の被害を最限にとどめ、速やかに 業用水の供給を確保するため、給水体制の整備及び施設の整備強を推進する。

(2) 対策

☛ 業用水道事業者における 業用水道施設の整備については、施設の耐震化・耐浪化を推進する。
 た、☛ 業用水道 に、施設の耐震性及び供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行ない、その結果に基づいて、必要な施設等の整備 強を図る。

第5 ため池施設の安全対策（農村森林整備課、農山漁村振興課、市町村、ため池管理者）

ため池等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実 を把握し、災害時においても常に全な状 が できるよう諸施設の整備等を行なうものとする。

1 ため池施設整備の実施方針

ため池の 等による災害を、然に防止するため、堤体、余水 、 管等の整備を必要とするため池について、市町村等からの申請に基づき、県 ため池等整備事業、 体 ため池等整備事業等で、整備を推進する。

た、緊急を要するものについては適 な を る。

2 安全対策の指導及び防災情報 絡体制の整備

県は、ため池の管理者で る市町村及び水利組合等と 携してため池を調査し安全対策の指導及び防災情報 絡体制の確 を図る。

市町村等は、ため池に関するハザードマツ を作成し、住民等への 努める。

第3章 県民等の防災力の向上

第1節 県民が行う防災対策

県民は、「一人ひとりが自らの安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段をとるとともに、地域の防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

県及び市町村は、県民に対する防災の高揚を図る。

(主な実施機関)

県民、県(防災危機管理局、保健衛生)、市町村等

第1 県民が行う主な防災対策

1 防災に関する情報の得

- (1) 緊急地震速報、津波警報・情報、地震・津波情報の理解や震度、マグニチュード等の地震・津波に関する基礎知識
- (2) 過去に発生した地震被害状況
- (3) 近隣の災害危険箇所の把握
- (4) 災害時にとるべき行動(初期消火、警報・情報発時や避難告等発時の行動、避難方法、避難所での行動、的確な情報収集等)
- () 災害教訓の伝

2 防災に関する家庭会議の開催

- (1) 避難場所・経路の事前確認
- (2) 備蓄品、備蓄品の定
- (3) 家の安否確認・連絡方法(岡山災害情報等メール配システム「防災メール・もるくん」、自治体の災害用伝言板「171」や携帯の災害用伝言板の活用等)
- (4) 災害時の役割担(備蓄品の管理、高齢者に対する責任等)等

3 備蓄品等の準備、点検

- (1) 水、食料、医薬品、携行用、中等の備蓄品
- (2) 3日当の水・食料・生活必需品、衣類等の備蓄品
- (3) 消火用具、火災警報器、大道具等資機材の整備

4 住宅等の安全点検、補強の実施(家の耐震化、家具転倒防止、棚上の物の落下防止、ガスメーター飛散防止等)

応急手当方法の習得

- 6 県、市町村又は地域(自治会、自主防災組織等)で行う防災訓練、防災大会等への積極的参加
- 7 地域(自治会、自主防災組織等)が行う、地域の協力体制の構築への協力等
- 8 愛護動物との同行避難や指定避難所等での対応に対する準備

第2 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に与することを目的とし、政が再保険を受け付ける保険制度である。

火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、地震保険は被災者の住宅再建にとり有効な手段の一つであるため、県民は地震保険の活用を検討する。

県、市町村等は、その制度の普及促進に努める。

第2節 自主防災体制の整備

災害時においては、地域住民、事業所等の自主的な初期防災活動が災害の拡大を防止するため、極めて重要であるので、県及び市町村は、地域住民、事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、地域住民による自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。その際、多様な世代が参加できるような環境の整備に努めるとともに、特に女性の参画の促進に努めるものとする。

〈主な実施機関〉

県民、自主防災組織、事業所等、県、市町村

第1 自主防災体制の整備方針

- 1 住民等は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事象に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分の地域は自分で守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図るものとする。
- 2 県、市町村は、地域ごとの自主防災組織の設け及び育成に努め、地域住民が結束して、初期消火活動や避難・保護活動の実施、指定避難所・避難ルート等の安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災の向上と自主防災体制の整備の促進に努めるものとする。

第2 自主防災体制の整備

1 組織

自主防災に関する主な組織は、次のとおりである。

(1) 自主防災組織

自治会、町会等を主体に地域住民が自主的に組織し、設けるもの。

(2) 施設、事業所等の防災組織

高層建築物、地下街、劇場等多数の人が利用する施設及び危険物等を扱う事業所において管理者が自主的に組織し、設けるもの。

(3) 共的団体等の防災組織

人会、アマチュア協会等の共的団体が自主的に組織し、設けるもの。

2 活動内容

自主防災組織による災害時の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 平常時の活動内容

ア 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(ア) 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。

(イ) 地域住民の任務担いに関すること。

(ウ) 防災訓練の時期、内容等及び市町村が行う訓練への積極的な参加に関すること。

(エ) 防災関係機関、組織本部、及びの体的連絡方法、情報交信に関すること。

(オ) 火防止、消火に関する役割、消火剤その資器材の配場所等の徹底、点検整備に関すること。

(カ) 指定緊急避難場所、避難道路、避難告等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。

(キ) 負傷者の搬送方法、保護所の開設に関すること。

(ク) 用資器材の配場所及び点検整備に関すること。

(コ) その自主的な防災に関すること。

防災の普及

正しい防災知識を人とりがらつよう映画会、研究会、訓練そのらゆる機会を活用し、啓発を行う。

主な啓発事は、地震等の予及及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき容、自主防災組織の構成員の役等で

ウ 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、そのの訓練において、災害発生時の対応に関する事を主な容とする防災訓練を実施する。この場合、の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町村等と機動的な携をとるものとする。

た、要配慮者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

(ア) 情報の収集及び伝達の訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ報するための訓練を実施する。

(イ) 火防止及び初期消火の訓練

火災の拡大・延焼を防ため消防用器具を使用して消火に必要な等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要を、避難場所で迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 及び護の訓練、災害時に利用できる医療機関の把握

家のやれ等により下きとなた者の活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

負傷者を医療機関に送する場合に備え、地域ごとに災害時に利用できる医療機関を把握する。

(オ) し訓練

災害時のや都市ガスなどのラランが断れた状況の下、自らがしができるよう実施する。

(カ) 災害図上訓練

市町村の定の区域における図面を活用して、想定れる災害に対し、地区の防災上の点等をいだし、それに対する避難方法等を地域で検討し実する、地元住民の場にした図上訓練を実施する。

(キ) そのの地域の特性に応た必要な訓練

エ 防災用資機材の整備・点検

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検

自主防災地図（防災マップ）の作成

地域に在する危険や、災害時に必要となる施設等をわす地図を作成して掲示し、るいはに配布することによりの確な防災計画書の作成を容とするとともに、人通りの防災対応行動の迅速、的確化を図る。

カ 地域の組織との携

地域事業所の防災組織や地域における、コミュニティ組織、民生委員・児童委員、体障害者員、関係体等と携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

(ア) 自主防災組織と昼間人口を構成する人々との携の促進

地域社会においては、居住地と業地（者の務地や学生の活動点等）とが異なる住民も存在し、休日・夜間は居住地で生活をみ、平日・昼間は業地で生活をむ住民も少なくない。平日・昼間は業地で生活をむ住民は、業していることから比較的体力がる手や学生が多く、防災活動においては常に重なり力となりうる。

そこで、このような昼間人口を構成する人々に対しても、業地の自主防災組織は、防災の普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、災害時に業地の自主防災組織と安全に共に活動できるよう、いは居住地での自主防災組織活動へも協力もできるよう啓発・研等に努める。

(イ) 自主防災組織と地域コミュニティとの携の促進

地域社会においては、自治会や町会の高化や組織率の下、活動の化等が進行し、防災訓練や災害時の防災活動を行うとき、体力的に理を強いることができる。

方、地域社会では、自治会や町会のみならず、中学校、スポーツ・文化クラブ、り実行委員会、地域おこしループ等コミュニティも存在する。このよう

ティは比較的体力が あり、地域に愛 の る者が多く、防災活動においては 兼に 重要な 力 となりうる。

そこで、このよう には、コミュニティに対しても、地域の自主防災組織とともに、防災 への普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、災害時に自主防災組織活動に協力するよう、その際に安全に共に活動できるよう、啓発・研 等に努める。

(2) 災害発生時の活動 容

ア 初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の など 火防止のための を るように びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バ び、 型動力ポン 等を活用し、隣近所が に協力して初期消火に努める。

情報の収集・伝達

地域 に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市町村等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を地域住民等に伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

ウ 護の実施及び協力

れ、建物の 等により下 きにな た者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、 用資機材を使用した速やかな 活動の実施に努める。 た、自主防災組織では できない者については、防災関係機関による 活動の な実施に必要な情報の提供等を行う。

負傷者に対し応急手当を行うとともに、医 の 護を必要とする者が るときは 護所等へ送る。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

エ 避難の実施

市町村長や警察 等から避難指示等な れた場合には、住民に対して 徹底を図り、迅速かつ に避難場所に誘導するとともに、自らも避難する。

避難の実施に当た て、次の点に する。

(ア) 次のような危険がないかを確認しながら避難誘導する。

- a 市街地……………火災、落下物、危険物
- b 間部、起 の多いとこ …… れ、地すべり
- c 海岸地域……………津波、津波 上による 水被害

() な避難行動がとれるよう、 物は必要最 限度のものとする。

(ウ) 避難行動要支 者は、地域住民の協力のもとで避難 る。

きし及び 物資の支給に対する協力等

被害の状況によ ては、避難が長期間にわたり、被災者に対する きしや 物資の支給が必要となる。これらの活動を行 うためには、組織的な活動が不 欠で るため、自主防災組織としても きしを行うほか、市町村が実施する給水、 物資の支給に協力する。

3 自主防災組織の育成・指導

(1) 県の役 (防災危機管理局)

ア 市町村が行う自主防災組織育成事業について、必要な支 を図るものとする。その際、 性の参画の促進に努めるものとする。

市町村が行う自主防災組織の ダ 等を対象にした研 会等について、防災士等の自主防災組織の育成に資する人材の把握に努め、 等として 介するなどの支 を行う。

ウ 市町村と協力し 種普及啓発事業を して自主防災活動の重要性を県民に びかけ、組織化を推進する。

エ 市町村が行う、自主防災組織の な活動を期すための防災資機材の配備について、指導・ を行うものとする。

自主防災組織の 事 を集め、県 市町村に広報するとともに、 絡・実 体制が整 ているか、要支 者を的確に把握しているか、必要な防災資機材を確保しているか、避難場所・避難経路を的確に把握しているか及び日 の防災活動等を考慮して、優 な自主防災組織の をおこない自主防災組織の育成・指導に資するよう努める。

(2) 市町村の役

市町村は災害対策基本法第 の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位 付けられて

おり、その組織化に積極的に取り組まなければならない。

ア 市町村は自治会、町会等に対する指導を積極的に行い、組織率の向上と実効する自主防災組織の育成に努める。その際、市民の参画の促進に努めるものとする。

市町村は県と協力し、自主防災組織のリーダー等の地域防災リーダーを育成するために、研究会等を開催し、防災士等の防災人材の育成強化、地域における自主防災活動の推進を図る。

ウ 自主防災組織の多様な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。

エ 市町村は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置をとる。

自主防災組織の情報を集め、管轄で広報するとともに、ネットワーク・実地体制が整っているか、要支援者を的確に把握しているか、必要な防災資機材を確保しているか、避難場所・避難経路を的確に把握しているか及び日頃の防災活動等を考慮して、優れた自主防災組織の育成をおこない自主防災組織の育成・指導に資するよう努める。

カ 市町村防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村の特定の地区の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村防災計画に地区防災計画を定めるものとする。必要がないと判断した場合は、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした住民等に説明しなければならない。

4 自主防災組織活動の促進と消防との連携

市町村は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防と自主防災組織との連携を促して、自主防災組織の訓練その他の活動の充実を図られるよう努めるとともに、消防が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防経験者が自主防災組織の役員に任じたりするなど、組合員の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。

また、市町村は、自主防災組織の教育訓練において消防が指導的役割を担うための措置をとるよう努めるものとする。

水防、水防協力体の育成強化（市町村）

市町村は、市民、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

6 特定の地区における住民と事業所が共催した自発的な防災活動の推進

市町村の特定の地区の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共に、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この際、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。

なお、案の提案は、その内容が市町村防災計画に抵触するものでない場合に、提案者全員の氏名及び住所（法人にあっては、その代表者及び主たる事務所の所在地）を記した提案書に、当該計画の案、計画案を行うことができる者であることを示す書類（防災訓練のための交通の禁止又は制限に係る標示の様式等）を添えて行うものとする。

当該案が市町村防災計画の地区防災計画に定められた場合は、当該地区防災計画に関する住民等は、当該地区防災計画に基づき、防災活動を実施するよう努めなければならない。

【参考例】 個人・家庭、地域、自主防災組織等の役割項目例

自主防災 体制	平 常 時	警 戒 ・ 発 災 時
個 人 家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ○各個人の日常生活圏の危険性の認識 緊急地震速報や津波警報・ 報等の防災情報の理解の促進 ○家屋や塀の耐震強化措置 ○家具の転倒落下防止措置 ○出火防止体制の整備 ・ 耐震消化装置付器具の使用と作動状況の点検 ・ 安全な火気使用環境の確保 ○初期消火体制の整備 ・ 初期消火器具の確保と使用訓練 ○家具の転倒落下防止措置 ○指定緊急避難場所・ルートの確認と安全性のチェック ○救出用資機材の保管 ○必要な物資の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ○津波からの避難の呼びかけ 緊急地震速報や津波警報・ 報等の防災情報の自主的収集 ○出火防止 ○初期消火 ○家族の安否確認（電話は使用しない。）及び保護
隣 近 所	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等要配慮者の安全対策の話し合い ○近所の災害環境の共同監視 ○救出用資機材の共同管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○津波からの避難の呼びかけ ○隣近所の生き埋め者の救出活動、負傷者搬送 ○隣近所の出火防止措置 ・ 隣近所の家庭にガス元栓閉栓よびかけ ・ 高齢者世帯等の出火防止措置 ○初期消火活動への従事 ○近所の要配慮者の安否確認 ○要配慮者の救出・避難誘導
自主防災 組 織	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭、隣近所への防災対策の呼びかけと推進（特に、出火防止措置と家具等の転倒落下防止措置の推進） ○危険箇所の点検・除去 ○指定緊急避難場所・ルートの確認と安全性のチェック ○救出用資機材（防災資機材）の管理 ○防災知識の普及 ○各種防災訓練の実施及び参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○救出活動の喚起（救出協力者を募る） ○出火防止措置の喚起 ○初期消火活動の応援 ○近所の要配慮者の安否確認の喚起 ○要配慮者の救出・避難誘導・搬送 ○指定避難所の開設・管理運営 ○給食・給水 ○救助物資の分配に関する協力

第3節 企業等防災対策の促進

企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に貢献する。

〈主な実施機関〉

企業等、県、市町村

第1 企業等の役割

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事 について、それぞれの実情に応 じて行 う。

- 1 防災訓練
- 2 従業員等の防災教育
- 3 情報の収集・伝達体制の確保
- 4 火災その他の災害予防対策
避難対策の確保
- 6 応急 護
- 7 燃料水、食 料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保（従業員の3日 以上が目安となる）
- 8 施設耐震化の推進
システムの多重化・高度化、ハード施設の耐震化など災害時における情報システムの保全
- 10 施設の地域避難所としての提供
- 11 地元消防 隊との 携 携・協力

第3 県、市町村の措置

- 1 防災訓練(防災危機管理局・ 政策 、市町村)
県及び市町村は、企業を地域 ミュニティの 一 員として、防災訓練等の機会をとらえ、企業等に対し、訓練への参加等を 促 促す。
- 2 事業継 継 計画（ ）の普及啓発（中 企業振興 政策 、市町村)
県及び市町村は、企業等に対して、企業等の事業継 継 計画の策定の普及啓発に努める。
ま 更に、県においては、国や関係 体等と 携 携し、事業継 継 計画策定に関するセミナー の開催等を行い、企業の事業継 継 計画策定を推進する。
- 3 事業所との消防 活動協力体制の構築（防災危機管理局、市町村、消防機関)
市町村は、「消防 活動協力事業所 示制度」等を活用し、事業所との消防 活動協力体制の構築を図る。なお、制度の 順 順な運用を行うため、消防庁が示した「消防 活動協力事業所に関する要 要」等を参考にして、地域の実情に適した消防 活動協力事業所の要 要を定める。
県は、その指導又は 等により、市町村の制度運用を支 支 する。
※消防 活動協力事業所 示制度一消防 活動 に対して事業所が、市町村等の定める協力を行 行 っている場合に、事業所の申請又は市町村等の推 推 により、「消防 活動協力事業所 示制度」 示マ ックを掲示することができる制度。
- 4 企業の防災に係る取り組みの 促進（防災危機管理局・ 政策 、市町村)
県及び市町村は、企業の防災に係る取り組みについて、優 優 企業 等により、企業の防災力向上に努める。
金 金的支 支（中 企業振興 ）
第4編「災害復旧・復興計画」第4章「経 経 復興の支 支」第1節「金 金 」第1 資計画により、支 支 を行うものとする。

第4節 防災知識の普及

災害に強い づくりを推進するため、県、市町村及び防災関係機関等は、職員に対し防災教育を行うとともに、 に密接な 携を保 単 又は共 して、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域 ミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する への普及を推進する。

(主な実施機関)

自主防災組織、国、県（関係 ）、市町村、消防機関、防災関係機関

第1 県民等に対する防災知識の普及

県、市町村、自主防災組織及び防災関係機関は、県民に対し、災害時の被害想定結果などを示しながらその危険性を するとともに、地震発生時に県民が的確な 断に基づき行動できるよう、地震及び防災に関する への普及啓発を図るものとし、県、市町村及び防災関係機関は、住民等の防災の向上及び防災対策に係る地域の合 形成の促進のため、防災に関する様々な動向や 種データを かりやすく発 する。 た、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行事が基本となることを えて、警報等や避難指示等の と 容の などを、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

その際には、要配慮者への対応や被災時の のニ の違い等にも する。

た、教育機関、民間 体等との密接な 携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、者による研 や 会、実地研 の開催等により、防災教育を行うものとする。

1 一般啓発（防災危機管理局・関係 ）、市町村、関係機関）

(1) 啓発の 容

ア 地震・津波に関する基 へのや、地震発生時、警報等発 時、避難指示・避難 告・避難準備情報の発 時に具体的にとるべき行動に関する への

過去に発生した地震被害に関する への

ウ 備蓄に関する への

(ア) 最 3日間、推 1週間 の食 、 料水、携 ト 、 用品、ト ット パ等の備蓄

(イ) 備蓄品（急箱、中 品、 池等）の準備

エ 住宅等における防災対策に関する への

(ア) 住宅の耐震診断と補強、防火に関する への

(イ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家の タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転 防止、棚上の物の落下やブ ラック塀の転 による事故の防止、ガ スの飛散防止、火災予防等の家庭における防災対策に関する への

い主による家庭動物との 行避難や避難所での についての準備

カ 様々な 手段（家 、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動

キ 危険予想地域、 水想定区域等に関する への

ク 緊急地震速報、津波警報・ 報、防災 象情報、避難指示等に関する への

指定緊急場所や指定避難所での行動、避難路、その 避難対策に関する への

ク 避難生活に関する への

応急手当方法等に関する への

シ 早期自主避難の重要性に関する への

ス ミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する への

セ 災害時の家 での 絡体制等（避難方法や避難ル ルの取 め等）の確保事前確認

ソ 災害情報の正確な入手方法

タ 要配慮者への配慮

チ 災害時における による人 害を防止するための への

ツ 火の防止及び初期消火の心得

- テ 水道、力、ガス、などの地震災害時の心得
- ト 被災地支に関する（混の支物資を送ることは被災地方共 体の負担になること等）
- ナ そのの必要な事

(2) 啓発の方法

- ア テレビ、ラ及び等の活用
 広報、パンット、ポスタ等の利用
- ウ 映画、ビデオ等の利用
- エ 種 窓口の設
 消防、防災士※をた啓発
- カ 会、習会の実施
- キ 防災訓練の実施
- ク ネット（ホーム）の活用
 種ハザドマツ等の利用

■ 広報車の巡回による普及

市街地における想定水等の示(標の設)

※防災士・・・社会の様々な場で防災力を高める活動を行うための十なと定のの能
 を得たことを、特定利活動法人日本防災士機構が認した者

2 社会教育をての普及(市町村)

社会教育においては、ト、成人学、社会学、年体、人体等の会合及び種研会、
 集会等をて地震防災に関するの普及・啓発を図り、の体の構成員がそれぞれの場から
 地域の地震防災に与するを高める。

啓発の容は、県民に対する般啓発に準るほか、の体の性格等に合わた容とする。

3 学校教育をての普及(体育スポーツ健康・高校教育・義務教育、市町村)

学校教育の中での防災教育は、地域の実状に則した防災教育を多数の人々を対象に、体的かつ継
 的に実施しうる最もしている。そのため、から大学でした方針のもとに防災教
 育が実施された場合、大きな効果をげる能性がる。

このことをに、児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会(防災
 訓練、防災関係行事、教指導、活動、業参観等)をて、学校等の種別、地及び児童
 生徒等の発達段階などの実に応じて、地震等の災害に関する基的のや災害からを守るための
 ・方法を中心にした啓発を行う。

た、県及び市町村は、学校における体的な防災教育に関する指導容の整理、防災教育のための
 指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。た、学校において、部の門
 家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

第2 児童・生徒に対する防災教育(体育スポーツ健康課、高校教育課、義務教育課、市町村)

学校の教育活動全体をて、児童生徒が、発達段階に応じて、を習得するとともに、体験的
 な活動をして、自らの断で行動する度や能力を育成する防災教育を推進する。

1 防災に関するの習得

- (1) 学習指導要に基づく、教、総合的な学習の時間及び特別活動等をた学習指導の充実
- (2) 自然災害の発生メカニム、応急手当等、基本的なのに関する指導の充実
- (3) 先進事や地域の特性をえた学習指導の充実

2 困の状況に応じて、安全に行動する度や能力の育成

- (1) 日から、の回りにむ危険を認し、回避する能力の育成
- (2) 災害時に、想定にとらわれ、自らの命を守りくために最善をくす避難訓練等の体験的な活動
 の実施
- (3) ティア活動等をした安全で安心な社会づくりに進んでする度の育成

3 防災管理・組織活動の充実・徹底

- (1) 校長を中心とした防災教育推進委員会等の設
- (2) 教職員研の充実

- (3) 自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対応要（危機管理マニュアル）の充実
- (4) 家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築

第3 職員に対する防災教育（防災危機管理局、市町村、防災関係機関）

県、市町村及び防災関係機関は、平常時の的確な地震防災対策の推進と災害時における適正な断力をい、機関における防災活動のな実施を期すため、次により防災教育の普及徹底を図る。

た、国、県、市町村及び防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研機関等及び地方公共体の研制度の充実、大学の防災に関する等との携等により、人材育成を体系的に図る組みを構築するとともに、緊急時に部の門家等の支を活用できるような組みを平常時から構築することに努めるものとする。

1 教育の方法

以下に示す方法等をりし実施することにより防災教育を行う。

- (1) 任研
 - 常の任職員研の目として行う。
- (2) 職場研
 - 職場では、防災訓練等にわて以下の目に重点をいた研を実施する。
 - ア 職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認
 - 職場の初動時の活動要の確認
- (3) 研究会、習会、会等の実施
- (4) 学、現地調査等の実施
- () 防災活動手等の物の配布

2 教育の容

- (1) 災害に関する
 - ア 災害種別ごとの特性、災害発生原についての
 - 当該地域の災害特性、災害別・地域別危険度
 - ウ 過去の主な被害事
- (2) 県地域防災計画、市町村防災計画、機関防災業務計画そのの防災に関する計画及び機関の防災体制と自の任務担
- (3) 職員として果たすべき役（任務担）
- (4) 初動時の活動要（職員の動員体制、情報収集伝達要、取い要等）
- () 防災と
- (6) 防災関係法の運用
- (7) そのの必要な事

第4 防災上重要な施設の管理者等の教育（防災危機管理局・関係各課、市町村、消防機関）

防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資の向上を図るとともに、特に、消防訓練等をて火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力をい、緊急時対しうる自主防災体制の強化を図る。

た、学校、行政関係施設等の応急対策上重要な施設や地下街、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、要配慮者に関わる社会施設、医療施設等の管理者については、水経路や水形の把握等を行い、これらの結果をえ、水等水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

1 指導の方法

- (1) 防災上重要な施設の管理者等に対し、能習をむ習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
- (2) 事業所自、るいは、地域単位での時訓練、習会等をて災害時における行動力を強化する。
- (3) 防災上重要な施設の管理者等の自主的研究会、絡等をて防災及び防災想を普及する。
- (4) 災害時における火防止、初期消火及び避難誘導等必要事をり込んだ防災指導書、パンット等を配布する。

2 指導の 容

- (1) 県地域防災計画、市町村防災計画、**機関**防災業務計画その**の**防災に関する計画及びこれに
う **機関**の防災体制と事業所等の自主防災体制
- (2) 災害の特性及び過去の主な被害事 等
- (3) 危険物施設等の位 、構造及び設備の保安管理
- (4) パニック防止のための緊急放送等の体制準備
- () **火** 火防止及び初期消火等の災害時における行動体制

第5 海事関係者等の教育

- 1 、 の **事**者等に対し、避 港の所在地その **の**状況を **徹**底 、 て安全運 を指
導する。(業管理 、第 管区海上保安本部)
- 2 海事関係者に対する災害防止及び海難事故の **然**防止の指導啓発を図る。(業管理 、第 管区
海上保安本部)
- 3 業地域への防災 **の**普及 (業管理 、市町村)
県及び市町村は、 業地域の特性を えた地震・津波の防災対策を図るため、水産庁より **示** べ
た「災害に強い 業地域づくりガ ド ラン」等を参考として、 業地域における防災力の向上に向
けた防災 **の**普及を推進する。

第6 防災知識の普及に際しての留意点等 (防災危機管理局・関係各課、市町村)

県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、地災害防止キャン ン等を 、
種 習会、 ベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な防災 **の**普及
を実施するものとする。

防災 **の**普及の際には、要配慮者や子育て中の 子等にも十 配慮し、地域において要配慮者を
支 する体制が整備 されるよう努めるとともに、被災時の のニ の違い等 方に十 配慮
するよう努めるものとする。

第7 防災意識調査 (防災危機管理局・関係各課、市町村)

住民の防災 を把握するためのアン 卜調査及び行政 ニタ からの 取等の防災 調
査を必要に応 て実施する。

第8 災害教訓の伝承 (防災危機管理局、市町村)

県及び市町村は、過去に起こ った大災害の教訓や災害文化を確実に に伝えていくため 大災害
に関する調査 結果や映 をめた **種**資料をア カ ブとして広く収集・整理し 適 に保存す
るとともに 広く 般の人々が ・情報発 ・共 できるよ う 開に努めるものとする。 た 災
害に関する石 や ニュメント等の つ を正しく に伝えていくよう努めるものとする。

た、住民は、自ら災害教訓の伝 に努めるものとする。県及び市町村は、災害教訓の伝 の重要
性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査 結果や映 をめた **種**資料の収集・保存・
開等により、住民が災害教訓を伝 する取組を支 するものとする。

第5節 防災訓練の充実

県、市町村及び防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習、関係機関の携体制の強化及び住民の防災想の高揚を図ることを目的に、関係機関等の参加とその関係体及び要配慮者もめた地域住民等とも携した種災害に関する訓練を継続的に実施するものとする。

〈主な実施機関〉

県、市町村、防災関係機関

第1 総合防災訓練（防災危機管理局、市町村等）

1 県及び市町村等は、災害時の防災体制の万全を期するため、自衛をはめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震、大等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設、被災地察、避難誘導、医療護、火災消火、交規制、物資の送、給水給食等の訓練を総合的に実施する。

た、実施にたでは、学校、水防協力体、自主防災組織、義協議会、民間企業、ラ
ンティア体及び地域住民等の地域に関係する多様な主体との

した訓練等を実施する。

その方法としては、具体的災害設定を行い、災害発生時の医療情報の報・収集や要請・指示に基づく医療護の緊急動、傷病度合による別等やに応じた応急医療・広域送など、上訓練を、実際にした医療護訓練を実施するものとする。

医療機関は、災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練の実施に努める。

災害医療統率者等を対象とした研、習会については、基幹災害、点病院において実施する。

7 被災建築物応急危険度判定訓練（建築指導、市町村）

県及び市町村は、建築関係体等の協力のもと、実際の応急危険度判定の実施に備えるとともに、応急危険度判定体制の整備を図るため、絡訓練等を実施する。

8 地下街等、要配慮者利用施設、大規模場等の訓練（施設所者又は管理者）

市町村防災計画に及び所在地を定められた地下街等の管理者は、津波時の避難確保及び水防止に関する計画に基づき、入道、水防止活動等の訓練を実施するものとする。

市町村防災計画に及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所者又は管理者は、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

市町村防災計画に及び所在地を定められた大規模場等の所者又は管理者は、水時の水防止に関する計画に基づき、水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

そのの訓練

防災関係機関は、単又は共で、避難誘導、、災害情報の収集・伝達及び災害装備資機材習訓練等災害活動に必要な訓練を実施する。

第3 住民の訓練

市町村及び防災関係機関は、自主防衛組織等住民の防災行動力の向上を資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の与、者の等により積的にする。

た、要配慮者等住民参加による訓練等を積的に行う。

1 火防止訓練

2 初期消火訓練

3 緊急地震速報対応行動訓練・避難訓練（地震・津波（沿岸市町村については津波にう避難訓練もむ））

4 応急護訓練

災害図上訓練

6 情報の収集及び伝達の訓練

7 きし訓練

8 そのの地域の特性に応じた必要な訓練

第4 防災訓練に際しての留意点等（関係各課、市町村）

県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デ等を、積的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

た、定期的な防災訓練を、夜間等様々なに配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、緊急地震速報・津波警報・報等の発時や地震・津波発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習を図るものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定をらかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自の断も求められる容をり込むなど実的なものとなるようとするものとする。

た、災害対応業務に習するための訓練に加え、を発するための訓練の実施にも努めるものとする。訓練にはを行い、訓練成果を取りとめ、等をらかにし、必要に応体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に映るよう努めるものとする。

らに、訓練の際には、避難行動要支者の多様なに十配慮し、地域において災害時要一護避難行動要支者を支する体制が整備れるよう努めるとともに、被災時のの二の違い等方に十配慮するよう努めるものとする。

た、避難訓練を行う場合には、災害時の人間の心理、すなわ、災害に面した場合に避難

することを することが多いという心理特性も するように努める。避難行動を開 するには、その心理特性を理性的に取り で避難を開 する必要性が ることを住民に理解 、避難を率先して行う者を らかめ指 するなど、避難行動を早期に開 しの住民も に くような方策を考慮するよう努めるものとする。

第5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握 された 点や 、訓練を て得られた教訓・ を訓練整理し、その結果を地域防災計画の改正や次回訓練の際に 効に活用するものとする。

第6節 県民の心得

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の経験をえ、県民は、「自らの安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚をもち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動することが重要である。

地震（津波）発生時に、県民は、家庭内または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混雑の防止に努めつつ、地震（津波）災害による被害の発生を最優先にとどめるために必要な行動をとるものとする。

〈主な実施機関〉

県、市町村、防災関係機関

第1 家庭における心得

1 平常時の心得

- (1) 家の中の安全な場所、非常用出口の配位、地域の指定緊急避難場所・避難経路及び家の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れ、津波に注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気の使用に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 非常用食糧、急用品、非常用用品を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。

2 地震発生時の心得

- (1) 自らの安全を図る。
- (2) すばやく火の元を消す。
- (3) 火が燃えたら消火する。
- (4) 窓ガラスに飛びかかる出口を確保する。
- (5) 高い路地、塀のわき、がけ崩れ、ベリには近づかない。
- (6) がけ崩れ、津波、水に注意する。
- (7) 避難は徒歩で、物は最優先にする。
- (8) みんなが協力し合って、応急処置を行う。
- (9) 正しい情報をつかみ、飛散に巻き込まれない。
- (10) 扉を守り、衛生に注意する。

3 地震発生時の非常時の心得

- (1) 住宅地
路上の落下物（エレベーターの室機・ベランダのタタなど）や物（自動販売機・植木鉢・街路など）に注意する。
- (2) 街
窓ガラスや看板、ネオンサイン、の落下に注意する。かみなどで頭を保護して避難する。
- (3) 傾斜地
落石に注意しながら、がけ崩れや急傾斜地など、がけ崩れの起こりやすい危険な場所から遠ざかる。
- (4)
窓ガラスに飛びかかる出口を確保する。

第2 職場における心得

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、自らの役割を明確にすること。

- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりえをく場所を確保し、カ等重物の転防止をとること。
- (4) 重要書類等の品を確認すること。
- () 不特定かつ多数の者が入りする職場では、入場者の安全確保を第に考えること。

2 地震発生時の心得

- (1) すやく火のをすること。
- (2) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (3) 職場の状況に応、安全な場所に避難すること。
- (4) 正確な情報を入手すること。
- () 近くの職場士で協力し合うこと。
- (6) エベタの使用は避けること。
- (7) マカによる、宅等は自すること。た、危険物車両等の運行は自すること。
- (8) 理に宅行動をとら、状況に応て職場にとどることも検討する。

第3 運転者のとるべき措置

1 行中のとき

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、緊急行車両の行の妨害とならないよう、道路のに停止ること。
- (2) 停止は、ラで地震情報や交情報をき、その情報や圏の状況に応じて行動すること。
- (3) 車をいて避難するときは、できるだけ道路の場所に移動しておくこと。やむを得道路上にいて避難するときは、道路のにて、車し、エンンをり、エンンキを付けたとし、窓を閉め、ドアはクしないこと。車するときは、避難する人の行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には車しないこと。

2 避難するとき

- (1) 被災地域では、道路の破、物の散等のほか、幹道路等に車が集中することにより交が混するので、避難のため車を使用しないこと。

第4章 効果的な応急活動のための事前対策

第1節 広域応援体制の整備

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支 援・協力体制が不
 欠で ることから、関係機関において 協 力の協定を 結ぶ等、携 手強化を進めることにより、
 平常時より体制を整備し、災害発生時に 主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努める
 ものとする。 た、大規模な地震災害等による 時被災を避ける観点から、近隣の地方 共 体に加え
 て、遠方に所在する地方 共 体との間の協定 結 にも考慮するものとする。

(主な実施機関)

国、県 (関係 機 関)、警察、市町村、消防機関、防災関係機関

第1 他都道府県等との相互協力体制の整備

- 1 県は、九州・ 四 国 県災害時協 定、関西広域 合 同九州地方 事 業会との災害時の 協 定に関
 する協定及び全国都道 県における災害時の広域協 定に関する協定に基づき、平常時から関係 機 関と
 携 手を図り、広域合 同訓練など、実体的な訓練の実施等を 通 じて、大規模災害発生時において 協 定
 協 定が行われるよう体制整備を推進するものとする。
- 2 北九州市及び 岡 崎

に努めるものとする。

7 8

第4 防災関係機関の連携体制の整備

1 共

県は、国又は市の都道 県への応 要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は市の都道 県と要請の 手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り 決めておくとともに、連絡先の共 を徹底しておくなど 必要な準備を整えておくものとする。

市町村は、県への応 要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道 県と要請の 手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り 決めておくとともに、連絡先の共 を徹底しておくなど 必要な準備を整えておくものとする。

県及び市町村等は、食、水、生活必需品、医薬品、液 剤、燃料及び所要の資機材の調達 びに 広域的な避難に必要となる施設等の 利用等に関する応 体制の充実に努めるものとする。

防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い 常業務の継 のため、災害時に 必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に 入するための事前の準備体制と事 の対応力の強化を図る必要が ることから、業務継 計画の策定等により、業務継 性の確保を図るものとする。

た、実効性 業務継 体制を確保するため、必要な資 の継 的な確保、定期的な教育・訓練・ 点検等の実施、訓練等を した経験の蓄積や状況の変化等に した体制の し、計画の ・検 等を えた改 などを行うものとする。

2 警察（警備）

警察は、広域的な を確保するため、 応部 及び 般部 から構成 される警察災害 の 運用に関し、平 から警察庁及び九州管区警察局と緊密な 携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支 が行われるよう体制の整備を推進するものとする。

3 県（防災危機管理局、医療指導、康 進 この 康づくり推進室）

県は、消防組織法に基づき、緊急消防 が被災地において効果的に活動できる体制を確保するため、緊急消防 受 計画を定めるとともに、必要に応 正を行うものとする。

た、県は、医療の応 について近隣都道 県間における協定の 結を促進する等医療活動 応 体制の整備に努めるとともに、災害 医療 ム（ ）の充実強化や実 的な訓練等を て、 急医療活動等の支 体制の整備に努めるものとする。

県は、災害 精神医療 ム（ ）等の整備に努めるものとする。

4 消防機関

消防機関は、「緊急消防 受 計画」に基づき、緊急消防 を充実強化するとともに、実 的な訓練等を て、人命 活動等の体制整備に努めるものとする。

九州地方整備局

九州地方整備局は、必要に応 て緊急災害対策 （ - ）等を し、被災状況、被災地方 共 体のニ 等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その 災害 応急対策など、応急復旧活動に関して被災地方 共 体等が行う活動に対する支 を実施するものとする。

なお、九州地方整備局は、被災地方 共 体等を支 するため、大規模な地震災害の発生時において 応急復旧等を実施する者な 調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急車両等の 行に必要な 行路の確保等を実施するものとする。

た、油及び 物の回収を目的とした所 による危険物の障害物除去、避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うよう努めるものとする。

21 5 11

第5 受援計画（防災危機管理局、市町村、防災関係機関）

県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニ に応じて に 地方 共 体及び防災関係機関から 受 を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に 受 計画を位 付けるものとする。

受 計画には、受 先の指定、受 に関する 連絡・要請の 手順、 応 の災害対策本部との役 担・ 連絡調整体制、 応 機関の集結・活動 点、 応 要員の集合・配 体制や資機材等の集積・ 送体制等

のほか、受に必要なる事を記するものとする。

第6 広域応援拠点等の整備（防災危機管理局、市町村）

県は、市町村及び関係機関と協議して、全県的な場からな広域応援活動を実施する上で適当とされる場所、施設等を広域応援拠点として定、整備し、関係機関と情報を共するものとする。

市町村は、応援の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を定、整備し、関係機関と情報を共するものとする。

第7 業務継続性の確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い常業務の継のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に入するための事前の準備体制と事への対応力の強化を図る必要がることから、業務継計画の策定等により、業務継性の確保を図るものとする。た、実効性ある業務継体制を確保するため、地域や想定れる災害の特性等をえつつ、必要な資の継的確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等をた経験の蓄積や状況の変化等に応た体制のし、計画の・検等をえた改などを行うものとする。

特に、県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役を担うこととなることから、業務継計画の策定等に当たでは、少なくとも事及び市町村長が不在時確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなた場合の代庁舎の特定、・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な手段の確保、重要な行政データのバックアップびに兼時優先業務の整理について定めておくものとする。

第2節 防災施設・資機材等の整備

県、市町村、防災関係機関は、応急対策の なる実施のために、災害対策本部体制の整備や必要な施設及び資機材等の整備、充実に努めるものとする。

(主な実施機関)

県(防災危機管理局・関係)、市町村、消防機関、防災関係機関

第1 災害対策本部体制の整備(防災危機管理局、市町村、防災関係機関)

県、市町村及び防災関係機関は、発災段階 りいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図るものとする。

1 初動体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応 職員の 参集体制の整備を図るものとする。その際、 え、 門的 をする防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の 確化、 絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集 能な範囲での必要な 舎の確保、携 上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。

た、交 の 絶、職員又は職員の家 等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努めるものとする。

らに、それぞれの機関の実情を え、災害発生時に べき対策等を体的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に とともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習 、 の職員、機関等との 携等について徹底を図るものとする。

県は、市町村の災害対策本部体制等の設 運 についてマニュアル作成や訓練等をして 指導を行うものとする。

2 庁 での協議体制の整備

県及び市町村は、 務時間 に地震が発生した場合、本部長等の幹部職員の 庁を つことなく、必要な 定を行う必要が 。

そのため、迅速・確実な 絡が 能なように幹部職員に防災行政 (携)、 りいは携 (災害時優先 様)の配備を推進するものとする。

3 災害対策本部室等の整備

県、市町村及び関係機関は、以下の点に して災害対策本部室等の整備を行うものとする。

(1) 災害対策本部の代 施設

大規模地震により本庁舎 に災害対策本部設 が不 能とな た場合に、災害対策本部機能を代する施設を確保するものとし、この施設についても、建物の耐震化等の安全性や、 機能や 兼用施設等の災害対策本部として すべき機能を備えるよう努める。

(2) 耐震性を備えた自家発 機

エン ン発 式のみならず その 代 エネル システムの活用についても検討を行うよう努める。

(3) 災害対策本部室・事務局室の確保・配 方法、 の余裕回 の確保

(4) 災害対策本部等防災基幹施設の 、 力等の優先復旧体制

() 応急対策用地図

(6) 手回し等自家発 機能付携 型 ー

4 関係機関等の参画

県及び市町村は 災害対策本部における 取・ 絡調整等の際、関係機関等 の を求めることができる 組みの構築に努めるものとする。

人材の確保

県及び市町村は、発災 の なる応急対応、復旧・復興のため、 職者(自衛 等の国の機関の職者も む。)の活用や、民間の人材の任期付き 用等の人材確保方策を らか め整えるように努めるものとする。

第2 防災中枢機能等の確保充実（関係各課、市町村、防災関係機関）

県、市町村、防災関係機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能をする拠点・街区の整備、推進に努める。また、保する施設・設備について、代エネルギーシステムの活用もめめた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開が想定復旧期間を超える場合などを想定し、それをを超える十分な期間（想定復旧期間がらかでない場合は、例えば1週間）の発電が能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等にも努めるものとする。その際、停対策びに物資の供給が当困難な場合を想定した食、料水等の適な備蓄・調達・送体制の整備や、絶時に備えた衛携等の整備等、兼用手段の確保を図るものとする。特に、災害時にするおそのる市町村で停が発生した場合に備え、衛生携などにより、当該地域の住民と当該市町村との方向の情報絡体制を確保するようするものとする。

また、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の種安全対策方針に基づき、きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討、施設の耐震化など所要の対策にも配慮するものとする。

※クラウドサービスの利用 自治体が自ら情報システムを所、民間事業者のデータセンタ等の提供する情報システムの機能をネットワーク経で利用する組み。これにより、耐震化・対策が施された施設を利用できるとともに、庁舎失等の場合にも、庁舎から離れているデータセンタに情報が保存されていることから、早期に行政機能の回復を図ることができる。

第3 防災拠点施設の確保・充実（関係各課、総合政策課、道路維持課、市町村、消防機関、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社）

県、市町村及び消防機関は、災害時に地域における災害対策活動の点となる施設の整備に努めるものとする。その際、施設の耐震・耐火対策びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。また、災害発生時には停が予想されることから、県及び市町村は、再生エネルギー等災害に強いエネルギーを防災点となる共施設等へ導入することにより、災害時でも最大限機能ができるように努める。当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を備えたものが多い。

国・県・市町村は、上記の点のつととして、県下の「道の駅」を災害時の防災点（避難所、物資送点、災害復旧点、情報発点等）として、に活用するものとし、「道の駅」の管理者は、その機能強化に努めるものとする。

九州地方整備局及び西日本高速道路株式会社、岡県道路社、岡北九州高速道路社は、高速道路のサービスエリア等を警察機関、消防機関及び自衛の部の開、物資送設備等の点として使用するなど、命活動への支を行うものとする。

第4 災害用臨時ヘリポートの整備（市町村）

1 計画方針

市町村は、災害時の・護活動、緊急物資の送等に■プタの機動性を生かした応急活動をに実施するため、■プタが離できる時ポトの定、整備に努めるものとする。

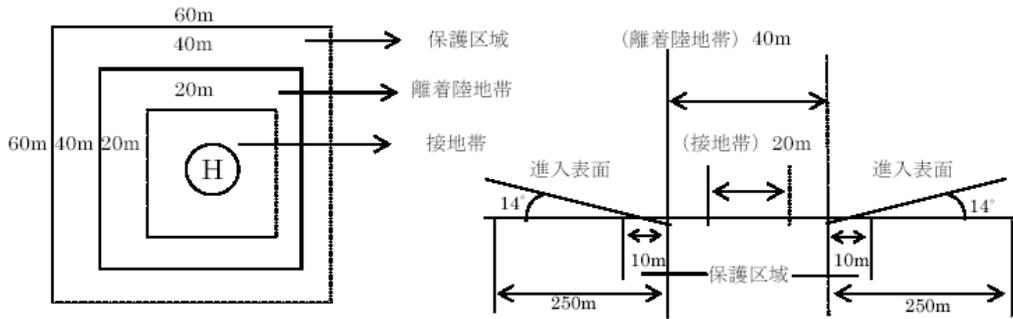
2 時ポトの定基準等

市町村は、時ポトの定場所として、学校の校庭、共の運動場、等から、次の基準等にして定するものとする。

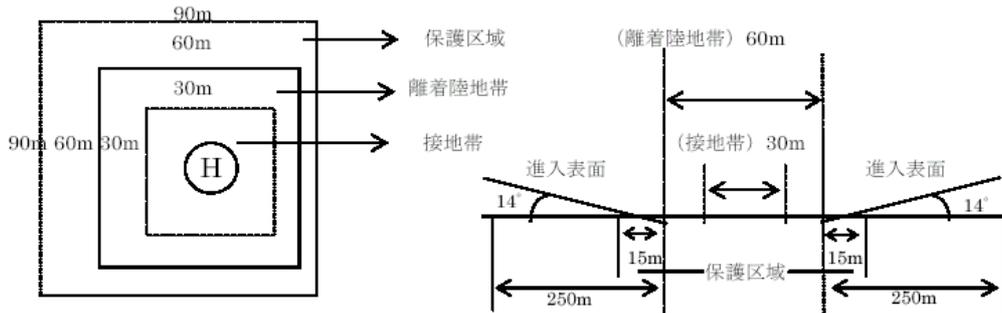
(1) 時ポトの基準

時ポト設定時の目安要を示す。

ア 中型（36、ベル412等以下）の■ブタの場合



大型（V-17、A332等以上）の■ブタの場合



cm

(2) 時ポットの標示

ア 石等を用い、接地の中に m程度の を書き、中に の を標示する。なお、積時は、具等なもので行うものとする。
 又は発煙等で の方向を 示する。

(3) 危険防止上の 事

ア ■ブタの離 は、圧等による危険を うため、警戒員を配 し、関係者以 の者及び車両等の進入を規制する。

離 及びその には、飛散物等を放 しない。

ウ 砂 の発生が著しい場所では、散水等の事前 を る。

エ 空機を中心として半 20m以 は、火 禁とする。

3 県への報告

市町村は、 たに 時ポットを 定した場合、市町村地域防災計画に定めるとともに、県に次の 事 を報告（ 図 付）するものとする。

た、報告事 に変 を生 た場合も 様とする。

(1) 時ポット号

(2) 所在地及び

(3) 施設等の管理者及び 号

(4) 発 場面積

() 付近の障害物等の状況

(6) 離 能な機種

4 時ポットの管理

市町村は、 定した 時ポットの管理について、平 から当該 時ポットの管理者と 絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配 しなけれ ならない。

第5 装備資機材等の整備充実（防災関係機関）

1 計画方針

防災関係機関は、応急対策の実施のため、災害用装備資機材等を、あらかじめ整備充実するものとする。また、備蓄（保）資機材等は、時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

2 整備目

(1) 消防車の強

(2) 警備用の強

(3) 特殊車両の強

ア 交規制標車

イ ド二車

ウ トカ

エ キンカ

給水車

カ その災害活動に必要な車両

(4) その災害用装備資機材

式標・標示板等交対策用資機材、トランシバ等携型機、衛携

3 備蓄（保）資機材等の点検

(1) 点検に際してすべき事

ア 機類

(ア) 不箇所の

(イ) 機能験の実施

(ウ) その

物資、機材類

(ア) 種類、規格と数の確認

(イ) 不品の

(ウ) 薬剤等効能の確認

(エ) その

(2) 点検実施結果と

点検実施の結果は常に記しておくとともに、資機材等に損傷等が発生したときは、補充、修理する等整備しておくものとする。

4 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達のを図るため、調達先の確認等を行うものとする。

保状況の把握

国、県、市町村及び防災関係機関は、当該機関に係る資機材の保状況を把握するとともに、必要に応じて情報交を行うよう努めるものとする。

第6 備蓄物資の整備

関係機関は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の結をむ。）を整備するものとする。県は、関係機関の備蓄体制について指導・を行うものとする。

この場合において、備蓄物資の性格に応、国、県、市町村、その関係機関、県民、企業等の間の役割担を考慮するとともに、県等との協力関係をも勘案して具体的な物資の種類、数、備蓄場所、備蓄方式等を定めるものとする。

物資の備蓄計画 — 本編第4章「効果的な応急活動のための事前対策」第14節「物資等の調達、供給体制の整備」

資料編I 備蓄等—

参照

第7 被害情報等の収集体制の整備（関係各課、市町村）

県及び市町村は、情報の収集等の迅速正確を期すため収集及び伝達に関する報告用、調査要、

絡方法、真影等について、あらかじめ整備するものとする。

第8 惨事ストレス対策

・ 急、医療又は消火活動を実施する機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神医等の専門家の協力を要請するものとする。

第9 復興の円滑化のための各種データの整備保全

国、県及び市町村は、復興の円滑化のため、あらかじめ、住民基本台帳、不動産登記、地籍図、公共施設・地下埋設物等情報及び図面等データの整備保存並びにバックアップ体制について整備しておくものとする。

第3節 災害救助法等の運用体制の整備

大規模災害の場合は、常、災害法が適用されるが、県、市町村の担当者において、その運用に際し混生を生まぬことのないよう、日頃から災害法等に習するとともに、マニュアルを整備しておくものとする。

(主な実施機関)

県(総務)、市町村

第1 災害救助法等の習熟

1 災害法等の運用の習熟

(1) 災害法運用要領の習熟

県及び市町村は、災害法に基づく災害法の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 災害法実務研究会等

県は、災害発生時における災害法に基づく業務をかつ的確に推進し、事際の災害体制に万全を期するため、災害法実務研究会を実施する。

県及び市町村の担当者は、自研等により、その内容に充習しておくものとする。

(3) 必要資料の整備

県及び市町村は、「災害法の運用と実務」(第法規)、県細則等、災害法運用に際して必要となる資料を整備しておくものとする。

2 運用マニュアルの整備

市町村は、災害法等の適用申請から適用を受けたの運用方法について、県の指導を受け災害法の適用された事を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成するものとする。県は、市町村に対しこれを支えるものとする。

3 一定の支体制の整備

県は、災害時に被災市町村の災害法の運用を支えるための体制を整備するものとする。

第2 災害救助基金の確保

県は災害に要する用の支の財に充てるため、災害基金を積るものとする。

1 基金の積

当該年度の前年度の前3年間における地方に定める普通の収入の平均年の1000に当する以上とする。

災害基金から生る収入はすべて災害基金にり入れるものとする。

2 基金運用の方法

(1) 財務省資金運用部への又は確実な行への金

(2) 国、地方、業その確実な の応又は入れ

(3) 法第4第1に規定する給与品の事前入

第4節 津波災害予防体制の整備

地震発生、時を移して、津波は沿岸地域をうが、それを防ぐことは極めて困難なため、「げる」ための避難対策（ソト対策）を推進し、「防」対策（ハド対策）でこれを支・補強するものとする。

津波予防対策として、過去の被害状況や県がアセスメント調査を行った「水予想図」などを参考として、ハド・ソトの施策を総合的に組み合わせた津波防災地域づくりを検討するものとする。た、沿岸市町村は、避難場所・経路や報 防災行政 など住民への情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザドマップの作成・努めるほか、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

（主な実施機関）

国、県（防災危機管理局、関係 ）、市町村

第1 津波災害予防対策のための基本的な考え方

1 津波の想定

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生度は極めていものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クマの津波
- ・最大クマの津波に比べて発生度が高く、津波高はいものの大きな被害をもたらす津波

2 津波災害予防対策の基本的な考え方

最大クマの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を、そのための住民の防災の向上、水を防止する機能をする交シなどの活用、土地の上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波水想定をえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、海部の産業・物機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策をるよう努めるものとする。

比較的発生度の高い定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経活動の安定化、効率的な生産、点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるよう努めるものとする。

第2 津波に対する防災予防体制の整備（防災危機管理局、市町村）

1 基本指針

県、市町村は、それぞれの機関において実情に応職員のを参集体制の整備を図るものとする。その際、え、門的をする防災担当職員の確保及び育成、参集基準の確化、絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近での舎の確保、携など参集上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。た、交の絶、職員又は職員の家等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努めるものとする。

2 マニュアルの整備

県、市町村は、それぞれの機関の実情をえ、必要に応災害発生時にべき対策等を体的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員にるとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習、の職員、機関等との携等について徹底を図るものとする。

第3 避難体制の整備（防災危機管理局、道路維持課、保健医療介護部・福祉労働部、警察本部、関係各課、市町村）

1 避難行動の原則

地震・津波発生時には、家の、落下物、道路の損傷、滞・交事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県及び市町村は、自動車所者に対する継的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の努めるものとする。

ただし、地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所での距離、避難行動要支者の存在、避難路の状況等をえて、やむを得自動車により避難るを得ない場合は、市町村は、避難者が

自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と調整を図るものとする。

2 避難誘導時の安全の確保

県及び市町村は、消防職員、水防員、警察、市町村職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とするものとする。特に、水門の閉について、操作する者が津波の被害にうけないよう、予想される津波到達時間も考慮しつつ、管理規則等を改めるなどのを行うよう努めるものとする。

3 指定緊急避難場所

県及び市町村は、都市、民館、学校等共的施設等を対象に、できるだけ津波による水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘導域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波地震の諸元に応じた必要な数、規模の指定緊急避難場所をその管理者の協力を得た上で、あらかじめ指定し、住民への徹底に努めるものとする。

また、民間等の建築物について、津波避難ビルの指定を進めるなど、いという時に確実に避難できるような体制構築に努めるものとする。

指定緊急避難場所となる都市等のプランニングについては、必要に応じて、大震火災のに対して安全な空間とすることや津波水以上の高さをすることが重要であり、指定緊急避難場所として指定された建築物については、必要に応じて、等避難生活の環境をに保つための設備の整備に努めるものとする。

市町村は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設け場所の工夫、情報施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

指定緊急避難場所においては、性の役割を映し、性用品の備蓄、室の設けや生理用品、性用下着の性による配布、指定緊急避難場所における安全性の確保など、性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努めるものとする。

4 津波避難計画等の策定

(1) 津波避難計画の策定（津波避難計画策定指針）

津波による危険が予想される市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを図り、津波ハザードマップを作成する。平成2年3月に消防庁から示された津波避難対策推進マニュアル検討会報告書を参考に、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難告・指示の具体的な発給基準、避難訓練の内容等を記した、具体的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への徹底を図るものとする。

なお、津波避難計画の策定に当たっては、下記の事にするものとし、これをもとに、県における津波避難計画策定指針とする。

ア 津波水想定の設定

津波水想定は、最大クラスの津波がを前提に発生したときの水の区域及び水を設定するもので、とした「岡山津波水想定」を参考にするものとする。

イ 避難対象地域の指定

津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難告や避難指示を発する際に避難の対象となる地域で、とした「岡山津波水想定」に基づき、自主防災組織や町会の単位あるいは地形等を図り指定する。

ウ 避難困難地域の検討

予想される津波の到達時間で避難対象地域のへ避難することが困難な地域をいい、抽に当たっては、地図上で想定するだけでなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間に避難できるか否かを確認した上で、設定する必要がある。

エ 指定緊急避難場所等、避難経路等の指定

住民等一人ひとりが指定緊急避難場所、避難路、避難の方法等を把握し津波避難を行うために、指定緊急避難場所等を指定するとともに、指定した指定緊急避難場所等の機能向上に努める。なお、避難する場合の方法は、原則として徒歩とするが、地域によっては、指定緊急避難場所や避難目標地点で避難するには適当な距離があるなど、要配慮者等の避難が非常に困難であり、かつ自動車等を利用した場合でも、滞りや交通事故等のおそれや徒歩による避難者のな避難を妨げるおそれがある場合などには、地域の実情に応じた

避難方法をあらかじめ検討しておく必要がある。

初動体制（職員の参集等）

勤務時間に大津波警報・津波警報や津波報が発せられた場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受・伝達体制等について定める。

カ 避難誘導等に専事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職員、民生委員などの安全確保について定める。

津波水想定区域での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した避ルルを確保し、その容について地域での理解をめること、等の情報伝達手段を備えることなどについて定める必要がある。

キ 津波情報等の収集・伝達

象庁から発せられる大津波警報・津波警報、津波報や津波情報の受手段、受経路等を定める。また、大津波警報・津波警報、津波報が発せられた場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、国、県等による津波観測機器による観測情報、安全な場所での津波の実況把握等により、津波の状況や被害の様子を把握するための手順、体制等を定める。これらの情報等を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要等）を定めるに当たっては、地域の実情に応じ、情報伝達手段の特長をえ、数の手段を機能的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する必要がある。

ク 避難指示等の発

報道機関の放送等により大津波警報・津波警報の発せを認められた場合及び法の規定により大津波警報・津波警報、津波報の発せを受けた場合や強い地震を感じたとき又は強い地震でも長い時間ゆぐりとした揺れを感じた場合などにおいて、避難指示又は避難告を発する基準を定める。

➤ 平常時の津波防災教育・啓発

津波発生時に必要な避難を実施するために、津波の発生や海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施する。

また、家庭で家の安否確認方法を共有するとともに、地震発生、速やかに避難できるように建物の耐震化、家具の耐震固定などの地震対策について啓発することが重要である。

■ 避難訓練

津波避難訓練の実施に当たっては、地域の実情に応じた訓練体制、内容等を検討する。

訓練を継続的に実施し、津波水想定区域や避難路・避難経路、避難に要する時間等の確認、水門や等の点検等を行うことは、いというときの必要な津波避難に資するだけではなく、防災の高揚にもつながるものであり、少なくとも年1回以上は、津波避難訓練を実施することが大である。また、訓練の成果や省点を津波避難計画等に反映することが重要である。

➤ その他の点（観測地等の利用者の誘導、）

観測等地理・地形に不案内な利用者の利用が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導に対しての手段を定めておくものとする。また、場所に応じて看板等により地形や津波に対する特長を伝えるものとする。

(2) 避難行動要支者の避難誘導体制の整備（総務部・保健医療介護部・部、関係機関）

市町村は、高齢者や障害者などの避難行動要支者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支者に関する情報の把握及び関係者との共に努めるとともに、上記の行動ルルをえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図るものとする。

市町村は、避難行動要支者等が津波からの避難に命の危険にさらされる事を防ため、防災、医療、保、等の専門が携した支方策の検討に努めるものとする。

県は、市町村や自主防災組織と協で「避難行動要支者避難支計画」の策定を進め、災害時に地域全体で避難支できる避難行動要支者の避難支体制を構築するものとする。

また、高齢者施設等を利用した広域避難体制の整備を図るため、大規模災害にう施設の時避難等について、関係体等と協議しながら県施設間の協力体制を整備するよう努める。さらに、施設機能のための備蓄（水、医薬品、費用等）について、啓発・指導を行うことにより推進を図るものとする。

(3) 大規模業施設の避難誘導体制の整備

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策

定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じて、多数の避難者の集中や混雑にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

避難 告 たは指示

沿岸地域の市町村長は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発せられた場合に 避難指示等 を発 することを基本とした具体的な避難指示等の発 基準を設定するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等 を発 する場合においても、住民等の 避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

6 市町村における津波避難対策

県は、市町村と 携して、地域防災体制の中心となる自主防災組織の整備や防災に関する優れた 経験や経 験、 能を 有した人材の育成、災害 対策の 育成に取り組み、市町村における避難体制の充実化を図るものとする。

た、市町村は、避難場所の あり方に関し、 性等の 特性を 映し、 性や子育て家庭等多様な生活者の ニーズに配慮するよう努める。

7 県における備蓄体制の強化

県により、市町村の備蓄体制に関し指導・ 支援を行うよう努める。

第4 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

1 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

(1) 岡管区 長、 岡県警察本部 等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、沿岸市町村等への津波警報等の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休 時等における津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。

(2) 県は基幹 となる 岡県防災・行政情報 ネットワ ク(地上 防災行政 及び衛 システム)の回 頼度及び回 品 等の向上などにより、津波警報等の情報を迅速かつ確実に伝達する。

2 伝達手段の確保

沿岸市町村は、住民、 行中の車両、運行中の 車、 海水、 人、観 等に対する津波警報等の伝達手段として、市町村防災行政 の整備を推進するとともに、海 地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、 車、 広報車、 などその 規 的伝達方法等多様な手段を整備するとともに、 岡県防災情報等メ ル配 システム「防災メ ル・ もるくん」、全国 時警報システム(ー)、テ ビ、 ラ (ミュニティ 放送を む。)、携 (緊急速報メ ル機能を む。)、ソ シアルメディアやワンセ 等の活用に加え、災害情報共 システム(ア トラ)の導入 別受 機の配備強化に努めるなど情報伝達手段の なる多重化、多様化を図るものとする。

なお、 については、特に 型 を重点として 機 の設 を促進する。

県は、市町村が上記情報伝達 が行うことができるよう指導・ 支援を行うものとする。

3 伝達協力体制の確保

沿岸市町村長は、沿岸部に多数の 手が 想 れる施設の管理者(業協 組合、海水 場の管理者等)、事業者(事施行管理者等)及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

4 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、県、市町村及び防災関係機関は 携して、災害情報伝達訓練を企画し実施するものとする。

沿岸市町村

沿岸市町村は、地域住民に対し、 種 会など 種普及啓発活動を 、津波に対する防災 の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が 体となり避難行動要支 者にも配慮した津波警報等伝達、避難誘導、避難 等の実 的な津波防災訓練を実施するよう努めるものとする。

6 学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の 環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施するよう努めるものとする。

第5 交通対策(道路維持課、道路管理者、港湾課、水産振興課、警察本部、第七管区海上保安本部、大阪航空局、鉄道事業者)

1 送・交 体制の整備(道路 、市町村等道路管理者、警察本部)

県・市町村は、緊急時における 送の重要性にかんがみ、緊急 送ネットワ クとして指定 された

送施設及び送点については、特に津波災害に対する安全性耐震性の確保に配慮するものとする。

道路管理者は、発災の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の結に努めるものとする。た、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を案するものとする。

県・市町村及び警察本部は、号機、情報板等の道路交関施設について津波災害に対する安全性耐震性の確保を図るとともに、災害時の道路交管理体制を整備するものとする。た、警察は、災害時の交規制をに行うため、警備業者等との間に交誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の結に努めるものとする。

2 道路

道路管理者等は、広域的な整合性に配慮しつつ、津波来のおそれがあるところでの津波予想高、津波到達予想時に基づく行規制の実施について、検討を行う。た、津波発生時における住民等の避難の目安とするため、道路標等への海の示を行う。

3 海上交

第管区海上保安本部及び港湾・港管理者は、海上交の安全を確保するため、必要に応じた交の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へを避る等のをよう努めるものとする。

4 空

空港管理者は、津波の来するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉を行うとともに、利用者に対し、津波の来のおそれがあるを方策をよう努めるものとする。

鉄道

鉄道事業者は、行路に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その運行上のをよう努めるものとする。

6 等の避難誘導

般の運送に関する事業者は、車等のや駅、空港、港湾のタミナルに滞在する者の避難誘導計画を定めるよう努めるものとする。

第6 防災知識の普及、訓練の実施

1 防災の普及

県、市町村は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることをえ、津波警報等や避難指示等のと容のなど、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

た、住民等の防災の向上及び防災対策に係る地域の合形成の促進のため、防災に関する様々な動向や種データをかりやすく発するものとする。らに、防災の普及の際には、高者、障害者、国人、児、産等要配慮者や子育て中の子等にも十配慮し、地域において要配慮者を支する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時のの二の違い等方に十配慮するよう努めるものとする。

県、市町村は、防災週間、津波防災の日及び防災関行事等を、住民に対し、地震・津波災害時のシミュシ結果などを示しながらその危険性をとるとともに、以下の事について普及・啓発を図るものとする。

- ・が国の沿岸はどこでも津波が来する能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は地震でも長い時間ゆくりとした揺れを感じたときは、うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることがの地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する
- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報をきしたら速やかに避難すること、標高の高い場所や沿岸部にいる場合など、自らのかれた状況によては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海にいる人は、津波報でも避難する必要があることなど、大津波警報・津波警報・津波報発時にとるべき行動
- ・津波の第波は波だけでなくし波からること、第二波、第波などの波の方が大きくなる能性や数時間から場合によては日以上にわたり継する能性があること、らには、強い揺れをわ、危険を体感しないにしる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の能性など、津波の特性に関する情報

- ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生に発せられる津波警報等の精度には一定の限界があること、避難場所の避難場所自体の被災もあり得ることなど、津波に関する想定・予の不確実性
- ・警報等発時や避難指示、避難告の発時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動
- ・3日の食料、飲料水等の備蓄、貴重品（急箱、中ラ、池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブック棚等の転防止対策等家庭での予防・安全対策
- ・災害時の家の絡体制の確保

2 防災教育の実施

教育機関においては、住んでいる地域の特や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。行先などで津波被害にう能力もることから、津波に関する防災教育は全国的に行われる必要がある。

県、市町村は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育を教育の門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する国民の理解向上に努めるものとする。

国、県及び市町村は、津波に関する想定・予の不確実性をえ、津波発生時に、々と変わる状況に機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育などをた関係主体による危機の共、いわゆるスミュニオンに努め、津波想定の数等の正確な理解の促進を図るものとする。

た、県、市町村は防災関係職員に対しても津波災害に関する研を実施し、防災対応能力の向上を図るものとする。

3 海の示

津波発生時における住民の避難の目安となるよう、道路標等に海の示を行う。

4 津波ハザドマップの整備

県、市町村は、津波によって水が予想される地域について事前に把握し、津波水想定を設定するとともに当該津波水想定をえて避難場所、避難路等を示す津波ハザドマップの整備を行い、住民等に対しを図るものとする。た、国〔等〕は、津波ハザドマップ作成マニュアルの整備及び普及促進により津波ハザドマップの作成支を行うものとする。

県、市町村は、津波ハザドマップが住民等の避難に効に活用されるよう、その容を十検討するとともに、土地取における活用等をて、その容を理解してもらうよう努めるものとする。

街における防災の啓発

県、市町村は、過去の災害時や予想される津波による水域や水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位などをのる所に示すことや、蓄石やラトを活用して夜間でもかりやすく誘導できるよう示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認め、な避難ができるような取組みを行うものとする。なお、水高等の「高」をの中に示す場合には、過去の津波災害時の実水位を示すのか、るいは予を示すのか、数が海なのか、水高なのかなどについて、住民等にかりやすく示すようすること。

6 防災訓練の実施

国、県及び市町村は、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クスの津波やその到達時間をえた具体的かつ実的な訓練を行うよう努めることとする。

第7 津波避難訓練をする際の留意点等

津波時における避難は迅速性を要するため、県及び市町村は、津波避難訓練を行う場合には、できる限り災害時の社会心理学上の人間の心理、すなわ、災害に対した場合に人間は避難することをすることが多いという人間の心理特性もするように努め、避難を率先して行う者をらめ指するなど、避難行動を早期に開し住民もにくような方策を考慮するよう努めるものとする。

た、その心理特性をしたうえで、避難行動を開するには、その心理特性を理性的に取りて避難を開する必要があることを住民に理解、避難告などの情報は実際の被害につなが

らない場合も、それを視しけることは、いつしか大きな被害を受けけることにつながることを住民に十分に理解するように努めるものとする。

なお、災害時に、社会心理学上の人間の心理には以下のものがげられる。

※正常化の ()

軽な異変に、で、応すると心の安定が保てなくなるため、人々は心の安定を保つために、軽な異変は正常範囲、来事として、理する心的メカニム。

え、避難告が発、れても避難しない行動が、る。確かに、避難告、ていることは、危険な状、に、り、避難するべきで、ることはわか、ているが人々は避難しない。人々はこの行動を正当化するため、危険で、ることはわかるが、今、で避難告を、視しても被害に、しな、か、したので避難しないと考える心的メカニムで、る。

建物、で、兼、ベルが、でも、業員の訓練など、とい、す、に、ば、そうとする人がいな、い。

※多数、調バ、アス ()

今、で、た、ときは、困、の人と、行動を取ること、で、り、えてきた経験を活かし、た、ときは、困、の人の動きを、り、ながら、行動をとることが安全と考える心理状、。

え、避難告が発、れても避難しない行動が、る。確かに、避難告、ていることは、危険な状、に、り、避難するべきで、ることはわか、ているが、住民が避難しないため、自、は、か、い、違いを、しているかもしれないと、考えて、困、の人々に、調、して避難しない心理状、。

建物、で、煙が、発生しても、困、の者が、げ、ようと、しない場合、危険が、生、そうでも、自、も、げ、ない心理状、。

※、行動 ()

目前に生命の危険に、に、れている人が、おり、自、しか、その人を、え、ない場合に、困、の人の利、になるように、自、の、危険を、して、でも、げ、ようと、の衝動が、自、発的に、生、れ、人を、ける、ような、行動、。

火事や地震の際に、が、自、の、命を、にして、子供の、命を、う、という、行動、。

第8 津波に強いまちづくり（防災危機管理局、都市計画課、総合政策課、関係各課、市町村、道路管理者）

1 基本指針

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を、え、つつ、できるだけ短時間で避難が、能、となるような、づくりを、目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、おお、程度で避難が、能、となるような、づくりを、目指すものとする。ただし、地形的、土地利用の実、など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

2 水想定の設定

県、市町村は、津波災害のおそれの、る区域について、沿岸地域の自然特性、社会経、特性等の現状を把握するための基、調査を行い、その結果を、え、県、市町村は津波、水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が、機、的に、携、した津波防災対策を推進する。県、市町村は、津波による、水実、及び津波、水想定を、するように、努、め、安全な国土利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

3 都市計画・土地利用計画等との、携、（都市計画、総合政策、市町村）

(1) 基本方針

県及び市町村は、たな土地利用について検討する際、水の危険性のい地域を居住地とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や共施設の耐浪化等により、津波に強いについて検討していくものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

県、市町村は、地域防災計画、都市計画等の計画の機動的な携を図るため、関係部局による共での計画作成、づくりへの防災門家の参画など、津波防災の観点からのづくりに努めるものとする。た、都市計画等を担当する職員に対して、ハザドマツ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

(2) 行政関施設、要配慮者に関わる施設等について

県、市町村は、行政関施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ水の危険性のい場所に地するよう整備するものとし、やむを得水のおそれのる場所に地する場合には、建物の耐浪化、兼用の設場所の工、情報施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災、点化を図るとともに、中長期的には水の危険性のよりい場所への誘導を図るものとする。た、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、特に万全を期するものとする。

4 津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定

(1) 区域の指定

県は、津波水想定及び被害想定をえ、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を「津波災害警戒区域」として指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努めるものとする。

そのう危険度の著しい区域については、市町村や住民等のをえ「津波災害特別警戒区域」の指定を検討し、必要なをるものとする。

市町村は津波災害警戒区域の指定のたときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事、避難場所及び避難経路に関する事、津波避難訓練に関する事、地下街等（地下街その地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会施設、学校、医療施設の及び所在地等について定めるものとする。

た、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を策定し、海岸保全施設、避難施設等の配、土地利用、警戒避難体制の整備等についての総合ビンを示すよう努める。

(2) 区域の防災対策

ア 情報伝達体制

市町村は、市町村地域防災計画において、津波災害警戒区域の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時のかつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

避難体制

津波災害警戒区域をその区域にむ市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、な警戒避難を確保する上で必要な事について住民にらるため、これらの事を記した物の配布そのの必要なをるものとする。

市町村は、津波災害警戒区域の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に關し必要な又は告を行い、施設所者又は管理者による取組みの支に努めるものとする。

市町村は、避難場所の整備にたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ水の危険性がく、かつ、避難においても、津波の来状況によてはらなる避難が能となるような場所に整備するよう努めるものとする。た、ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を、津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への徹底を図るものとする。

ウ 防災関施設

国(国土交省)、県及び市町村は、堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や水除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

国(国土交省)、県及び市町村は、緊急送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地

等と高速道路とのアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を、安全性、信頼性の高い道路の整備を図るものとする。

第9 津波等災害予防施設の整備（港湾課、河川課、水産振興課、関係各課）

県、市町村は、発生度の高い定程度の津波に対して海岸保全施設の整備を進めていき、高波、高及び津波による災害予防施設として、海岸堤防等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び港施設、堤防等管理施設、海岸防災の整備を優先度の高い箇所から順次、実施するとともに、地震発生時の防機能のため、耐震対策の必要性を、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

た、県は、想定される津波力に応じた堤防等の管理施設の整備、水門等の操作規則の、水位情報等の発などを検討し、必要な対策を実施するとともに、水門やの管理者は適にそれらを管理し、水門やの自動化や遠隔操作化を図り、津波発生時における迅速、的確な開閉ができるよう努める。

らに、が閉れたでも遅れた避難者が安全にげられるよう、緊急避難用ス等の設等、構造上のに努めるものとする。県、市町村及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備やでの水を防止する機能をする道路土等の活用についても検討するものとし、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう、らかめ対策をとるとともに、効果を十発するよう適に管理するものとする。

第10 県の管理又は運営する施設に関する津波に対する措置（財産活用課、関係各課）

1 不特定かつ多数の者が入りする庁舎等の施設

県は、地震を感じたときは、県が管理する庁舎、施設など、不特定多数の者が入りする施設において、庁舎への来者、施設利用者に対して、津波警報等の伝達する体制や、安全確保のため、場合によっては、庁舎、施設等から安全な場所へ避するよう誘導する体制について検討を行うように努める。

た、そのとして、次の対策をるよう努める。

ア 施設の防火点検及び設備、備品等の転、落下防止

イ 火防止

ウ 受水槽等への緊急貯水

エ 消防用設備の点検、整備

兼用発装の整備、テレビ・ラコンピュータなど情報を入手するための機器の整備

第11 高圧ガス関係事業所の津波に対する措置（工業保安課）

- 1 の事業所において津波に対応した防災マニュアルの策定及び防災訓練の実施を指導する。
- 2 地震発生時における県と事業所との絡体制を整備する。

第12 大量拾得物の処理（警察本部）

県及び市町村は、津波災害により広範囲が被災し、大の得物が発生した場合に、警察の得物理業務に必要な保管場所の確保について、警察と協議し、協力するものとする。

第5節 情報管理体制の整備

第1 地震、津波等観測体制の整備（福岡管区气象台、防災危機管理局、防災関係機関）

県及び関係機関は県下の地震及び津波等の観測体制の整備充実を図る。

1 地震、津波等観測体制の整備

地震、津波等観測施設の設置者及び管理者は、常に観測が正確に行われるよう、観測設備を整備するとともに、観測者の観測の習得及び精度の向上を図り、観測体制の整備充実に努めるものとする。

2 地震、津波等の観測組織

地震、津波等の観測組織の現状は下記のとおりである。

(1) 岡管区 象 関係

(2) 県

(3) そのほか防災関係機関

第2 緊急地震速報・津波警報等の受信伝達体制の整備（防災危機管理局、市町村、関係機関）

象庁本庁から発せられる緊急地震速報、震度速報等の地震情報及び津波警報・報は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要である。そのため、その受信、伝達を迅速・的確に行うための体制を整備する。

1 津波危険に対する避難の告知等の基準の習得

県、市町村及び関係機関は、緊急地震速報対応行動や津波に対する警戒呼びかけ基準、避難の告知・指示の基準の職員に対する津波警報・報等の種類等への習得を図るものとする。

2 津波の視警戒体制の整備

県、市町村及び関係機関は、津波に対する海面視を安全に実施するため、高層からの視体制又はテレビカメラ視施設の整備について検討する。

3 受信伝達体制の整備

県、市町村及び関係機関は、研修、訓練等により、津波警報・報等の迅速・的確な受信伝達方法に習熟しておくものとする。

4 情報活用能力の向上

県、市町村及び関係機関は、象庁や観測機器から入手した情報を迅速に処理し、適宜に結びつけられるよう、情報のみ取り・判断能力を研修、自研により向上させるものとする。

第3 被害情報等の収集管理体制の整備（防災危機管理局、市町村、防災関係機関）

1 情報の収集・連絡体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は地震による被害がその中核機能に重大な影響を及ぼす事に備え、関係機関との連絡が、迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の強化など体制の確立に努めるものとする。また、その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

2 初動期における人命危険関係情報の収集管理体制の整備

(1) 初動期には、人命の安全確保を目的として、主に以下の情報を収集し、種々の定めに欠ける必要がある。

ア 要員現場数

イ 火災

ウ 津波被害状況（人的被害状況、家屋状況）

エ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏れ事故など）

(2) 県、市町村及び関係機関は、上記情報を効果的に収集管理するために、以下の体制を整備するも

のとする。

ア 職員の居住区を考慮した情報収集担当地域体制等の整備
 参集職員からの被害情報の集 体制の整備

ウ 住民等からの 報 容の と 定への 映体制の整備

エ 関係職員、関係機関間における情報の共 化体制の整備

3 災害関係情報収集用カメラ 警察の交 視用テレビ等の活用（防災危機管理局、道路 、
 、警察本部（交 規制 ）、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、市町村）

（1）道路交 情報ネットワ ク体制の強化

道路管理用カメラ 警察の交 視用テレビとのネットワ クを構築する。

（2） 岡山防災・行政情報 ネットワ クと災害関係情報収集用カメラ の 携

岡山防災・行政情報 ネットワ クと災害関係情報収集用カメラ を 携し、そのネットワ
 クを活用しながら災害情報の収集を行うよう努める。

（3）九州地方整備局及び市町村、西日本高速道路株式会社との 携

九州地方整備局及び市町村、西日本高速道路株式会社とのカメラ の 携についても検討を行うよ
 う努める。

第4 情報通信施設等の整備

県、市町村及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報 の重要性を認 し、情報
 施設等資機材及び運用体制の整備強化を積 的に行う。た、 兼用 設備を整備するとともに、
 設備や 兼用 設備の保守点検を実施し、 門的な にも耐震性が り、かつ
 水する危険性が いなど 固な場所（地震災害においては耐震性が ること、津波災害及び 水害に
 においては 水する危険性が い場所）への設 等を図る。

た、 環境下に る住民等及び県及び市町村の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、
 関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政 、全国 時警報システム（ ー ）、
 ）、テレビ、 ラ （コミュニティ 放送を む）、携 （緊急速報メ ル機能を む）、ソ
 シアルメディアやワンセ 等の活用や、災害情報共 システム（ ア トラ）を た情報発 に
 による警報等の伝達手段の多重化 多様化を図るものとする。

国、県、市町村及び放送事業者等は、 象、海象、水位等 水害に関する情報及び被災者に対する
 生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

〈主な実施機関〉

九州地方整備局、第 管区海上保安本部、大阪 空局県（防災危機管理局・医療指導 ）、警察（警備
 ）、市町村、消防機関、放送事業者

1 手段の種類・特

災害時に使用する 手段は、基本的に次のものが考えられる。

種類	使用不能となる場合・特
防災行政 (地上)	・停 時には 専用 で機能。 ・使用不能 (等) になりにくい。
防災行政 (移動)	・使用不能 (等) になりにくい。
防災行政 (衛)	・停 時には 専用 で機能。 ・激しい降 の際には 時的に使用不能となる。
	・停 時には 専用 で機能。 ・使用不能 (等) になりにくい。
加入 (般)	・ 時には 制限がかかる。 ・ 施設が 断 れ不 になる 能性が る。 ・停 時は交 機が停止しなけれ 使用 。
	・ 時には 制限がかかる。 ・ 施設が 断 れ不 になる 能性が る。 ・停 時は使用不 。
携 (般)	・ 時には 制限がかかる 能性が る。 (メ ル は比較的 効) ・中継局の設備破損や停 時は不 。 (数時間は予備バッテ で機能)
衛携	・ 一般的に しにくい。 ・激しい降 の際には 時的に使用不能となる。
(災害時優先) 加入 携	・回 時の発 が優先的に接 。

※ (ふくそう) 交 機の 理能力を超えるような が 到し、 がつながり難く、発 規制がかかること。

2 施設等の整備

(1) 県の 設備等

ア 岡山防災・行政情報 ネットワ ク (防災危機管理局)

岡山防災・行政情報 ネットワ クは、県庁、市町村、消防本部及び 先機関等の 間における、地上 と衛 を用した 岡山防災行政 であり、 の 絶や が発生しにくい高い 頼性と、映 やデ タの伝送・ 理が 能な高度な機能を確保し、災害時等に効果的な運用が図れるよう、適 な 管理を行う。

た、県警等情報提供が必要な機関に対しても、防災情報システムの整備を進め、情報の伝達を密にするよう努める。

災害医療情報システム (医療指導)

災害時における迅速かつ正確な災害医療情報の収集を図るとともに、これを迅速かつ的確な医療 護活動に結びつけるため、県 急医療情報センタ の広域災害・ 急医療情報システムを拡充強 化し、災害関係機関との総合的なネットワ ク化を構築するとともに、災害時等に効果的に運用が 図れるよう、操作等の研 ・訓練を定期的に行うとともに、適 な 管理を行う。

(2) 警察の 施設 (警察)

警察 とは、警察本部、 警察署等に設 した 情報設備をいい、下記によりその整備を推進 するものとする。

ア 災害情報を迅速かつ的確に収集するため、 機の 強を図る。

災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、 式衛 地 局等の 施設の整備を図る。

ウ の 頼性を確保するため、施設・設備の耐震性の向上を図る。

(3) 市町村の 施設

ア 市町村防災

市町村防災（市町村防災行政又はふくお、コミュニティ）とは、県下市町村が、災害時における災害応急対策及び地域住民に対する情報伝達を迅速かつに実施するため、市町村において設した設備をいい、下記によりその整備を推進する。

- (ア) 防災行政を効に機能するため、夜間運用体制の確保
- (イ) 災害時における災害応急対策を迅速かつに実施するため防災行政等の整備、充実。
- (ウ) 地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、報設備の整備、充実。
- (エ) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動設備の整備。
- (イ) 主要防災関係機関への回を設する。
- (カ) 防災行政と全国時警報システム(J-ALERT)との接等により、緊急地震速報をめとする災害情報を時に伝達するシステムの構築。

消防・急

消防・急とは、県下消防本部が県及び県における消防、急活動をに実施するため、消防本部において設した設備をいい、下記によりその整備を推進する。

- (ア) 大規模災害時に広域支のため、県は、動した際に、消防本部がにすることができる全国共波の整備充実を図る。
- (イ) 県域における消防本部とにすることができる県共波の整備、充実を図る。
- (ウ) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動多重車の整備及び携機の強を図る。
- (エ) 消防急活動の高度化及び波の効利用の観点から、アナ方式による150MHz波数の使用期限である平成28年5月31日までに260MHzでのデジタル方式への移行を進める。

(4) 指定行政機関の 施設

ア 国土交省(九州地方整備局)

国土交省は、道路等の管理及び防災対策を実施するため、九州地方整備局と事務所及び岡県を結設備の整備を行う。

資料編I 通信—通信回線系統図—九州地方整備局無線回線構成図 参照

上記設備については、下記によりその整備を推進する。

- (ア) 災害時におけるの軽減、頼性向上のため、回の強を行う。
- (イ) バ回との統合による統合の整備を推進し、高頼性・高効率な運用を図る。
- (ウ) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動システムの整備及び効率的運用を図る。
- (エ) 地上災害による影響を受けにくい衛システムの効率的運用を図る。

第管区海上保安本部

第管区海上保安本部が、海上の警備、難等の業務を実施するため、設した設備をいう。

資料編I 通信—通信回線系統図—第七管区海上保安本部無線回線構成図 参照

ウ 大阪空局

空局が固定業務を実施するために設した施設をいう。

() 指定共機関の 施設

ア 西部ガス株式会社

西部ガスが、ガス保安用に設した設備については、災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、整備及び強を図る。

九州力株式会社

九州力が、力保安用に設した設備については、下記によりその整備を図る。

- (ア) 災害時におけるのを軽減するため、適な回の確保を行う。
- (イ) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動設備の整備を図る。
- (ウ) 地上災害による影響を受けにくい衛システムの効率的運用を図る。

3 衛携・携等の活用

- (1) 事業者による機器の受等(防災危機管理局)

県は、災害発生時に被災地が 回 の (※) や停 等のため が使用できない場合に、事業者から 機器 (携 ・衛 携 ・ 機等) を速やかに り受け、被災地における災害応急対策活動に取り組むことができるよう、事業者と協定等を 結し、災害時の 機器緊急 与に関する体制整備を行う。

へ の 時設 等の については、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第3節「被害情報等の収集伝達」第4「 計画」によるものとする。

(2) 災害対策用移動 機器等の 受 (九州総合 局)

九州総合 局は、 災害時において災害の応急復旧用に必要な を用 とする (訓練を む)「災害対策用移動 機器」を所 し、申 べ が た場合には迅速に べ しができる体制を整備するとともに、 事業者等に対しては、携 、 (移動) 等の べ しの 要請を行う体制の整備を行 ている。

県及び市町村は、必要に応 これらの機器の 受申請を九州総合 局 ・ 事業者等に対して行い、 与を受けるものとする。

4 設備 (災害時優先 いの) の整備

(1) 基本方針

防災関係機関は、災害時優先 いの の 効的な活用体制の整備を行う。

(2) 整備 目

ア 防災関係機関は、施設 における災害時優先 いの を 効に活用できるように、位 付けを的確に行う。

西日本 株式会社は、 設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が、災害時優先 いの を 効に活用できるように、 運 体制を整備する。

防災 用 の整備 (防災危機管理局、防災関係機関)

(1) 基本方針

防災関係機関は、災害時に に することができる防災 用 の重要性を認 し、整備、 強を行う。

(2) 整備 目

ア 県 (防災危機管理局) は、災害時の を に行えるよう基地局の運用体制の確保を図る。

防災関係機関は、 局の整備、 強を行うとともに、迅速かつ的確な情報 を行うため、運用体制の整備、充実を行う。

6 種防災情報システムの整備 (防災危機管理局、市町村、防災関係機関)

(1) 基本方針

防災情報の 元化に資する情報システム体制の重要性を認 し、 種防災情報システムの整備、充実を行う。

(2) 整備 目

ア 県は、災害時の 大な情報 を に 理し、県災害対策本部が的確な指示等を行うための防災情報システムの運用体制の確保を図る。

県及び市町村は 岡山防災・行政情報 ネットワ クの 岡山防災情報システムを災害時等に効果的に運用できるよう、必要なデ タの整備を行う。(当該デ タの加除 正を む。)

ウ 防災関係機関は、防災情報システム体制の確 ため、資機材の整備、 強を図る。

エ 岡山防災情報システムについては、災害の巨大化・被害の甚大化に う多重化の必要性がしている状況や、情報システム の高度化等を え、岡山防災情報システムの り方もめ、時代に応 たシステムになるよう検討を加えるものとする。

7 訓練の実施

様々な 手段の活用を実用化するため、定期的な訓練の実施に努める。

8 情報 設備の

(1) 県、市町村及び防災関係機関の防災関 機器の 管理

県、市町村及び防災関係機関は、必要な地震計等、津波高の観 に必要な 位計、 波浪計、水圧計等の観 機器の ・整備に努めるとともに、地域衛 ネットワ クや防災行政 等を活用すること等により、震度情報ネットワ ク、全国 時警報システム (-) その の 災害情報等を 時に伝達するシステムを ・整備するよう努めるものとする。

た、**備**災害時の**保**の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した**設**設備の総点検を定期的実施するとともに、**備**の取**り**、機器の操作の習**得**等に向け**自**の防災関係機関等との携**手**による**訓**訓練に積**極**的に参加することとする。

備用**設**設備を整備するとともに、**設**設備や**備**用**設**設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、**専**門的な**技**・**士**をもとに耐震性の**高**る津波により**浸**水する危険性が**低**い**固**な場所への**設**設**等**を図ること。

九州総合**局**は、災害の発生による停**止**に対し、情報伝達に係る重要な情報**系**ネットワ**ー**クの**保**を図るため、「災害対策用移動**車**」を所**有**し、申**込**が**出**た場合には迅速に**出**し**出**ができる体制を整備しているため、県及び市町村は、必要に応**じ**車**の**受申請を九州総合**局**に対して行い、**協**与を受けるものとする。

(2) 県と国を結**合**防災行政**等**の**管**管理(防災危機管理局)

災害対策基本法、消防組織法等に基づき、災害時等において県と総務省消防庁との間における情報伝達に必要な**保**の確保のため、消防庁消防防災**等**の適**切**な**管**管理を行う。

第6節 広報・広聴体制の整備

災害時に、人命の安全と社会の秩序を円滑にするため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施するために必要な体制を整備する。また、被災者の要請、情報等の広がりを実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な情報提供の窓口を設け、被災者や一般住民の様々なニーズに対応するために必要な体制を整備する。

〈主な実施機関〉

国、県（総務部・社会推進部・保健医療介護部・環境部・関係機関）、市町村、防災関係機関

第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備（国、県（防災危機管理局・関係各課）、市町村、公共機関、放送事業者、通信事業者、ライフライン関係機関）

1 広報計画

関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、関係機関との密接な連携協力のもと、効果的な広報に努める。

2 運用体制の整備

市町村及び関係機関は、下記により広報運用体制の整備を図る。

- (1) 広報重点地区（災害危険地域）の把握
- (2) 地区住民（要配慮者）の把握
- (3) 広報・広聴担当者の訓練
- (4) 広報文案の作成
- (5) 広報優先順位の検討
- (6) 伝達ルートが多岐にわたる

3 市町村は、被災者への情報伝達手段として、特に市町村防災関係機関等の整備を図るとともに、関係機関や事業者等での情報発信、関係機関や事業者が提供する緊急速報メールの活用や、広報車等の活用も促進し、多様な手段の整備に努める。県は、市町村から被災者へ情報伝達が確実に行われるよう、点検・評価を行う。

4 県及び市町村は、防災関係機関等の伝達や被災者の安否情報等について、岡山県防災情報等メール配信システム「防災メール・もろくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。

県及び市町村は、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、岡山県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

6 県及び市町村は、関係機関や事業者等が行う被災者の安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効率的な活用が図られるように普及啓発に努める。

7 県、市町村、放送事業者、関係機関及びライフライン関係機関等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

8 県、市町村、放送事業者及びライフライン関係機関等は、発災直後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

国、県及び市町村は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割分担・責任等の明確化に努めるものとする。

- 1 国、県、市町村及び関係機関は、要配慮者、災害により発生する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、仮設住宅として提供される住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における在宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るよう努めるものとする。

第2 関係機関の連絡体制の整備（国、県、市町村、防災関係機関）

広報・広聴活動は、関係機関との連携を図りながら実施する必要があることから、関係機関との連絡先を確認するなど、連絡体制を整備する。

第3 報道機関との連携体制の整備（県民情報広報課・防災危機管理局、市町村、防災関係機関）

防災機関は、災害時の広報について報道機関との連携体制を構築する必要があることから、報道機関に対する情報提供の方法を定めるなど、連携体制を整備する。

第4 要配慮者等への情報提供体制の整備（総務部・新社会推進部・保健医療介護部・福祉労働部、市町村、防災関係機関）

災害時は要配慮者等もできる限り自らの判断で行動することが求められるため、その際よりどことなる情報が適切に伝達される必要がある。このため電波放送、データ放送、携帯事業者が提供する緊急速報メール、クシミや国による放送の活用など要配慮者や外国人を考慮した広報体制を整備するよう努める。また、障害者や外国人等にも適切に対応できるよう、災害時に協力を頼める手帳者や国語者を確保するなど、必要な体制の整備に努める。

第7節 二次災害の防止体制の整備

県及び市町村は、余震、降雨等に 伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に 定める 者の 成、 びに事前 など活用のための施策を推進するものとする。

た、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うものとする。

〈主な実施機関〉

県（県土整備部・ 水産部・建築都市部・総務部・ 部・保 医療介護部）、警察、市町村、消防機関、関係機関

第1 震災消防体制の整備（防災危機管理局、市町村（消防機関））

1 消防施設等の耐震化

市町村は、初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の耐震化、消防 機 舎の整備 びに消防機動力、 情報システム及び個人装備等を進める。

2 消防水利の強化

(1) 市町村は、地震による火災に備え、消火栓のみに ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、 水等の自然水利の活用、水グ ール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配 に努めるものとする。

(2) 市町村は、消防水利の不 又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の 設及び 式動力ポン 等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3 消防本部、消防 及び自主防災組織等の 携強化

平常時から消防本部、消防 及び自主防災組織等の 携強化を図り、区域 の被害想定の実施及び それに う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

4 市町村 の 応 体制の強化

(1) 市町村は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防に関し協定を結び、 に 応 するように努めなけれ ならない。

(2) 県は、市町村 の 応 協定の 結を促進し、市町村 間の 携の強化を図るものとする。

火災予防査察の強化

市町村は、消防法に規定する予防査察に際し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

6 住民に対する啓発

市町村は、地震発生時における住宅からの火災発生を 然に防止するため、対震安全装 付火 使用 設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を 、地震発生時の火 使用設備・火 器具の適 当な取り い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を 図る。 た、住宅用防災機器（住警器）についても設 ・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い たきり又は 人暮らしの高 者、 体障害者等の住宅を 優先して住宅防火診断等を実施する。

7 震災消防体制の整備については、1 の 県地域防災計画（基本編・ 水害対策編）第2編「災害予防計画」第1章「防災基 の強化」第4節「火災予防計画」によるものとする。

第2 余震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

1 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備（県土整備部・ 水産部・建築都市部、市町村）

県及び市町村は、余震 るいは降 等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険個所の点 検を行う地元在住の 門 者（ ン ルタント、県・市町村職員 など）の 等を推進するものとする。

2 被災建築物応急危険度 定体制の整備（建築指導 、市町村）

被災した建築物等の余震等による 、部材の落下等から生 る二次災害を防止し、住民の安全を 確保することを目的とした被災建築物の応急危険度 定体制整備を図るため、県においては、応急危険度 定マニュアルの整備や応急危険度 定土の の推進、関係機関との 携体制の整備を図り、

市町村においては、被災時の連絡体制の確保に努めるものとする。

3 被災宅地危険度 定体制の整備（都市計画、市町村）

県及び市町村は、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する事を目的とした被災宅地の危険度 定体制の整備を図るため、定士の の 推進及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との 携体制の整備に努めるものとする。

第3 危険物施設等災害予防対策

1 消防法上の危険物

県（防災危機管理局）、消防本部及び消防法（平成13年法律第186号）上の危険物を取り扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の関係者は、地震発生に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

(1) 危険物施設の関係者が実施する対策

大規模な地震発生による影響を十分に考慮し、施設の耐震性の向上に努める。

(2) 消防機関が実施する対策

危険物施設の危険物施設については、地震に起因する危険物の火災、事故等の災害の発生を予防するため、施設の関係者に対し、地震発生時の安全確保についての必要な安全対策を指導するとともに、再点検を求める。

危険物施設の関係者に対し、耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導等を行う。

(3) その他対策

県地域防災計画（事故対策編）第 編「危険物等災害対策」第2章「災害予防計画」第1節「危険物等関係施設の安全性の確保」第1「危険物災害予防対策」によるものとする。

数

2 火薬類

県（業保安）及び関係機関は、平常時から、地震に起因する火薬類事故の抑止に努める。

(1) 火薬類事業者が実施する対策

災害発生による影響を考慮し、火薬類火薬類 造施設等の安全確保に努める。

(2) 規制及び指導

ア 岡山県火薬類保安協会の支部単位の緊急 動体制、支部の 協力体制の充実強化を図る。
震災に起因する火薬類事故が発生した場合に住民の安全確保のため、市町村、消防、警察、火薬類保安協会、報道機関等と密接な 携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

(3) その他対策

県地域防災計画（事故対策編）第 編「危険物等災害対策」第2章「災害予防計画」第1節「危険物等関係施設の安全性の確保」第3「火薬類災害予防対策」によるものとする。

3 高圧ガス

県（業保安）及び高圧ガス施設の所 者等は、震災に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。

(1) 高圧ガス事業者が実施する対策

ア 高圧ガス設備の 、支 等を補強する。

消火設備、緊急遮断、エン ンポン、バッテ 等の保安設備を重点に日常点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するとともに、感震器 動遮断装、 とう性配管の設 等、設備の耐震性の強化を図り、安全対策を推進する。

ウ 多数の容器を取 施設は、ホ ムのブ ック化、 掛等により容器の転 転落防止を図るとともに、二段積みを避ける。

(2) 規制及び指導等

ア 高圧ガス 造施設等の耐震性の強化、安全確保について、必要に応じて感震器 動緊急遮断装の設 等の改善、移転等の指導、 を行い耐震性、安全確保の向上を促進する。

震災に起因する高圧ガス事故が発生した場合に、高圧ガス防災協議会や高圧ガス関係保安 体等が速やかに対応できるよう、消防署、警察署、高圧ガス防災協議会等関係機関と緊密な 携のもと、地域防災体制の充実強化を図る。

ウ 震災に起する高圧ガス事故が発生した場合の住民の安全確保のため、市町村、消防署、警察署、高圧ガス防災協議会、報道機関等と緊密な連携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

(3) その他の対策

県地域防災計画（事故対策編）第8編「危険物等災害対策」第2章「災害予防計画」第1節「危険物等関係施設の安全性の確保」第2「高圧ガス災害予防対策」によるものとする。

主 圧ガ 特性
般 圧ガ 業者

4 毒物・劇物

毒物又は劇物を取り扱う者は、毒物及び劇物取法（昭和27年法律第33号）により、これらを飛散、漏等ないようにしなければならないとされている。

県（薬務課）は、地震に起する毒劇物等を防ため、次のとおり、毒劇物の製造所、販売所、メッキ場等業務上毒劇物を取り扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。

(1) 対策

県地域防災計画（事故対策編）第8編「危険物等災害対策」第2章「災害予防計画」第1節「危険物等関係施設の安全性の確保」第8「毒物劇物災害予防対策」によるものとする。

放 性物

(1) 放 性 位元 等取 施設の設 者の行う対策（施設設 者）

放 性 位元 等取 施設等の管理者は、地震に起する放 性 位元 等の漏等のおそれが生じた場合、適切な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市町村、国等に対する報告体制を整備する。

(2) その他の対策

県地域防災計画（事故対策編）第8編「放 災害対策」第2章「災害予防計画」第1節「施設等の安全性の確保」によるものとする。

第8節 救出救助体制の整備

震災時においては、家の下き、土砂中に生き埋めとなつた者等の人命の救済が優先されなければならない。そのため、平常時から救出体制について検討し、救出用資機材を整備しておく。

第1 救出救助体制の整備

- 1 住民及び自主防災組織における救出体制の検討
地震発生における家等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織に依頼するべき部がめて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震時における救出活動方法に習しておくとともに、必要な体制を検討しておく。
市町村は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支える。
- 2 市町村及び消防機関における救出体制の整備
市町村及び消防機関は、地震時に救出体制が確保できるよう、平常時から救出の編成方法等救出体制の整備を行う。
- 3 警察における救出体制の整備
警察は、地震時における救出活動方法に習しておくとともに、必要な救出体制を整備する。
- 4 県における活動体制の整備（防災危機管理局）
県は、地震時においては、市町村の被害状況及び緊急を必要とする状況を把握し、関係機関が携して救出を行えるよう連絡、調整する必要があるため、災害対策本部と緊急消防調整本部等の連絡体制整備を行う。

第2 救出用資機材の整備

市町村及び消防機関は、多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材を計画的に整備する。また、重機等については建設業者の所有する機材を借り上げる等協力体制を整備する。

第3 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

市町村及び消防機関は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防、自主防災組織、住民に対し、救出活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。
県（防災危機管理局）は、市町村及び消防機関が行うこれらの活動等を支える。

第4 要配慮者に対する救出救護体制の整備

市町村は、高齢者や障害者等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

第5 医療機関との連携体制の整備（医療指導課、市町村、消防機関）

県、市町村及び消防機関は、医療行為を行う医療機関と連携した救出を行うため、連携体制の整備を行う。

第9節 避難体制の整備

市町村は、関係機関と 携して、災害時に住民等の生命及び 体を守るため、住民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の 定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図るものとする。

県及び市町村は、指定緊急避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、
共用地、財産の 効活用を図るものとする。

県は、市町村の避難体制の整備に関して必要な 指導を行うものとする。
(主な実施機関)

県、市町村、学校、病院等の施設の管理者

第1 避難誘導體制の整備及び誘導方法への習熟

市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第8節「避難対策の実施」に示す活動方法・ 容に習 する。

この場合、特に以下の点に する。

1 避難誘導計画の作成と訓練

市町村は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市町村地域防災計画等の中に避難誘導計画を らか め作成し、訓練を行う。

なお、避難計画の作成に当た ずは、避難の長期化についても考慮するものとし、やむを得 指定避難所に滞在することができない被災者が必要とする物資や保 医療 びス、正確な情報及び居住地以 の市町村に避難する被災者が必要な情報や支 ・ びスを、容 かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努めるものとする。

- (1) 避難指示、避難 告、避難準備情報等を行う基準、伝達方法
- (2) 避難 告等に係る 限の代行順位
- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の 、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- () 避難行動要支 者に配慮した避難支 体制
- (6) 津波到達時間 での防災対応や避難誘導に係る行動ル ル

2 避難行動要支 者に対する避難誘導體制の整備

(1) 避難支 計画(避難支 グ)の策定

市町村は、避難行動要支 者を適 に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示 された「避難行動要支 者の避難行動支 に関する取組指針」(平成2 年8月)や県作成の「災害時要 護者支 対策マニュアル」等を参考とし、避難行動要支 者の状況把握、避難支 者の 等を積 的に行い、避難行動支 が適 に行われるよう、避難行動要支 者に関する全体計画を策定し、避難行動要支 者 簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別計画の策定に努める。

(2) 地域住民等の 携

市町村は、地域住民、自主防災組織や 事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支 者に関する情報の把握・共 等の避難行動要支 者の避難誘導體制の整備を図るものとする。

た、避難が必要な際に避難行動要支 者に避難を拒否 れることで避難に時間を要し、避難を誘導・ 護する地域住民、自主防災組織、 事業者や消防 の避難の遅れを 力防 ため、日 から避難行動要支 者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支 者に対して避難の重要性の認 を普及 、 に避難を実施できる体制の構築に努めるものとする。

なお、避難行動要支 者の情報の把握等については、本編第4章第1 2節「避難行動要支 者安全確保体制の整備計画」第 「在宅の避難行動要支 者対策」による。

3 津波危険に対する避難の 告等の基準への習

地震発生 の避難の 告・指示の大部 は津波に対するもので る。そのため、市町村は、津波に対する避難の 告等の基準を習 する。

4 広域避難体制の整備

県及び市町村は、大規模広域災害時に 十分な広域避難が 能となるよう、[△]の地方 共 体との広域 時滞在に係る応 協定を 結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を めた手順等を定めるよう努めるものとする。

県は、高 者 施設、障害者支 施設等に対し、 らか め、その所在する県や近隣県における種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに 関する災害協定を 結するよう指導に努め、 て、その 容を県に するよう要請するものとする。

県は、 らか め、高 者 施設、障害者支 施設等に対して、災害時に 能な職員数のを要請すること[△]、関係 体と災害時の職員 協力協定の 結等を行うことにより、介護職員等の体制の整備に努めるものとする。

第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び被災者の生活環境の整備

市町村は、地震及び津波により被害を受けるおそれが る住民全員が避難することができる安全な避難路、指定緊急避難場所、指定避難所を 定、指定及び整備し、住民に するものとする。る推し針。、建度災

た、学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。避難所としての機能は応急的なものであることを認めの上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(3) 避難所の指定

市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、高層施設、障害者支援施設等の避難所を指定するよう努めるものとする。

(4) 津波避難ビル等の指定

沿岸地域の市町村は、特に高層がない地域では、特に避難ができるよう固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するため、津波避難ビル等の指定を積極的に行うよう努める。また、市町村は津波避難ビル等の管理者と津波発生時の上の鍵の開錠等必要な事について協議するよう努める。

() 広域避難地・避難路の指定・整備

→ 第2編「災害予防計画」第2章「防災基盤の強化」第1節「都市構造の防災化」第8「避難地等の整備」

(6) 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

適当な施設又は場所が存在しない場合は、高等に安全な指定緊急避難場所・指定避難所を整備し、指定するよう努める。

(7) 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所は、同一にすることができる。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が同一の場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への徹底に努めるものとする。

4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備

(1) 連絡手段の整備

市町村は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛携等の機器等の連絡手段の整備に努める。

(2) 指定緊急避難場所の設備等の整備

指定緊急避難場所においては、兼用施設、兼用、衛携等の機器、テレビ、ラ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。

県は、これらについて適するよう努める。

(3) 指定避難所の設備等の整備

ア 市町村長は、指定避難所に必要な安全性及び十分な居住性を確保し、発災時に食料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保医療サービスの提供その避難所に滞在する被災者の生活環境を整備するために、貯水槽、反設ト、マンホールト、マット、ベッド、兼用施設、兼用、衛携等の機器、テレビ、ラ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、必要に応じ、等の整備にも努める。

指定避難所又はその近で地域結型の備蓄施設を確保し、食料、料水、常備薬、きし用具、布等避難生活に必要な物資等を備蓄するよう努める。

ウ 県は、これらについて適するよう努める。

(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運体制整備

ア 指定緊急避難場所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、管理責任者が被災等により早急に駆け付けられない可能性を考慮し、確実に利用できるよう数箇所での鍵管理や、地域住民等関係者・体との協力体制等を整備する。

指定避難所の運に必要な事について、あらかじめマニュアル等を作成する。

() 地域の防災拠点としての機能の整備

市町村は、指定した指定緊急避難場所・指定避難所のうち必要と認められるものについては、地域の防災拠点としての機能を整備する。

指定緊急避難場所・指定避難所等の住民への
 阪神・淡路大震災では、地震、自らの地域の指定緊急避難場所・指定避難所をい合わせる
 が市町村に到り、職員がその対応に追われ、情報に支障を来したといわれている。また、津波
 は地震発生直後に到達することもあるため、速く避難できるように迅速な避難も重要となる。
 そのため、市町村は、指定緊急避難場所・指定避難所等について平常時から以下の方法により、層の
 徹底を図る。

なお、防災マップの作成に住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難
 に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。

- (1) 防災マップの作成、配布による
- (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した際の
- (3) 市町村の広報、インターネットによる
- (4) 案内板等の設置による
 - ア 誘導標（津波対策として海等予想水に関する情報を示すよう努める）
指定緊急避難場所・指定避難所案内
 - ウ 指定緊急避難場所・指定避難所示板（津波対策として海等予想水に関する情報を示すよう努める）
- (5) 防災訓練による
- (6) 防災啓発パンフレットの作成、配布による
- (7) 避難計画に基づく避難地図（地震・津波ハザードマップ等）の作成、配付による
- (8) 自主防災組織等を

第3 学校、病院等における避難計画（施設の管理者等）

学校、社会施設、病院、大規模集会所等の施設の管理者は、消防法に基づき作成する消防計
 画等に、以下の事項に示した避難に関する計画を作成するなどして、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の生徒等を混雑なく、安全に避難し、身体及び生命の安全を確保するた
 めに、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に基づいて学校等の実態に合わせた適
 当な避難対策を図る。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- (2) 避難場所の指定、収容施設の確保
- (3) 避難誘導の要領
 - ア 避難者の優先順位
避難場所、経路及びその指示伝達方法
 - ウ 避難者の確認方法
- (4) 生徒等の保護者への連絡及び誘導方法（定めがない場合は、県又は市町村は、定めるように
 促すものとする。）
- (5) 防災情報の入手方法
- (6) 県、市町村への連絡方法（市町村は、学校・学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災
 害発生時における児童・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・携行体制の
 構築に努めるものとする。）

2 社会施設等における避難計画（高層建築物・総務・子育て支援・児童家庭・障害 者・保護・介護・関係者、施設の管理者等）

社会施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、避難対象者の活動能力
 等についても十分に配慮し、次の事項等に基づいて施設等の実態に合わせた適当な避難対策を図る。

また、避難対象者の活動能力により、被災地の施設だけでは避難所が足りないことも想定され
 ることから、大規模災害に備え施設の転所等について、関係団体等と協議しながら県・施設間の協力
 体制を整備するとともに、県域を越える広域避難が必要な場合も想定し、県との携行に努めること
 とする。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- (2) 避難場所の指定、収容施設の確保

(3) 避難誘導の要

ア 避難者の優先順位

避難所（**〇**の社会 施設 む）及び避難経路の設定 びに収容方法（自動車の活用による **〇**等）及びその指示伝達方法

ウ 避難者の確認方法

(4) 家 等への 絡方法（定 ていない場合は、県又は市町村は、定めるように促すものとする。）

() 防災情報の入手方法

(6) 県、市町村への 絡方法（市町村は、 **〇**学校 学前の子どもた の安全で確実な避難のため、災害発生時における **〇**・保育所・認定こども 等の施設と市町村間、施設間の 絡・ 携体制の構築に努めるものとする。）

3 病院等における避難計画（医療指導 ・関係 **〇**、施設の管理者等）

病院等においては、患者を **〇**の医療機関又は安全な場所へ集 的に避難 る場合を想定し、被災時における病院等施設 の保 、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の時収容場所、 送のための 絡方法と手段、病状の程度に応 た移送方法、 送用車両の確保及び 院患者に対する病院等 の安全な避難場所及び避難所についての **〇**方法を定めるなど、適 な避難対策を図る。

た、病院等の医療機能の が困難にな た場合についても、入院患者の移転等について、関係 体等と協議しながら県 施設間の協力体制の整備に努めるとともに、県域を える移転が必要な場合も想定し、 **〇**県との 携に努めることとする。

4 大規模集 施設等の避難計画

高層建築物、百貨店等大規模 **〇**売店舗、ホテル、 **〇**館、駅等の不特定多数の人が 入りする施設の 設 者又は管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、誘導及び指示伝達の方法を定めるなど、適 な避難対策を図る。

第10節 交通・輸送体制の整備

〈主な実施機関〉

道路管理者、港湾管理者、県（総務部・県土整備部・関係[△]）、警察[△]（安委員会）、市町村、防災関係機関

第1 △緊急 行車両の事前届（県公安委員会に限る）

県 安委員会は、災害発生時の混 した現場における緊急 行車両の迅速な確認手 きを実施するため、 らか め関係機関から緊急 行車両の事前届 を受理する。

1 事前届 の対象とする車両

事前届 の対象とする車両は、次に掲げるい れにも該当する車両とする。

(1) 災害時において災害対策基本法第 第1 に規定する災害応急対策（次に掲げる事 をいう。）

を実施するために使用 される計画が る車両。

ア 警報の発 及び伝達 びに避難の 告又は指示に関する事

消防、水防その の応急 に関する事

ウ 被災者の 難、 その 保護に関する事

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事

施設及び設備の応急の復旧に関する事

カ 清掃、防疫その の保 衛生に関する事

キ 犯罪の予防、交 の規制その 災害地における社 会 の に関する事

ク 緊急 送の確保に関する事

その 災害の発生の防 又は拡大の防止のための に関する事

(2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方 共 体の長その の執行機関、指定 共機関及び指定地方 共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保 し、 しくは指定行政機関等との契 等により常時指定行政機関等の活動のために 用に使用 される車両又は災害時に の関係機 関・ 体等から調達する車両。

2 事前届 の申請

(1) 申請者— 災害対策基本法施行 第 第1 に基づく緊急 行車両の緊急 行を実施することについて責任を する者。（代行者を む。）

(2) 申請先— 申請に係る車両の使用の本 の位 を管轄する警察署又は県警察本部交 規制 。

3 申請書類

緊急 行車両事前届 書2 に次の書類を 付の上申請する。

(1) 申請者が緊急 行車両として使用することを する書類1

(2) 自動車検査 の し等

緊急 車両 緊急 車両 係

4 事前届 の保管及び車両変 申請

関係機関は、事前届 を適正に保管するとともに事前届 の交付を受けた車両に廃車、配 え等の変 が生 った場合は、速やかに事前届 の 還、変 の申請を行う。

協定 結事業者への 防災危機管理局、 総務 、市町村)

県及び市町村は、送協定を 結した民間事業者等の車両については、緊急 行車両標章交付のため事前届 制度が適用 れ、発災 、当該車両に対して緊急 行車両標章を に交付 れることとなることから、民間事業者等に対して 行うとともに、自らも事前届 を積 的にするなど、その普及を図るものとする。

第2 緊急輸送体制の整備

1 送車両等の確保（防災危機管理局、 総務 、関係[△]、市町村、防災関係機関）

県及び市町村は、物資等や被災者の緊急 送が に実施 されるよう、 らか め運送事業者等との協定の 結等により、送体制の整備に努める。 た、物資供給協定等においても、送を考慮し

た協定 結に努める。

市町村は、安全が確認 された に、避難行動要支 者を に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について予め定めるよう努めるものとする。

2 な 送のための環境整備（防災危機管理局、 総務 、関係 、市町村）

緊急 送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の 送、点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の 送、点として運送事業者等の施設を活用するため、協定 結による体制整備を図るものとする。

物資の調達・ 送に必要な情報 目・単位の整理による発 方法の標準化、物資の 送、点となる民間施設への 兼用 や 兼用 設備の設 に係る支 、緊急 行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

3 送施設・ 送、点の整備（道路 ・防災危機管理局・施設所管 、市町村、関係機関）

県及び市町村は、緊急 送道路ネットワーク計画を え、確保すべき 送施設及び 送、点・集積、点について把握・点検するものとする。

備蓄、点を 送、点として指定するなど 物資の緊急 送活動が に行われるよう らかめ体制を整備するものとする。

た、県、市町村及び関係機関は、緊急時における 送の重要性にかんがみ、上記の 送施設及び 送、点については、特に耐震性の確保に配慮するものとする。

4 緊急 送道路の啓開体制の整備（企画 、道路 、関係 先事務所）

道路管理者は、発災 の緊急 送道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧を速やかに実施するため、 らかめ建設業者等との間で協定等を 結し、必要な人員、資機材の確保等の対策を て体制を整備しておくものとする。

た、道路啓開等を迅速に行うため、 らかめ道路啓開等の計画を 案するよう努めるものとする。

らに、自衛 の災害 への対応も に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。

港湾等の啓開体制の整備（企画 、港湾 、水産振興 、関係 先事務所）

港湾管理者及び 港管理者は、発災 の緊急 送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、耐震強化岸 の整備に努めるとともに関係機関と 携の下、発災時の港湾・ 港機能の ・継 のための対策を検討するものとする。 た、その検討に基づき、その所管する発災 の港湾及び 港の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、 らかめ建設業者等との間で協定等を 結することにより、必要な人員、資機材の確保等の体制を整備しておくものとする。

た、自衛 の災害 への対応も に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。

第11節 医療救護体制の整備

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、応援体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。その万全を期するため、必要な計画の作成、強力な組織の確保並びに業務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。また、災害時に医薬品等が大いに必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

(主な実施機関)

県(保健医療介護部・総務部)、市町村、消防機関、県医学会、県歯医学会、日本赤十字社 岡山支部及び災害拠点病院等

第1 医療救護活動要領への習熟(医療指導課・薬務課・保健医療介護総務課、市町村、関係機関)

県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第1節「医療救護」及び「災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。

第2 医療救護体制の整備(医療指導課、市町村、医療機関)

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 体制の構築

県、市町村及び医療関係機関等は、発災時における緊急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性にかんがみ、情報連絡・災害対応調整等のルール化や手段を確保するとともに、その多様化に努めるものとする。

また、医療機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の負担など、医療機関の連絡・携行体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

(2) 広域災害・緊急医療情報システムの整備

災害時における医療機関の被害状況、医療従事者の支障・要請状況、医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県緊急医療情報センターの広域災害・緊急医療情報システムを拡充強化するとともに、災害時において積極的な活用が図れるよう、災害拠点病院及び緊急病院・診療所等は、平常時から情報入力を確実にを行う。

ア 災害拠点病院等医療機関、県医学会・地区医学会、市町村、保健環境事務所、県、消防本部等とのネットワーク化とルートの二重化()を図る。

隣接県との情報の共有、全国ネットワーク化を図る。

ウ 災害発生時は、県緊急医療情報センターを県災害医療情報センター、保健所を地域災害医療情報センター、災害拠点病院等をそのサブセンターとして機能するものとし、二次医療単位を基本とするネットワーク化を図る。

エ 収集した医療情報について、必要に応じて、報道機関等を活用して、県民及び人権等特定の医療情報を必要とする者への情報提供を行う。

2 医療救護の整備

市町村は、災害時における初動医療救護活動を第次に実施することから、地区医学会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定結をするなどして、あらかじめ救護を編成する。

県は、市町村の医療救護活動を応援・補完する場から医療関係機関・団体と協議調整のうえ、医療救護活動に関する協定等により、あらかじめ救護を編成する。

(1) 編成対象機関

市町村(市町村医療機関等、地区医学会)

県(保健環境事務所) 国(大学病院、国病院機構、療養所、その国関係病院)

県医学会、県歯医学会、日本赤十字社 岡山支部、災害拠点病院

(2) 編成基準

医療救護の構成は、医師、歯医、薬剤、看護、事務職員、運転手等を主なものとし、必要の人数については災害の規模により適宜定めるものとする。

3 災害拠点病院等の整備

医療・介護所では対応できない重症者の救命医療を行うための高度な診療をする地域の中核的な救命医療施設を災害拠点病院として整備するとともに、災害時における加える医療ニーズに対応するため、県の急病院・診療所からも積極的な支えが得られるよう体制を整備するものとする。

(1) 災害拠点病院

救命急センターなど急医療を担っている医療機関を地域の災害拠点病院として二次医療に1箇所以上整備する。ただし、災害時拠点病院に適合する医療機関がない医療については、近隣の医療との補いにより整備する。

また、災害拠点病院のうち県1カ所を基幹災害拠点病院として定め、災害拠点病院の機能に加え、災害医療関係者等要員への訓練・研修を行う。

ア 機能

(ア) 被災重症者の受入れ、特に重症者に対する高度救命医療の実施

(イ) 重症者等の被災地への搬送を行う広域送迎への対応

(ウ) 自給型の医療・介護の確保

※自給型一医薬品や医療資機材のみならず、食料、薬具等も備蓄し、医療・介護活動を再開すること。

(エ) 稼働機能停止時の応急的な診療機能の確保等

指定基準

災害時の急医療活動に積極的に協力する志のある医療機関で、別に定める要件を満たす医療機関を指定する。

ウ 施設整備

災害拠点病院については、次のとおり施設等の整備及び機能強化を図る。

(ア) 情報収集、方医療活動等に必要設備

(イ) 迅速な搬送のための急医療用資機材・仮設テント等の整備

(ウ) 方病院としての患者受入れ等のための「プラタニ」場や「ベット」等の整備

(エ) 被災による稼働機能停止時の応急的な診療機能の確保のための貯水槽、自家発電等の整備、医薬品・医療用材料、食糧の備蓄

救急医療体制 拠点病院

(2) 急病院・診療所

現行の急医療体制を担う急病院・診療所において、災害時にも当該施設の機能に応じた被災者の収容、治療等が行えるよう、日頃から病院防災マニュアルの策定やこれに基づく自主訓練の実施等を、災害時の体制整備を図るものとする。

(3) 「プラタニ」場

県及び市町村は、災害拠点病院や急病院・診療所の近隣の「プラタニ」場や「ベット」等を災害時における時「プラタニ」場として定めておくとともに、災害拠点病院に「プラタニ」場の整備促進を図る。

4 医療・介護用資機材・医薬品等の整備

(1) 市町村は、救急車、急車、介護車等の車両、救急箱、「プラタニ」等の応急搬送の実施に必要な急医療用資機材の整備に努めるものとする。県及び市町村は、担架ベッド、応急仮設テント、緊急搬送等の応急搬送の実施に必要な急医療用資機材の整備に努めるものとする。その際、国は、整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。

また、国、県及び市町村は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じた情報交換を行い、適切な急医療用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 日本赤十字社 岡山支部、県(薬務・医療指導)及び市町村は、負傷者が多人数に達した場合を想定し、応急搬送用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

県における医薬品等の供給体制整備は、第2編「災害予防計画」第4章「効果的な応急活動のための事前対策」第14節「物資等の調達、供給体制の整備」によるものとする。

資料編I 備蓄等一県内の物資(食糧・生活必需品・医薬品等)の備蓄状況 参照
医療機関の災害対策

厚生労働省作成の「デルマニュアル(病院防災マニュアル)及び県作成の「災害時医療・介護マニユ

アル」等を参考とし、病院において災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練を行うなど、病院レベルでの災害対策を講ずる。

6 住民等の自主的 護体制の整備

大規模地震時には、急車等 送手段の不 測の 絶、交 混 等により、医療活動、急送活動が困難となることが予想される。

そのため、市町村は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の 護活動や医療機関への 送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研 究等により 徹底し、自主的 護体制の整備を推進する。

7 医療機能の 体制の整備

医療機関は、医療施設の耐震性の強化に努めることとする。また、医療機能を 確保するために必要となる、水、 電力、ガス等の安定的供給及び水道施設等が被災した場合の応急 処置及び緊急復旧について、必要な 対策を講ずるとともに、このことについて関係事業者と協議しておくものとする。

第3 傷病者等搬送体制の整備

1 情報 連絡体制（医療指導 部・防災危機管理局、医療機関、消防機関）

傷病者を迅速かつ的確に 近隣医療機関へ 送するため、 近隣医療機関及び消防機関による広域災害・急医療情報システムの活用や 近隣医療機関と消防機関等の間における十分な情報 連絡機能の確保を行う。

※ 近隣医療機関とは、被災を 受けた災害 拠点病院、 急病院・診療所及び傷病者の治療、収容に協力 可能な医療機関をいう。

2 送経路

消防機関は、震災により 送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適 切な 近隣医療機関への 送経路を検討しておく。

3 トラック 送における医療機関との 連絡体制の確保（医療指導 部・防災危機管理局）

県は、医療機関からの要請により、空路による広域 送を必要とする場合、防災関係機関が 確保する トラックの要請を行うため、あらかじめ、 トラック 離 脱 場等を考慮した受入れ 可能な医療機関との 連絡体制を整備する。

また、県及び市町村は、地域の実情を 踏まえ、消防 部、警察 部、ドクター など災害時の トラックの利用について あらかじめ協議しておくものとする。

(1) トラックの要請先

ア 消防機関、自衛 隊、警察、第 一管区海上保安本部（防災危機管理局）

イ 米大学病院（消防機関、医療機関）

(2) 離 脱 場等の確保

県及び市町村は、地域の実情に応じて、 近隣医療機関への傷病者の 送に当たり 空 送 拠点として使用することが適当な民間空港、自衛 隊の基地、大規模な空き地等を あらかじめ 確保しておくなど、災害発生時における 急医療体制の整備に努めるものとする。なお、これらの 空 送 拠点には、 近隣医療機関と協力しつつ、 近隣医療機関への傷病者の 送に必要なト ラック（緊急度 別に基づく治療順位の 別）や 急 送等を行うための場所・設備を、 あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

4 効率的な 搬送体制の整備（防災危機管理局、消防機関）

震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応 じた迅速かつ的確な 判断と行動が要求されるため、 急 命士の 効活用も 促め、効率的な 搬送体制・ 送体制の整備を推進する。

慢性疾患患者の広域 送（防災危機管理局、消防機関、医療指導 部）

県は、慢性疾患患者の広域 送についても、関係機関との合 同訓練等を通じて、 適切な 送体制の確保に努めるものとする。

第4 広域的医療救護活動の調整

1 県、国等への 要請（医療指導 部・防災危機管理局）

県は、多くの負傷者が発生し、医療 救護活動が 実施できない場合、 県や国等に対し、医療 救護 や災害 医療 ム（ ）等の 搬送及び傷病者の受入れを要請するため、その要請手

きを定めるとともに、な医療 護活動が実施できるよう移動手段の確保等—についての支 体制の構築を図るものとする。

2 運用体制の整備（医療指導）

災害急性期（災害発生から48時間以内）に災害現場へ迅速に移動し、活動できる災害 医療 ム（ ）運用体制の整備・充実を図るものとする。

た、県は、災害 医療 ム（ ）の充実強化や実 的な訓練、ドクタ の運用体制の構築等を て、 急医療活動等の支 体制の整備を努めるとともに、災害 医療 ム（ ）から中長期的な医療を担う ムへ な 継 ができるよう、訓練等を て、 調整を行うスキ ムの 層の改善に努めるものとする。

第5 災害医療に関する普及啓発、研修・訓練の実施（医療指導課、県医師会、医療機関）

1 県民に対する普及啓発

県は、県民に対する 急蘇生法、止 法、骨折の手当法、ト ア の 義等災害時の医療的 等 についての普及啓発に努める。

※ト ア とは、災害発生時において、限られた医療スタッ や医薬品・医療資機材等を最大限に 活用し、 能な限り多数の傷病者の治療を行い、 人でも多くの命を うために行うもので、傷病者を緊急度と重傷度によ て 類し、治療や 送の優先順位を めるもの。

2 災害医療に関する研 ・訓練

- (1) 災害時の医療 事者の役 、ト ア 、災害時に多発する傷病の治療 等の医療面に焦点を当てた訓練を実施する。
- (2) 災害時の医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、広域災害・ 急医療情報システム等の情報伝達訓練を実施する。
- (3) 県防災訓練において大規模災害を想定した実 訓練を実施する。
- (4) 基幹災害、点病院による災害医療 事者等を対象とした研 、 習会を実施する。
- () 国、県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な ・ 急活動を行うため、 の 携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、 ・ 急機能の強化を図るものとする。

第12節 要配慮者（避難行動要支援者）安全確保体制の整備

要配慮者（避難行動要支援者）（以下「要配慮者等」という。）は、自力避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況に なるため、県、市町村、避難行動要支援者が利用している社会 施設等の管理者は、災害等からの要配慮者等の安全確保に 層努める。

当該機関は にも 携するとともに、消防 、自主防災組織等の防災関係機関、平常時から避難行動要支援者と接している社会 協議会、民生委員、児童委員、障害者 団体等の 関係者、近隣住民、介護保険事業者、障害 福祉事業者、 シニア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支 える体制づくりを推進し、平常時の所在把握・共 有や情報伝達体制の整備、避難支 援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施、発災 の迅速な避難誘導、安否確認等、要配慮者等の安全確保を図るものとする。

（主な実施機関）

県（保 医療介護部・ 部・ 社会推進部・ 部・総務部）、市町村、社会 施設管理者、介護老人保 施設管理者、病院管理者

第1 基本的事項

1 市町村防災計画に定めるべき事

市町村は、市町村防災計画において、要配慮者等を適 宜に避難誘導し、安否確認等を行うための について定めるものとする。

2 避難行動要支援者 簿の作成・利用・提供

市町村は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、防災担当部局と 担当部局等との 携の下、避難行動要支援者について避難の支 援、安否の確認その 等の避難行動要支援者の生命又は 体を災害から保護するために必要な （以下「避難支 援等」という。）を実施するための基 となる 簿（以下「避難行動要支援者 簿」という。）を作成しておかなければ ならない。この 簿は地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支 援を必要とする事 象を適 宜に 映したものとなるよう、定期的に 更新するものとする。

（1）避難行動要支援者 簿の記 入又は記 入 事

ア

イ 生の年月日

ウ の別

エ 住所又は居所

号その 連絡先

カ 避難の支 援を必要とする事 象

キ その 避難支 援等の実施に関し市町村長が必要と認める事 象

（2）情報の収集

ア 市町村長は、避難行動要支援者 簿の作成に必要な限度で、その保 護する要配慮者の その 等の要配慮者に関する情報を、その保 護に当た りて特定 された利用の目的以 外の目的のために 部で利用することができる。

市町村長は、避難行動要支援者 簿の作成のため必要が ると認める時は、県 等のその 等の者 に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（3） 簿情報の利用

市町村長は、避難支 援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者 簿に記 入し、又は記 入 された情報（以下「 簿情報」という。）を、その保 護に当た りて特定 された利用の目的以 外の目的のために 部で利用することができる。

（4） 簿情報の提供

ア 市町村長は、災害の発生に備え、避難支 援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員法（ 平成3年法律第1 8号）に定める民生委員、社会 法（ 平成6年法律第44号）第1 条第1 項に規定する市町村社会 協議会、自主防災組織その 等の避難支 援等の実施に携わる関係者（以下「避難支 援等関係者」という。）

に対し、簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の に特別の定めが る場合を除き、簿情報を提供することについて本人（当該 簿情報によつて 判 れる特定の個人をいう。事 において ）の が得られない場合は、この限りでない。

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支 者の生命又は 体を災害から保護するために特に必要が ると認めるときは、避難支 等の実施に必要な限度で、避難支 等関係者その の者に対し、簿情報を提供することができる。この場合においては、簿情報を提供することについて本人の を得ることを要しない。

() 簿情報を提供する場合における配慮

市町村長は、(4)により 簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、簿情報の提供を受ける者に対して 簿情報の漏えいの防止のために必要な を るよう求めることその の当該 簿情報に係る避難行動要支 者及び第 者の 利を保護するために必要な を るよう努めなければならない。

(6) 秘密保 義務

(4)により 簿情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員） しくはその職員その の の当該 簿情報を利用して避難支 等の実施に携わる者又はこれらの者で た者は、正当な理 がなく、当該 簿情報に係る避難行動要支 者に関して 得た秘密を漏らしてはならない。

3 発災時間に関わらない対応体制の整備

災害の発生時間は、事前には特定できないため、実施機関は、夜間等考えうる最 の場合にも対応できるよう、避難行動要支 者の安全確保体制を整備する。

第2 社会福祉施設、病院等の対策（健康増進課・医療指導課・介護保険課・障害者福祉課・子育て支援課・児童家庭課・介護保険課・保護・援護課・福祉総務課・男女共同参画推進課・防災危機管理局、市町村、社会福祉施設、病院等の管理者）

1 組織体制の整備

(1) 県及び市町村の役

県及び市町村は災害対応マニュアルの作成・配布等を 、社会 施設、病院等の管理者を指導・支 し、災害時の要配慮者等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を 、それらの防災組織と社会 施設、病院等との 携を図り、要配慮者等の安全確保に関する協力体制を整備する。

た、災害発生時における社会 施設等の被災に う転所等に備えるため、施設 間の協力体制の整備に努める。

(2) 社会 施設、病院等の管理者の役

要配慮者等が利用する社会 施設、病院等の管理者は、災害時に備え らか め防災組織を整え、職員の任 担、動員計画及び緊急 絡体制等の整備を図るとともに職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急 報及び入所者の避難誘導体制に十 に配慮した体制整備を行う。

た、市町村、施設 間、自主防災組織等及び近隣住民と 携をとり、要配慮者等の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

2 防災設備等の整備

(1) 県及び市町村の役

県及び市町村は、社会 施設、介護老人保 施設及び病院等の管理者を指導・支 し、災害時の要配慮者等の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能 のための備蓄（水、力、医薬品、 費用 等）の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

(2) 社会 施設、介護老人保 施設及び病院等の管理者の役

社会 施設、介護老人保 施設及び病院等の管理者は、施設の 地や構造等に し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害 の施設入所者の生活 のための物資及び防災資機材等の整備を行う。

た、災害発生に備え、要配慮者等自 の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急 報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。

- 3 要配慮者等を考慮した防災基 礎の整備（保 護医療介護部・ 部・総務部・県土整備部・建築都市部、市町村）

県及び市町村は、要配慮者等自 身の災害対応能力及び、社会 施設、介護老人保 施設、病院等の 地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基 礎の整備を図る。

第3 幼稚園・学校等対策（子育て支援課・私学振興課・体育スポーツ健康課・義務教育課、市町村）

県及び市町村は、 学校 学前の子どもた の安全で確実な避難のため、 ・保育所・認定こども 等の管理責任者を指導・支 持し、災害時における 児の安全確保の方法、保護者等との 絡体制、施設と市町村間、施設間の 絡・ 携体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

県及び市町村は、 ・保育所・認定こども ・学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への 渡しに関するル ルを、 らか め定めるよう促すものとする。

第4 在宅の要配慮者等対策（高齢者地域包括ケア推進課・障害者福祉課・子育て支援課・福祉総務課・健康増進課こころの健康づくり推進室・防災危機管理局、市町村）

1 組織体制の整備

県及び市町村は、 人暮らしの高 者や たきりの高 者、障害者、難病患者等の避難行動要支 者の 布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を 、災害時に地域全体で避難行動要支 者をバックア する情報伝達、 等の体制づくりを行う。障害者に対し適 な情報を提供するため、災害 ンティア本部などを 門的 をする手 者及び手 ンティア等の確保や、 岡山県防災情報等メ ル配 システム「防災メ ル・ もるくん」の なる普及促進に努める。

2 防災設備等の整備

県及び市町村は、在宅者（要配慮者 む）の安全性を高めるため、住宅用防災機器等の設 等の推進に努める。

市町村は、 人暮らしや たきりの高 者、障害者の安全を確保するための緊急 報システム等の整備に努める。

- 3 要配慮者等を考慮した防災基 礎の整備（保 護医療介護部・ 部・総務部・県土整備部・建築都市部、市町村）

県及び市町村は、要配慮者等自 身の災害対応能力及び在宅の要配慮者等の 布等を考慮し、避難地及び避難路等の防災基 礎の整備を図る。

第5 避難行動要支援者の移送（市町村、運送事業者等）

市町村は、安全が確認 された に、避難行動要支 者を に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について らか め定めるよう努めるものとする。

第6 外国人等への支援対策

1 国人の支 対策（交 第 、市町村）

国際化の進 に い、本県に居住 るいは来 する 国人の数は 加しており、その国 も多様化している。災害時に 国人が被災する危険性が高 ていることから、 葉や文化の違いを考慮した、 国人に対する防災 への普及や災害時の情報提供等が必要で る。

(1) 国人に対する防災 への普及対策

県及び市町村は、地域 で生活する 国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での 国 による防災啓発記事の掲 や英 を めとする 国 の防災パン ット等による防災 への普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図る。

市町村は、避難場所標 や避難場所案 板等の多 化やマ クの共 化（平成13年度に消防庁に設 けられた「避難標 に関する調査検討委員会」により提 げられたマ クや国土交 省において定められた 水関 図記号）に努める。

(2) 情報伝達体制の整備

県は、防災 象情報の伝達や被災 国人の安否情報等について、 岡山防災情報等メ ル配 システム「防災メ ル・ もるくん」による英 等での伝達手段の整備を推進する。

(3) ・翻 シティアの確保

県は、災害時に 国人に対して適 な情報提供を行うため、国際交 センタ との 携を図り、 国 を すことができる シティアを速やかに動員できる体制づくりに努めるとともに、海 経験の る職員（国際交 門員）の体制整備を図る。

市町村は、県の対策に準 、 ・翻 シティア等の確保に努める。

2 行者への支 対策（観 ・物産振興 、市町村）

行者は、地理に対する が少ないため、迅速に避難行動をとることが困難な場合が るので、災害時に な避難行動がとれるよう配慮する必要がある。

このためホテル・ 等の施設管理者は、市町村等と 携し、災害の状況に応 た避難場所、経路を事前に確認し、災害時の情報伝達に備えるものとする。

た、県及び市町村は、災害発生時に の迅速な被害状況把握を行うため、関係 体等との情報 絡体制を らか め整備する。

なお、県は、国際観 ホテル整備法に基づき、 国人 行者の安全確保についても推進する。

第7 要配慮者等への防災教育・訓練等の実施（総務部・福祉労働部、市町村）

県及び市町村は、要配慮者等及びその家 に対し、パンフレット、 らし等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積 的参加を びかけ、災害に対する基 的 や 避難所の位 等の理解を高めるよう努める。

た、避難が必要な際に要配慮者等に避難を拒 されることで避難に時間を要し、避難を誘導・ 護する地域住民、自主防災組織、 事業者や消防 の避難の遅れを 力防 ため、日 から要配慮者等に対する避難訓練を実施するなど、要配慮者等に対して避難の重要性の認 を普及 、 に避難できるよう努めるものとする。

第13節 災害ボランティアの活動環境等の整備

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時からボランティアの自主性を尊重しつつ、地域団体、NPO等のボランティア団体との連携を密にするとともに、ボランティア活動支援やリーダーの育成、受入体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努めるものとする。

(主な実施機関)

県(総務部・社会推進部・保健部・その関係部局)、市町村、岡山県災害ボランティア協会、社会福祉協議会、日本赤十字社岡山支部、岡山県ボランティアセンター、関係機関

第1 災害ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりとする。

- 1 生活支援に関する業務
 - (1) 被災者家庭等の清掃活動
 - (2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
 - (3) 避難所運営の補助
 - (4) 炊き出し、食料等の配布
 - (5) 物資等の受け取り、送付
 - (6) 高齢者、障害者等の介護補助
 - (7) 被災者の手助け・励まし
 - (8) その他被災地での軽作業(危険を伴わないもの)
- 2 専門的な支援を要する業務
 - (1) 護所等での医療、看護
 - (2) 被災地での応急危険度判定
 - (3) 外国人のための支援
 - (4) 被災者へのメンタルケア
 - (5) 高齢者、障害者等への介護・支援
 - (6) アンケート等を利用した情報収集事務
 - (7) 公共土木施設の調査等
 - (8) その他専門的な支援が必要な業務

第2 災害ボランティアの受入体制の整備

- 1 社会福祉協議会、岡山県災害ボランティア協会の役割

岡山県災害ボランティア協会は災害時におけるボランティアの支援活動を、効果的に実施することを目的とした団体である。また、社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時のボランティア活動の第一の重点として、被災者ニーズの把握や具体的な活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

災害の発生時のボランティアの受け入れは、岡山県災害ボランティア協会及び社会福祉協議会が中心となり、県レベル、市町村レベルの2段階の災害ボランティア本部が構築されるよう、平常時から行政、関係団体等と連携し、次のような準備、取り組みを行う。

- (1) ボランティア受け入れ拠点の整備

災害ボランティア本部の設置場所の選定、責任者の選定や担当者の役割分担、地域住民との連携手段の確保や情報の受発のルート等の検討、資機材のストックと調達方法の確認、災害ボランティアの受け入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を図る
- (2) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社岡山支部、岡山県ボランティアセンター、ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

2 行政の役（防災危機管理局・総務・社会活動推進・関係、市町村）

(1) 県における役

県は、市町村の災害ボランティアの受入体制づくりについて、岡山県災害ボランティア 絡会、社会 協議会、岡山県 ・ ボランティアセンタ 等と 携し、 ボランティア活動の な実施が図られるよう、活動点や活動上の安全確保、資機材等の活動環境の整備、被災者ニ 等の情報提供方策等の必要な支 に努めるものとする。

(2) 市町村における役

市町村は、災害 ボランティアの受入体制づくりについて、社会 協議会等と 携し、災害 ボランティア活動の な実施が図られるよう、活動点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支 に努めるものとする。

た、市町村地域防災計画において、災害 ボランティアの受入れに関する実施計画、災害 ボランティアの受入体制の整備等（災害時における現地災害 ボランティア本部（現地受入窓口）や 絡体制）を定めるとともに、必要に応 、本部運 マニュアルを作成するなど、災害 ボランティアの な受入れに努めるものとする。

3 岡山県 ・ ボランティアセンタ の役

災害時における ボランティアに関する情報について、岡山県 ・ ボランティアセンタ ホ ム 上で 時発 する。

4 日本赤十 社 岡山支部の役

日本赤十 社 岡山支部は、活動点の運 など、災害 ボランティア活動の支 に努める。

第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

災害が発生したら ボランティアが に活動できるように、被災者、地域住民、行政機関と災害 ボランティアを的確に結びつける調整及び ボランティア本部の運 役として、平常時から災害 ボランティア ダ ー ディネ タ の 成を行う。

1 県（防災危機管理局）は、岡山県災害 ボランティア 絡会と 携して、 習会、防災訓練等の実施を て、 ボランティア の 成を図り、災害 ボランティアに関する の普及・啓発を行うとともに、災害 ボランティアセンタ 設 運 訓練を行うなど、災害 ボランティア ダ ー ディネ タ の育成・支 に努めるものとする。

2 県は、 門的な の を必要とする災害 ボランティアや、平日等には活動が 能な災害 ボランティアなど、多様な災害 ボランティアについて、大学等と 携し、把握に努めるものとする。

3 県（防災危機管理局・総務）は、岡山県災害 ボランティア 絡会と 携して、災害 ボランティア ダ ー ディネ タ としての資 を 備えた防災士等との 携体制の構築に努めるものとする。

4 市町村は、社会 協議会と 携し、 習会、防災訓練を て、それぞれの地域における災害 ボランティア 等 の育成・支 に努めるものとする。

社会 協議会は、災害 ボランティア 等 の育成、活動マニュアルの作成など、災害 ボランティアの育成・支 に努めるものとする。

6 日本赤十 社 岡山支部は、 習会の開催、 の 、災害時における マニュアルの作成などを行い、災害 ボランティアの育成・支 に努めるものとする。

7 県及び市町村は、災害 ボランティア活動中の事故や賠 事故の補 に効果の る ボランティア保険の普及啓発に努める。

第14節 災害備蓄物資等整備・供給計画

第1 共通方針

1 県及び市町村は、東日本大震災をえ、大規模な地震が発生した場合の被害及び部支の時期を想定し、想定されるなど地域の地理的等もえて、必要とれる料水、食、生活必需品、常用、燃料そのの物資についてらかめ備蓄・供給・送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておくものとする。

2 備蓄を行うに当たっては、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や送が平常時のように実施できないという認に、初期の対応に十な物資を備蓄するほか、物資の性格に応、集中備蓄、たは指定緊急避難場所の位を勘案した地域結型の散備蓄を行う。備蓄点の設場所は、東日本大震災の教訓から、津波の水想定区域を避けるなど、その安全性に十配慮するものとする。

た、県及び市町村は、被災地への物資の送に当たっては、市町村の物資点への送にら、え、発災から定期間は必要に応じて避難場所に送するなど、被災者に確実に届くよう配慮するように努めるものとする。

特に東日本大震災では、市町村庁舎自体が被災して行政機能が下・喪失し、避難所等における被災者のニの把握がかなり困難となたことにかんがみ、大規模災害発生時に市町村等と絡が取れない場合には、その要請をたに、県から職員をするなど情報の収集に努め、迅速かつ的確な義物資の供給に努めるものとする。県は、これに必要な物資の要請体制・調達体制・送体制など供給の組みの整備を図り、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給に関し、に協力するよう努める。

3 被災者の中でも、交及びの絶により状にる被災者に対しては、状の解消に努めるとともに、食、料水及び生活必需品等の物資のな供給に十配慮するものとする。

た、在宅での避難者、応返、設住宅として供与れる住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給れるよう努めるものとする。

4 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することをえ、時を得た物資の調達にするものとする。た、夏季には扇機等、冬季には暖房器具、燃料等もめるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニや、のニの違いに配慮するものとする。

県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第14節「料水の供給」、第1節「食の供給」、第1節「生活必需品等の供給」に示す活動方法・容に習する。

第2 給水体制の整備(水資源対策課水道整備室、市町村、水道事業者)

1 趣

震災時は、広範囲にわたる水道施設の破損や停による浄水施設等の停止により水道水の染や断水が予想れる。そのため、市町村及び水道事業者は、平常時から水道施設の耐震性強化、被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備しておく必要がる。

2 補給水利等の把握

市町村及び水道事業者は、震災時において適な対応がとれるよう、日から施設の現況把握に努めると共に、被災時の応急料水の確保を考慮し、地下水や湧水等の緊急水の確保、配水池等構造物への緊急遮断の設や耐震性貯水槽等の整備等を計画的に進める。

3 水道施設の耐震性強化

水道事業者は、第2編「災害予防計画」第2章「防災基の強化」第4節「土木防災施設・社会資本施設等の安全化」第4「ラン施設の安全対策」に示す対策を行い水道施設の耐震化及び地震に強い水道施設の整備を積的に進める。

4 給水用資機材の確保

市町村及び水道事業者は、必要な給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の上や送等について、関係機関との間に災害時における協定を結し、料水等の確保を図る。

貯水槽等の整備

(1) 市町村

ア 計画方針

災害時において、被災者1人当たり1日3 ットル以上の 料水供給を確保できるよう、貯水槽の設 等の整備 強に努める。

整備 目

(ア) 広域避難地への 料水 用耐震性貯水槽の設

() 学校等の浄水機能を備えた 板 ル建設

(2) 県(水資 対策 水道整備室)

災害時において、被災者1人当たり1日3 ットル以上の 料水供給を確保できるよう、貯水槽の設 、 応急給水用資機材等の整備 強について市町村指導を行う。

6 危機管理体制の整備

(1) 市町村及び水道事業者は、日常の 管理業務を 実に行うことはもとより、震災時における水道施設の被災予 を えた緊急時の指 命 統、初動体制、 手段、 応 体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

(2) 県は、被災時に応 要請を速やかに行うため、水道事業者の応 能力(給水用資機材等)の把握に努める。

7 水道施設の応急復旧体制の整備

市町村及び水道事業者は、水道施設を速やかに復旧して 料水の確保を図るため、事前に復旧に要する業者等との間において災害時における協定を 結する等、応急復旧体制の整備を図る。

8 震災時への備えに関する啓発・広報

市町村及び水道事業者は、地震への対策や震災時対策の諸活動について、 般家庭や事業所に対して、 広報しておくとともに、平常時から3日 (3 ットル 人・日) 以上の 料水の備蓄や 料水以 の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

第3 食糧供給体制の整備(関係各課、市町村、(一社)福岡県LPガス協会)

1 趣

県、市町村及び関係機関は、災害により日常の食事に支障を生 した者等に対する 其しその による食 の供給体制を整備する。

この場合、災害時により混 ・ 絶していた市場 が る程度回復する での間の食 を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の 結等の方法により に確保できる体制を整備しておく。

2 給食用施設・資機材の耐震化と整備

(1) 市町村は、避難所となる 中学校等の給食用施設を 効に活用できるよう、給食施設の耐震化を図る。

(2) 市町村は、 飯に備えて 飯器具を避難所等備蓄施設に整備する。

3 食 の備蓄

(1) 県における備蓄推進(防災危機管理局)

県は、広域的な 場から県民及び市町村の備蓄を補 するため、県の被害想定を考慮して、備蓄基本計画を作成するものとし、これに基づいて食 の現物備蓄や物資の供給協力に関する協定等による 備蓄を実施する。

なお、この場合、食 の供給 絶が生命に係わる 能性の る高 者、 児及びア ル 体者等食事療法を要する者等に特に配慮するものとする。

(2) 市町村の備蓄推進(市町村)

市町村は、食 の備蓄に たり、地域の実情に応 た備蓄品目を 定するとともに、備蓄品目の性格に応 、集中備蓄又は避難場所の位 を考慮した 散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食 の供給 絶が生命に係わる 能性の る高 者、 児及びア ル 体者等食事療法を要する者等に特に配慮するものとする。

(3) 県民・事業所の備蓄推進

県民は、大規模地震発生 は、行政等からの支 が困難になる 能性が ることから、3日 当の食 の備蓄を行うよう努める。 た、事業所 においても最 3日間は 業員が 機でき

るように、そのの水や食などをできるだけ企業備蓄し、従業員に理な宅指示をすることがないように努める。

4 災害時民間協力体制の整備

(1) 関係業者と災害時の協力協定結の推進（総務、市町村）

県及び市町村は、食関係業者（当等）との災害時の協力協定結を推進する。

この場合、協定容は原則として、食の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う容とする。

(2) 業体と災害時の協力協定結の推進（体指導、市町村）

県及び市町村は、業体との災害時の協力協定結を推進する。

(3) 〆ガス業者等との協力体制の整備

ア 避難所等への 〆ガスの供給体制の構築（業保安、市町村、（社）岡山 〆ガス協会）

県及び市町村は、避難所等への LP ガス及びガス器具の供給等について、（社）岡山 〆ガス協会や 〆ガス事業者との間で協力体制を構築する。

給食施設等の応急復旧体制の整備（体育スポーツ康、市町村）

県及び市町村は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、飯施設について、都市ガスや 〆ガス事業者との間で協力体制を整備する。

自主的な備蓄、協力の向上（防災危機管理局、市町村）

(1) 県及び市町村は、住民及び事業所等に対し、最3日の食の自主的確保を指導する。

(2) 県及び市町村は、在宅の要配慮者への地域住民による食配送等、地域住民の協力を醸成する。

第4 生活必需品等供給体制の整備（福祉総務課・商工政策課・防災危機管理局、市町村）

1 趣

災害時には、生活上必要な被服、具その日用品等をそう失又はき損し、に日常生活をむことが困難な者に対し給与又は与する必要がある。

そのため、県及び市町村は、災害により混・絶した市場が程度回復するでの間の必要物資を、平常時から備蓄及び業者との供給協定の結等の方法によりに確保できる体制を整備しておく。

2 生活物資の備蓄

(1) 県における備蓄推進（防災危機管理局）

県は、広域的な場から県民及び市町村の備蓄を補するため、県の被害想定を考慮して、備蓄基本計画を作成するものとし、これに基づいて生活必需品の現物備蓄や物資の供給協力に関する協定等による備蓄を実施する。

なお、この場合、生活物資の不による影響が特に懸れる要配慮者に特に配慮するものとする。

(2) 市町村の備蓄推進（市町村）

市町村は、生活必需品の備蓄にたり、地域の実情に応た備蓄品目を定及び備蓄品目の性格に応、集中備蓄又は避難場所の位を考慮した散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、生活物資の不による影響が特に懸れる要配慮者に特に配慮するものとする。

(3) 県民・事業所の備蓄推進

県民は、大規模地震災害発生は、行政等からの支が困難になる能性があることから、3日当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。た、事業所においても最3日間は従業員が機できるように、そのの生活必需品などをできるだけ企業備蓄し、従業員に理な宅指示をすることがないように努める。

3 災害時民間協力体制の整備（政策、市町村）

県及び市町村は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定結を推進する。

この場合、協定容は原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う容とする。

4 自主的な備蓄、協力の向上（防災危機管理局、市町村）

- (1) 県及び市町村は、住民及び事業所等に対し、最 3日 の生活物資の自主的確保を指導する。
- (2) 県及び市町村は、在宅の要配慮者への地域住民による生活物資の配送等、地域住民 の協力を醸成する。

第5 医薬品等の供給体制の整備（薬務課・医療指導課）

1 趣

地震等の大規模災害時における初動医療 護のための医薬品等を備蓄するとともに、その の 護医療に必要な医薬品等の供給体制の確保を行う。

2 県における医薬品等の備蓄推進（薬務）

- (1) 大規模災害発生 の被災負傷者（2万人 当）に対する必要な医薬品等を県下4ブ ック（ 岡山医薬品業協会・ 岡山医療機器協会 ）に備蓄する。

なお、医薬品の備蓄品目や 送手段等については、災害時緊急医薬品等供給体制整備検討会により、検討を行う。

- (2) 初動医療時の備蓄医薬品の運 及びその の 護医療に必要な医薬品や医療機器を確保するため、 岡山医薬品業協会・ 岡山医療機器協会と協定を 結し、災害時の医薬品等の安定供給の整備を図る。

3 県における緊急医療資材の装備促進（医療指導）

多数の傷病者が 時に発生した場合、傷病者の緊急度や重 度に応じて、適 な や 送を行うために使用するト ア ・タッ（患者 別）や、その に対応 を実施するため、災害 点病院等に緊急医療資材の装備促進を図るものとする。

※緊急 療 材：簡易ベッド 仮 ン アジ・グ

第6 血液製剤確保体制の確立（薬務課、市町村、福岡県赤十字血液センター、日本赤十字社九州ブロック血液センター）

- 1 県は、緊急時における 液 剤確保対策として、県 の赤十 液センタ における 液 剤の在庫 の安定的確保を推進するとともに、 液 剤の供給に万全を図るため、災害時における 液 剤の 送体制の確 を図る。
- 2 県及び市町村は、災害時における 液の不 備え、 促進について県民への普及啓発を図る。

第7 資機材供給体制の整備（防災危機管理局・関係各課、市町村）

1 趣

災害時には、ラ ランの被害等により、指定緊急避難場所、指定避難所や現地対策本部等で発 設ト 、その 資機材が必要となるため、県及び市町村は、迅速な供給ができるよう、地域の備蓄、供給事業者の保 を把握した上で、備蓄基本計画に基づき平常時からの備蓄及び防災関係機関や業者との供給協定の 結等の方法により に確保できる体制を整備しておく。

2 資機材の備蓄

(1) 県における備蓄推進

県は、広域的な 場から市町村の備蓄を補 するため、県の被害想定を考慮しながら、これら防災資機材の設 ・移設等が 門的な を要することや、現物備蓄ではその老朽化への対応が必要となることに鑑み、原則として 備蓄等により確保するものとする。しかしながら、先の東日本大震災では、市町村庁舎自体が被災して行政機能が 下・喪失した ため、これらの市町村備蓄の補 ができるように、被災地でニ の高い資機材については、現物備蓄を行う。

なお、高 者や障害者、 性等に配慮するものとする。

(2) 市町村の備蓄推進

市町村は、資機材の備蓄に たり、地域の実情に応 た備蓄品目を 定及び高 者や障害者、 性等にも配慮にもするとともに、備蓄品目の性格に応 、集中備蓄又は避難場所の位 を考慮した 散備蓄を行うよう努める。

3 災害時民間協力体制の整備

県及び市町村は、 ンタル資機材業者との災害時の協力協定 結を推進する。

この場合、協定 容は原則として、資機材等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う 容とする。

第8 義援物資の受入体制の整備（福祉総務課、市町村）

県及び市町村は、~~混~~の義 物資は県及び被災した市町村の負担となることから、受け入れる義 物資は原則として企業等からの大口のみとするとともに、これら被災地支 に関する ~~支~~を整理し、その普及及び 容の ~~支~~努めるものとする。災害時に被災者が必要とする物資の 容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう受入体制の整備、~~支~~的に個人等からの義 物資を受け入れる場合の受け入れ方法及び確保した義 物資の配送方法の確 ~~支~~に努める。

特に東日本大震災では、市町村庁舎自体が被災して行政機能が 下・喪失し、避難所等における被災者のニ ~~支~~の把握がかなり困難とな ~~支~~たことにかんがみ、大規模災害発生時に市町村等と 絡が取れない場合には、その要請を た ~~支~~に、県から職員を ~~支~~するなど情報の収集に努め、迅速かつ的確な義 物資の供給に努めるものとする。

た、大規模災害発生時に全国から送られてくる義 物資の配 ~~支~~、送、在庫管理に災害対策本部等が忙 ~~支~~れることがないよう、集積 ~~支~~点の確保や迅速・的確な供給体制について、運送会社等との協定も活用し、~~支~~らか ~~支~~め整備しておくものとする。

第15節 住宅の確保体制の整備

県及び市町村は、被災者に対して応急 設住宅等の住宅が迅速に提供 されるよう、 らか め必要な体制を整備しておくものとする。

(主な実施機関)

県(建築都市部)、市町村

第1 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備(住宅計画課、県営住宅課、福祉総務課、市町村)

県及び市町村は、住宅の空き状況を把握し、震災時における被災者への迅速な提供に努めるものとする。

た、県及び市町村は、民間 住宅の り上げ等の 化に向け、その際の取 い等について、 らか め定めておくものとする。

第2 応急仮設住宅の供給体制等の整備(住宅計画課、県営住宅課、市町村)

- 1 応急 設住宅を迅速に供与するため、市町村は、災害に対する安全性に配慮しつつ、 らか め住宅建設に適する建設用地を 定し、建設候補地 を作成する等、供給体制の整備に努めるものとする。

その際、学校の 地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十 配慮するものとする。

- 2 県は、応急 設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給 能 の把握に努める。平成7年3月に(社)ア ハブ建築協会と 結した災害時における応急 設住宅の建設に関する協定により、災害時における資材の供給に備える。

第16節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備

第1 ごみ処理体制の整備（廃棄物対策課、市町村）

1 趣

災害により 時的に大 に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下、「ごみ」という。）を適正に 理する体制を整備する。

2 ごみ 理要 への習 と体制の整備

県（廃棄物対策 ）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第1 節「ごみ・し尿・災害廃棄物等の 理」に示 れたごみ 理活動の要 ・ 容に習 するとともに、必要な体制を整備する。

3 ごみ 場の 定

市町村は、災害時におけるごみ 場の 定を行う。 定の基準は以下のとおりとする。

- (1) の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 入に便利なこと。
- (4) 別、焼却、最 を考慮した場合に便利なこと。

4 廃棄物 理施設の整備

廃棄物 理施設については、大規模災害時に稼 することにより、 力供給や 供給等の役 も期 できることから、 動用緊急 のほか、 ・水・ の供給設備を設 するよう努めることとす る。

第2 し尿処理体制の整備（廃棄物対策課、下水道課、市町村）

1 趣

災害時に発生するし尿を適正に 理する体制を整備する。

2 し尿 理要 への習 と体制の整備

県（廃棄物対策 ）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第1 節「ごみ・し尿・災害廃棄物等の 理」に示 れたし尿 理活動の要 ・ 容に習 するとともに、必要な体制を整備する。

3 災害 設ト の整備

市町村は、発災時に指定避難所、住宅地 で下水道施設の使用ができない地域に配備できる 設ト を自ら保 するほ 設ト を保 する建設業、下水道指定店等と協力関係を整備する。

4 掘用資材の整備

市町村は、災害 設ト の整備と 行して、掘用資材の整備を推進するため 掘 設ト の 様の作成、資材の種類、数 の把握、消毒方法の検討を行う。

し尿 理施設の整備

市町村は、し尿 理施設・下水道 理施設・下水道管の耐震性を診断し、補強等を行う。

なお、 社 法人日本下水道協会の「下水道施設の耐震対策指針と解 」に基づき、下水道 の整備、本格的な下水道施設の耐震診断を進めるものとする。

第3 災害廃棄物処理体制の整備（廃棄物対策課、市町村）

1 趣

震災による建物の消失、 及び解体により発生する廃木材及 ンク トがら等（以下、「災害廃棄物」という。）を適正に 理する体制を整備する。

2 災害廃棄物の 理要 への習 と体制の整備

県（廃棄物対策 ）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第1 節「ごみ・し尿・災害廃棄物等の 理」に示 れた災害廃棄物 理活動の要 ・ 容に習 するとともに、必要な体制を整備する。

3 災害廃棄物 場の 定

市町村は、短期間での災害廃棄物の焼却、最が困難な場合を想定し、以下の点にして、災害廃棄物処理場の候補地をあらかじめ定めておく。

- (1) 火の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 入に便利なこと。
- (4) 別、焼却、最を考慮した場合に便利なこと。

4 応 協力体制の整備

市町村は、災害廃棄物処理の応を求める手方（建設業者、種体）については、あらかじめその応能力について調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協定書の締結等体制を整えておくものとする。

た、県（廃棄物対策）は、市町村が応協力体制の整備をするにたり、的支を行うとともに、撤去された災害廃棄物の処理を被災市町村において対応できない場合、市町村間の調整を行うものとする。

5 災害廃棄物処理計画の整備

市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所でのごみ処理施設トのし尿等）の処理をめた災害時の廃棄物の処理体制、の地方共同体との携・協力のり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する的なるを行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の部を実施する場合における処理場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との携・協力のり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

6 広域的な処理体制・連携体制の確立

県及び市町村は、大の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。た、十な大きな処理場・最場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に定程度の余裕をたるとともに処理施設の能力をし、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代性の確保を図るものとする。加えて、災害廃棄物対策に関する広域的な携体制や民間携の促進等に努めるものとする。

第17節 保健衛生・防疫体制の整備

災害の被災地域においては、衛生 が 度に く、感染 等の疾病の発生が多 に予想 れるので、これを防止するための保 衛生・防疫体制を整備する。

(主な実施機関)

県(保 医療介護部・環境部・ 水産部・教育委員会)、市町村、関係機関

第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟(健康増進課・保健衛生課・関係各課・保健福祉環境事務所、市町村、関係機関)

県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第12節「保健衛生、防疫、環境対策」に示す活動方法・ 容について習 するとともに、保 や動物愛護に へ 事する職員等の資 の向上のため、研 等を行う。

第2 防疫用薬剤及び資機材等の確保(保健衛生課、保健福祉環境事務所、市町村)

県及び市町村は、災害時において、調達が困難になることが予想 れる防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握するなど平時からその確保に努める。

第3 学校における環境衛生の確保(体育スポーツ健康課、市町村教育委員会)

校長は、保 室常備の 急用器材、薬品の確保及び 毒 の 染防止等に必要 な を行うものとする。
た、児童・生徒等に対し、常に、災害時における衛生について、十 なるよう指導するものとする。

第4 家畜防疫への習熟(畜産課・家畜保健衛生所、市町村、関係機関)

県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第12節「保健衛生、防疫、環境対策」に示す活動方法・ 容について習 する。

第18節 帰宅困難者支援体制の整備

北九州市及び 岡市等には、多くの企業や学校などの人々が集まる施設が集積しており、日々、市町村から多くの人々が、学、物等で入っている。そのため、北九州市、岡市及びその等で大規模地震が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、両市及び市町村等において宅が困難になるような人々が多数発生することが想定される。

県及び市町村は、大規模地震発生時における帰宅困難者対策を検討し、関係機関等と連携して各種施策の推進を図る。

〈主な実施機関〉

国、県（総務部・企画・地域振興部・県土整備部・関係部局）、市町村、事業所、県民等

第1 帰宅困難者の定義

「学、物等の目的で地域から入・滞在している者のうち、地震の発生により公共交通機関の運行が停止した場合に徒歩での帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

第2 想定される事態

1 社会的な混雑の発生

滞りしている人々は、家や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。特に、事業所等への通勤者等は、時滞できる場所がない場合、統制な群衆となり、タミナル駅等へ到着するなど、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。また、多くの人々が公共施設や大規模民間施設を一時休息や情報収集ができる場所と考え、集まってくることも予想される。

2 帰宅行動に混乱

地理的不安や被害情報の不確実により、帰宅者が危険に晒されたり、急に大人数の人間が帰宅行動をとることによる交通の支障、沿道での水、食料、トイレ等の需要の発生など、帰宅経路における混乱も予想される。

3 安否確認の集中

地震発生の際から、家等の安否を確認するための問い合わせが集中し、機能のマヒが予想される。特に、被災市町村には、安否等の確認の問い合わせが集中し、災害応急対策活動に支障が生じることも考えられる。また、家等の安否が確認できない場合、本人は勤務先等に時滞でき、帰宅を要しない状況であっても、無理に移動を開し、帰宅困難者となることが考えられる。

4 水、食料、布などの需要の大増

自宅に帰ることが困難となり、職場等に滞りている人が大規模に発生することも予想される。この際、職場等において水、食料、布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大規模に発生することも考えられる。

第3 帰宅困難者対策の実施

1 基本的考え方

帰宅困難者が発生し、最大の問題は、帰宅困難者が路上等に溢れることにより、避難や緊急車両の通行、公共交通機関の活動等が妨げられ、被災者の生命・身体に危険を及ぼすことである。このため、帰宅困難者対策は、この状況を回避することを最優先に、「帰宅困難者の発生抑制」、「発生した帰宅困難者の迅速な収容」、「帰宅の促進」のための対策を実施するものとする。

その上で必要となる対応は、むやみに移動を開しないことの啓発、事業所等における備蓄、安否確認の支援、被害情報の伝達、時滞在場所の提供、帰宅支援、タミナル駅等での混雑防止等、多岐にわたるものであるが、大人数の帰宅困難者への対応は、災害による多数の死傷者・避難者が予想される中で、行政機関による「自衛」だけでは限界があり、「自衛」や「共同」もめった総合的な対応が不可欠である。

このため、事業所、県民等は、帰宅困難者対策に積極的に協力するものとする。

- 2 県及び市町村の対策（交 政策 ・防災危機管理局・道路 ・関係 〆、市町村）
- (1) 災害時の情報収集伝達体制の構築
- ハ 共交 機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩 宅者支 ステ シ ンの設 状況等を、駅 のビ ンでの 示、駅や交 における張り 、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備するように努める。
- アハ 共交 機関の被害、運行状況等の収集体制の構築（交 政策 ）
- 道路情報の収集伝達体制の構築（道路 、市町村）
- ウ その の情報収集伝達体制の構築（関係 〆、市町村）
- (2) 宅困難者の家 等の安否確認の支 （防災危機管理局、市町村） ム
- 岡山防災情報等メ ル配 システム「防災メ ル・ もるくん」及び 岡山防災
- 「 岡山防災 W - 」をは めとする を利用した ンタ ネットによる安否確認の支 や 事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるように普及啓発に努める。
- (3) 時滞在場所の提供（防災危機管理局、財産活用 、関係 〆、市町村）
- 宅 能になる で 機する場所がない 張者や観 等の 宅困難者を、所管する施設で 時的に収容することができないか検討を行う。
- た、市町村は、 宅困難者の 時滞在に協力する事業所等との協定 結を推進し、 時滞在場所を確保するとともに、協力事業所における 時滞在に必要な支 を実施するよう努めるものとする。県は、事業所の協力促進に必要な啓発等を行う。
- (4) 徒歩 宅者に対する支 （防災危機管理局、市町村）
- 企業等との協定 結により、徒歩 宅者支 ステ シ ンの設 を推進し、情報提供や水道水の供給及びト の利用等の支 を行う。
- () 事業所、 者等への啓発及び対策の推進（防災危機管理局・関係 〆、市町村）
- 事業所や 者等に対し、むやみに移動を開 しないこと、 業員等が 時滞在することを想定した備蓄、家 等の安否確認手段の確認、やむなく徒歩 宅する場合に備えた歩きやすい靴や携ラ 、地図等の準備について、 ンタ ネット、広報 、 ットの配布、 宅困難者対策訓練等を 、啓発に努め、実施を推進する。
- (6) 観 対策
- 国 遠隔地や 国からの観 の 時滞在場所の確保や 送対策等の体制作りにも努める。
- 3 災害発生時に自宅 にいる者の心得の普及
- 発災 は、県・市町村の応急対策活動は、命 ・消火・避難者の保護等に重点を くため、大な数の 宅困難者を、行政機関が 接誘導することは めて困難で る。 宅困難者が 統制な群 になると、パニック発生の大きな要 とな たり、二次災害が発生したりするおそれがある。
- このため、県及び市町村は、地震（津波）発生時に、人命の安全を第 として混 の防止にしつつ、県民や事業者に対して、自 共 の観点から、下記の心得の普及を図る。
- (1) むやみに移動を開 しない
- 宅困難者の路上等への滞 による混 を回避するため、 宅できない状況にな てもむやみに移動を開 、 は、 ・学先や、 時滞在が 能な場所に を ることを基本に行動する。
- ※ 正確な情報を入手 むやみに移動を開 すれ 、市街地等の混 を 起すほか、余震で の 能性の る家 や火災発生地域、行不能な場所等に行き当た には迂回が必要となり、逆戻りなどにより 駄に体力を消耗することも る。
- (2) 安否確認をする。
- 家 等の安否が確認できなけれ 、 時滞在場所に落 いて滞在することができ 、 謀な宅行動をと しょうことも る。
- や 子メ ル・携 メ ルのほか、 岡山防災情報等メ ル配 システム「防災メ ル・もるくん」や災害用伝 171等の安否確認 ビスを活用し、家 や職場と 絡を取り、冷 に行動ができるよう を落 かる。
- (2) 正確な情報により冷 に行動する。
- ハ 共機関等が提供する正確な情報を入手し、状況に 応 て、どのような行動（ 宅、 時移動、

機等)が安全なのか自ら冷 断する。

(4) 宅できる で 宅困難者 士が け合う。

時 機できる 施設には、要配慮者(高 者、障害者、 児、産 等)を優先して収容する。物資が少ない場合はこれらの者に優先的に配布する等の配慮をする。

第4 事業所、県民等の役割

宅困難者対策は、幅広い にわたるとともに、行政を える対応も必要となる。

このため、宅困難者に関 する事業所、県民等全ての関係者がそれぞれの役 を十 に果たし、担・携して対策を行う必要が る。

事業所は、発災時にはその責任において、交 情報等の収集を行い、災害の状況を十 に めた上で、業員、学生、顧 等を施設 に めくことを基本に いを検討し、発災 の 齊 宅行動を抑制するものとする。宅する者に対しては、安全確保に し、適 な を行うこととする。

た、徒歩 宅者支 ステ シ ンの設 協定の 結、時滞在場所の提供等に対し、共 の考え方のもと、社会的責任として、能な限り協力することとする。その際は、要配慮者(高 者、障害者、児、産 等)に優先して場所を提供する。

宅困難者になる 能性が る ・ 学者等は、平常時からの備えに努め、発災時には冷 断に行動することとする。

第5 官民連携による都市の安全確保対策

国、県、市町村及び関係事業者等は、緊急整備地域において、人口・機能が集積したタ ミナル駅 等における滞在者等の安全の確保を図るため、 避経路、 避施設、備蓄 庫等の都市再生安全確保施設の整備、 避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、 民 携による都市の安全確保対策を進めることに努めるものとする。

第19節 液状化災害予防計画

地震に起する地の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。
 (主な実施機関)

県(総務部・県土整備部・建築都市部・関係部局)、市町村、企業、関係機関等

第1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震(1964年)を契機として、認められたところである。兵庫県南部地震(1995年)においても、埋地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋地などによる土地開発が進み、埋地都市の砂地地域への拡大に伴って以前にもまして液状化被害が発生しやすい傾向にある。

本県においては、2011年 岡山県西方沖地震による液状化被害が大規模かつ広範囲に記されている。近年、埋め立て造成された多湾沿岸部の広範囲で、地面に土砂をんだ水がわき出る液状化現象が、道路やランド、駐車場などで起こった。

過去の被害では、1964年の糸島半島の地震の際に糸島半島の付属の地域で、土地に生じた亀裂から水や砂、塩水が噴出したとされており、液状化が発生していたと考えられる。

第2 液状化対策

1 総論

県及び市町村並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、共事業などの実施に当たって、必要に応じて、現地の地質を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工法、効果の確実性、経費等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を実施する。

2 液状化対策の調査・研究

県及び市町村並びに防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して下記のように考えられる。

(1) 液状化発生の防止(地改)

地自体の改良等により液状化の発生を防止する対策

(2) 液状化による被害の防止(構造的対応)

発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策

(3) 代用機能の確保(施設のネットワーク化)

施設のネットワーク化等による代用機能を確保する対策

4 液状化対策の普及・啓発

県及び市町村並びに防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、県民・施業者等に対して液状化対策に有効な基盤構造等について情報の普及・啓発を図る。

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

- 第1節 災害対策系統図
- 第2節 県等の組織体制の確立
- 第3節 自衛隊の災害派遣要請
- 第4節 応援要請
- 第5節 災害救助法の適用
- 第6節 要員の確保
- 第7節 災害ボランティアの受入・支援

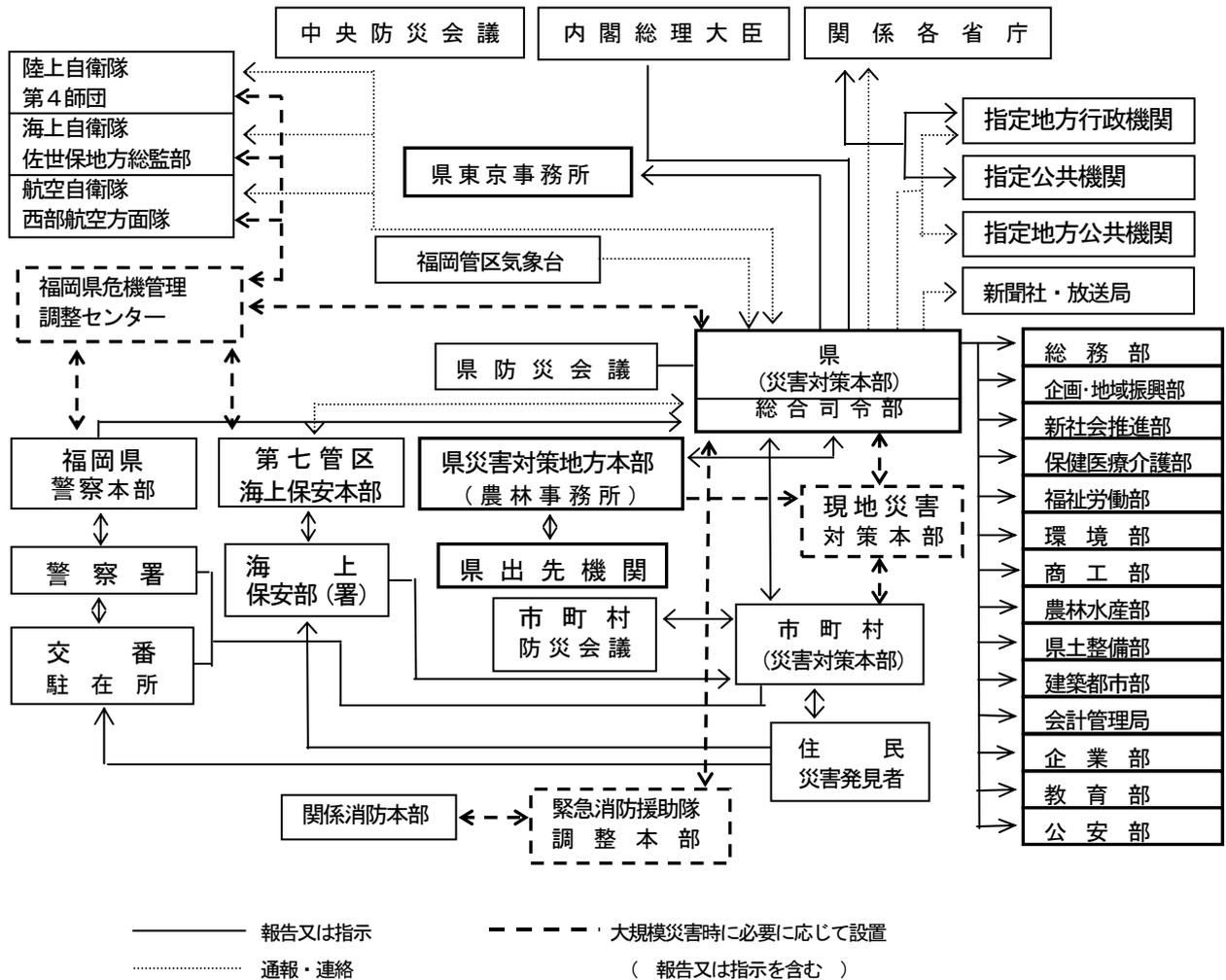
第2章 災害応急対策活動

- 第1節 地震津波情報伝達対策（緊急地震速報、津波警報・注意報等の伝達）
- 第2節 津波災害応急対策の実施（津波への対処）
- 第3節 被害情報等の収集伝達
- 第4節 広報・広聴
- 第5節 地震水防対策の実施
- 第6節 二次災害の防止
- 第7節 救出活動
- 第8節 避難対策の実施
- 第9節 交通・輸送対策の実施
- 第10節 医療救護
- 第11節 要配慮者（避難行動要支援者）の支援
- 第12節 保健衛生、防疫、環境対策
- 第13節 遺体の捜索、収容及び火葬
- 第14節 飲料水の供給
- 第15節 食糧の供給
- 第16節 生活必需品等の供給
- 第17節 住宅の確保
- 第18節 ごみ・し尿・災害廃棄物等の処理
- 第19節 文教対策の実施
- 第20節 警備対策の実施
- 第21節 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施

第 3 編 災 害 応 急 対 策 計 画

第 1 章 活動体制の確立

第 1 節 災害対策系統図



第2節 県等の組織体制の確立

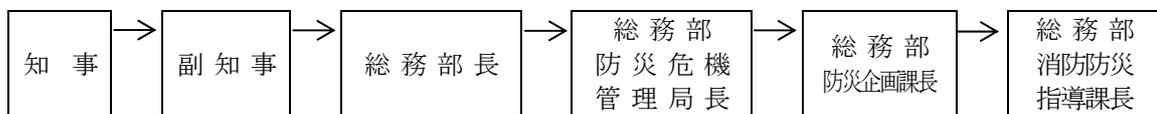
1 県組織の確立（局）関係出先所

大規模地震・津波発生時には、特に発災直後において防災関係機関が緊密な連絡のもと、的確な初動対応を行うことが極めて重要であり、県内防災関係機関の総合調整の任に当たる県は、災害対策本部等の施設や要員の被災も予想される中で、災害応急活動体制を速やかに整える必要がある。

このため、気象庁本庁が発表する地震に関する情報及び福岡県で収集した震度情報等により、一定規模以上の地震・津波が発生した場合においては、県は以下により迅速かつ的確に災害応急活動実施体制を敷き、職員の動員配備を行う。

1 意思決定権者代理順位

県災害対策本部の設置、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行った者は可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。



(参考) 地方自治法第152条第1項の規定に基づく知事の職務を代理する副知事の順序は、「知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成17年福岡県規則第45号）」に定められている。

2 夜間・休日発災時の初動体制の確立

大規模な地震・津波が発生した場合、県災害対策本部等が必要な初動対応を迅速かつ的確に実施できるように、下記のとおり本部機能確保のための措置を講じる。

また、県災害対策地方本部等についてもこれに準じ地方本部機能の確保を図るものとする。

(1) 緊急初動班の設置

震度5弱以上の地震が発生し又は津波に係る警報が発表された場合においては、あらかじめ県庁近隣居住職員の中から指定した要員により直ちに緊急初動班を組織し、発災直後の情報収集・伝達、防災関係機関との連絡調整などの初動対応を行うことにより、県災害対策本部（及び災害警戒本部）機能の確保を図る。

(2) 自主参集

あらかじめ定める下記の配備要員は、所定の連絡動員方法によるほか、夜間・休日等勤務時間外において地震による揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等により震度情報・津波情報を確認し、下記の基準により自主的に県庁に登庁するものとする。

配備要員	自主参集の基準
◆災害対策本部要員（第4配備） ◆緊急初動班要員	県内に震度6弱以上の地震が発生したとき
◆災害対策本部要員（第3配備） ◆緊急初動班要員	県内に震度5強の地震が発生し 又は津波警報（大津波）が発表されたとき
◆災害警戒本部要員 ◆緊急初動班要員	県内に震度5弱の地震が発生し 又は津波警報（津波）が発表されたとき
◆防災危機管理局指定要員	県内に震度4の地震が発生し 又は津波注意報が発表されたとき

(3) 非常参集

県職員（配備要員）は、夜間・休日等勤務時間外において地震等により大規模な災害が発生し、勤務地までの交通途絶等により所定の配備につくことができないときは、最寄りの次に掲げる場所に参集し、各事務所の長の指示に従うものとする。

(注意 定められた配備による初動体制の確立等のため、多様な手段を講じて勤務地に参集することを基本とする。)

ア 県庁

イ 災害対策地方本部が設置される農林事務所

ウ 県防災行政無線設備の設置されている県出先機関

エ ア～ウに参集できない場合、その他県の出先機関

なお、この場合、以下の点に留意することとする。

(ア) 居住地の周辺で大規模な被害が発生し、住民、自主防災組織等による人命救助活動が実施されているときは、その旨を所属長に連絡し、これに参加することとする。

(イ) 非常参集に際しては、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況に注視し、これを随時、所属長又は災害対策本部事務局に連絡することとする。

(ウ) 非常参集する際は、身分証明書、食糧（3食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努めるものとする。

(エ) 県庁へ参集する場合は、自己の所属する部（主管課又は自己の事務所の担当課）に参集することとし、災害対策地方本部が設置される農林事務所へ参集する場合は、総括班に参集する。

3 勤務時間内発災時の初動体制の確立

大規模な地震・津波が発生した場合、県災害対策本部等が必要な初動対応を迅速かつ的確に実施できるよう、下記のとおり本部機能確保のための措置を講じる。

また、県災害対策地方本部等についてもこれに準じ地方本部機能の確保を図るものとする。

(1) 緊急初動班の設置

2の(1)に同じ。

(2) 重要事項の決定

4 災害対策本部等の設置

(1) 災害対策本部等の設置・配備要員基準

ア 県災害対策本部等の設置・配備要員基準

設置体制		設置・要員配備基準	配備要員	参集方法
本庁	災害警戒準備室	県内に震度4の地震が発生したとき 又は津波注意報が発表されたとき	あらかじめ定める防災危機管理局職員を15名配置する。	自主参集
本庁	災害警戒本部	県内に震度5弱の地震が発生したとき 又は津波警報（津波）が発表されたとき	災害警戒本部要員18名の他、 緊急初動班70名を配備する。	
農林事務所	災害警戒地方本部		各地方本部 6名	
本庁	災害対策本部（救助体制）	県内に震度5強の地震が発生したとき 又は津波警報（大津波）が発表されたとき	災対本部第3配備350名の他、 緊急初動班70名を配備する。	
農林事務所	災害対策地方本部		地方本部第3配備	
本庁	災害対策本部（非常体制）	県内に震度6弱以上の地震が発生したとき	災害対策本部第4配備要員 （本庁全職員）を配備する。 [緊急初動班70名を含む]	
農林事務所	災害対策地方本部	管内に震度6弱以上の地震が発生したとき	地方本部第4配備	

イ 災害対策本部及び災害対策地方本部の配備要員

(ア) 災害対策本部の配備要員は、「福岡県災害対策本部規程」（以下「本部規程」という。）第14条（別表第5）に定めるところによる。

(イ) 災害対策地方本部の配備要員は、本部規程第14条に定めるところによる。

資料編 県災害対策本部—福岡県災害対策本部規程 参照

(2) 災害対策本部等の組織

ア 災害対策本部及び地方本部

県内及び管内に震度5強以上の地震が発生したとき又は津波警報（大津波）が発表されたときは、直ちに県災害対策本部及び災害対策地方本部（第3配備）し、震度6弱以上の地震が発生し

たときは、同（第4配備）を設置する。

(ア) 災害対策本部

a 災害対策本部の組織・機構

→ 図1 災害対策本部組織図、図3 災害対策本部組織機構図

b 災害対策本部の運営

「福岡県災害対策本部運営要綱」（以下「本部運営要綱」という。）に定めるところによる。
資料編 災害対策本部—福岡県災害対策本部運営要綱 参照

c 本部各班の編成及び分掌事務

災害対策本部各班の編成及び分掌事務は、本部規程第7条（別表第2）及び第10条（別表第3）に定めるところによる。

d 本部会議

災害に関する応急対策について方針を決定し、その実施を推進するため、必要の都度、本部長は、副本部長及び本部員を召集し、本部会議を開催する。

e 総合指令部、総括班

総合指令部、総括班の機構及び運営については、本部規程第6条、第8条及び本部運営要綱に定めるところによる。

f 本部連絡員

本部連絡員の構成及び任務については、本部規程第14条（別表第6）及び本部運営要綱に定めるところによる。

g 現地災害対策本部

現地災害対策本部の機構及び運営については、「福岡県災害対策本部条例」第4条及び本部規程第10条の2に定めるところによる。

h その他

災害対策本部は、国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図り、支援、協力を求めることとする。

また、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）の設置に努め、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

航空運用調整班は、警察、消防、九州地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMAT県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

(イ) 災害対策地方本部

a 地方本部の組織・機構

→ 図2 災害対策地方本部組織図

b 地方本部の分掌事務

地方本部の分掌事務は、本部規程第12条（別表第4）に定めるところによる。

イ 災害警戒本部及び災害警戒地方本部

県内及び管内に震度5弱の地震が発生したとき又は津波警報（津波）が発表されたときは、直ちに県災害警戒本部及び災害警戒地方本部を設置する。

→ 図4 災害警戒本部組織機構図

ウ 災害警戒準備室

県内に震度4の地震が発生したとき又は津波注意報が発表されたときは、直ちに防災危機管理局内に災害警戒準備室を設置する。

(3) 災害対策本部等の設置場所

県災害対策本部等は、原則として県庁内に設置するが、県庁が被災により使用不可能な場合には、次の順位により他の県庁舎の使用可能性を調査し、使用可能性が確認された場所に設置する。

- 1 福岡県吉塚合同庁舎
- 2 福岡県福岡西総合庁舎
- 3 福岡県八幡総合庁舎

(4) 災害対策本部の解散

本部は、災害の危険が解消し、又は災害の応急対策が完了したと本部長が認めたときに解散する。

2 警察 配 員 体 (警課)

警察は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、その災害規模に応じた所要の配備体制をとる。

1 警備本部の設置

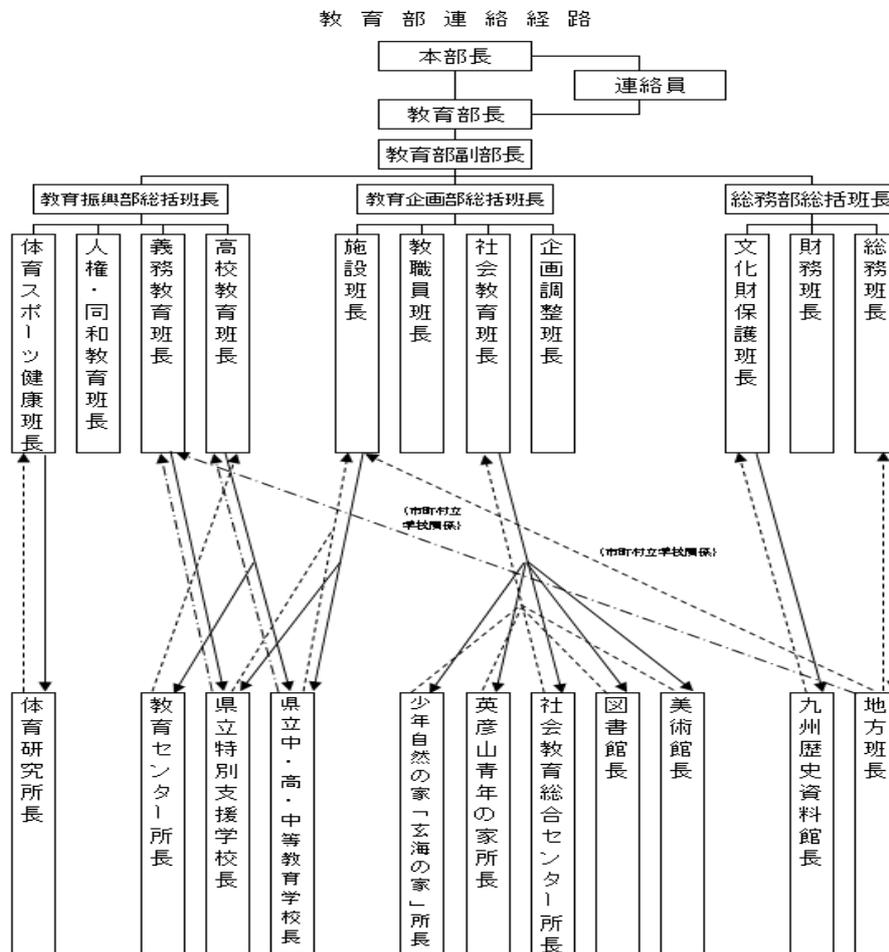
警察本部に警備本部を、各警察署に署警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

2 警備部隊の編成運用

警備部隊は、原則として警察署員及び機動隊員をもって編成し、警備本部の指揮により運用する。ただし、被害が甚大で、本県警察の警備力で対処できない場合には、他県警察に部隊応援を要請し運用する。

県 育 配 員 体 (総課)

県教育庁においては、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、「福岡県災害対策本部教育部要綱」に基づき、その災害規模に応じた所要の配備体制をとる（下記「教育部連絡経路」参照）。



注) ———→ 連絡 , - - - - -> 施設関係被害報告・一般報告 , - - - - -> 人的被害報告・一般報告

4 市町村 配 員 体

市町村は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、市町村防災計画の定めるところにより、災害対策本部、災害警戒本部等を設置し、必要な職員を速やかに動員配備するとともに、県との密接な連絡・協力体制を確立するものとする。

また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害者等の要配慮者の避難支援計画の実施等に努めるものとする。

市町村災害対策本部が被災により使用不可能な場合の代替施設の検討を行う。

4 指定 方行政機関等 配 員 体

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害対策本部を設置し、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

6 福県危機管 セン (防災危機管理局)

知事は、大規模災害の発生に伴い関係機関の横断的協力が必要であると判断した場合に、県、県警察、自衛隊、海上保安本部で構成する「福岡県危機管理調整センター」を設置し、初動における事態の情報収集等への対応の迅速化を図るために必要な調整を行うものとする。

【 図1 災害対策本 組織図 】



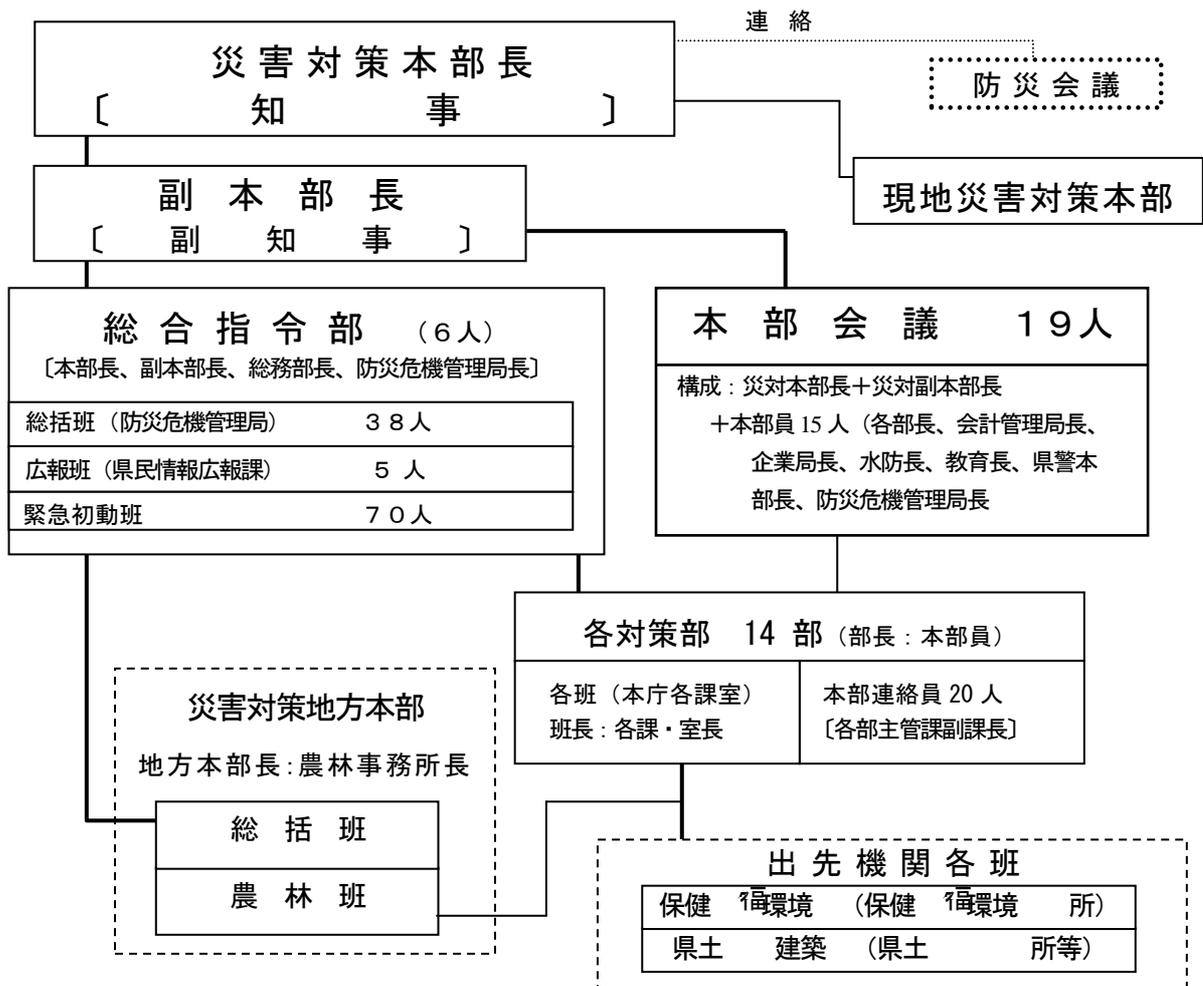
備考 副部長が2人以上ある部において、事故などで部長が欠けるときは、あらかじめ部長が指名するものが部長の職務を代理する。

【 図2 災害対策 方本 組織図 】

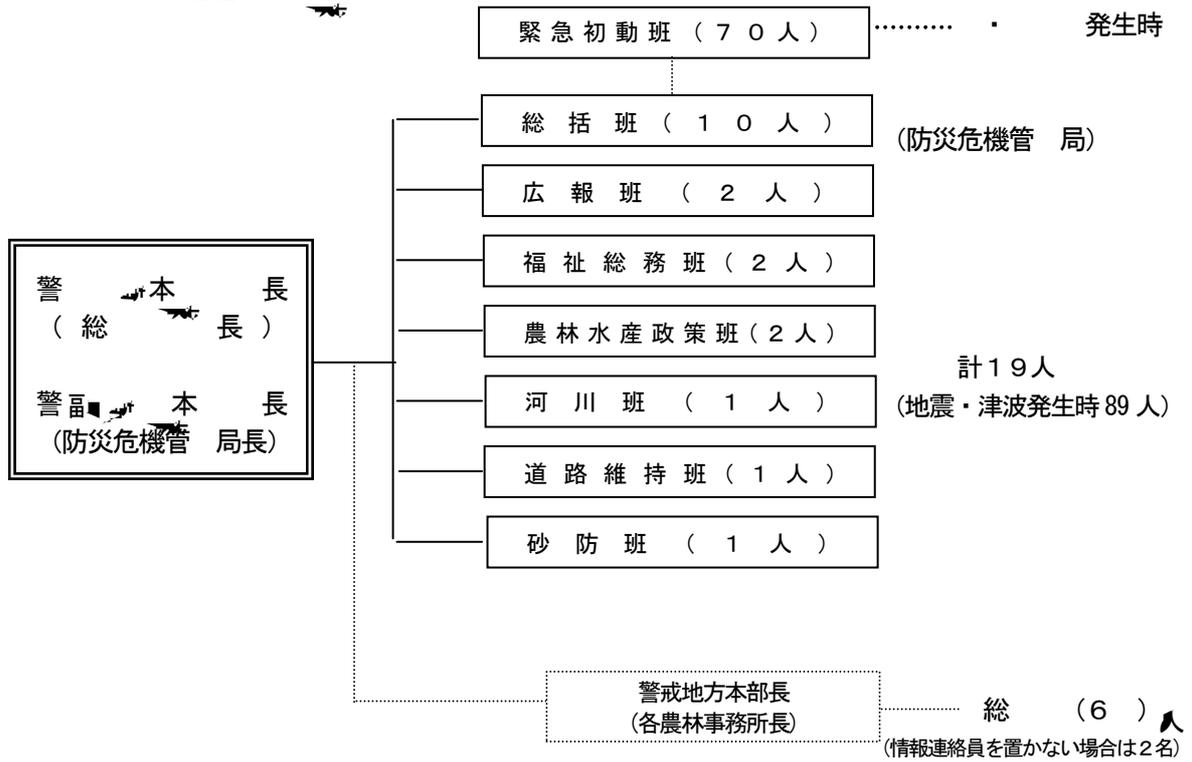
県本部	地方本部	本 部 長	農 林 事 務 所 長
		各 班	班 長
		総 括 班	農林事務所長が指名する職員
		地方本部長が必要に応じ設置する班	農林事務所長が指名する職員

地方組織	名 称	位 置	管 轄 区 域
	福岡地方本部	福岡農林事務所内	福岡市、大野城市、筑紫野市、春日市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、粕屋郡、筑紫郡
	両筑地方本部	朝倉農林事務所内	久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡
	北九州地方本部	八幡農林事務所内	北九州市、中間市、遠賀郡
	筑豊地方本部	飯塚農林事務所内	飯塚市、直方市、田川市、嘉麻市、宮若市、嘉穂郡、鞍手郡、田川郡
	筑後地方本部	筑後農林事務所内	八女市、大牟田市、大川市、柳川市、筑後市、みやま市、三潞郡、八女郡、
	京築地方本部	行橋農林事務所内	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡

【 図 福岡災害対策本 組織機 構 】



【 図 福県災害警本組織機 図 】



※ (注) 1 各班の班長は、各課長とし、上記人数には含まない。

第3節 自衛隊の災害派遣要請

災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期することを目的とする。

(災害派遣要請機関)

県(防災危機管理局)、第七管区海上保安本部、福岡・北九州空港事務所、市町村(通報)

- 基 準**
- 1 災害
 - 1 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
 - 2 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。
 - 2 種
 - 1 要請による災害派遣(自衛隊法第83条第2項)
 - (1) 天災地変その他の災害に際して、知事等が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合の知事等からの部隊等の派遣の要請に基づき、防衛大臣等が事態やむを得ないと認める場合の救援のための部隊等の派遣。
 - (2) 天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるときの(1)の要請を待たない部隊等の派遣。
 - 2 近傍災害派遣(自衛隊法第83条第3項)

庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合における部隊等の長による部隊等の派遣。
 - 3 予防派遣(防衛庁訓令)

災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、防衛大臣の指定する者(指定部隊等の長)が事態やむをえないと認めたときの部隊等の派遣。

- 1 知事等の派遣要請(県、第七管区海上保安本部長、福岡・北九州空港事務所長)

災害に際し、知事等は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

 - (1) 県下市町村長から派遣要請の依頼があり、知事等が必要と認めた場合
 - (2) 防災関係機関から派遣要請の依頼があり、知事等が必要と認めた場合
 - (3) 知事等が自らの判断で派遣の必要を認めた場合(地震の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況等より判断する)
- 2 意思決定権者不在時又は連絡不可能な場合の派遣要請

県は、意思決定権者が不在又は連絡不可能な場合に突発的災害が発生し、人命の救助、財産の保護等のため、特に緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、事後、可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。



3 派遣要請の方法

県からの派遣の要請は、陸上自衛隊第4師団長(又は航空自衛隊西部航空方面隊司令官又は海上自衛隊佐世保地方総監)に対し、原則として文書により行うこととする。ただし、文書によるいとまのないときは口頭又は電話によることとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

なお、災害の状況により通信が途絶し災害派遣要請を受理できる者と直接連絡することができない場合には、自衛隊福岡地方協力本部長又は九州防衛局長等の防衛省の最寄りの機関等に対し災害派遣要請の伝達を依頼することができる。

派遣要請にあたっては、原則として次の事項を明確にするものとする。→表1 災害派遣要請書様式

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

4 市町村長等の知事への派遣要請依頼等

- (1) 市町村長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（防災危機管理局）に依頼するものとする。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。この場合において、市町村長は、必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

→ 表2 知事への依頼書様式

- (2) 市町村長は、通信の途絶等により、知事に対して(1)の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができることとする。この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができることとする。

市町村長は、前述の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならないこととする。

5 要請による部隊派遣

知事等から派遣の要請があった場合の自衛隊の部隊派遣は次の要領で行う。

(1) 指定部隊等の長の措置

指定部隊等の長（自衛隊法第83条第1項及び第2項の規程により、知事等から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長をいう。以下同じ。）は、派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独で又は他の指定部隊等の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

また、知事等から要請しない旨の連絡を受けた場合には、関係する指定部隊等の長に対し直ちに連絡するものとする。

(2) 予防派遣

指定部隊等の長は、災害に際して、被害がまさに発生しようとしている場合、知事等から災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣することができる。

(3) 関係機関等との連絡調整

災害派遣を命じた指定部隊等の長は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、知事等、警察、消防等関係機関と密接に連絡調整する。

(4) 防災関係者の航空機搭乗

災害派遣中に、災害の救援に関連して防災関係者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障をきたさない範囲内において搭乗させることができる。

6 知事等の派遣要請を受けるいとまがない場合の部隊派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、運航中の航空機に異常な事態の発生を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

7 自衛隊との連絡調整

県は、平素から、自衛隊と連携を図ることを目的として設置された「福岡県大規模災害対策連絡協議会」等を通じて連絡体制を図る他、災害時において、以下の調整を行う。

(1) 情報の交換

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、県及び関係機関は自衛隊の災害派遣の有無に拘らず、情報の交換等連絡調整を行う。

また、県等は事態の推移に応じ、災害派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

(2) 連絡所の設置

自衛隊災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、必要な場合、県災害対策本部に自衛隊連絡班の合同連絡所、もしくは、連絡所を設置する。

4 隊 導 受 れ 体 (防災危機管 局、警察 (警課)、市町村)

1 派遣部隊の誘導

(1) 県は自衛隊に災害派遣を要請した場合は、警察 (警備課) 及び市町村等の要請依頼関係機関にその旨連絡する。

(2) 警察及び関係機関は、自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合は、出動経路、交通事情等必要に応じパトカー又は白バイ等により被災地へ誘導する。

2 派遣部隊の受入れ態勢

派遣部隊に対しては、受入れ市町村は次の事項に留意し、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。

(1) 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な施設等の準備

(2) 派遣部隊の活動に対する協力

(3) 派遣部隊と市町村との連絡調整

3 使用資器材の準備

(1) 災害予防、応急復 業等に使用する機 、器 等については特 なものを き市町村において準備する。

(2) 災害救助応急 業等に必要な材料、消 等は県及び市町村において準備する。

4 経 の 担区分

派遣部隊が活動に要した経 のうち次に掲げるものは当該部隊が活動した地域の市町村の 担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は関係市町村が協議して 担 合を定めるものとする。

(1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置 及び通話料 (災害派遣に関わる事項に限る。)

(2) 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、 上料、電気料、水 料及び り料

(3) 活動のため現地で調達した資器材の 用

(4) その他の必要な経 については事前に協議しておくものとする。

5 その他

リ ターを使用する災害派遣要請を行なった場合は、 リ ート等の 準備に万全を期す。

隊等

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って に協力し、次の業務を実施する。

1 災害発生前の活動

(1) 連絡班及び 察班の派遣

ア 連絡班

状況 化に伴い県災害対策本部、その他必要な機関に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。

イ 察班

災害発生予想地域に対しては、組の察班を派遣し、現地の状況を察させるとともに連絡にあたらせる。

(2) 出動準備体制への移行

ア 司令部の体制

災害の発生が予想される場合は、情報所を開設して情報業務を一するとともに、事態の緊迫に伴い指揮所を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。

イ 部隊の体制

部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資器材の準備、管理支援態勢等初動体制を整える。

2 災害発生後の活動

(1) 被害状況の

知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、
、
、航空機等により察を行う。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、
を行う。

(3) 被災者の救助

者、行方不明者、者等が発生した場合は、通常他の救助業に先して救助を行う。

(4) 水防活動

防、護等の決に対しては、所要の水防業を行う。

(5) 消火活動

用可能な消火、防火用をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火等は通常、市町村等の提供するものを使用する。

(6) 路又は水路の応急開

路又は水路がし、しくは障害がある場合、これらの開にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防

特に要請があった場合には、被災者に対し応急医療、救護及び防の支援を行う。ただし、等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。

(8) 人員及び資の緊急

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、緊急者・医師その他救援活動に必要な人員及び救援資の緊急を実施する。この場合、航空機によるは、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

() 又は水の支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、又は水の支援を行う。

(1) 危険の保安及び

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、危険・障害の保安及びを実施する。

(11) その他

その他機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとる。

3 陸・海・空自衛隊の連携

災害派遣において、陸・海・空自衛隊のうち、いずれか2以上の部隊等が活動する場合は、の連携を密にし効率的かつ効率的な実施を図る。

6 隊等

1 市町村長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事に自衛隊の収を要請する。

→表3 災害派遣収要請書様

2 知事等は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、指定部隊等の長に自衛隊の収を要請する。

→表4 災害派遣撤収要請書様式

- 3 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、速やかに部隊等の 収を命じなければならない。

【 災害 系統図 】

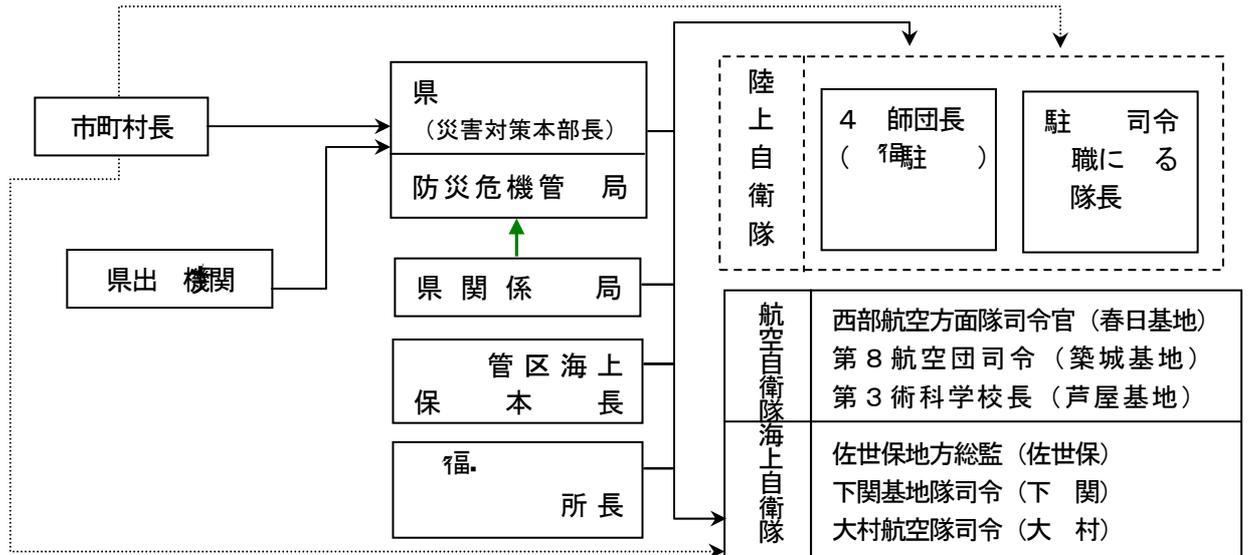


表1 災害 (→ 自衛隊)

<p>陸上自衛隊4 師団長</p> <p style="text-align: right;">福 県</p> <p style="text-align: center;">自衛隊 災害 に いて ()</p> <p>自衛隊 8 ほ り下 記 とおり災害 を せ</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 災害 を る 由</p> <p>2 する 内</p> <p>4 を 参考となる き</p>
--

表2 頼 (市町村長)

<p style="text-align: right;">番 号</p> <p style="text-align: right;">日</p> <p>福 県</p> <p style="text-align: right;">市(町)村)長 ○</p> <p style="text-align: center;">自衛隊 災害 に いて ()</p> <p>自衛隊 8 ほ り下 記 とおり災害 を せ</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 災害 を る 由</p> <p>2 する 内</p> <p>4 を 参考となる き</p>

表 災害 (市町村長)

福 県	文書 番 号	日
市(町村)長 ○		
自衛隊 災害 隊 に いて		
<p>業が 応 じた 日 際 自衛隊 災害 を したが、災害応急対策 業が 応 じた 下 記 とおり 方お しいた 。</p>		
記		
1	時	
2	された 隊	
	員 業 内	
4	参考となる き	

表 災害 (→ 自衛隊)

陸上自衛隊4 師団長		福 県
自衛隊 災害 隊 に いて ()		
<p>業が 応 じた 日 際 自衛隊 災害 を したが、災害応急対策 業が 応 じた 下 記 とおり 方お しいた 。</p>		
記		
1	時	
2	員 業 内	
	参考となる き	

【 災害 隊 】

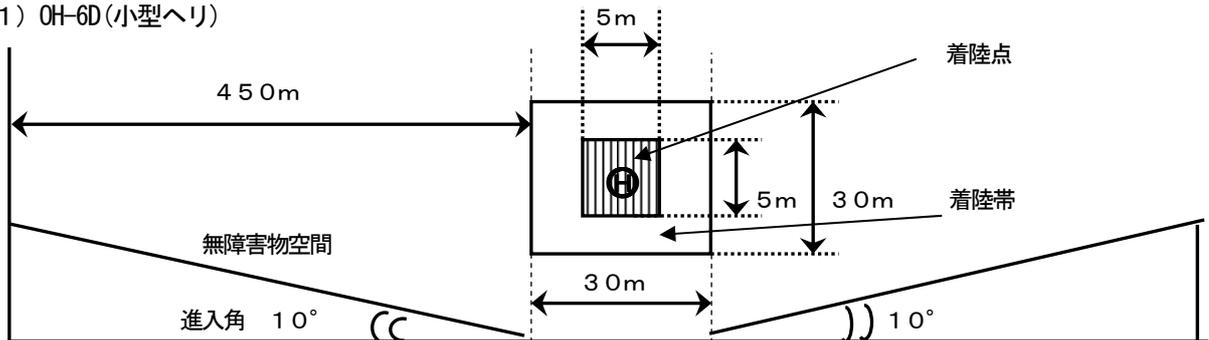
	駐屯地等	所在地	電話番号	指定部隊の長	備考
陸	福岡駐屯地	春日市大和町	(092) 591-1020	第4師団長	福岡・筑紫野・春日・大野城・宗像・太宰府・糸島・古賀・福津市、筑紫・糟屋郡
	小倉駐屯地	北九州市小倉南区北方	(093) 962-7681	第40普通科連隊長	北九州・中間・行橋・豊前市、遠賀・築上・京都郡
	久留米駐屯地	久留米市国分町	(0942) 43-5391	第4特科連隊長	大牟田・久留米・柳川・八女・筑後・大川・うきは・みやま市、三潁・八女郡
上	飯塚駐屯地	飯塚市大字津島	(0948) 22-7651	第2高射特科団長	直方・飯塚・田川・嘉麻・宮若市、鞍手・嘉穂・田川郡
	小郡駐屯地	小郡市大字小郡	(0942) 72-3161	第5施設団長	朝倉・小郡市、朝倉・三井郡
航空	春日基地	春日市原町	(092) 581-4031	西部航空方面隊司令官	
	芦屋基地	遠賀郡芦屋町	(093) 223-0981	芦屋基地司令	
	築城基地	築上郡築上町	(0930) 56-1150	築城基地司令	
海上	佐世保地方総監部	長崎県佐世保市	(0956) 23-7111	佐世保地方総監	
	下関基地隊	山口県下関市	(0832) 86-2323	下関基地隊司令	
	大村航空隊	長崎県大村市	(0957) 52-3131	大村航空隊司令	

(注) は、県知事の派遣要請口を示す。

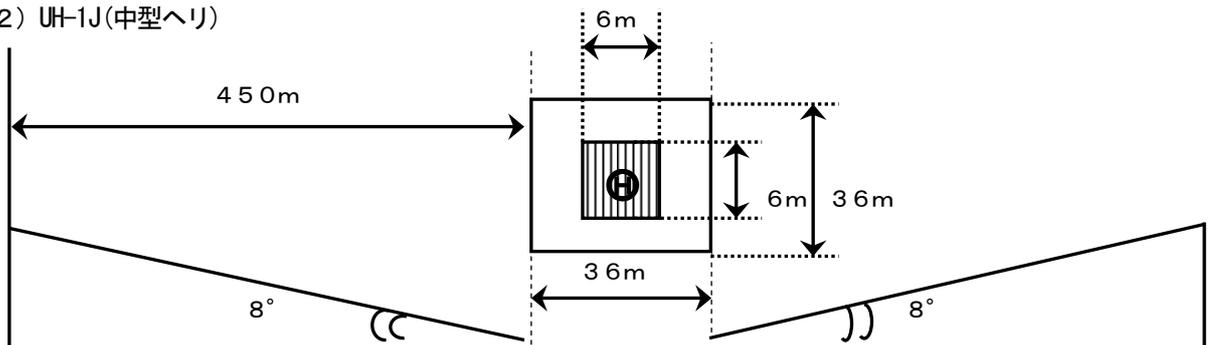
基準
時りへ

1 機種に応ずる発着附近の基準

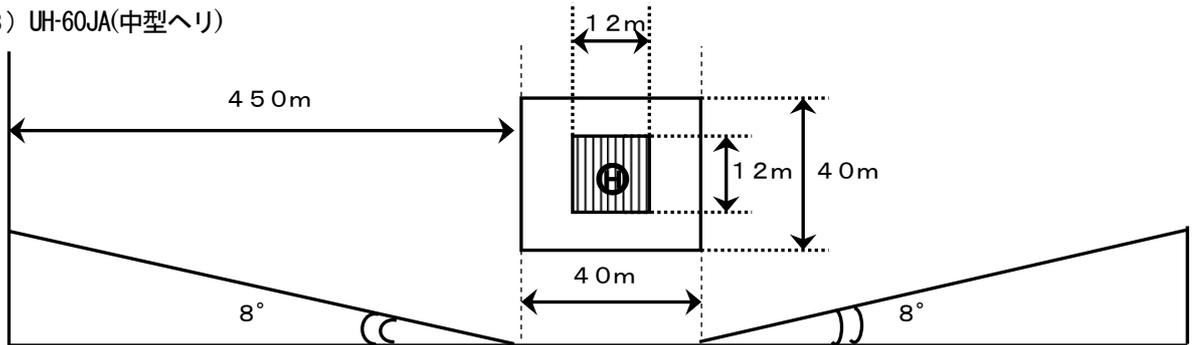
(1) OH-6D(小型ヘリ)



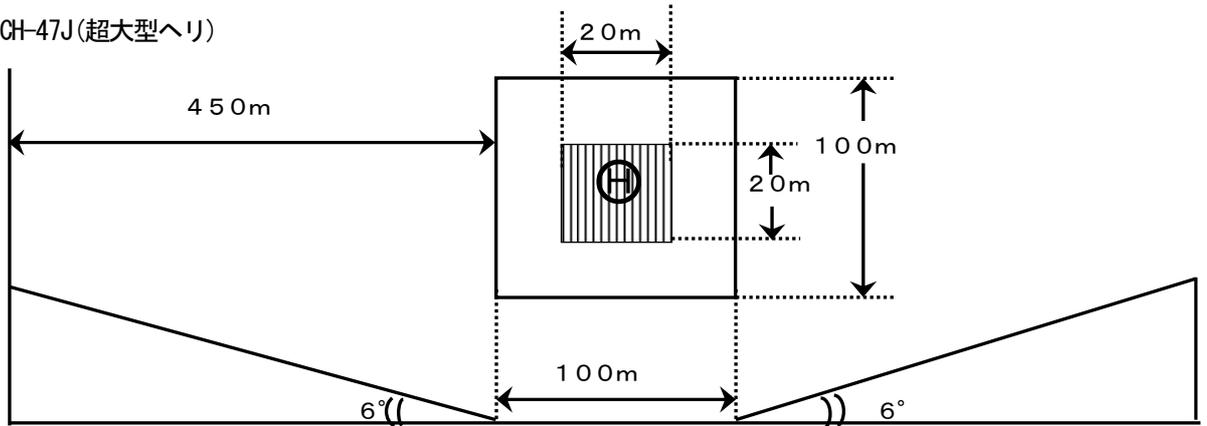
(2) UH-1J(中型ヘリ)



(3) UH-60JA(中型ヘリ)



(4) CH-47J(超大型ヘリ)



- 注：1 着陸点とは、安全、安易に接地できるように準備された地点をいう。
 2 着陸帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。
 3 この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

2 示

- (1) 上空から確認しうる の方 を 示す 。又は、発 筒を 陸地点から 50 れた位置に設置する。
 (2) 陸地点には、 等を用いて直 7 以上の の記 を 示す。

3 危険防

- (1) 陸時は、 等により危険であるので場内にいる者を する等の立入 措置をとる。
 (2) 陸地点 近は、平 で の によって 等があがらない場所を 定し、 等異 を 置しない。また、 が 上がる場合は散水する。
 (3) 安全上の監視員を配置する。
 (4) 陸した リ ターから隊員が りて合図するまでは、絶対に近づかないこと。

4 その他

空地への連絡方法本編第2 第3 第4通信計画 4 災害時における地上と陸上自衛隊航空機との交信方法 参照。

第4節 応援要請

大規模災害発生時においては、その被害が大することが予想され、単一の防災関係機関だけでは、応急対策活動にあたって支障をきたすことから、各機関が連携して域的な応援体制を迅速に構築するため、各機関は平常時から関係機関と十分に協議し、災害時にあたっては速やかに域応援等を要請し、応急活動を迅速、的確に実施するものとする。大規模な災害の発生を知した時は、各機関はあらかじめされた域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(主な実施機関)

県(防災危機管理局・関係各課)、市町村、警察(警備課)、防災関係機関

1 応援

1 市町村

市町村長は当該市町村の地域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめした応援協定等に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

大規模な地震の発生を知したときは、被災地以外の市町村は、あらかじめしている応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(1) 災害時における福岡県内市町村間の応援に関する基本協定に基づく応援要請

被災した市町村長は、応急措置を実施するため必要があるときは上記協定に基づき、他の市町村に対し応援を求め、またの市町村に要請する場合は県に要請し、災害対策に万全を期する。

(2) 21大都市災害時 応援に関する協定に基づく応援要請

北九州市及び福岡市は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があるときは上記協定に基づき、他の都市等に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。

ア 応援要請

21大都市災害時 応援協定に基づき、他の都市等に応援要請を行う。

イ 応援要請項目

- (ア) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供に必要な資器材の提供
- (イ) 被災者の救出、医療、防、施設の応急復等に必要な資器材及び資の提供
- (ウ) 救援及び救助活動に必要な及び等の提供
- (エ) 救助及び応急復に必要な医療職、職、能職等職員の派遣
- (オ) その他特に要請があった事項

(3) 県への応援又は応援の要請及び関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関への応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援、災害応急対策の実施又は応援のを要請するものとする。また、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し応援又は応急対策の実施を要請するものとする。

この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を求められた知事等は、応援又は災害応急対策を実施しない当な理由がある場合を除き、応援又は災害応急対策を実施する。また、知事は、国、他の都県、他の市町村、関係機関等に応援を要請し、又は指示するものとする。

2 県

(1) 九州・県災害時応援協定に基づく応援要請(防災危機管理局・関係各課)

知事は大規模な災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、上記協定に基づき原則として九州・県被災地支援対策本部長に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。

ア 応援要請

九州・県災害時応援協定に基づき、関係県に対して原則として同本部長を通じて応援要請を行う。

イ 応援要請項目

- (ア) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (イ) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (ウ) 避難・収容施設及び住居の提供
- (エ) 緊急輸送路及び海上輸送手段の確保
- (オ) 医療支援
- (カ) その他災害応急措置の応援のため必要な事項

(2) 関西圏連合と九州地方知事会との災害時の応援に関する協定に基づく応援要請（防災危機管理局）

知事は、上記（1）の応援協定に基づく応援では、被災者の救援等の対策が十分に実施できないと認めるときは、関西圏連合と九州地方知事会との災害時の応援に関する協定に基づき、関西圏連合を構成する県に対し、九州地方知事会を通じて圏域応援を要請する。

(3) 全国都府県における災害時等の圏域応援に関する協定に基づく応援要請（防災危機管理局）

知事は、上記（1）及び（2）の応援協定に基づく応援では、被災者の救援等の対策が十分に実施できないと認めるときは、全国都府県における災害時等の圏域応援に関する協定に基づき、他の都府県知事会を構成する都府県に対し、全国知事会を通じて圏域応援を要請する。

(4) 協定に基づく圏域応援

知事は、大規模な災害が発生し、応急措置を実施するため上記協定に基づき他都府県より応援要請された場合には、本県が同時期に被災する等、応援することが困難である場合を除き、応援要請に協力するものとする。

(5) 国等への応援要請（防災危機管理局）

知事は、大規模な災害が発生し、応急措置又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、国、他の都府県、県内市町村、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関等の関係機関等に被災者の救難・救助・保護、被害を受けた児童・生徒の応急の教育、施設及び設備の応急復旧、防災等の保健衛生に関する事項、緊急輸送路の開通や港・空港施設の応急復旧などについて応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

要請は、知事から応援・実施を求める機関に対し、応援・実施を求める内容、期間、場所、その他の事項を明らかにした書面をもって行うこととするが、緊急を要する場合は口頭又は電信により行い、後日文書を作成するものとする。

(6) 国への応援要請（防災危機管理局）

知事は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な手方がつかからない場合や、圏域に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等によっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都府県が本県又は被災市町村を応援することを求めるよう、要求するものとする。

3 消防機関（市町村）

(1) 福岡県消防圏域応援協定に基づく応援要請

ア 市町村長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、福岡県消防圏域応援協定に基づき、他の市町村長に対し消防応援を求め、災害対策に万全を期する。

(ア) 応援要請の種別

a 第一要請

現在実施している隣接市町村等との消防圏域応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

b 第二要請

第一要請における消防力でも、なお災害の防衛が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(イ) 応援要請の方法

発災地の市町村等の長又は消防長から他の市町村長等の長又は消防長に対し、代表消防機関等を通じて行う。

(ウ) 県への連絡

応援要請を行った要請地の長又は消防長は、県にその旨を通報する。

イ 航空応援が必要と認めた要請地の市町村等の消防長は、直ちに当該市町村等の長に報告の上、

その指示に従って県を通じて応援の市町村長に航空応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援の消防長へも同様の連絡を直接行うものとする。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請（防災危機管理局、市町村）

大規模災害発生時において、市町村長は、必要に応じ知事を通じ消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動等を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。ただし、消防庁長官は、都 県の要請を待つ がない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。

なお、航空応援が必要な場合においても、同様に応援を要請するものとする。

→ 図1「応援要請系統図」

4 警察（警備課）

大規模災害発生時において、警察は、必要に応じ全国都 県警察に対して警察災害派遣隊等の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

5 自衛隊（災害派遣要請等）

自衛隊の派遣要請については、本 第3 「自衛隊の災害派遣要請」によるものとする。

6 応援の受け入れに関する措置

他の市町村、都 県、関係機関等に応援の要請等を行う場合には、応援を要請する市町村、県等は、応援活動の 点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の 等、応援の受け入れに努めるものとする。

なお、甚な被害等のため、応援要請市町村管内に応援 点等を確保できない場合又は当該市町村管内に応援 点等を確保できる場合であっても円滑な応援活動を実施できないと思われる場合には、当該市町村は県に対し、当該市町村の周辺市町村に応援 点の開設と運営を要請する。

また、緊急消防援助隊の応援要請を行なった市町村は「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動することができるよう、次に掲げる事項について支援体制の確保を図るものとする。

(1) 情報提供体制

(2) 通信運用体制

(3) リ ター 陸場の確保

(4) 体制等

7 国の現地対策本部（非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部）の受入

大規模災害時において、国との連携は、被災地の状況的確な や被災地の実情に合わせた迅速な災害応急対策等で重要なものであるため、本県に国の現地対策本部が設置される場合、県及び市町村は、その受入に可能な範囲で協力する。

（主な協力内容）

ア 現地対策本部受入（防災危機管理局）

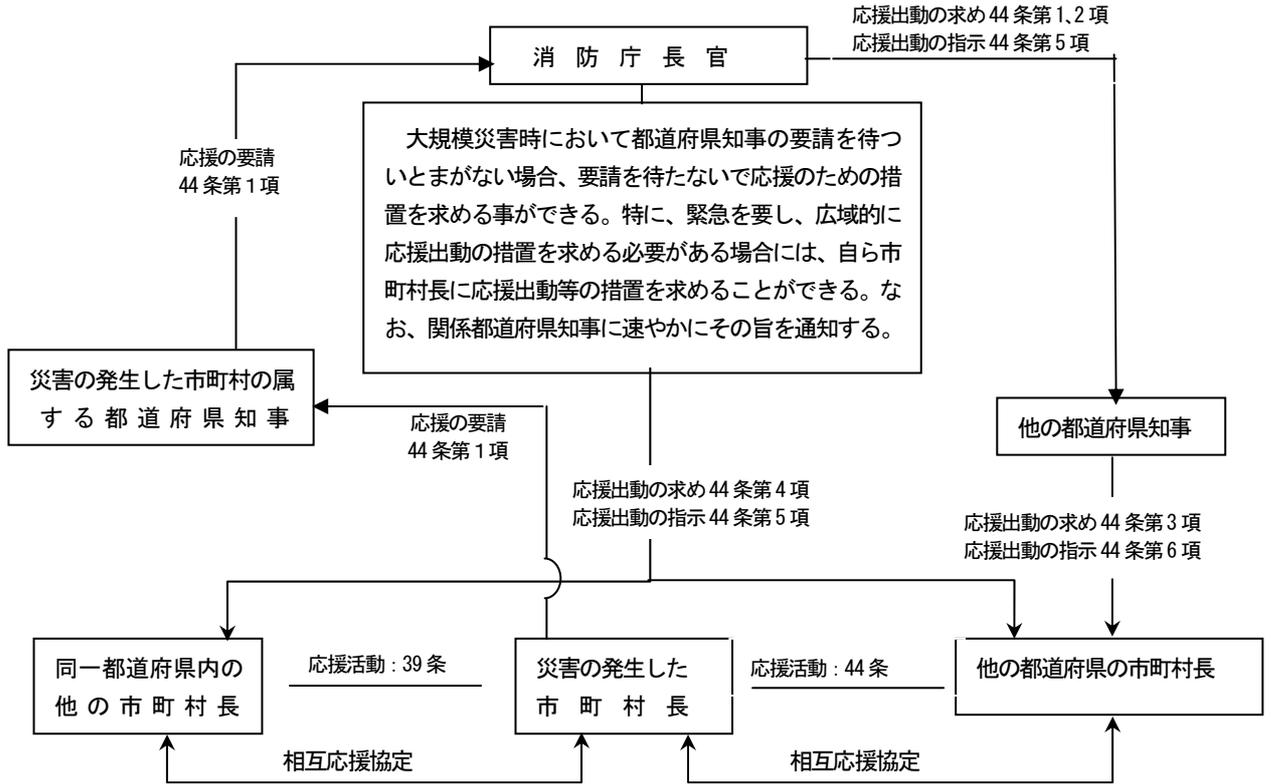
イ 現地対策本部 務室、電話機の確保（財産活用課）

ウ 現地対策本部の活動に必要な最 限の備 （総務事務センター）

エ 現地対策本部の活動に必要な最 限の 機（情報政策課）

国の現地対策本部は、県の要請に基づいて設置されるものではなく、国が状況に応じて設置判断を行う。

図1 応 系統図



県の担当課	予想される応援要請事項	県からの要請・連絡先
総務部		
防災危機管理局	自衛隊派遣・各種支援要請	自衛隊 (陸上) 自衛隊 (航空) 自衛隊 (海上)
	隣接市町での避難所の開設	隣接市町村
	鉄道輸送の要請	J R九州、私鉄各社
	海上・陸上輸送の要請	九州運輸局福岡運輸支局 第七管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社
	航空輸送の要請	福岡空港事務所、北九州空港事務所
	陸上自動車輸送のあっせん	トラック協会、バス協会 九州運輸局福岡運輸支局
	物資のあっせん	関係団体、九州経済産業局
	物資のあっせん (福祉関係機器)	関係団体
	日用品(資材)の調達	協定業者
	リース機材の調達	協定業者
	通信機材等の調達	九州総合通信局、通信事業者
	通信途絶時における地方公共団体との通信確保 (ホットライン確保)	九州地方整備局
	放送要請	NHK福岡放送局、RKB毎日放送 テレビ西日本、九州朝日放送、福岡放送、エフエム福岡、TVQ九州放送 CROSS FM、ラブエフエム国際放送
	緊急警報放送要請	NHK福岡放送局
	消防・救急応援	消防庁
	ヘリ・船艇の出動	消防庁、他県、政令指定都市 自衛隊、第七管区海上保安本部、他県警察
	ライフラインの優先復旧 (早期回復を必要とする施設)	九州電力、西部ガス
水道等ライフラインの災害応急措置 に必要な人材派遣	自衛隊	
徒歩帰宅者支援	協定業者	
企画・地域振興部		
交通政策課	海上・陸上輸送の要請 (離島航路・バス) 鉄道輸送の要請 (第3セクター鉄道)	災害対策本部 (総括班) と協働 災害対策本部 (総括班) と協働
新社会推進部		
生活安全課	応急生活物資の確保、ボランティア活動の支援、医療・保健活動の確保	福岡県生活協同組合連合会
保健医療介護部		
保健医療介護総務課 健康増進課 保健衛生課	保健師・栄養士等保健関係者の派遣	県内保健福祉環境事務所、県内市町村 近隣県、全国都道府県 (厚生労働省)
医療指導課	医療関係者の派遣	厚生労働省、日本赤十字社福岡県支部、医師会、 歯科医師会、市町村立病院、国立病院機構、薬剤師会、災害拠点病院 (DMAT含む)

医療指導課	患者受入医療機関のあっせん	厚生労働省、県内医療機関
医療指導課	ヘリによる患者搬送	災害対策本部(総括班)と協働
医療指導課	船艇による患者搬送	災害対策本部(総括班)と協働
医療指導課	医療用水の確保	災害対策本部(水道整備班)と協働
薬務課	医薬品の供給	厚生労働省、福岡県医薬品卸業協会、福岡県医療機器協会
薬務課	血液の安定供給	福岡県赤十字血液センター
保健衛生課	防疫薬剤等の供給	県内市町村
保健衛生課	遺体処理・火葬等(広域火葬、ドッグハウス、柩等の確保・あっせん、遺体の搬送)	厚生労働省、警察本部、市町村、近隣県、民間業者等
保健衛生課	愛護動物の保護・収容	市町村、獣医師会、動物愛護団体
福祉労働部		
福祉総務課	食糧、飲料水、福祉用具の調達	協定業者
環境部		
廃棄物対策課	災害 処理対策	市町村、関係団体、他県、環境省
	ごみ処理対策	市町村、関係団体、他県、環境省
	し尿処理対策	市町村、関係団体、他県、環境省
商工部		
商工政策課	生活必需物資の流通確保	九州百貨店協会、協定業者、商工関係団体等
工業保安課	ライフラインの優先復旧 (早期回復を必要とする施設)	福岡県LPガス協会
農林水産部		
団体指導課	食糧の調達・あっせん	農業団体(協定関係)
水田農業振興課	米穀の調達	農林水産省政策統括官
畜産課	家畜の診察	獣医師会、農業共済組合連合会、市町村
林業振興課	非常災害用木材の調達・あっせん	九州森林管理局、製材品は福岡県木材組合連合会、木杭などは福岡県森林組合連合会
県土整備部		
道路維持課	緊急輸送路の確保	他県等
水資源対策課水道整備室	飲料水の供給	隣接市町村等
	給水車の派遣	隣接市町村等
	ライフラインの優先復旧 (早期回復を必要とする施設)	隣接市町村等
	災害応急措置に必要な人材派遣	水道事業者、他県、日本水道協会
建築都市部		
建築指導課	応急危険度判定士の派遣	国土交通省、他県、市町村、建築関係団体
都市計画課	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省、他県、市町村
県営住宅課	応急仮設住宅の調整	プレハブ建築協会、厚生労働省
	公営住宅への一時入居	市町村、他県
公安部(警察本部)		
警備課	緊急交通路の確保等に関する交通誘導	福岡県警備業協会
	避難場所・その被災地における警戒活動警備	
	その他必要があると認める警備	

2 内閣総大臣 定行政機関 定 方行政機関 長に對 する職員 等

- 1 知事は、災害応急対策又は災害復 元のため必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に對し、職員の派遣を要請し、又は内 閣総理大臣に對し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について 意見を求め、災害対策の万全を期するものとする。
- 2 市町村長は、災害応急対策又は災害復 元のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に對し、職員の派遣を要請し、又は知事に對し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について 意見を求め、災害対策の万全を期するものとする。
- 3 知事又は市町村長は、職員の派遣の要請及び 意見を求めるときは、次の事項を明示する。
 - (1) 派遣を要請する（ 意見を求める）理由
 - (2) 派遣を要請する（ 意見を求める）職員の職種別人員
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の 職名その他の勤務条 件
 - (5) その他職員の派遣について必要な事項

第5節 災害救助法の適用

災害救助法は、市町村等が実施する災害に対する救援活動・措置を主に用いて援助するためのものである。災害救助法は要をたせば地震発生時に適用されることになるが、被災市町村にとっては実際に適用されることが判明するまでは法的な配分から思い切った対策が実施できないがある。

そのため、災害救助法の適用については、同法、同法施行令及び福岡県災害救助法施行規則等の定めるところにより可能な限り速やかに所定の手きを行う必要がある。

(主な実施機関)

県(福祉総務課)、市町村

1 災害救助法の適用基準

1 知事は、災害による被害の程度が次のいずれかに該当する場合には、市町村、その他関係機関及び県民等の協力の下に災害救助法による救助を実施する。

- (1) 当該市町村の区域内の住世が、表1の災害救助法適用基準世以上であること
- (2) 県の区域内の住世が、世以上であって、当該市町村の住世が、表1の災害救助法適用基準世の以上であること。
- (3) 県の区域内の住世が、1世以上である場合又は災害が絶した地域に発生したものである等により、災害の救護をしく困難とする内令で定める特別の事情がある場合であって、多の世の住がしたこと。
- (4) 多の者が生命しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内令で定める基準に該当すること。

※表1 市町村別災害救助法適用基準一覧表参照

2 前項(1)から(3)までに規定する住がした世のの定に当っては、住がし又はする等しくした世は世をもって、住が上水、のたい等により一時的に居住することができない状態となった世は世をもって、それれ住のした一つの世となす。

2 災害救助法の適用手

1 市町村

- (1) 市町村長は、当該市町村における災害による被害の程度が前記第1の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当するがある場合は、直ちにその状況を知事に情報提供するとともに、法の適用について協議する。
- (2) 市町村長は、前記第1の「災害救助法の適用基準」の(3)の後段及び(4)の状態被災者が現に救助を要するときは、法の適用を申請しなければならない。
- (3) 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法による救助に手し、その状況を速やかに情報提供を行うものとする。

2 県(福祉総務課)

知事は、市町村長からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認められるときは直ちに適用することとし、法に基づき救援の実施について当該市町村及び県内関係部課に指示するとともに、関係機関、内総理大臣等に通知は情報提供する。

3 災害救助法による救助の種類

1 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所(応急設住をく。)の供
- (2) き出し、その他による食の供及び飲料水の供
- (3) 被、その他生活必の供又は
- (4) 医療及び助産

- (5) 災害にかかった者の救出
 - (6) 災害にかかった住 民の応急処理
 - (7) 生業に必要な資 料、器 具又は資料の供 給又は
 - (8) 用 具の供 給
 - ()
 - (1) 体 質及び処理
 - (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた 家具、 材等で、日常生活に 支障を及 びしているものの
 - (1) 応急 設置 民の供 給
- 2 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする。
- また、その他の救助実施については、市町村長は知事が行う救助を 支援する。

4 市町村に対する意思決定 確立

県は、被災市町村に対し、指導その他災害救助法の運用に関する助 言等を行い、市町村の円滑な意思決定を支援する。

災害 救済 救済、方 法 に 関 する 基 準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間 については実 際の基準は、福岡県災害救助法施行 規則に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむをえない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において内 閣総理大臣の承認を得て 延長することができる。

- 資料編 I 災害救助法—災害救助法（抜粋）参照
- 資料編 I 災害救助法—災害救助法施行令（抜粋）参照
- 資料編 I 災害救助法—内閣府令第86号（抜粋）参照
- 資料編 I 災害救助法—福岡県災害救助法施行細則 参照

第6 他の都道府県から応援を受けた場合の費用の代位弁済

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、他の都道府県から応援を受け、応援のため支弁した費用の求償請求を受けた場合は、内閣府令で定めるところにより、国に対して、国が県に代わって求償の請求を行った都道府県に対して弁済するよう要請することを検討するものとする。

県内市町村別災害救助法適用基準一覧表

番号	市町村名	人口(人)	適用基準 (住家減失世帯数)		番号	市町村名	人口(人)	適用基準 (住家減失世帯数)			
			第1号適用	第2号適用				第1号適用	第2号適用		
1	北九州市	976,846	150	75	29	筑紫郡 那珂川町	49,780	60	30		
	(門司区)	104,469	100	50	30	糟屋郡 宇美町	38,592	60	30		
	(若 区)	85,167	80	40	31	栗 町	31,318	60	30		
	(小倉北区)	61,583	80	40	32	町	43,564	60	30		
	(小倉南区)	181,936	100	50	33	町	26,044	50	25		
	(八幡東区)	214,793	100	50	34	新宮町	24,679	50	25		
	(八幡西区)	71,801	80	40	35	久山町	8,373	40	20		
		257,097	100	50	36	粕屋町	41,997	60	30		
2	福岡市	1,463,743	150	75	37	遠賀郡 芦屋町	15,369	50	25		
	(東区)	292,199	100	50	38	水 町	30,021	60	30		
	(南区)	212,527	100	50	39	岡 町	32,119	60	30		
	(中央区)	178,429	100	50	40	遠賀町	19,160	50	25		
	(西区)	247,096	100	50	41	鞍手郡 小竹町	8,602	40	20		
	(城南区)	193,280	100	50	42	鞍手町	17,088	50	25		
	(早良区)	128,659	100	50	43	嘉徳郡 川町	13,863	40	20		
		211,553	100	50	44	朝倉郡 筑前町	29,155	50	25		
3	大牟田市	123,638	100	50	45	東峰村	2,432	30	15		
4	久留米市	302,402	150	75	46	三井郡 大刀洗町	15,284	50	25		
5	直方市	57,686	80	40	47	三潞郡 大 町	14,350	40	20		
6	飯塚市	131,492	100	50	48	八女郡 広川町	20,253	50	25		
7	田川市	50,605	80	40	49	田川郡 香春町	11,685	40	20		
8	柳川市	71,375	80	40	50	添田町	10,909	40	20		
9	八女市	69,057	80	40	51	糸田町	9,617	40	20		
10	筑後市	48,512	60	30	52	川崎町	18,264	50	25		
11	大川市	37,448	60	30	53	大任町	5,503	40	20		
12	行橋市	70,468	80	40	54	赤村	3,251	30	15		
13	豊前市	27,031	50	25	55	福智町	24,714	50	25		
14	中間市	44,210	60	30	56	京都郡 荻田町	36,005	60	30		
15	小郡市	58,499	80	40	57	みやこ町	21,572	50	25		
16	筑紫野市	100,172	100	50	58	築上郡 吉富町	6,792	40	20		
17	春日市	106,780	100	50	59	上 町	7,852	40	20		
18	大野城市	95,087	80	40	60	築上町	19,544	50	25		
19	宗像市	95,501	80	40	合 計				5,071,968		2,500
20	太宰府市	70,482	80	40	市町村名 平成27年年 月 1日現在						
21	古賀市	57,920	80	40	人口 平成22年度国勢調査結果						
22	福津市	55,431	80	40	(注)1 「第1号適用」の数字 災害救助法施行令第1条第1項第						
23	市	31,640	60	30	1号の別表1 定め 災害救助法が適用され 住家減失世帯数						
24	宮若市	30,081	60	30	(注)2 「第2号適用」の数字 災害救助法施行令第1条第1項第						
25	嘉麻市	42,589	60	30	2号の別表 定め 災害救助法が適用され 住家減失世帯数						
26	朝倉市	56,355	80	40	(県内住家減失世帯数 2,500 世帯以上)						
27	みやま市	40,732	60	30							
28	糸島市	98,435	80	40							

(注) 3 住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が減失した一の世帯とみなす。(災害救助法施行令第1条第2項)

第6節 要員の確保

災害対策を実施するために必要な者及び者等の動員、い入れは、それらの応急対策実施機関において行うものとするが、災害対策実施機関の者等を確保できない場合は、災害対策実施機関の要請により者については公共職業安定所があつせし、者等は関係機関が自己の災害対策に支障を及さない範囲で応援を実施する。

(主な実施機関)

国(福岡局)、県(総務部・会推進部・保医療護部・福祉部)、市町村

1 労働者等確保の方(課、防災危機管理局社課、労働政課、福岡労働局職業定職業課、市町村、関係機関)

災害対策を実施するための必要な者等の確保の手段はおおむね次によるが、災害時の状況に適切に適切な手段を用する。

- 1 災害対策実施機関の関係者等の動員
- 2 ランテア等の受け入れ(第3編「災害応急対策」第7節「災害ボランティアの受入・支援」)
- 3 公共職業安定所による者の
- 4 関係機関の応援派遣による者等の動員
- 5 緊急時における従事命令等による者等の動員

2 公共職業定所労働者(福岡労働局)

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要者のを依頼するものとし、公共職業安定所は、災害対策実施機関の要求に応じ、必要な者のを行う。

- 1 必要となる者の人
- 2 者が従事すべき業務の内容に関する事項
- 3 の期間に関する事項
- 4 のに関する事項
- 5 業及び業の時
- 6 所定時間をえるの有無
- 7 休時間及び休日に関する事項
- 8 業の場所に関する事項
- 会保険、保険の適用に関する事項
- 10 者の方法
- 11 その他の必要な事項

第7節 災害ボランティアの受入・支援

地震災害が発生したときには、福岡県災害ボランティア連絡会及び会福祉協議会等が中となって、速やかに災害ボランティア本部を設置し、災害時のならず復時においても、ボランティアの情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から集めるボランティアの意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

県及び市町村は、福岡県災害ボランティア本部及び現地災害ボランティア本部と連携を図りつつ対応する。

(主な実施機関)

県(防災危機管理局・社会活動推進課・関係各課)、福岡県災害ボランティア連絡会、市町村、会福祉協議会、関係機関

1 受入等設置

1 福岡県災害ボランティア本部、現地災害ボランティア本部の設置

ボランティアの受け入れ調整組織としては、福岡県災害ボランティア連絡会及び会福祉協議会が中となって、県レベルの福岡県災害ボランティア本部、市町村レベルの現地災害ボランティア本部の2段階の災害ボランティア本部を設置するものとし、これに連携の上、日本赤十字福岡県支部、ボランティア関係団体等と連携を図り、活動を展開する。

各災害ボランティア本部の役割は次のとおりとする。

(1) 福岡県災害ボランティア本部(福岡県災害ボランティア連絡会、県)

福岡県災害ボランティア連絡会が中となって設置し、市町村の現地災害ボランティア本部の体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。

なお、被災の規模により、必要に応じて、福岡県災害ボランティア本部から市町村現地災害ボランティア本部へ災害ボランティアセンター等の運営タスクの派遣等を行う。

(2) 現地災害ボランティア本部(会福祉協議会、市町村)

市町村会福祉協議会及び市町村が中となって設置し、基本的なボランティア組織として、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの集約、受入、現場へのボランティアの派遣等を行う。

2 日本赤十字福岡県支部、ボランティア団体等との連携

現地災害ボランティア本部は、被災地に現地入りする日本赤十字福岡県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、現場活動をできるだけ支援するものとする。

3 県及び市町村の支援

県は福岡県災害ボランティア本部、市町村は現地災害ボランティア本部の設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティア本部の場所の提供
- (2) 災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成
- (3) 資機材等の提供
- (4) 職員の派遣(県は市町村災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。)
- (5) 被災状況についての情報提供
- (6) その他必要な事項

2 災害ボランティア

災害ボランティアが活動する内容は、主として次のとおりとする。

1 生活支援に関する業務

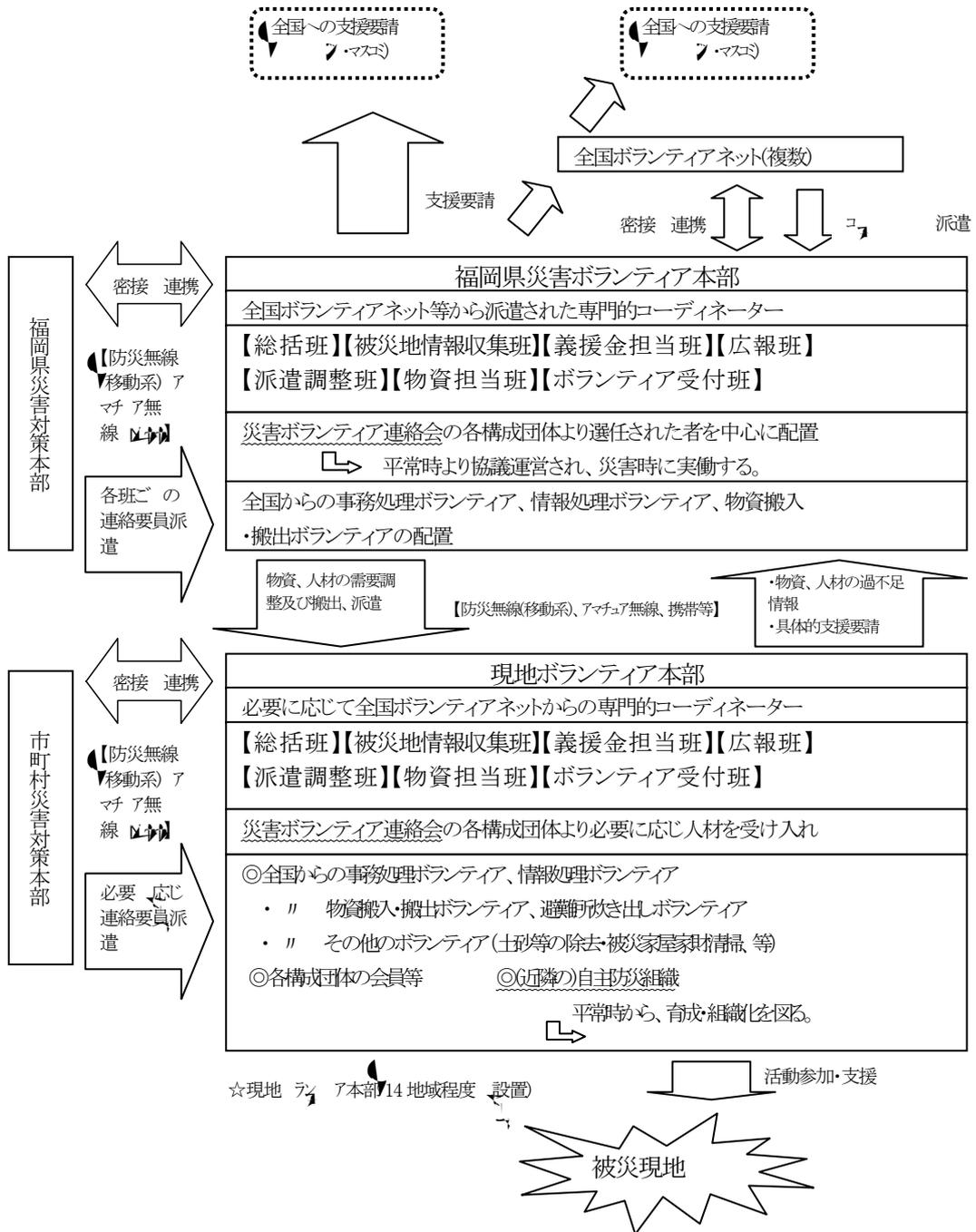
- (1) 被災者等の生活活動
- (2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- (3) 避難所運営の補助
- (4) 衣類の出し、食料等の配

- (5) 救援 資等の 分け、
 - (6) 高齢者、障害者等の 護 助
 - (7) 被災者の話し 手・ まし
 - (8) その他被災地での 業 (危険を伴わないもの)
- 2 的 な 知 を 要 する 業 務
- (1) 救護所等での医療、 護
 - (2) 被災 地の応急危険度判定
 - (3) 外国人のための通
 - (4) 被災者への ン タ ア
 - (5) 高齢者、障害者等への 護 ・ 支 援
 - (6) ア ア無線等を 用 した情報通信事務
 - (7) 公共 施設の調査等
 - (8) その他 的 な ・ 知 が 必 要 な 業 務

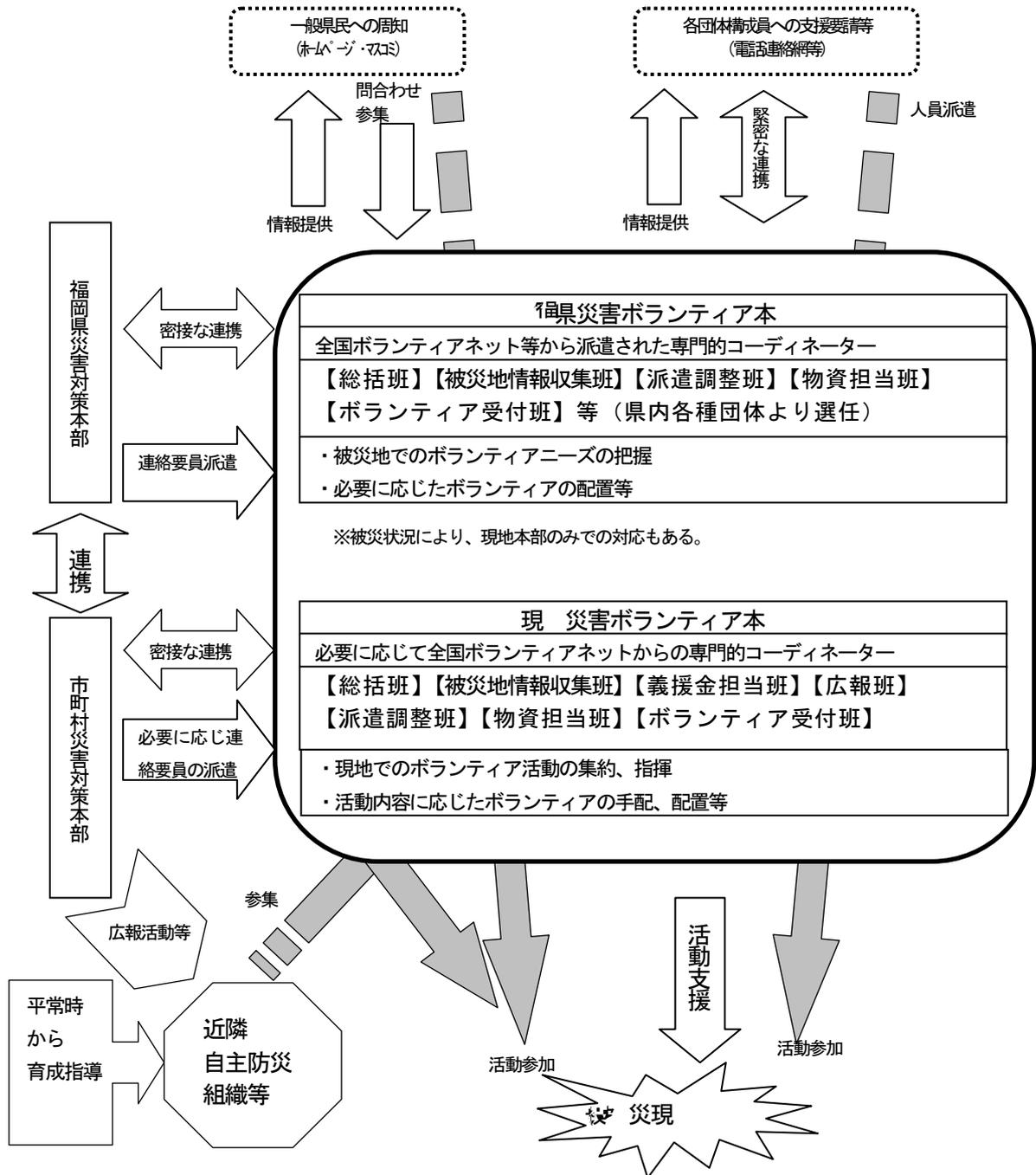
災害対策本 と災害ボランティア本 連 携

- 1 県災害対策本部は、福岡県災害 ランテ ア本部及び市町村災害対策本部、現地災害 ランテ ア本部と連携し、被災地の ー の 等を行う。
- 2 市町村災害対策本部は現地災害 ランテ ア本部と連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地における ランテ アの ー を し、県災害対策本部へ情報を提供するものとする。
- 3 福岡県 ・ ランテ アセンターは、インター ー ト等を通じ、県災害対策本部又は現地災害 ランテ アセンターからの災害情報や ランテ アに関する情報の発信、 ランテ ア の情報交換の場の提供などについて災害時の ならず復 時においても支援に努めるものとする。

【 災害ボランティア に係る連携図 】



【 災害ボランティア に係る連携図 】



第2章 災害応急対策活動

1節 報伝達対策（緊急 速報、 警報 注意報等 伝達）

地震が発生した場合、緊急地震速報、津波警報・注意報、津波情報や地震情報（震度、震 一、 震の状況等）は、防災関係機関が効 的に応急対策を実施する上で不可 である。また、津波による被害、特に人的な被害を防 するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客、 民等あるいは 、 、ヨ トなどを避難させることが重要となる。このため、緊急地震速報、津波警報・注意報等の受領伝達を迅速・確実に実施する。

（主な実施機関）

気象庁（福岡管区气象台）、県（防災危機管理局、関係各課）、警察、市町村

1 緊急 速報（警報） 基 準 等

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報 機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差（±1程度）を伴う。

2 警報 注意報等、 に関する 報 種

1 津波警報（大津波・津波）、津波注意報、津波予報

2 地震及び津波に関する情報

	震度速報
	地震情報
	津波情報
	各地の震度に関する情報

警報 注意報 伝達系統

1 津波警報・注意報

津波警報・注意報とは、地震等により津波が発生又は発生すると予想される場合に、気象庁本庁が気象業務法に基づいて、その担当予報区域内の津波について一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行うものをいう。

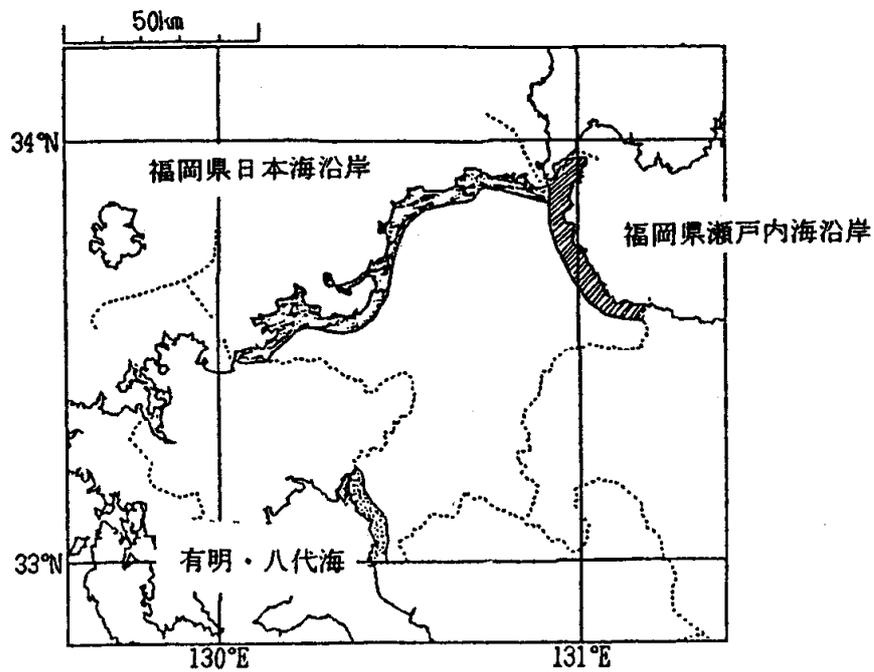
気象庁本庁が津波警報・注意報を発表したときは直ちに防災情報提供シ ョン等により、その事項を関係機関に通知する。

津波警報・注意報を発表、切り替え及び解 したときの通知形 は情報文例による。

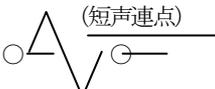
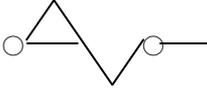
2 津波予報区及び担当気象官署

日本の沿 海は66の津波予報区に分けられ、福岡県沿 海は「福岡県瀬戸内海沿 」、「福岡県日本海沿 」、「有明・八代海」に分けられている。これらの予報区に対しての津波警報・注意報の発表は、気象庁本庁が担当する。

津波予報区	福岡県瀬戸内海沿岸	福岡県日本海沿岸	有明・八代海
区 域	福岡県(北九州市門司区以東に限る。)	福岡県(北九州門司区以東及び有明海沿岸を除く。)	福岡県(有明海沿岸に限る。) 佐賀県(有明海沿岸に限る。) 長崎県(諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。) 熊本県(天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く)
福岡県沿岸市町村名	北九州市、苅田町、行橋市、築上町、豊前市、吉富町	北九州市、芦屋町、岡垣町、宗像市、福津市、古賀市、新宮町、福岡市、糸島市	久留米市、大川市、柳川市、大牟田市、みやま市



3 津波警報・注意報の種類、解説、発表される津波の高さ及び

警報・注意報の種類		解説(津波警報・注意報基準(予想される津波の高さ))	発表される津波の高さ		標 識	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	鐘 音	サイレン音
津波警報	大津波	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高いところで3mを超える場合)	10m超 10m 5m	巨大	(連点) 	(約3秒) (短声連点)  (約2秒)
	津波	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高いところで1mを超え、3m以下の場合)	3m	高い	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報		陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 (高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合)	1m	(表記なし)	(3点と2点の斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波警報解除及び津波注意報解除					(1点2個と2点の斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

- (注) 1 大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。
 2 津波による災害の恐れがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。
 このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
 3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
 4 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

4 津波警報・注意報（発表、切り替え、解）の情報文例

【津波警報・注意報発表の例】

津波警報・注意報

平成22年 1月 1日12時00分 気象庁発表

***** 見出し *****

津波の津波警報を発表しました

山口県瀬戸内海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸、大分県瀬戸内海沿岸

これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください

なお、これ以外に津波注意報を発表している沿岸があります

***** 本文 *****

津波警報を発表した沿岸は次のとおりです

〈津波〉

山口県瀬戸内海沿岸、*福岡県瀬戸内海沿岸、*大分県瀬戸内海沿岸

これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください

津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです

〈津波注意〉

山口県日本海沿岸、福岡県日本海沿岸、大分県豊後水道沿岸、宮崎県

以下の沿岸（上記の*印で示した沿岸）では直ちに津波が来襲すると予想されます

山口県瀬戸内海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸、大分県瀬戸内海沿岸

***** 解説 *****

〈津波の津波警報〉

高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください

〈津波注意報〉

高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください

【津波警報・注意報切り替えの例】

津波警報・注意報

平成22年 1月 1日12時10分 気象庁発表

津波警報・注意報の切り替えをお知らせします

***** 本文 *****

津波警報から津波注意報への切り替えた沿岸は次のとおりです

〈津波から津波注意への切り替え〉

福岡県瀬戸内海沿岸、大分県瀬戸内海沿岸

***** 発表状況 *****

現在津波警報・注意報を発表している沿岸は次のとおりです

〈津波〉

山口県瀬戸内海沿岸

〈津波注意〉

山口県日本海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸、福岡県日本海沿岸、

大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸、宮崎県

これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません

***** 解説 *****

〈津波の津波警報〉

高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください

〈津波注意報〉

高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください

【津波警報・注意報解除の例】

津波警報・注意報
平成22年 1月 1日 14時00分 気象庁発表

津波警報・注意報の解除をお知らせします

***** 本文 *****

津波警報を解除した沿岸は次のとおりです
山口県瀬戸内海沿岸

津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです
山口県日本海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸、福岡県日本海沿岸、
大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸、宮崎県

今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません
詳しくは津波予報(若干の海面変動)を参照してください

***** 発表状況 *****

現在津波警報・注意報を発表している沿岸はありません

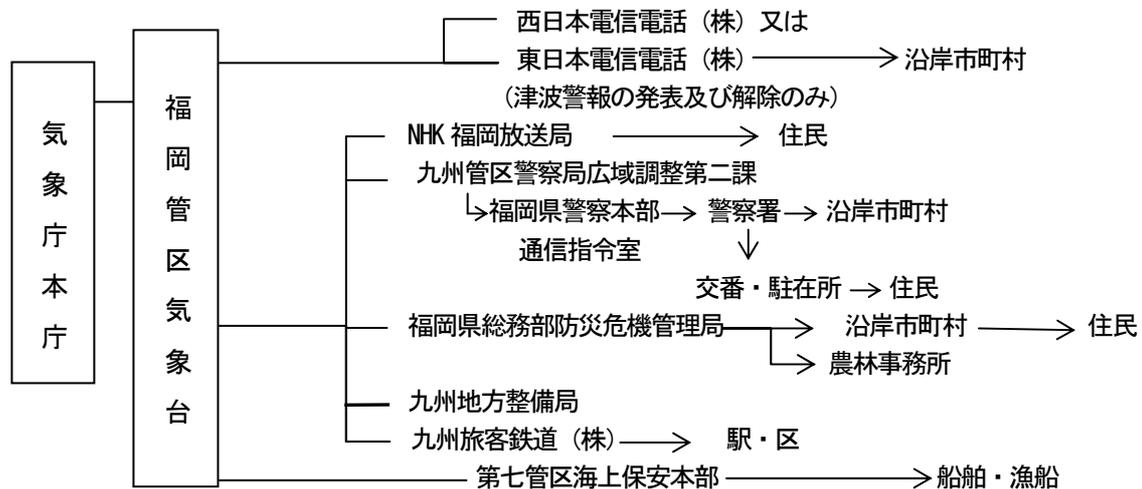
*****解説*****

<津波予報(若干の海面変動)>
若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません

(補足：平成19年12月1日から、従来の津波注意報(津波注意・津波なし)を、「津波注意報」、「津波予報(若干の海面変動)」、および「津波予報(津波なし)」に区分しています。
予想される若干の海面変動の内容については、「津波予報(若干の海面変動)」を発表してお知らせしています)

5 津波警報・注意報の伝達

(1) 伝達 図



(2) 県における措置

- ア 知事は気象庁本庁が発表する「津波警報、津波注意報の発表及び解除に関する事」を県防災行政無線等により、市町村、消防本部及び県出先機関に伝達する。
- イ 県出先機関へ通報したときは、必要に応じて関係の本庁主管課に通報の内容を連絡し防災行政に漏がないよう注意を喚起する。
- ウ 庁内各課に対しては庁内等をもって伝達する。
- エ 知事は、事態が緊急を要すると認めたときはテレビ、ラジオ、インターネット、ホームページ等をもって関係機関及び一般に伝達する。この場合の手は、事前に事業者、インターネット・サーバ事業者等と協議して定めるものとする。

(3) 市町村から住民等（業・港関係者、地方公共団体の職員及び海水浴客等も含む）への周知方法

津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達一トに関係なく知したときは、市町村は地域防災計画に基づき関係住民等に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対してすべき避難のための立ちきの準備その他の措置の伝達周知を行う。この場合、要配慮者が基本法第60条第1項の規程による避難のための立ちきの勧告又は指示を受けた場合に、円滑に避難のための立ちきを行うことができるよう特に配慮するものとする。

これらの、一般的な周知方法は次のとおりである。

ア 直接的な方法

- ・市町村防災行政無線（同報）、ふくおかミテ無線、全国瞬時警報システム（JALERT）により自動起動された同報防災行政無線又はラジオ（ミテFMを含む。）による同報的運用による通報
- ・報の用
- ・水防計画等による警鐘の用
- ・電話・口頭・外声器・戸別受信器による戸別通知
- ・有線の用
- ・リター等の用
- ・その他等視的伝達手段

イ 間接的な方法

- ・公共団体（自治会・自主防災組織等）を通じての通知
- ・他機関を通じての通知

ウ 事態が緊急を要する場合の方法

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八六）第2条第5に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を先的に用し、しくは有線電気通信法（昭和八年法律第九六）第3条第4項第4に掲げる者が設置する有線電気通信設備しくは無線設備を使用し、又は法（昭和五年法律第百）第2条第23に規定する基幹事業者に行うことを求め、しくはインターネットサーバサイトにインター用した情報の提供を行うことを求めることができる。なお、この場合の手は、事前に事業者と協議して定めるものとする。

4 に関する報発表伝達

1 地震及び津波に関する情報の内容と伝達方法

地震及び津波に関する情報とは、九州・口県内の有感地震、津波が予想される地震、局地的に群発する地震などが発生したときに発表するもので、その種は次のとおりである。

(1) 震度速報

地震発生1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を10地域に区分）と地震の発生時を速報する。

(2) 震に関する情報

地震の発生場所（震）やその規模（一）を発表。「津波の配なし」又は「干の海面変動があるかもしれないが被害の配はなし」を加して発表する。

(3) 震・震度に関する情報

地震の発生場所（震）やその規模（一）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

(4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震）やその規模（一）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

(5) 地震に関する情報

地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震のを発表する。

(6) 津波情報

津波警報・注意報が発表された津波予報区における津波の到達予想時、予想される津波の高さ、潮時及び観測された津波の高さ及び時を発表する。

2 県の情報の伝達

知事は、気象庁本庁が発表する上記の地震及び津波に関する情報が下記に該当する場合、県防災行政無線により、直ちに市町村、消防本部及び県出先機関に伝達するものとする。

- (1) 地震に関する情報については、県内において震度4以上の地震が観測された場合
- (2) 津波に関する情報については、本県に関係する場合
- (3) その他状況に応じ必要と認める場合

3 津波情報の情報文例

【津波情報(津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報)の例】

津波情報 (津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報)		
平成22年 1月 1日 12時02分 気象庁発表		
[津波到達予想時刻・予想される津波の高さ]		
津波到達予想時刻および予想される津波の高さは次のとおりです		
予報区名	津波到達予想時刻	予想される津波の高さ
〈津波〉		
山口県瀬戸内海沿岸	既に津波到達と推測	2m
福岡県瀬戸内海沿岸	既に津波到達と推測	2m
大分県瀬戸内海沿岸	既に津波到達と推測	1m
〈津波注意〉		
山口県日本海沿岸	1日12時20分	0.5m
福岡県日本海沿岸	1日12時20分	0.5m
大分県豊後水道沿岸	1日12時40分	0.5m
宮崎県	1日13時10分	0.5m
なお、場所によっては津波の高さが「予想される津波の高さ」より高くなる可能性があります これ以外の海岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません 詳しくは津波予報(若干の海面変動)を参照ください		
[震源、規模]		
きょう 1日11時57分ころ地震がありました		
震源地は、周防灘(北緯33.8度、東経131.2度、下関の東南東30km付近)で、震源の深さは10km、地震の規模(マグニチュード)は7.1と推定されます		

以下、地震情報(震源・震度に関する情報)、津波情報(各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報、津波観測に関する情報)、各地の震度に関する情報等を発表する。

基

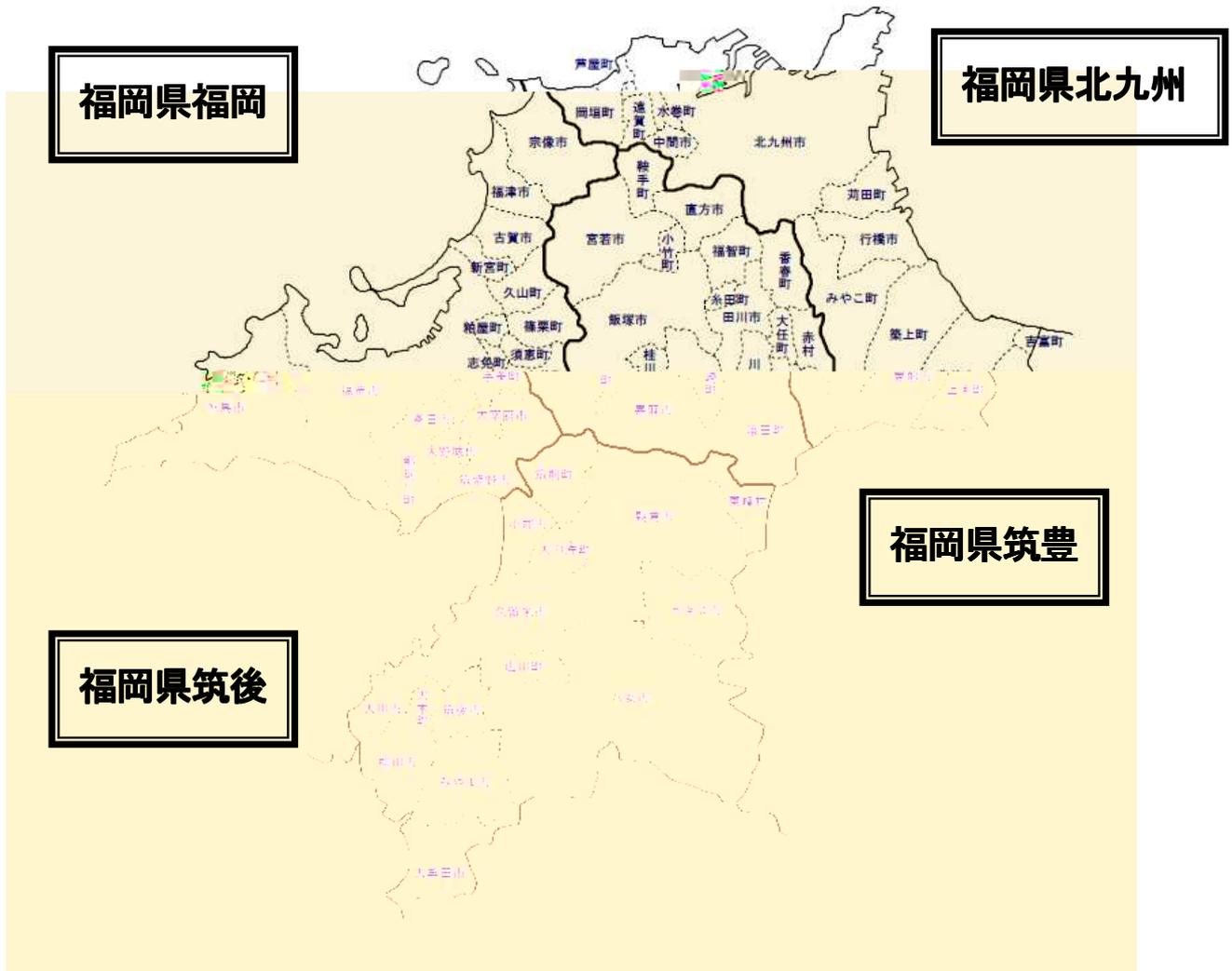
4 異常現象発見時 通報(災害対策 本 4 に関連)

- 地震及び津波に関する異常な現象を発した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官しくは海上保安官に通報しなければならない。
- 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすやかに市町村長に通報しなければならない。
- 通報を受けた市町村長は、福岡管区气象台及び県総務部防災危機管理局その他関係機関に通報しなければならない。
- 異常現象とは、おおむ次にあげる自然現象をいう。
 - 地震に関する事項
群発地震…… 日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震
 - 津波に関する事項
潮位の異常な変動
 - その他に関する事項
通報を要すると判断される上記以外の異常な現象
- 異常現象通報先機関名及び電話番号 一覧表

通報先機関名	電話番号	備考
・福岡管区气象台	(9)7-369	地震火 課
・福岡県防災危機管理局	(9)641-4734	夜間 庁時災害連絡用
・福岡県警察本部	(9)641-4141	内線：7 73(警備課) FAX：79 夜間
・第七管区海上保安本部	(93)31-931	

震度発表の地域分け

(. . .1 現在)



第2節 津波災害応急対策の実施（津波への対処）

津波が発生した場合、安全に避難するためには早期の自発的な避難が重要である。そのため、住民が早期に自発的な避難を開くことができるよう避難対策を充実する必要がある。

なお、地震に伴う災害対策としては、主に揺れによるものと津波によるものがあるが、本は、主として津波によるものを対象として記述している。津波による災害対策は揺れによる災害対策と重なるところもあるので、本以外も合わせて震災対策のために活用すべきものである。

〈主な 機関〉

国（国 交通省関 航路事務所）、県（防災危機管理局、財産活用課、 路維持課、河川課、港 課、警察本部、 会推進部、保 医療 護部、福祉 部、工業保安課、関係各課）、市町村、関係機関、路管理者、河川管理者、海 管理者

1 災害応急対策 ため 基 本的な考え方

津波が発生し、又は発生するおそれがある場合には迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復 興を 実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進 等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難対策を充実・強化する必要がある。

津波災害の災害応急対策としては、災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の 、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、応急救容、必要な生活支援（食糧、水、燃料等の供 ）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保 衛生、 会秩序の維持、ライ ライン等の復 、被災者への情報提供、 次災害（水害など）の防 を行っていくこととなる。この他、域的な人的・ 的支援を円滑に受け入れることも重要である。

2 に対する防災 対 策（防災危機管 局、市町村、関係 局）

県、市町村は、災害予防対策で整備した職員の非常参集体制のもと、災害発生時に講ずべき対策等を体的に整理した応急活動のための ア に基づき、他の職員、機関等との連携しながら、適時適切な防災対策を実施していくものとする。

に対する避難 対 策

1 避難行動の原則

津波発生時の避難については、 歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距 、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動 により避難せざるを得ない場合は、市町村は、災害予防対策で検討した自動 で安全かつ確実に避難できる方策に基づき、適切に避難を行うものとする。

2 避難誘導の原則

県及び市町村は、災害予防対策で検討した対策に基づき避難誘導者等の安全を確保した上で避難誘導や防災対応にあたるものとする。

3 津波避難計画の実施

津波避難計画の基本方針を踏まえ、災害予防対策により策定された津波避難計画のもと、要配慮者や大規模商業施設にいる者の避難を適切に実施するものとする。

その際、防災関係職員は、あらかじめ定めていた津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動 一 に基づき防災対応や避難誘導にあたり、危険を 避するものとする。

4 避難勧告または指示

沿 地域の市町村長は、災害予防対策により定めている津波警報等の内容に応じた 体的な発令基準に基づき避難指示等を行うものとする。

また、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合には、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

なお、津波警報等の内容に応じた避難指示等の 体的な発令基準を定めるまでの間においては、沿

地域の市町村長は、津波ハザードの整備に努め、以下の場合、直ちに安全な場所に避難するよう勧告又は指示を行う。

その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。

- (1) 津波は、場合によっては警報・注意報が伝達されるよりも早く到達する場合もあるため、津波警報等の情報伝達がなくても強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、しくは津波警報を知した場合。

なお、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地震に関しても、住民が避難の意を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

- (2) 地震発生後、法定ルートにより市町村長に津波警報が伝達された場合。なお、法定ルートからの伝達より報機関の伝達の方が早い場合も同様とする。

4 沿岸等住民等に対する広報

市町村は、地震を感じたときは、次の情報伝達措置を行う。

1 海等における報

沿地域の市町村は、沿の住民、海水浴客、釣り人等に対し、市町村防災行政無線（同報）、報等により、海から避すよう報する。

また、津波警報、避難勧告等の伝達にあたっては、走行中の、運行中の列、船、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（JALERT）、テレビ、ラジオ（ミテFMを含む。）、携帯電話（緊急速報機能を含む。）、ソーシャ、ワンセ、や災害情報共有システム（Lアラート）等のあらゆる手段の活用を図るものとする。

2 河川遡上に関する報

海沿いから、高3～4の地においては、津波の河川遡上による水被害を受けるおそれがあるので、該当する地を有する市町村は、沿地域に到達した津波の河川遡上に備えて、河川近くの地にある者等に対し、市町村防災行政無線（同報）、報等により、該当する地から避すよう報する。

3 海面監視体制及び通報伝達体制等を確立

福岡管区気象台から、ならかの通報が届くまで少なくとも30分は海面の状態を監視する。この場合、高所からの監視等の安全措置を講じた上で海面監視体制をとるとともに、関係機関からの情報入手及び通報伝達体制等を確立する。なお、異常を発生した場合は、状況に応じて、海浜にある者に対して早期避を呼びかけるとともに、県、警察及び関係機関に通報する等の措置を講ずるものとする。

沿岸住民等 自衛措置

沿地域住民は、日頃から分な津波避難訓練を行うように努め、沿地域において強い揺れ等を感じたときは、住民、船等は、次の自衛措置をとるものとする。

<一般編>

ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても津波警報（大津波・津波）が発表されているときや長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく自発的に直ちに海浜から、急いで高台等の安全な場所に避難する。海水浴客や釣り人やサーファー等は、これ以外の時にでも、津波注意報が発令された場合には、直ちに海浜近かられるものとする。

イ 揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から、急いで安全な場所（近くの高台や市町村が指定した避難路・避難地。逃げ切れないと判断した場合には津波避難ビ等鉄筋コンクリート造り3建て以上のビ等の頑丈な建。）に避難する。

ウ しい情報をラジオ、テレビ、報などを通じて入手する。

エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまでア～エなどの最の措置をとる。（体的には避難をしばらく続ける。第1波が小さくても、後からくる波の方が高い場合があるため。）

カ 津波は、河川も遡ることから、河川のそばにいるときには、流れに沿って上流へ避難しても津波は追いかけてくるので、流れに対して直角方に素早く避難する。

< 船舶編 >

ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外へ避難^{注1、2)}する。

イ 揺れを感じなくても、津波警報、津波注意報が発表されたら、すぐ港外へ避難^{注1、注2)}する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

エ 津波の来襲に猶予時間がある場合には、港外へ避難^{注2)}できない小型船舶は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまでア～エなどの最善の措置をとる。

注1) 港外：水深の深い、広い海域

注2) 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第6 津波避難時の留意点等

津波時における避難は迅速性を要するため、市町村は、津波避難訓練をする際には災害予防対策で示した留意点等に基づき、災害に対峙した場合に人間は避難することを躊躇することが多いという人間の心理特性も意識するように努めながら、避難行動を早期に開始し住民も後に続くような方策を実施するよう努めるものとする。

7 聴 察

市町村は、津波災害警戒区域内では、市町村地域防災計画に主として防災上の配慮を要する者が使用する施設の所在地を定めること等から、当該情報も活用して救助・救急活動に努めるものとする。

8 県管 運営する 設に関する に対する措置（財産 課、関係課）

1 不特定かつ多 数の者が出入りする庁舎等の施設

県は、地震を感じたときは、県が管理する庁舎、施設など、不特定かつ多 数の者が出入りする施設において、庁舎への来訪者、施設 利用者に対して、津波警報等の伝達に努めるとともに、安全確保のため、場合によっては、庁舎、施設等から安全な場所へ 避難するよう誘導する。

9 関係機関 に対する措置

1 沿 川の防災機関は緊急警報 システム(EWS)等を 活用して、津波警報の早期入手に努める。

2 関係機関は地震及び津波警報等の状況を迅速に するため、地震を感じてから1時間以上、 H Kの 聴 察する責任者を定めておくものとする。

3 潮位については、国 交通省関 航路事務所において観測を行い、関係機関に通報し又は照会に 応 じるものとする。

第3節 被害情報等の収集伝達

地震が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効率的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、関係機関は被害情報等の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効率的な通信手段を用いて収集伝達し、被害規模の早期を行うものとする。

(主な実施機関)

県、市町村、防災関係機関

第1 被害情報の収集と被害規模の早期把握（防災危機管理局・農林事務所・関係部局、市町村）

大規模地震が発生した場合、県・市町村の活動体制の規模、域応援要請、自衛隊派遣要請の必要性とその規模及び災害救助法の適用の必要性等を早期に判断する必要があるが、そのためには、早い段階で被害規模を把握することが重要である。

1 被害中 地及び被害規模の推定

県及び市町村は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている者の状況等、被害の規模を推定するための、関連情報の収集にあたる。

県は、被害規模を早期に把握するため、地震情報及び震度情報ネットワークシステム等から被害の発生が予想される地域を中心として、参集職員の参集途上における視認情報、110番及び119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。

県及び市町村は、自衛隊（震度5弱以上の場合）、警察、消防等が実施するドローンによる上空からの情報の収集、あるいは、必要に応じ画像情報のドローンによる被害規模の把握を行うものとする。

2 地震発生直後の被害情報の

県及び市町村は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。

この場合、県は雨量、風速等から特に被害の発生が予想される地域を優先して市町村、消防本部等から情報を収集することとし、被害規模の早期把握に努めるものとする。

また、県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が分散されていないと判断する場合等にあつては、必要に応じ、市町村に災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員を派遣し、応急的な市町村との通信及び情報の収集に努めるものとする。被害情報等の収集に際しては、ドローン等の機材や各種通信手段の効率的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努めるものとする。

情報連絡員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。

県は、人的被害の把握については、一元的に集約、調整を行うものとする。その際、関係機関が把握している人的被害の把握について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。県は、当該情報が得られた際は、関係機関の協力を得て、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

国、県、市町村及び指定公共機関は道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それらの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡するものとする。また、県及び市町村は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(1) 人的被害（行方不明者の把握を含む。）

行方不明者の把握については、捜索・救助体制の検討等に必要となるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握された者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。

- (2) 建 被害
- (3) 避難の勧告・指示の状況、警戒区域の指定状況
- (4) 避難の状況
- (5) 防災関係機関の防災体制（配備体制等）
- (6) 防災関係機関の対策の実施状況
- (7) 交通機関の運行・路の状況
- (8) ガ ・電気・水 ・電話等生活関連施設の運営状況
- () 市町村からの要請及防災関係機関への要請

3 応急対策活動情報の連絡

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内 官房〕及び内 に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。また、指定行政機関は、必要に応じ、自ら実施する応急対策の活動状況を官邸〔内 官房〕及び内 に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡するとともに、都 県、公共機関に連絡する。

4 災害医療情報の確保

災害医療情報の収集にあたっては、県救急医療情報センターの機能強化を行うとともに県など災害関係機関の総合的な トワ 化を図る。

5 災害関係情報収集用カ ラや警察の交通監視用テレビ、福岡県災害情報収集シ テム等の活用（防災危機管理局、路維持課、河川課、警察（交通規制課）、九州地方整備局、西日本高速 路株 会 、市町村）

- (1) 路交通情報 トワー 体制の強化及びを トワー を活用した情報収集
路管理用カ ラと警察の交通監視用テレビとの トワー を構 し、その トワー を活用しながら災害情報の収集を行う。
- (2) 福岡県防災・行政情報通信 トワー と災害関係情報収集用カ ラとの連携
福岡県防災・行政情報通信 トワー と災害関係情報収集用カ ラとを連携し、その トワー を活用しながら災害情報の収集を行うよう努める。
- (3) 福岡県災害情報収集シ テムの活用
県は、災害現場から携 電話や ート オン等の で撮影した写真や災害情報を 信することで、自動的に地図上に表示できる福岡県災害情報収集シ テムを構 した。県及び市町村等の防災担当者は、本シ テムを活用しながら災害情報の収集を行うよう努める。
- (4) 九州地方整備局及び市町村、西日本高速 路株 会 との連携
九州地方整備局及び市町村、西日本高速 路株 会 とのカ ラとの連携についても検討を行うよう努める。

6 国への報告等

県は、即座に概括情報の収集を行い、災害即報様 等、所定の様 によらず、電話等により消防庁（応急対策室）に対し報告するものとし、その後速やかに「火災・災害等即報要領」に基づき被害状況を報告するものとする。また、必要に応じ防災関係機関及び関係地方公共団体に対し、災害状況を連絡し、必要な応援等を要請するとともに、指定行政機関を通じ、官邸（内 官房）及び内 に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、国の非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡することとする。市町村は、県に被害状況等の報告ができない場合には、消防庁（応急対策室）に直接報告を行うほか、11番通報が殺到した場合等には、市町村から県に加えて直接消防庁（応急対策室）にも報告を行うものとする。

7 情報の収集・伝達の要領

次の点に留意し、的確に収集伝達するものとする。

- (1) 情報項目
 - ア 災害の原因
 - イ 災害が発生した日時・場所又は地域

ウ 被害の状況

エ とられている対策

オ 今後の 及び必要とする救助の種

- (2) 市町村は災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と密接に連絡する。
- (3) 被害の程度の調査に当たっては、内部体制の連絡を密にし、調査脱漏、重 のないよう留意し、調整する。
- (4) 災害状況によっては、時 、現場の状況から 体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に 詳しい関係者の認定により概要を し、り災人員についても、平均世 により計 し即報する。
- (5) 全 、流 、 、 者及び重 者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

8 被害情報等の共有

被害情報及び防災関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効 的に応急対策を実施する上で不可 であることから、地震の規模や被害の程度に応じ、国、県、市町村及び防災関係機関等は、情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効 的な通信手段・機材、情報シ ョテムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期 を行う必要がある。

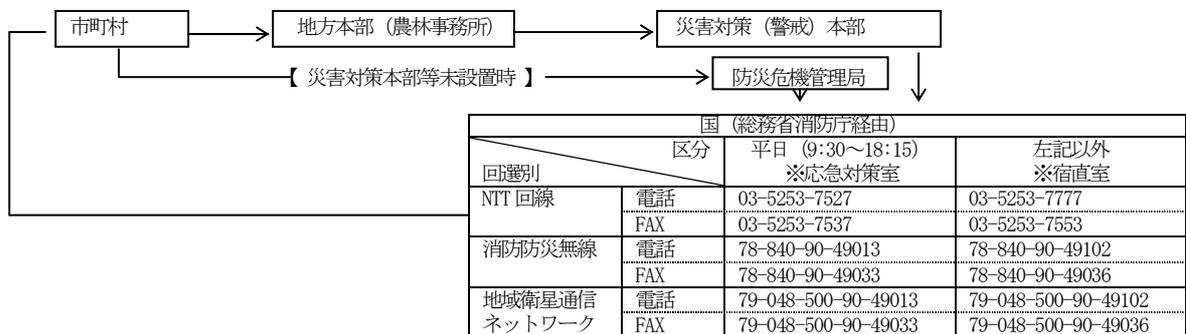
市町村は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡するものとし、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するものとする。

国、県、市町村及び防災関係機関等は、災害事態についての認 を一致させ、迅速な意思決定を行うために、防災関係機関 で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意 の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

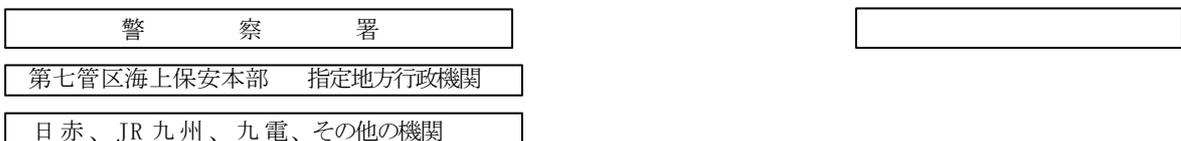
国、県、市町村及び防災関係機関等は、収集・連絡された情報に基づく判断により、他機関と連携を りつつ、応急対策の実施体制をとるものとする。

2 県災害対策本 に関係機関 報 集伝達経路
 1 防災関係機関 における災害情報連絡 図 (再掲)

2 市町村から県、国への被害状況 (即報・確定) 報告 図



3 市町村以外の機関からの被害状況連絡 図



災害状況報告基準、方法等(関係局)

被害状況の報告基準、方法等については、福岡県災害調査報告実施要綱の定めるところによる。

資料編Ⅰ 災害報告—福岡県災害調査報告実施要綱 参照
資料編Ⅰ 通信—防災関係機関通信窓口 参照

4 通信計画

1 災害発生直後の対応

災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。このため、必要に応じ、県及び市町村は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、総務省に直ちに連絡し、通信の確保に必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。

2 災害時における通信連絡

(1) 防災行政無線の活用

ア 県防災行政無線

県庁、市町村、消防本部及び県出先機関等が、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため通信連絡を行う場合は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークを活用する。

また、県警察等情報提供が必要な機関に対しても、防災情報システムの整備を進め、情報の伝達を密にするよう努める。

(ア) 気象情報等共通の情報を県庁(県庁)から各関係機関へ伝達するときは、一斉通報により行う。

(イ) 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、県庁からの通信規制等により、被害状況の報告等の緊急通信を優先させる。

(ウ) 被災現場から直接通信の必要がある場合は、移動無線により通信を行うとともに、必要に応じ可搬型映像伝送装置やリモーターテレビ映像伝送装置、リモーター衛星通信システム(リモサト)等を活用する。

(エ) 市町村から県への被害情報の収集処理を迅速に行うため、防災情報システムを活用する。

イ 消防庁消防防災無線

災害時において総務省消防庁や他県との連絡手段に活用する。

(2) 通信機器の受取

県は、有線線の輻輳(ふくそう)や停電等のため有線通信が使用できない場合、電気通信事業者等や九州総合通信局から通信機器(携帯電話・衛星携帯電話・MCA無線機等)を速やかに取り受け、被災地における災害応急対策活動に活用する。

(3) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(4) 公衆電気通信設備の活用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等のため必要がある時は、非常電話、非常電報が利用できる。

ア 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱うこと。

イ 県(本庁)が承認を受けた非常・緊急通話扱い電話番号は次のとおりである。

福岡県 非常 緊急通話電話番号

電話番号	関係部署	電話番号	関係部署
641-4734	総務部防災危機管理局	622-6394	福祉労働部福祉総務課
643-3986	福岡県災害対策本部	622-1404	商工部商工政策課
643-3987		641-4665	農林水産部農林水産政策課
643-3988		622-5108	県土整備部河川課
643-3989		622-5107	〃 道路維持課
643-3990		651-6599	〃 砂防課
622-1907		総務部県民情報広報課	622-0618
641-6657	企画・地域振興部総合政策課	643-3772	会計管理局会計課
622-6393	〃 市町村支援課		

ウ 非常扱いの電報、又は緊急 扱いの電報を発受する機関は次のとおりである。

気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・輸送確保機関・警察機関・通信の確保に直接関係のある機関・電力供給機関

(5) その他の通信設備の 用

公衆電気通信設備が 用できない場合は、次の通信設備等を活用し、非常時の通信の確保を図る。

ア 用通信施設の 用

公衆電気通信施設の 用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第 7 条及び第 79 条、救助法第 11 条、水防法第 7 条、消防組織法第 41 条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を 用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。使用できる主な機関は次のとおりである。

県（防災行政無線）、警察、九州地方整備局、福岡管区气象台、第七管区海上保安本部、大阪航空局、九州旅客鉄道株式会社、九州電力株式会社

【通信設備が優先利（使）用できる機関名】

優先利（使）用するもの	通信設備設置機関	協定年月日	申込み窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事 ・ 市町村長 ・ 指定行政機関の長 ・ 指定地方行政機関の長 ・ 地方公共団体 ・ 水防管理者 ・ 水防団長 ・ 消防機関の長 	県	防災行政無線	県防災危機管理局・県土整備事務所
	県警察本部	昭 39. 6. 1	県警察本部一通信指令課長 各警察署一署長
	九州地方整備局	昭 40. 8. 17	情報通信技術課長・事務所長・出張所長
	大阪航空局福岡空港事務所		その都度依頼する。
	福岡管区气象台		その都度依頼する。
	第七管区海上保安本部	昭 39. 7. 1	警備救難部長 海上保安部長
	JR 九州本社	昭 40. 3. 15	駅長・信号通信区長・工務センター長
	JR 九州大分支社	昭 40. 9. 1	〃
	JR 九州熊本支社	昭 40. 12. 6	〃
	九州電力株式会社	昭 39. 8. 18	各支社・営業所・電力所・発電所・ 変電所・制御所・工務所の長
	陸上自衛隊		その都度依頼する。
	航空自衛隊		〃

イ 非常通信の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を 用することができないか、又はこれを 用することが しく困難であるときに電波法第 条の規定に基づいて、無線局は非常無線（以下「非常通信」という。）を行うことができるので、次の計画の定めるところにより活用するものとする。

(ア) 用資格者

原則として、非常通信は誰でも 用することができるが、通信の内容には制限がある。

(イ) 非常通信の依頼先

福岡県非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するものとするが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

(ウ) 非常通信としての通信内容

非常通信の内容は次のとおりである。

- a 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- b 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- c 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- d 鉄 路、電力設備、電話 線の障害状況及びその復 のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- e その他気象観測資料、災害復 や救援 資の調達、配分、 に関することなど災害に関して緊急措置を要するもの

(エ) 発信の手

発信したい通信文を、次の順序で電報頼信紙(なければ普通の用紙でもよい)にカタカナ又は普通の文 で記載し、無線局に依頼する。

- a あて先の住所、氏名(職名)及びわかれば電話番
- b 本文(200 以内)、 尾に発信人名(段落にて区切る)
- c 用紙 白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また 白の 尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番 を記入する。

ウ 防災 通信用無線局の活用

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため の連絡を行う場合は、防災通信用無線局を 用する。保有機関は現在では、福岡県、福岡市(消防局を含む)、北九州市(消防局を含む)、筑紫野太宰 消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、宗像地区消防組合、粕 北部消防組合、九州管区警察局(警察本部を含む)、海上保安本庁、関 ・宇部海域 出油等防 協議会、国 交通省、西部ガ 株 会、西日本鉄 株 会、日本 福岡県支部がある。

エ 電子 一 等の活用

電子 一 等を用いて関係機関との間で情報交換を行う。

【 消防通信連絡系統表（防災行政無線 加 電話利用） 】

消防庁	福岡県 防災危機管理局	福岡市消防局 東消防署 博多 " 中央 " 南 " 城南 " 早良 " 西 "	131-7	(9) 7 -6 9		
				(9) 641-13 7		
				(9) 47 - 119		
				(9) 4-1 1		
				(9) 41- 19		
				(9) 863-8119		
				(9) 8 1- 4		
				(9) 8 6- 64		
			北九州市消防局 司消防署 小倉南 " 小倉北 " 八幡東 " 八幡西 " 戸畑 " 松 "	1 -111	(93) 8 -38	
					(93) 381-1361	
					(93) 9 1-4373	
					(93) 9 1-4831	
					(93) 671-4831	
					(93) 64 -4 1	
					(93) 871- 6 1	
				(93) 761-4 31		
			各都道府県	久留米 域消防本部	6 8-7	(94) 38- 1 1
				大牟田市消防本部	661-7	(944) 3-3 1
				塚地区消防本部	668-7	(948) -76
				直方市消防本部	667-7	(949) - 3
				田川地区消防本部	669-7	(947) 44- 6
				直方鞍手広域圏消防本部	67 -7	(949) 3 -113
				大川市消防本部	66 -7	(944) 88-114
				柳川市消防本部	66 -7	(944) 74- 119
				八女消防本部	663-7	(943) 4- 119
				筑後市消防本部	664-7	(94) -
				甘 ・ 朝倉消防本部	6 9-7	(946) - 119
				行橋市消防本部	671-7	(93) - 3 3
中間市消防本部	6 6-7	(93) 4 - 9 1				
京 域圏消防本部	67 -7	(979) 8 - 119				
苅田町消防本部	673-7	(93) 434- 119				
遠賀郡消防本部	6 7-7	(93) 93-1 31				
筑紫野太宰 消防本部	6 -7	(9) 9 4- 34				
春日・大野城・那珂川消防本部	6 1-7	(9) 84-1191				
糸島市消防本部	6 3-7	(9) 3 -4				
やま市消防本部	666-7	(944) 6 - 1				
粕 南部消防本部	6 4-7	(9) 93 - 111				
宗像地区消防本部	6 -7	(94) 36- 4				
粕 北部消防本部	6 -7	(9) 944- 131				

3 非常災害時における通信料の免 扱い

TT 線を経由する場合は、次のものが料 免 の対象となる場合がある。

- (1) 天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命、財産の危険を通報する電報であって、その危険を知った者がその救助及び救援に直接に関係がある機関に対して発するもの。
- (2) 災害に際し、 TTが指定する地域及び期間において罹災者が発 する罹災状況の通報又は救護をを求めることを内容とする電報であって、 TTが定める条 に適合するもの。

4 災害時における地上と陸上自衛隊航空機との交信方法（昭和43年11月7日決定）

(1) 地上から航空機に対する信の種

の色別	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項	適 要
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態(患者または緊急に手当を要する負傷者)が発生している。	緊急着陸または隊員の降下を乞う。	旗の規格は1辺1mの正方形の布を用い上空から見やすい場所 所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。
黄 旗	異常事態発生	食糧又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場または警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

(2) 地上からの信に対する航空機の 答要請

事 項	信 号
了 解	翼を振る(ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる。)
了解できず	蛇行飛行(機首を左右交互に向ける)

(3) 航空機から地上に対する信 要領

事 項	信 号	信 号 の 内 容
投 下	急 降 下	物資または信号筒を投下したい地点の上空で急降下をくり返す。
誘 導	旋回等で捜索隊または住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向い直線飛行し、目的地上空で急降下をくり返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督 促	連 続 旋 回	地上からの信号等通信事項を求める際に行なう。

(4) 地上に リ タ の 陸を希望する際は、その希望地点を直 7 以上のHを図示し、 を吹流し、又はT 形 (→ ⊥) で明確に示すものとする。

第4節 広報・広聴

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ確かな報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な談に適切に対応する。

なお、報活動に当たっては要配慮者に配慮した報の実施に努めるものとする。

(主な実施機関)

県(関係各課)、警察(警備課)、市町村、防災関係機関

1 災害広報

1 県における報

(1) 報内容

ア 県の行う報内容

地震や津波に関する情報のならず、被災状況・応急対策の実施状況・住民のとるべき措置等について積極的に報することとする。また、災害時の評による人権侵害を防するための報も実施することとする。

各機関は、報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、報の実施機関名等を記して報することとする。

報を必要とする内容は、おおむ次のようなものが考えられるが、被災者等の一に応じた多様な内容を提供するよう努めることとする。

- (ア) 津波の発生に関する津波警報・注意報、津波情報の発表状況(防災危機管理局)
- (イ) 発生した地震・津波に関する観測情報(防災危機管理局)
- (ウ) 震等、地震の発生に関する今後の通し(防災危機管理局)
- (エ) 被災状況と応急措置の状況(防災危機管理局)
- (オ) 避難の必要性の有無(防災危機管理局)
- (カ) a 空港・港の規制及び各種機関の通行状況(交通政策課、空港整備課、港課)
b 路等による交通規制(路維持課)
- (キ) ライラインの状況(防災危機管理局・水資対策課水整備室)
- (ク) 地震発生時におけるガ安全使用(工業保安課)
- (ケ) 医療機関の状況(医療指導課)
- (コ) 防活動の実施状況(保衛生課)
- (サ) 食糧、生活必需品、燃料の供状況(福祉総務課・商工政策課)
- (シ) その他住民や事業所のとるべき措置(防災危機管理局・関係各課)
 - a 火災・津波・地すべり・危険施設等に対する対応
 - b 電話・交通機関等の用制
 - c 食糧・生活必需品の確保
- (ソ) 震対策に関する情報(防災危機管理局)
- (セ) 流言飛語の防に関する情報(防災危機管理局)
- (ゾ) 災害時の評による人権侵害を防するための情報(人権・同和対策局調整課)
- (タ) 被災者生活支援に関する情報(防災危機管理局)

イ 警察(警備課)の行う報内容

警察は、市町村等の防災関係機関と緊密な連携を図り、次の事項について迅速な報を行う。

- (ア) 災害に対する注意喚起に関する事項
- (イ) 避難場所、経路及び避難時における留意事項
- (ウ) 犯罪予防上の留意事項
- (エ) 危険の保安措置等に関する事項
- (オ) 交通規制状況等の交通の円滑確保に関する事項
- (カ) 災害状況、被害状況等の災害状況に関する事項
- (キ) 警備活動状況等の応急対策に関する事項

- () その他秩序維持上必要な事項
- (2) 報方法（県民情報 報課・関係各課）

県は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して 報に努めるものとする。

 - ・ 報 の巡
 - ・ 公共掲示板への貼紙（財産活用課・庁舎管理出先事務所）
 - ・ 報紙等の配
 - ・ 市町村防災行政無線による （防災危機管理局）
 - ・ インター ート、 ァ シミリ等による 報
 - ・ 携 電話による 報（防災危機管理局・関係各課）
 - ・ 県・市提供テレビ・ラジオ番組の災害情報番組の
 - ・ 聞紙面購入による災害関連情報の提供
 - ・ 路情報板等による 路情報提供（ 路維持課）
 - ・ その他活用できる媒体

(3) 報の実施

ア きめ かな情報提供（県民情報 報課、関係各課）

報班は、本部事務局と緊密な連絡を図り、県民等からの通報内容のモ ター 及び各部がした災害情報等から、県民等の情報 ー を分析し、それに即応した 報を実施する。

なお、被災地から一時的に避難した被災者や高齢者、障害者、外国人等の要配慮者においては、情報が不足する傾 があることから、情報伝達経路の確保に努める。

対 象	情 報 伝 達 経 路
避難所等の被災者	(県内) 避難所巡回員等 ----- (県外) 各都道府県公営住宅管理主管課、各都道府県県政記者クラブ等との連携等
障害者・高齢者等	福祉ボランティア等
外国人	外国人団体、ボランティア団体、外国人県民相談窓口との連携等

イ 災害情報の収集（関係各課）

県は、災害情報の収集について「第2 被害情報等の収集伝達」の項に定めるところによるほか、次の要領によって収集することとする。

- (ア) 職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- (イ) 県の地方機関あるいは市町村が撮影した写真の収集を図る。
- (ウ) その他災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、資料の収集を図る。

ウ 報 機関等との連携（県民情報 報課・防災危機管理局）

- (ア) 県は、情報や県の応急対策等について、そのつど速やかに「県政記者 ラ 」を通じて報 機関に発表することとする。

記者発表は、災害対策本部総合指令部が行い、定例化を図ることとする。
- (イ) 県は、災害 レ センターの設置、確保を図るなどの方策を講じることとする。
- (ウ) 県は、報 機関に対し、要配慮者への報 手段、内容について配慮するよう要請することとする。
- (エ) 県は、警察、市町村との情報交換を ー （交換する情報の種 、情報交換間 ・時期など）を定めて的確に行い、 報内容の一体性を保つこととする。
- (オ) 県は、必要に応じ「災害 の要請」に定めるところにより、 の要請を行うこととする。
- (カ) 県は、必要に応じ、 ータ サイト・サーバー運営事業者の協力を得るものとする。

エ 報 機関へ要請及び発表する 報内容例（県民情報 報課・防災危機管理局）

- (ア) 災害の初期
 - a 災害による被害を最小限に めるための行動指示等〔要請〕
 - b 災害対策本部の設置の有無〔発表〕
 - c 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
 - d 倒 、 水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

- e 次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕
 - f 診療可能病院及びその診療科目〔発表、要請〕
 - g 避難状況等〔発表〕
 - h 被災地外の住民へのお願い〔要請〕
 - (例) ・被災地への不要不急の電話の自粛
 - ・家族、知人等の安否確認は、NTT等の安否情報システム(災害用伝言ダイヤル)により行って欲しい旨の依頼
 - i 住民の得、人の安定及び会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
 - j 交通状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通日時、路交通状況等)〔発表、要請〕
 - k 電気、電話、上下水等公益事業施設状況(被害状況、復通し等)〔発表、要請〕
 - l 河川、路、橋梁等施設状況(被害、復通状況)〔発表、要請〕
- (イ) 救援期
- a 被災地外の住民へのお願い〔要請〕
 - (例) ・個人からの義援は原則として義援金とする旨の依頼
 - ・まとまった義援物資を送付に際して、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記する旨の依頼
 - b 住民の得、人の安定及び会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
 - c 交通状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通日時等)〔発表、要請〕
 - d 電気、電話、水等公益事業施設状況(復通し等)〔発表、要請〕
 - e 河川、路、橋梁等施設状況(復通し等)〔発表、要請〕
 - f 市町村の実施している救援施策と救援を受けるための手続き方法・場所〔発表、要請〕
 - g 義援、ランテアについて全国へ支援要請〔要請〕
 - h 衣食住関連商・サービ情報等の生活支援情報〔要請〕
 - i 文や外国語による要配慮者に対する情報提供〔要請〕

オ ライライン関係機関等への要請(県民情報報課・防災危機管理局)

地震後、県及び市町村に寄せられる県民等からの通報の中には、ライラインに関係する問い合わせ(復通しなど)も多いと予想される。そのため、常に県民等の通報内容をモニターし、必要があると認めるときは、関係団体連絡員調整室を通じてライライン関係機関に対し、報担当セッションの設置や増強を要望する。

2 市町村における報

市町村は、災害応急対策の第一次の実施機関として、その文案及び先順位をあらかじめ定め、直ちに被災住民への報を行うとともに、関係機関への通報を行う。なお、避難勧告等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

- ・避難勧告・指示等に関する事
- ・災害時における住民のがまえ
- ・自主防災組織等に対する活動実施要請に関する事
- ・安否情報に関する事
- ・指定避難所の設置に関する事
- ・応急設住の供に関する事
- ・き出しその他による食の供に関する事
- ・飲料水の供に関する事
- ・被、その他生活必の又はに関する事
- ・その他

3 指定公共機関等における報

(1) 日本協会(福岡局)

災害時における番組は、災害の種別、状況に応じ、有効、適切な災害関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防ずるとともに、災害に関する官公庁、その他の関係機関の通報事項に関しては、的確かつ機の措置を講じて一般に周知する。

ア 緊急警報

緊急警報は次の場合に限り実施する。

- (ア) 津波警報が発せられたことをする場合
- (イ) 災害対策基本法第7条の規定により地方公共団体の長から求められたを行う場合

- (ウ) 大規模地震の警戒宣言が発令された場合
 - イ 災害関連番組の編成

災害時又は災害の発生が予想される場合には、必要な施設、機材、要員の確保に努め、状況に応じ、次のとおり災害関連番組を構成する。

 - (ア) 災害関係の情報、注意報
 - (イ) 災害関係の 一 及び告知事項
 - (ウ) 災害防 又は災害対策のための解説、キャンペーン番組
 - (エ) 一般民 の安定に 立つ教養・娯楽番組等
 - ウ 災害情報の確保

関係自治体と協議の上、指定避難所等での災害情報確保のため、 受信設備の設置を図る。
- (2) 九州電力株式会社

報 、報 機関により、被害箇所の復 通しや感電事故防 について、県民への周知に努める。

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による 会不安の のため、電力施設被害状況についての 報を行う。
- (3) 西部ガス株式会社
 - ア 災害発生直後

テレビ・ラジオによる緊急 の依頼、 報 等による巡 を行うとともに、地方自治体、消防、警察等、地元 官公署との情報連絡をとり、ガ 漏れ等による 次災害防 のための保安確保に努める。
 - イ 災害復 時

供 継 地区の 要 に対して、ガ の安全使用についての注意喚起を行うとともに、供 停中の 要 に対して、生活支援や復 ジ ー の告知など適時適切な 報活動を行うことにより、理解と協力を得る。
- (4) 九州旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社、甘 鉄 株式会社、平成筑豊鉄道株式会社、北九州高速鉄道株式会社、福岡市交通局

鉄 会 は、多様な手段により、被害箇所の復 通しや 再開の状況について、県民への周知に努める。

(周知方法例)

 - ア 駅内の掲示板、案内所による周知
 - イ インター ートによる周知
 - ウ 報 機関との連携等による周知
- (5) 西日本電信電話株式会社

トーキ装置、 報 及び報 機関により、被害箇所の復 通しや通話の疎通状況等について県民への周知に努める。
- (6) その他の防災関係機関

上記以外の防災関係機関は、防災業務計画等に定めるところによるほか、災害の態様に応じ、適宜適切な災害 報を実施する。

2 広報 方

関係機関は、効 的な実施方法を適宜 択し速やかに行う。

県、市町村及び防災関係機関は、被災者に総合的な情報を提供する ータ サイト等の情報提供口の設置に努めるものとする。

なお、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることをか が 、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定緊急避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

- 1 同報 通信による地域 報
- 2 報 機関による 域 報
- 3 報 ・ 等による現場 報
- 4 自主防災組織等における個別 報
- 5 指定避難所・指定緊急避難地場所等における派遣 報

- 6 報紙の掲示・配等における報
- 7 インターネットや携帯電話等による情報提供

災害時放送（防災危機管理局）

1 災害時における要請

(1) 知事は、状況により局を使用することが適切と認めるときは、RKB毎日株会、株会テレビ西日本、九州朝日株会、株会福岡、株会エエム福岡、株会TVQ九州、株会CRSSFM、ラブエフエム国際放送株会の各局に対して、「災害時における要請に関する協定」に基づき、各局に対して災害に関する通知、要請、伝達又は警告の要請することとする。

ア 知事は、次に掲げる事項を明らかにして要請することとする。

- (ア) 要請の理由
- (イ) 事項
- (ウ) 希望日時
- (エ) その他必要な事項

イ 要請は原則として文書で行い、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることとする。

ウ 要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、県及び各局にそれぞれ連絡責任者を定める。

エ による高い報効を得るため、知事を含む県の幹部、又は報責任者が直接、テレビ、ラジオ等で報することも考慮する。

- (2) 市町村は、局を使用することが適切と考えるときは、やむをえない場合をき県を通じて行う。
- (3) 各局は、知事から要請を受けたときは、遅滞なく協定に基づきを行うこととする。

2 緊急警報の要請

知事は、市町村長からの依頼に基づき緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、HK福岡局に対して、災害対策基本法第7条に基づき無線局運用規則第138条のに定める緊急警報信を使用した（以下「緊急警報」という。）を要請することとする。

- (1) 要請権者 市町村長、県知事
- (2) 要請先 HK福岡局
- (3) 要請事由

災害が発生し、又は発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合とする。

- ア 事態が切迫し、避難勧告、命令や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要すること。
- イ 通常の市町村、防災機関等の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること。

(4) 要請手

ア 要請は、別紙様による。

イ 要請方法

原則として県を口とする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、市町村からも直接要請できる。

(ア) 市町村から県（口：防災危機管理局）への要請

勤務時間内	勤務時間外
1. 県防災行政無線電話《発信番号78-》 700-7022 (防災企画係) 700-7023 (消防係) 700-7500 (災害対策本部、設置時のみ)	1. 県防災行政無線電話《発信番号78-》 700-7027 (宿直室) 700-7020~7025 (防災危機管理局事務室、宿直室対応可) 78-700-7500 (災害対策本部、設置時のみ)
2. 一般加入電話 092-641-4734、092-643-3112 (防災企画係) 092-643-3986 (災害本部、設置時のみ)	2. 一般加入電話 092-641-4734 (宿直室切替) 092-643-3986 (災害対策本部、設置時のみ)
備考 1. 一般加入電話は、市町村の孤立防止用無線電話からも接続できる。 2. 内の電話を優先されたい。	

(イ) 市町村、県からNHK福岡 局への要請

- | | | | |
|-----------------------|--------------|--------------|----------------------|
| 1. 一般加入ファックス | 092-781-4270 | 092-771-8579 | ただし、この場合も別途電話連絡すること。 |
| 2. 県防災行政無線電話《発信番号78-》 | 982-70 | | |
| 3. 一般加入電話 | 092-741-7557 | 092-741-4029 | |

【 要請に係る様 】

(ファックス、電話用)

件 放送要請について

平成 日 災害対策本 号

1. 由

- ① 避難勧告、警報等 周、徹底を図るため
- ② 災害時 混乱を防止 するため
- ③ 市町村から が ったため
- ④ 災害対策本 配 員を召集 するため

2. 放送 (内、対象 等)
紙 とおり

放送 時

- ① 直ちに
- ② 日

4

連絡系統

```

    graph LR
      A[市町村] --> B[災害対策本部  
県  
防災危機管理局]
      B --> C[NHK]
  
```

要請者 市町村	県	NHK
連絡者	受信者 連絡者	受信者
連絡時分	受信時分 連絡時分	受信時分
電話番号	電話番号	

※ 機関(県 NHK) 折り返し 者に電話し、内 認を行うこと。

資料編 I 放送協定—災害時に関する対策のための放送要請に関する協定書 参照

4 県民等から 問い合わせ 対応 相談

1 趣旨

被災者又は関係者からの 族の消息、医療、生活必 、住居の確保や被災者の支援措置等についての 談、要望、苦情に応ずるための 談活動について定める。

2 内容

(1) 県の 談活動（県民情報 報課・保 福祉環境事務所・防災危機管理局、関係各課）

ア 災害関連 談

県は、災害発生直後から寄せられる、災害に関する多様な照会や 談に対応するため、通常の県民 談 口に加えて、災害関連の総合 談 口を設置し、災害 報部 との連携のもと、効的な情報提供、 談業務等を行うこととする。

必要があれば、報 機関の協力を要請し、不要不急通報の自粛や T T等の安否情報シ テムの 用を被災地内外の人々に訴える。

ライ ラインに関する問い合わせの集中も予想されるため、ライ ライン関係機関においてこれらの問い合わせ ー に対応できる 報体制をとるよう要請する。

定型的情報はテレホンサービ 方 で伝えるなど、少ない職員で最大の効 をあげられれれテ

(アわ

第5節 地震水防対策の実施

地震による河川 防等の被害、高潮・津波や河川増水に伴う氾濫等の水害危険が予想される。これを警戒し、防 止、被害を 軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定めるものとする。

(主な実施機関)

水防管理団体、国（九州地方整備局）、県（河川課）

1 内 容

県における水防組織、活動及び予警報の伝達等については、「県水防計画」の定めるところによる。

2 応 協力関係

- 1 水防管理団体は、自らの水防活動の実施が困難な場合、他の水防管理団体、又は県に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請するものとする。
- 2 県は、水防管理団体からの応援要請事項の実施が困難な場合、その他必要があると認めた場合、陸上自衛隊等に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請するものとする。

第6節 二次災害の防止

大規模な火災、危険・毒劇等の漏洩等の二次災害及び震等に伴う二次災害に対する活動を定める。

1 災消防（防災危機管理局、市町村）

大規模地震の発生に伴い、次的に発生する多発火災による被害を減らすため、消防機関等は、次により出火防 措置及び消防活動を実施する。

1 出火防、初期消火

火災による被害を防 又は 減らすため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に出火防及び初期消火の徹底について呼びかける。

2 消防活動

(1) 基本方針

地震による火災は、同時多発するほか、津波や 地震などと同時に発生する 경우가多く、消防隊の絶対 数が不足するとともに、消防 隊などの通行障害が発生するため、すべての災害に同時に対応することは極めて困難となることから、早期に応援要請の考慮を行い、消防活動については、消防力の重点投入地区を 指定し、また、 警戒線を設定するなど消防力の効率的運用を図る。

(2) 危険 火災等に対する消防活動

ア 特 火災の消防活動

特 火災の消防計画については、高層建 物、地下街等特 種建造物の消防計画によるほか、次によるものとする。

(ア) 危険 火災

大量の危険 物による火災に際しては、発火性、引火性又は爆発性 物の種別 量に応じて、危険度を考慮して、注水消火を行うほか注水 禁止 に対しては、化 学消火、窒息消火、却消火等の方法を講じ、かつ周辺部への 警戒 にあたる。

(イ) 射線関係施設火災

射線関係施設の火災に際しては、施設近辺の 放射線による危険を防 止することを第1条として防 止活動に当たるものとし、当該施設の管理者の指示に従い危険区域を設定して、防護装備をした者以外の立入りを 禁止 し、注水消火を行う場合には、消火に使用した水の汚染度により危険を伴うものについては安全地域に流出する措置を講じる。

資料編 消防資機材—消防機関の化学消防自動車及び化学消化剤備蓄状況調 参照

イ 特 地域の消防活動

(ア) 港 沿 地域

港 沿 地域の消防活動は、海上隊と陸上隊 間の連絡を密にし、火災のすう勢、防災対象の粗密、発火性、引火性 物の状況を考慮して、水陸 両面の狭撃 戦による防 止にあたる。

また、水上隊の増強を必要とする場合には、可搬 艇 等による 隊の活用を図る。

(イ) 危険区域

造建設 又は危険 施設等の密集地域で、 危険性が極めて大きく、あるいは消防活動 上 条 を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防 止部隊を増強し、 防 止に努めるとともに、別に予備部隊を編成待機せしめて、 位置の変化等による不測の事態に備える。

3 救急救助活動

震災時においては、 域的に多 数の 者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関、医師会、日本 赤十字社 福岡県支部、警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急救助活動を行う。

4 被災地域以外の市町村等による応援

被災地域以外の市町村は、被災市町村からの要請又は 応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

県は、必要に応じ消防庁、自衛隊等に応援のための措置を要請するものとする。

5 その他 体的対策等については、市町村消防計画による。

2 危険物 毒劇物取扱 設等 応急措置

大規模な地震により、危険物、火、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が破損し、火災、爆発、流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を及ぼすおそれがある。これらの被害を最小限に抑えるため、福岡県地域防災計画事故対策編第5編危険物対策編の規定に基づき、関係機関は協力をし、災害の予防及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずるものとする。

高層建築物、地下街災害応急対策（消防機関、警察、ガス事業者）

1 趣旨

高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた警防体制の整備を図るとともに次の各種対策を実施する。

2 消防機関

(1) 高層建築物等に係る災害が発生した場合は、おおむね次のとおり消防活動体制を確立する。

- ア 出場基準の決定
- イ 指揮本部の設定
- ウ 危険度の判定
- エ 関係機関との通報、連携体制の確立

(2) 消防活動は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、各々必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

ア ガス漏洩事故

(ア) 現場到着時の措置

消防隊は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生箇所及び危険範囲を推定し、直ちに、火災警戒区域を設定し、必要な措置を行う。

火災警戒区域の設定範囲は、地下街にあっては、原則として、当該地下街全体及びガス漏れ場所から1m以上の地上部分に設定する。

(イ) ガス漏れ場所への進入

消防隊のガス漏れ場所への進入に当たっては、次の事項に留意する。

- a ガス検知器等による検知が、爆発下限界の3%に達した地点を進入限界区域とする。
- b 防火服を装着し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、衣服を濡らして静電気の発生を防ぐ。
- c 爆破に伴う爆発、飛散等による被害を防ぐため、出入口等の開口部、無筋の壁及び柱の近を避け、柱部又は鉄筋コンクリート壁等を体の遮蔽にするとともに、できる限りの低姿勢で進入する。
- d 火花を発生する機器の使用及び作業により、火花を発生する機器等の操作を厳禁する。

なお、エアソーを用いて破砕活動を行う場合は、切断面に対し、注水活動を併用する。

(ウ) ガスの供給遮断

ガスの供給遮断は、西部ガス株式会社等ガス事業者が行うものとする。

ただし、消防隊が西部ガス株式会社等ガス事業者に先行して災害現場に到着し、西部ガス株式会社等ガス事業者の到着が遅れることが予測され、かつ、範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができるものとする。

なお、消防隊がガスの供給を遮断したときは、ただちに、その旨を西部ガス株式会社等ガス事業者に連絡する。

(エ) ガスの供給再開

遮断後のガスの供給再開は、現場最高指揮者に連絡のうえ西部ガス株式会社等ガス事業者が行うものとする。

イ 火災等

(ア) 人命救助

人命救助は、最優先で行うものとするが、特に次の事項に留意する。

- a 救助活動体制の早期確立と実施時期
- b 活動時における出場小隊の任務分担

c 活動時における情報収集、連絡及び資機材の活用

(イ) 消火

消火活動については、特に次の事項に留意する。

- a 高層建 等の消防用設備の活用
- b 活動時における出場小隊の任務分担
- c 水、水 防 対策
- d 、進入時等における資機材対策

3 警察 (警備課)

人命保護を最重点として、本 第19 「警備対策の実施」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

(1) 現地指揮所等の設置

幹部の早期現場 場により現場指揮体制を確立し、現地指揮所を設置する。

(2) 救出救護

被災者の有無の確認及びその速やかな救助活動と消防機関、救護機関等と連携した 者の救護搬 措置を行う。

(3) 避難誘導

避難経路、方 、避難先の明示と危険箇所の要員配置による各種資器材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

(4) 警戒区域の設定

次災害防 を図るための 範囲の警戒区域の設定を行う。

(5) 交通規制

救出救護活動及び復 業の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。

(6) その他

市町村その他関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び 体検視等所要の措置をとる。

4 西部ガ 株 会 等ガ 事業者

災害発生の場合は、関係機関と協力して 次災害防 のための措置を講ずる。

(1) 緊急の場合には特定の地下街に設けた緊急遮断 又は地上操 遮断 等により、ガ の供 を停 する。

(2) 事前の申し合せにより、必要な場合は、消防機関においてガ の供 を停 することができるものとする。

4 余 、降雨等に伴う二次災害 防止

県、市町村及び関係機関は、 震あるいは 雨等による 次的な水害・ 災害、 地災害、建 被害の危険を防 することとする。

1 水害・ 災害・ 地災害対策 (河川課・ 防課・建 指導課・都市計画課・農林森林整備課、市町村)

県及び市町村は、 震あるいは 雨等による 次的な水害・ 災害・ 地災害等の危険箇所の点検について、地元在住の 者 (ンサ タント、県・市町村職員のOB等)、福岡県防災エキ パート協会、福岡県 防 ランテ ア協会、斜面判定士等へ協力を要請するほか、国のア バイザー制度*を活用して行うものとする。その 、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定 の 、 設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

*アドバイザー制度・・・(公社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

2 建 災害対策 被災建 応急危険度判定 (建 指導課、市町村)

県及び市町村は、被災した建 等の 震等による倒 、部材の落下等から生じる 次災害を防 止、住民の安全を確保するため被災建 の応急危険度判定を行う。応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して、建 の被害の状況を調査し、 震等による 次災害発生危険の程度の判定・表示を行うものとする。

3 地災害対策 被災 地危険度判定 (都市計画課、市町村)

県及び市町村は、被災した地の震等による次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災地の危険度判定を行う。

危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して地の被害の状況を調査し、震等による次災害発生の危険の程度の判定・表示を行うものとする。

4 ため池 設災害応急対策（農村森林課、市町村）

ため池はかきがい用水施設としてくことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、下流域に大きな次災害を発生させるおそれがある。県、市町村はこれらの災害に円滑に対応するための措置を講ずる。

1 各機関の実施する対策

(1) 県の実施する対策

ア ため池が決した場合、もしくは決のおそれが生じた場合は、速やかに市町村等から位置及び被害状況等を入手するため情報を入手する。

イ 応急工事が早急に実施できるよう市町村及び関係機関を指導し、協力する。

(2) 市町村の実施する対策

ア 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。

イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

ウ 被害を大きくさせないよう早急に応急工事を実施する。

(3) 関係機関の実施する対策

ア 管理団体において、ため池に決のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市町村に通報する。

イ 地震の発生により体に亀裂等が確認され決のおそれが生じた場合、緊急に水施設を操し貯留水を流す。

ウ 市町村が実施する応急対策について協力する。

6 鉱山災害応急対策

県防災計画（基本編・水害対策編）第2編第2章第31 「鉱山災害応急対策計画」に準ずる。

第7節 救出活動

大規模地震時には、倒壊の下敷きになった者、災害等により生き埋めになった者、津波等により水と共に流された者、市街地火災において火中に残り残された者、大規模な交通事故等による集団的大事故等により救出を要する者等が多発発生することが予想される。

そのため、市町村、警察、第七管区海上保安本部は、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

(主な実施機関)

県(総務部・福祉部)、警察、第七管区海上保安本部、市町村

1 陸上における救出対策

1 住民及び自主防災組織の

地震発生直後における倒壊等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織に依頼すべき部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震発生直後から、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

2 市町村

(1) 市町村は、地震直後から地域の住民、事業所等に対し、各種報知手段を用いて倒壊の生き埋め者等に対する救出活動等への協力を喚起する。

(2) 消防機関により編成された救助隊等は、救助に必要な車両、特種機器、その他資器材を調達し、必要に応じ消防応援協定に基づき他の消防機関の応援を得ながら迅速に救助に当たる。

また、市町村地域防災計画に主として防災上の配慮を要する者が使用する施設の所在地を定める場合には、当該情報も活用して救助・救急活動に努めるものとする。

(3) 自ら編成する救助隊による救出業務が困難なときは、警察署に連絡するとともに、合同して救助に当たる。

(4) 市町村自体の能力で救出業務に必要な車両、特種機器等の調達が困難なときは、関係事業者、県及び隣接市町村に協力又は応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の開設、宿営等のための拠点の確保を図るものとする。

3 警察(警備課)

災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講じるとともに、災害が発生した場合は、次による被災者の救出処置をとる。

(1) 要救助者及び要救助者の有無の確認、その速やかな救出救助活動

(2) 消防機関、救護機関等と連携協力した要救助者の救護搬送活動

(3) 行方不明者が行方不明者で合め合め内て応にを整整総でめ県県あり応発総必し生ず都張消車警備(警備)網改生描機副道

- a 災害発生日時
- b 災害発生場所
- c 災害の種別・状況
- d 人的・物的被害の状況
- e 応援要請日時・応援要請者職氏名
- f 必要な部隊種別
- g その他参考事項

(イ) 被災市町村は、県に連絡が れない場合、直接、国に 応援要請を行うものとする。

(ウ) 県は、隣接市町村からの情報等から、被害が甚大であると認めた場合、被災市町村からの要請を待たずに国に対し 応援要請を行う。

イ 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

ウ 県職員の派遣

県は、緊急消防援助隊要請時、現地災害対策本部に職員を派遣し、関係機関との連絡調整等に 従事させる。

エ 緊急消防援助隊調整本部の設置

県は、緊急消防援助隊要請時、その活動に資するため、次の事務を行う調整本部を設置する。

- (ア) 指揮者との連携による緊急消防援助隊及び県内 応援部隊の配備に関すること
- (イ) 関係機関との連絡調整に関すること
- (ウ) 緊急消防援助隊の後方支援に係る概 次に掲げる事項に関すること
 - a 燃料
 - b 食糧
 - c 野営場所

2 海上における 対策

1 第七管区海上保安本部

船海難等の災害により、被災者又は行方不明者が発生した場合は、情報の収集、確認とともに、投入する巡視 航空機の勢力を決定し、これにより救出、 に当たる。

2 警察（警備課）

船の遭難等海上における災害発生に際しては、第七管区海上保安本部、市町村その他の関係機関と連携協力し、次の措置をとる。

- (1) 遭難した 船、航空機等とその乗員、乗客等の被災者の確認措置
- (2) 警備 、 リ タ 等による可能な救助活動及び救出救護活動等に伴う陸上における緊急確保の交通整理規制その他の所要措置
- (3) 行方不明者がある場合は、沿 関係警察への手配等によるその速やかな発 措置

災害 における 対策（ 課 、市町村）

災害救助法の適用に基づく措置は次のとおりとする。

1 対象

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため、生 不明の状態にある者

2 用の限度

福岡県災害救助法施行 則で定める

3 期間

災害発生日から3日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内 総理大臣の承認を得て 長することができる。（特別基準）

4 海外から 隊等 受 計画（防災危機管 局、国際交流局、 課 、商工政 課（県海 外 所）、警察、市町村、消防本 ）

1 趣旨

災害時に海外からの救援 資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合の受入れについて定める。また、必要に応じ、応援協定に基づく被災地支援対策本部とも 分な調整を図るものとする。

2 内容

(1) 基本方針

海外からの支援の受入れについては、基本的に国において判断されることから、国と 分連絡調整を図りながら対応することとする。また、必要に応じ、応援協定に基づく被災地支援対策本部とも 分な調整を図るものとする。

(2) 支援の受入れ

ア 支援受入の準備

(ア) 県は、海外からの救援 資の受入れが予想される場合、あらかじめ次のことを行うこととする。

- a 国、県海外事務所等への被災状況の概要及び想定される 一 の連絡
- b 国、県海外事務所等からの 一 の照会への対応

イ 支援受入の必要性等を判断

県は、海外からの救援部隊等による支援の申し出があった場合、次のことを確認したうえで、支援受入の必要性等を判断する。

(ア) 協力の内容、救援部隊等規模、活動期間

(イ) 入国上の規制

(ウ) 県警、被災地を管轄する消防本部、緊急消防援助隊調整本部等の関係機関の意 等

ウ 支援受入の決定

県は、支援受入の必要性が認められる場合は、国と受入方法、活動の内容等を調整し、支援受入を決定する。

エ 支援受入の対応

海外からの支援の受入れは、一般的に国が 口となることから、国、と 分連絡調整を図りながら災害対策本部を中 に対応することとする。

なお、受入に当たっては、必要に応じて次のことに留意するものとする。

- a 案内者・通 の手配
- b 宿泊場所の手配
- c 支援活動への同行
- d 活動日程の 成

(3) 友好提携地域等からの支援受入

県は、友好提携地域等から、直接 資や救援隊の派遣について申し出を受けた場合には、次に定めるところにより対応することとする。

ア 救援 資の受入れ

(ア) 提供 資の確認及び必要性の判断

県は、海外から 資提供の申し出があった場合、次のことについて提供申出者に確認のうえ、国と連絡調整を図りながら、受け入れの必要性等を判断し、迅速に対応することとする。

- a 目、量
- b 手段
- c 一ト
- d 搬入場所
- e 到 予定日時

(イ) 関係機関との調整

県は、 資提供を受け入れる場合、次のことについて関係機関と調整を行うこととする。

- a 通関に際しての法令による規制免
- b 通関料等の免 手

(ウ) 協力の依頼

県は、資の 通関・保管に関して、航空会 通関業協会等へ協力依頼を行うこととする。

(エ) 資の保管・管理

海外からの受け入れ後については、国内他県等からの救援 資と同様の扱いとする。

イ 救援隊の受入れ

(ア) 派遣内容の確認及び必要性の判断

県は、海外から救援隊派遣の申し出があった場合、次のことを確認した上で、国と連絡調整を図りながら受入れの必要性等を判断し、迅速に対応することとする。

- a 協力内容、人、到 場所、到 日時の確認
- b 入国に関する規制の有無、免 の有無の確認
- c 警察、消防本部等防災関係機関と連絡を り合い、被災地の ー を
- d 受入れの方法等の検討

(イ) 自力での活動の要請

県は、救援隊に極力、自力で活動するよう要請することとする。できるかぎり、燃料、飲料水、食糧等について自己完 型で活動するよう要請することとする。

(ウ) 救援隊の対応

県は、救援隊の受け入れに当たっては、活動日程を 成するほか、必要に応じて次のことを行うこととする。

- a 案内者・通 の手配
- b 宿泊場所の手配
- c 支援活動への同行

(エ) 協力体制の確保

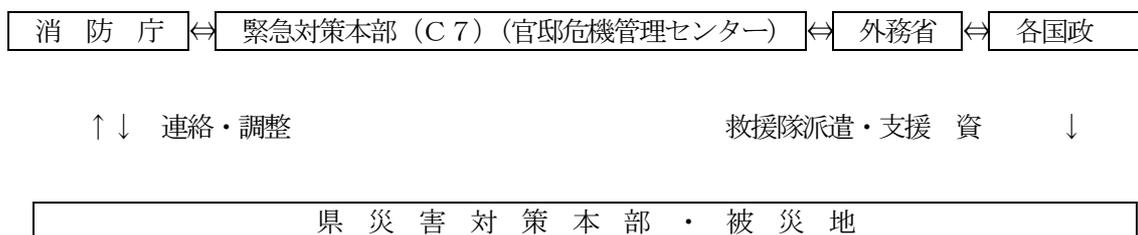
警察、消防本部は、海外からの救援受入れに際しては、円滑な協力体制の確保に配慮することとする。

(4) 支援受入の訓練等

県は、平常時から、海外からの救援部隊の受入・連携を目的とした防災訓練を実施するなど、支援受入体制の整備に努める。

(体例) 海外からの支援受入の流れ

(「東日本大震災における海外からの救助隊受入について」2011年10月27日 消防庁)



第8節 避難対策の実施

災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させ、また、内での待避その他の避難のための安全確保に関する措置（以下、「安全確保措置」という。）をとらせるための避難方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

（主な実施機関）

県、市町村、警察、関係機関

1 避難 示、勧告 周

1 避難の勧告、指示

(1) 避難の勧告・指示権者

【避難の勧告・指示権者及び時期】

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要・時期)	勧告又は指示の対象	勧告又は指示の内容	すべき措置
市町村長 (委任を受けた 吏員又は消防職員)	市町村長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	災対法 第60条 第1項、 第3項	全災害 ・ 災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・ 人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・ 急を要すると認めるとき ・ 避難のための立ち退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	①立ち退きの勧告・指示 ②立ち退き先の指示(※1) ③安全確保措置の指示	県知事に報告 (窓口：防災危機管理局)
知事 (委任を受けた吏員)		災対法 第60条 第6項	・ 災害が発生した場合において、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の 公示
警察官		災対法 第61条 警察官職務執行法 第4条	全災害 ・ 市町村長が避難のため立ち退き又は安全確保措置を指示することができないと警察官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき ・ 危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	・ 必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 ・ 危害を受けるおそれのある者	①立ち退きの指示 ②立ち退き先の指示 ③安全確保措置の指示 ④避難の措置 (特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、市町村長に通知(市町村長は知事に報告)
海上保安官		災対法 第61条	全災害 ・ 市町村長が避難のため立ち退き又は安全確保措置を指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	①立ち退きの指示 ②立ち退き先の指示 ③安全確保措置の指示	市町村長に通知(市町村長は知事に報告)
自衛官		自衛隊法 第94条	・ 危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置(※2)	警察官職務執行法第4条の規定を準用
知事 (その命を受けた県職員)		地すべり等防止法 第25条	地すべりによる災害 ・ 著しい危険が切迫していると認めるとき	必要と認める区域内の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 (その命を受けた県職員) 水防管理者		水防法 第29条	洪水又は高潮による災害 ・ 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	その区域を管轄する警察署長に通知(※2)

- ※1 立ち退き先としては、指定緊急避難場所その他の避難場所を指定する
 - ※2 警察官がその場にいらない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。
 - ※3 水防管理者が行った場合に限る。
- (注) 1 「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。
- 2 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

(2) 避難の勧告・指示等の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の大を防 するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち きの勧告、指示、安全確保措置の指示を行う。

災害対策本部の置かれる本庁舎等において 分な状況 が行えない場合は、水害の被災地近傍の支所等において勧告等を行うための判断を行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。避難勧告等の解 に当たっては、 分に安全性の確認に努めるものとする。

(3) 指定行政機関の長等による助

市町村長は、避難のための立ち きの勧告、指示、安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの 的知 等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長 しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助 を求めることができる。この際、助 を求められた者は、その所掌事務に関し、 的に可能な範囲で助 を行うものとする。

2 の連絡協力

関係機関(者)は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち きの指示、勧告、安全確保措置の指示の措置をとった場合、 に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

市町村長は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち きの指示、勧告、安全確保措置の指示の措置をとった場合は、速やかに県知事に報告するとともに関係機関への連絡を行うものとする。

3 住民等への周知(市町村)

(1) 避難の指示、勧告、安全確保措置の指示を行った場合には、地域住民等に対し 報 、サイレンあるいは報 機関を通じて、避難指示、勧告又は安全確保措置の指示の理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る。

また、住民の 極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するよう努めるものとする。

(2) 市町村長等は、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への「避難の勧告・指示の伝達」には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(3) 市町村は、住民等に対し、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は 内での待避等を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

2 警 区 設定

1 警戒区域の設定権者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防または水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行うこととする。なお、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。(災害対策基本法第73条第1項)

災害全般について	市町村長又はその委任を受けて市長村長の職権を行う市町村の吏員（災害対策基本法第63条第一項） 警察官（災害対策基本法第63条第二項） 海上保安官（災害対策基本法第63条2項） 自衛官（災害対策基本法第63条3項）
火災について	消防吏員・消防団員（消防法第28条） 警察官（消防法第28条）
水災について	水防団長・水防団員（水防法第21条） 警察官（水防法第21条） 消防吏員・消防団員（水防法第21条）
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員（消防法第36条） 警察官（消防法第36条）

2 警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

- (1) 市町村長は、災害が発生したまたはまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防 止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
- (2) 警察官または海上保安官は、市町村長（権限の委任を受けた市町村職員を含む。）が現場にいないとき、または市町村長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官または海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知することとする。
- (3) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市町村長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、市町村長へ通知することとする。

なお、市町村長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限 しくは 又は を命ずることとする。

- (4) 市町村長は、警戒区域の設定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの 的知 等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長 しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該設定に関する事項について、助 を求めることができる。この際、助 を求められた者は、その所掌事務に関し、 的に可能な範囲で助 を行うものとする。

なお、市町村長は、これらの機関との発災時の連絡体制について、予め市町村防災計画に定めておく等、 分な連携を図るものとする。

避難者 誘 導 移送

1 市町村

(1) 住民等の避難誘導

住民等の避難誘導は、警察や自主防災組織等の協力を得て市町村が実施する。

市町村は、住民等に対し、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は 内での待避等を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導・移

市町村は、避難行動要支援者（高齢者、 病人、乳幼 、妊産婦、身体障害者及び必要な 護者等）に対しては 先的に避難誘導・移 を行う。

(3) 避難者の移

市町村は、被災地域が 範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移 する。その際、 リ ター、 船による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

2 県（防災危機管理局）

(1) 避難者の他地区への移 等

県は、市町村の被災地域が 範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に収容しきれなくなった場合に、市町村から協力依頼があった時は、避難者の他地区への移 等について、関係機関に応援要請を行う。

(2) 域一時滞在

市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にか が、市町村の区域外への 域的な避難及び避難場所、応急 設住 等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都 県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都 県との協議を求めるものとする。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都 県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって しく 下した場合など、市町村からの要求を待つとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、 域一時滞在のための要求を当該市町村に代わって行うものとする。

また、県は、必要に応じて他県に 応援協定に基づく応援要請や、国等に 域避難収容に関する支援を要請するものとする。その際、 リ ター、 船による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

市町村は、指定緊急避難場所を指定する際に合わせて 域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

3 警察（警備課）

(1) 避難者の誘導

警察は、住民等の避難誘導に当って市町村に協力する。

(2) 避難者の移

警察は、市町村の被災地域が 範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に収容しきれなくなった場合に、市町村から協力依頼があった時は、避難者を他地区へ移 する等の協力を行う。

4 校、病院、集客施設等の避難対策（体育 ーツ 康課、市町村、施設管理者）

校、病院、興行場、大規模商業施設、ホテ 等多人 が勤務し、又は出入りする施設の管理者は、あらかじめ施設の地理的条 及び施設配置状況を考慮して 成した避難計画により、災害時における避難の万全を期する。

第4 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

1 市町村

市町村は、地震災害により、 等に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、遅滞なく指定緊急避難場所及び指定避難所の開設を行い、住民に周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所及び指定避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じ、指定避難所の立地条 及び建 の安全を確認して、速やかな開設を行う。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所開設を行う。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間 住、旅館・ホテ 等を避難所として り上げるなど、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

避難場所のライ ラインの 復に時間を要すると まれる場合や、 路の途絶による孤立が く と まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するよう努めるものとする。

この場合、市町村は以下の点に留意するものとする。

(1) 開設指定避難所の 近住民に対する速やかな周知徹底

(2) 管轄警察署等との連携

(3) 指定避難所責任者の 任とその権限の明確化

(4) 避難者名簿の 成（なお、指定緊急避難場所で生活せず食事の 受け りに来ている被災者等に 係る情報についても、 するよう努めるものとする）

(5) 要配慮者に対する配慮

民生委員・ 委員、 護保険事業者、障害福祉サービ 事業者が している要配慮者の居場所や安否の情報についても収集するよう努めるものとする。

(6) 良好な居住性の確保、当該指定避難所に置ける食糧、衣料、医 其他の生活関連 資の配及び保 医療サービ の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備

(7) 次の事項について県へ速やかに報告する。

ア 指定避難所開設の日時及び場所

イ 受入れ状況及び受入れ人員

指定避難所で生活せず食事の 受 に来ている被災者等についても情報の早期 に努める。

ウ 開設期間の

エ 避難対象地区名（災害危険箇所名等 ————— 資料編Ⅱ（災害危険箇所編 覧））

(8) 指定避難所の適切な運営管理

ア 指定避難所における協力体制の構

指定避難所における 確な情報の伝達、食糧、飲料水等の配 、 等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。

イ 指定避難所の運営に関する 分担を明確化

ウ 被災者の主体的な運営体制の立ち上げ支援

被災者に過度の 担がかからないよう配慮しつつ、被災者が に助け合う自治的な組織が主体的に関 する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

2 県（防災危機管理局・福祉総務課）

市町村から災害救助法による指定避難所開設について応援の要請を受けたときは、被災市町村に隣接する市町村に必要な応援等の要請をするとともに、必要に応じ県警察に通知する。

☞ 開設が長 化する見通し 場合 定避難所運営（市町村）

指定避難所の開設が長期化する 通しの場合、市町村は以下の点に留意するものとする。

1 避難者が落ちつきを り戻すまでの指定避難所運営

(1) ー 分け

(2) ライバシーの確保

(3) 男女の ー の違い等男女双方の視点等に配慮

指定避難所においては、女性の意 を反映し、運営における女性の参画を推進するとともに、女性 用の 干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用 ・女性用下 の女性による配 、巡 警備や防犯 ザーの配 等、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て 庭の ー に配慮するよう努めるものとする。

(4) 情報提供体制の整備

(5) 指定避難所運営 ー の徹底

円滑な指定避難所運営の行うための指定避難所運営 ー （消灯時間、トイレ等の施設使用等）

を定め、徹底する。

(6) 指定避難所のパト ー 等

(7) 要配慮者等の 会福祉施設等への移 等

(8) 福祉避難所（要配慮者（ 会福祉施設等に緊急入所する者を く。）が、 談等の必要な生活支援が受けられるなど、安 して生活ができる体制を整備した避難所）の開設の検討と要配慮者の移 ・誘導等

2 避難者が落ちつきを り戻した後の指定避難所運営（市町村）

市町村は以下の点に留意するものとする。

なお、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、そのために、食事 供 の状況、トイレの設置状況等の に努め、必要な対策を講じるよう努めるものとする。

また、国、県及び市町村は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にか が て、旅館やホテル 等への移動を避難者に促すものとする。

なお、国、県及び市町村は、災害の規模等に鑑 て、避難者の 全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急 設住 の迅速な提供、公営住 、民間 住 及び空き 等 用可能な既存住 のあつ

せ及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- (1) 自主運営体制の整備
 - (2) 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改 対策
 - (3) 指定避難所の縮小・閉鎖を考慮した運営
- 3 保 ・衛生対策（保 医療 護総務課・医療指導課・ 康増進課・保 衛生課、市町村）

県及び市町村は以下の点に留意するものとする。

なお、市町村は、 ライバシーの確保状況、簡易 等の活用状況、入浴施設設置の有無及び用頻度、洗濯等の頻度、医師、保 師、 護師、管理栄養士等による巡 の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、ご 処理の状況など、避難者の 康状態や指定避難所の衛生状態の に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における愛護動 のための ペー の確保に努めるものとする。

- (1) 救護所の設置
- (2) 康状態や栄養摂 状況の 及び改 指導、 談の実施
- (3) 設トイレの確保
- (4) 入浴、洗濯対策
- (5) 食 衛生対策
- (6) の 康 談の実施

6 設 保（育・ 建築都市・ 設所 護、市町村）

震災時など、避難者が大量長期化した場合、県、市町村は、公営住 、公的宿泊施設の 及び体育館、公民館等の施設を提供するものとする。

第7 要配慮者等を考慮した避難対策（市町村）

避難誘導にあたり、病者、高齢者及び乳幼 等の要配慮者を 分考慮するものとする。避難順位は、おおむ 次の順位によるものとするが、 機応変かつ迅速に対応する。

- ① 助を要する高齢者や障害者及び 病者、② 病者、③乳幼 及びその母親・妊産婦、④高齢者・障害者、⑤ 、⑥女性、⑦男性

なお、避難にあたっては、自主防災組織のリーダー等が責任をもって、速やかに地区住民を集団避難させるものとする。

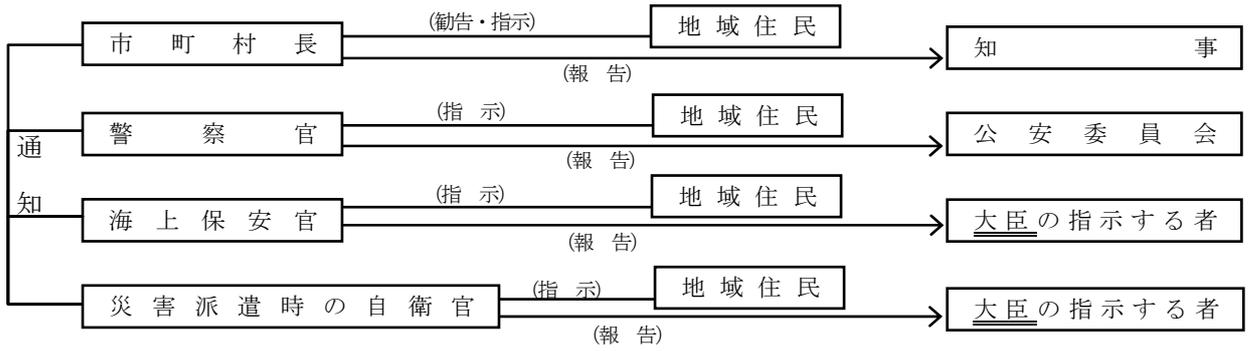
第8 指定避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮（市町村）

やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連 資の配 、保 医療サービ の提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 帰 困難者対策

公共交通機関が運行を停 し、自力で帰 することが困難な帰 困難者が大量に発生する場合には、県及び市町村は、「むや に移動を開 しない」という基本原則の 報等により、一斉帰 の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞り場所の確保等の支援を行う。滞り場所の運営に当たっては、男女の 一 の違いや、要配慮者の多様な 一 に配慮するよう努めるものとする。

【避難勧告及び指示 図】



地すべり災害



第9節 交通・輸送対策の実施

交通の確保・緊急活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧活動を行うものとする。

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送手段を緊急活動のために確保する必要がある、そのための一般の通行などの交通規制を直ちに実施するものとする。

その後、順次先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

1 交通確保対策（県、警察（公安委員）、地方局、管区海上保安本部、鉄道業者、管理者）

1 方針

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）、路管理者、鉄事業者及び第七管区海上保安本部、空港管理者は、に協力して交通に関する情報を迅速にし、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う。

2 陸上の交通対策

(1) 警察（公安委員会）による交通規制等

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、危険防又は災害の大防を図るとともに災害応急対策を行う緊急通行の通行を確保するため必要があると認めるときは、区間又は区域を指定して緊急通行以外の通行を又は制限する。

イ 災害応急対策を行う緊急通行の通行を確保する必要があると認めるときは緊急通行の先導を行う。

ウ 緊急通行の通行の確保を的確、円滑な災害応急対策を行うため、関係機関・団体に対する協力要請をはじめ域交通管制及び交通報等による交通総量抑制対策を実施する。

エ 緊急通行以外の通行等を行うため必要があるときは、路管理者に対し、緊急通行の通行を確保するための区間の指定、置や立ち往生等の移動等について要請する。

資料編I 緊急通行車両—緊急通行車両関係資料 参照

(2) 路管理者（路維持課・県整備事務所、福岡国事務所・北九州国事務所、市町村、西日本高速路株会、福岡県路公、福岡北九州高速路公）による通行の、制限路の、等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて路の通行を又は制限する。

また、各路管理者は関係警察署と協力し、関係警察署から交通規制等の情報収集を行うとともに、パト一等を実施して、迅速に管内の交通情報をすることに努め、その状況及び措置について関係警察署へ連絡する。

路管理者は、置や立ち往生等が発生した場合には、緊急通行の通行を確保するため緊急の必要があるときは、路の区間を指定するとともに、運者等に対しの移動等の命令を行う。運者がいない場合等においては、路管理者は、自らの移動等を行う。

(3) の連携・協力

警察（公安委員会）及び路管理者、鉄事業者等は、次の事項について、に連携、協力し、的確、円滑な災害応急対策を実施する。

ア 被災地の実態、路の被災状況及び交通状況等に関する情報を収集し、に交換する。

イ 緊急通行の通行を確保すべき路の障害等のための応急対策の実施及び重機等支援部隊の要請

ウ 通行の又は制限の必要がある場合は、事前に意を聞き、又は緊急を要する場合は事後すやかにその内容及び理由を通知する。

エ 指定公共機関、指定地方公共機関にある鉄事業者は、災害、事故発生時の状況及び、その後の運行体制についての連絡・通報をする。

(4) 通行の・制限を実施した場合の措置

通行の 制限を実施した場合は、直ちに次の措置を講じる。

ア 法令の定めに基づき、 路 の設置等の必要な措置

イ 迂 路の指定等適当なまわり を明示して、一般の交通に支障のないように努めるとともに必要な事項を周知させる措置

(5) 報

通行の 又は制限の措置を講じた場合において、必要がある場合は、適当なまわり を明示して、一般の交通に支障のないように努める。

3 海上交通の規制

(1) 第七管区海上保安本部

ア 災害による 船交通の障害の発生により、 近海域において 船交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあり危険を防 する必要があると認める場合、 しくは港内において 船交通の安全のため必要があると認める場合は、 船の交通を制限し、又は する措置を講ずる。

イ 上記措置を実施する場合、緊急通信、安全通信等により 船等に周知するとともに、巡視等により対象海域の警戒にあたる。

(2) 港 管理者等（港 課・水産振興課、市町村）

港 管理者等は、災害発生時危険防 に必要な範囲において、港 等施設の使用を制限 しくはし又は使用等について必要な指導を行う。

(3) 連絡

第七管区海上保安本部と港 管理者は、災害発生時その規模・態様又は海域の状況に関する情報を に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を き事前に協議する。

4 航空の交通対策

(1) 空港管理者は、災害により航空交通の障害が発生した場合、航空機の安全運航の確保及び秩序を維持するために必要な措置を講じる。

(2) 空港管理者は、航空機の運航の安全を確保するために必要な情報の提供を行う。

2 緊急輸送対策（防災危機管 局 課・ 関係 局 農林 所、警察（公 委員 ）、市町村、関係機関）

1 方針

県、市町村及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に する緊急通行 の運用等、あらかじめ定める緊急 計画等により、緊急 体制を確保する。

2 に当たっての配慮事項

活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

(1) 人命の安全

(2) 被害の 大防

(3) 災害応急対策の円滑な実施

3 対象の想定

第1段

ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医 等人命救助に要する人員、 資

イ 消防、水防活動、応急危険度判定等災害の 大防 のための人員、 資

ウ 政 災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電力、ガ 、水 施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・ 資等

エ 後方医療機関へ搬 する 者等

オ 緊急 に必要な 施設、 点の応急復 、交通規制等に必要な人員及び 資

第2段

ア 上記第1段 の 行

イ 食糧、飲料水等生命の維持に必要な 資

ウ 病者及び被災者の被災地外への

エ 施設の応急復 等に必要な人員及び 資

第3段

- ア 上記第2段 の 行
- イ 災害復 に必要な人員及び 資
- ウ 生活必

4 緊急通行 の確認 (防災危機管理局、農林事務所、警察 (公安委員会))

公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の 又は制限を行った場合、災害対策基本法第1条第1項に規定する災害応急対策を実施するため、 の使用者の申出により、知事又は県公安委員会は災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行 の確認 (証明書及び の交) を行う。

(1) 申請手

緊急通行 であることの確認を受けようとする の使用者は、「緊急通行 確認申請書」及び「緊急通行 として使用することを疎明する書」、「自動 検査証 (写)」を、県又は県公安委員会の下記担当部局に提出するものとする。

ア 県 _____ 総務部防災危機管理局、農林事務所

イ 県公安委員会

(ア) 県警察本部 _____ 交通部交通規制課

(イ) 各警察署 _____ 交通課

(ウ) 交通機動隊 (各地区隊を含む)

(エ) 高速 路交通警察隊 (各分駐隊を含む)

(2) 緊急通行 の 及び証明書の交

緊急通行 であることを認定したときは、知事又は県公安委員会は、速やかに緊急通行 確認証明書及び を申請者に交 する。

(3) 災害発生時の事前届出 の措置

事前届出 について、第2編「災害予防計画」第4 「効 的な応急活動のための事前対策」第 「交通・ 体制の整備」第1 路交通体制の整備に定める緊急通行 の確認申請を受けた県公安委員会は、確認に係る審査を省略し、緊急通行 確認証明書及び を直ちに申請者に交 する。

資料編I 緊急通行車両—緊急通行車両関係資料 参照

5 等の確保

緊急 を行う関係機関は、以下のとおり 等を確保するほか、関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供 体制の整備を図るものとする。

(1) 市町村

ア 市町村は、あらかじめ定めた災害時における 等の運用計画及び調達計画により、人員及び 資等の 手段を確保する。

イ 市町村は、 等が不足する場合、本編第1 「活動体制の確立」第4 「応援要請」に定める市町村間の 応援要請等に基づき、他の市町村に対して 等の派遣を要請する。

ウ 市町村は、必要な 等の確保が困難な場合、次の事項を明示して県に調達 を要請する。

(ア) 区間及び 上げ期間

(イ) 人員、 資の 名、 量

(ウ) 等の種 及び台

(エ) 集 場所及び日時

(オ) その他必要な事項

(2) 県

ア 県の各部局は、災害時には速やかに 等の確認を行い、 等が不足する場合は、速やかに福岡県災害対策本部長に報告する。なお、各部局は、それれ 所管 等の運用を基本とするが、必要に応じて、災害対策本部長が集中管理して運用する。

イ 県は、市町村から 等の調達 の要請があった場合、又は災害対策本部長が必要と認める場合は、関係機関に対して協力を要請する。(防災危機管理局)

ウ 知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認める時は、運 事業者である指定公

共機関又は指定地方公共機関に対し、運すべき人びに運すべき場所及び期日を示して、被災者の運を要請する。この場合において、当該機関が当な理由がないのに要請に応じないときは、知事が被災者の保護の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該機関に対し、被災者の運を行うべきことを指示する。この場合、運すべき人びに運すべき場所、期日を書面で示すものとする。(防災危機管理局)

エ 県は、等の不足により、災害対策の実施に支障があると認める場合は、関係機関に対する協力の要請や本編第1「活動体制の確立」第4「応援要請」に定める応援協定等に基づく、他の都県に対する等の派遣の要請を行う。(防災危機管理局・交通政策課)

オ 知事は等が不足して災害対策の実施に支障があると認める場合は、九州運局長と協議して、災害対策基本法及び災害救助法の規定に基づく従事命令等を発し、緊急に必要な等を確保する。(防災危機管理局・福祉総務課・交通政策課)

(3) 警察 (公安委員会)

あらかじめ定める災害時の警備計画により、部隊、装備資機材等の体制を確保する。

(4) 九州運局

災害対策実施要綱等に基づき、必要な措置を講じるとともに、県の要請により機関に対し調達のを行う。

(5) 日本通運株会、福通運株会、佐川急便株会、ヤト運株会、西濃運株会

県から等の要請があった場合は、所要の等を提供するよう協力する。

(6) 鉄及びバ事業者

被害発生地域をき、所定の運計画により旅客に努めると同時に、県の要請に基づき、列の特発、バの迂運等により災害応急対策資・人員の先の措置を講ずるとともに、被災者移等に使用する乗合自動等の供を行い緊急に協力する。

(7) 自衛隊

県知事等からの要請等により、航空機、船等により緊急を行う。

(8) 第七管区海上保安本部

県知事等からの要請等により、巡視・航空機により緊急を行う。

() 福岡空港事務所、北九州空港事務所

各空港事務所は、防災関係機関から航空について依頼等があった場合は、航空機によるの確保に関し必要な協力をする。

6 災害救助法に基づく措置 (福祉総務課)

(1) の範囲

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の 水

オ 救済用 資

カ 体の

キ 体の対策 (を く)

(2) 福岡県災害救助法施行 則で定める

(3) の期間

当該救助が認められる期間内とする。ただし、それれの種目ごとの救助の期間が内 総理大臣の承認を得て 長された場合 (特別基準) は、その救助に伴う の期間も自動的に 長される。

交通 設 応急 復旧 (鉄道、道路、 湾等、 管 者)

1 趣旨

交通施設は、災害時等において緊急通行の通行の確保に くのできない重要施設である点に鑑、関係機関は、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行う。

2 路施設

(1) 方針

国 交通省は、管理する国 について早急に被害状況を し、路 開 (障害 の、応急

復)等を行うとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊(TEC FORCE)等を派遣し、被災状況の迅速な、被害の発生及び大の防、被災地の早期復 其他災害応急対策など、交通の確保に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、県、市町村等他の 路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復 等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急 路の確保を最 先に応急復 等を実施するものとする。

路管理者は、その管理する 路について、早急に被害状況を し、国 交通省に報告するほか、 路 開(障害の、応急復)等を行い 路機能の確保に努めるものとする。

上記 路 開等に当たっては、 開 路の確保を最 先とし、その次に緊急 路の確保に 取り組むこととする。

併せて、 路の通行規制等が行われている場合、ICT を活用し、 路 用者に対してビーン、情報板、インター ト等により迅速に情報提供することとする。

(2) 国・県(路維持課)・市町村・警察(公安委員会)

各 路管理者及び警察(公安委員会)は、 に連携、協力し、安全、円滑な交通の確保、又は緊急通行 の通行確保のため、次の措置を講じる。

ア 路の被害状況等を速やかに し、関係機関に連絡する。

イ 置 や立ち往生 等が発生した場合には、緊急通行 の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運 者等に対し の移動等の命令を行う。運 者がいない場合等においては、

路管理者は、自ら の移動等を行う。

ウ 路上の 置、倒 及び落下 等、 路の通行に支障を及 ず障害 を し、交通の確保に努める。

この場合、 開 路及び主要避難路から 先的に障害 の を実施する。

エ 避難 路については、被害状況に応じた応急復 を行い、交通の確保に努める。この場合、 開 路及び主要避難路から 先的に障害 の を実施する。

オ 上・下水、電気、ガ、電話等 路 用のライ ラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

なお、緊急を要しそのいとまがない場合は、通行の、制限、立入、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。

カ 信 機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復 を行い、交通の確保に努める。

この場合、緊急交通路から 先的に応急復 を実施する。

また、太陽光発電や非常用電 装置を 加した信 機など停電に影響を受けず災害に強い交通安全施設の整備と交通管制機能の強化に努める。

(3) 西日本高速 路株 会

ア 通行の 又は制限の実施基準

(ア) 必要と認められる場合は、交通の危険を防 するための通行の 又は制限を行う。

(イ) 通行の 又は制限を実施する場合は、警察及び周辺 路の 路管理者に必要な協議、通知等を行う。

イ 通行の 又は制限の実施方法

(ア) 通行の 又は制限を実施する場合には、可変情報板等により、通行中の に対して通行の 又は制限の表示を行うとともに、インター エンジ等から同区間内に対象 が流入しないよう措置する。

(イ) 通行の 又は制限を実施した場合において、同区間内の本線上にある 又はサービ エリア等にある に対しては、巡 及びラジオ等により、原則として、当西日本高速 路株 会 の指定するインター エンジ等から流出する等適切な措置を講ずる。

ウ 通行の 又は制限の解 等

(ア) 点検の、通行の 又は制限の必要がないと認められる場合は、直ちに当該通行の 又は制限を解 するものとする。

(イ) 点検の、通行の 又は制限の必要が認められる場合は、状況に応じ通行の 又は制限の措置を講ずるものとする。

(ウ) 通行の 又は制限を行った場合において、災害が発生しているときは、速やかに応急復 を行う。

- (エ) 通行の 又は制限を解 又は変更するときは、警察及び周辺 路の 路管理者に必要な協議通知等を行う。
- エ 点検
必要に応じた点検を行う。
- オ 応急復
- (ア) 応急復 の基本方針
災害が発生した場合においては、速やかに緊急通行 の通行を確保し、被害の 大を防止する観点から応急復 を行う。
この場合において、通行 めを実施しているときは、少なくとも上下線が分 されている路にあっては上下線各1 線又は片 2 線を、分 されていない 路にあっては、1 線を走行可能な状態に速やかに復 させる。
- (イ) の移動等
置 や立ち往生 等が発生した場合には、緊急通行 の通行を確保するため緊急の必要があるときは、 路の区間を指定するとともに、運 者等に対し の移動等の命令を行う。運 者がいない場合等においては、自ら の移動等を行う。
- (ウ) 応急復 の実施
応急復 の実施にあたっては、本復 においてとられる工法の如何にかかわらず、被害の態様に合わせ、最も迅速な工法を 用する。
- カ 緊急通行 の り扱い
通行の 又は制限を実施した場合において、緊急通行 の通行が必要であると認められるときは、これらの を通行できるように暫定的な復 措置を講ずるよう努める。
なお、これらの を通行させる際には、 路状況、被災状況等を了知させ、通行方法等の指示を行う。
- キ 関係機関との協議
通行の 制限の実施、解 、緊急通行 の り扱いのほか必要な事項については、警察、地方公共団体、他の 路管理者等関係機関と協議する。
- (4) 福岡北九州高速 路公
- ア 災害発生前の措置
- (ア) 情報連絡
災害の発生のおそれがある場合においては、 々の情報を的確に して、適切な措置を講ずることにより、安全円滑な交通の確保又は緊急通行 の通行の確保を図るため、国・地方公共団体等の関係機関と有機的な連絡を基に、情報連絡ができるよう情報連絡網を整備しておく。
- (イ) 予防措置
災害の発生のおそれがあるときは、関係部所はそれ れの所掌に応じて高速 路の巡 点検等を行い、必要な応急 修等の災害予防措置を行う。
- イ 災害時における措置
- (ア) 防災体制
災害時における体制は、警戒体制（災害の発生のおそれがある場合等）、非常体制（甚大な災害が発生した場合等）とし、それ れの段 に応じて適切な警戒措置及び情報連絡を行い、又は応急対策を講ずる。
- (イ) の移動等
置 や立ち往生 等が発生した場合には、緊急通行 の通行を確保するため緊急の必要があるときは、 路の区間を指定するとともに、運 者等に対し の移動等の命令を行う。運 者がいない場合等においては、自ら の移動等を行う。
- (ウ) 応急工事
高速 路が被災した場合においては、速やかに緊急通行 の通行確保、施設の増破の防 等のための応急工事を迅速に施行する。
- (5) 福岡県 路公
- ア 災害発生前の措置
- (ア) 情報連絡
災害の発生のおそれがある場合においては、 々の情報を的確に して、適切な措置を講

ずることにより、安全円滑な交通の確保又は緊急通行の通行の確保を図るため、国・地方公共団体等の関係機関と有機的な連絡を基に、情報連絡ができるよう情報連絡網を整備しておく。

(イ) 予防措置

災害の発生のおそれがあるときは、関係部局はそれぞれの所掌に応じて有料路等の巡点検等を行い、必要な応急修等の災害予防措置を行う。

イ 災害時における措置

(ア) 防災体制

災害時における体制は、警戒体制（災害の発生のおそれがある場合等）、非常体制（甚大な災害が発生した場合等）とし、それぞれの段に応じて適切な警戒措置及び情報連絡を行い、又は応急対策を講ずる。

(イ) の移動等

置や立ち往生等が発生した場合には、緊急通行の通行を確保するため緊急の必要があるときは、路の区間を指定するとともに、運者等に対しの移動等の命令を行う。運者がいない場合等においては、自らの移動等を行う。

(ウ) 応急工事

有料路等が被災した場合においては、速やかに緊急通行の通行確保、施設の増破の防等のための応急工事を迅速に施行する。

3 鉄 施設

(1) 九州旅客鉄 株 会

ア 災害時の列の運 規制

災害発生時における列の運 規制については、「新幹線運転取扱実施基準」「新幹線気象異常時運転規制手続」「運 扱実施基準」「気象異常時運 規制手」「運 事故 びに災害応急処理 準」「大災害応急処理 準」に基づき対処する。

イ 災害時の代替 方法

他に代行 を依頼する。

ウ 災害対策本部の設置

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合の応急・復 処理、救護等については、運事故 びに災害応急処理 準により、本 に対策本部を、現場には復 現場本部を設置し、応援要請、救護、復 、調査、情報の発表等の指揮その他の業務を行う。

エ 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、運 事故 びに災害応急処理 準に定める連絡体 により、連絡施設を有効活用し、確・迅速を期す。

オ 応急措置（案内 報など）

関係駅長及び関係列 の 掌は、指令及び運 手と連絡を密にし、事故の状況、復 の、接 関係などの情報を旅客に案内し、旅客の不安感を する。

カ 応急復 体制

復 現場本部は対策本部と密接な連絡をとり、確な状況 を行い、復 計画、資材の計画、機材の り入れ手配、復 要員の手配等を策定し、速やかな復 を図る。

(2) 西日本旅客鉄 株 会

災害発生時においては、「幹線運 扱実施基準規程」、「幹線災害時運 規制等 扱手」、「鉄 事故及び災害応急処置準則」、「線路災害等保安準則」、「幹線管理本部鉄 事故及び災害応急処置要項」、「幹線施設指令業務 扱 ア」に基づき対処する。

ア 地震時の列の運 規制

管内の4箇所の変電所に地震計を設置しており、最大加速度4ガ以上感知したとき、停 となる。又、速度規制を行う。8ガ以上かつ扱震度4で地震計の受け持ち範囲で運 中 となる。九州地区指令、中央指令にて表示用動 ラン が点灯(4ガ、8ガ、1ガ)する。

又、遠 地で発生した地震をいち早く感知して 幹線を緊急停 させる「早期地震警報シ ム」を導入している。当管内では福岡、岡に検知点を設置し、 幹線の安全を保っている。

イ 災害時の代替 方法

JR九州に代行 を依頼する。

ウ 災害対策本部の設置

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合の応急処理、復旧、救護等については、鉄
事故及び災害応急処置準則、幹線管理本部鉄道事故及び災害応急処置要項により、幹線管理
本部に事故対策本部を、現地には現地対策本部を設置し、応援要請、救護、復旧、調査、
情報の発表等の指揮その他の業務を行う。

エ 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、幹線管理本部鉄道事故及び災害応急処置要項に定める連絡
体制により、連絡施設を有効活用し、確実・迅速を期す。

オ 応急措置（案内・報知など）

関係駅長及び関係列車の掌車は、東京指令所及び運転士と連絡を密にし、事故の状況復旧の
状況、接合関係などの情報を旅客に案内し、旅客の不安感を軽減する。

カ 応急復旧体制

現地対策本部と密接な連絡と、確かな状況把握を行い、幹線管理本部対策本部において復
旧計画、資材の調達計画、機材の搬入手配、復旧要員の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。

(3) 日本貨物鉄道株式会社 九州支社

ア 災害時の列車の運行情況

災害発生時における列車の運行情況については、「運賃取扱実施基準」及び「災害時運行情況等
の手配」に基づき対処する。

イ 災害時の代替方法

列車の運賃抑止が長時間にわたると認められたときは、トラクタ等による代行及び振替
を実施する。

ウ 災害対策本部の設置

災害発生時には、「危険管理マニュアル」に基づき、支社に対策本部を設置するとともに、現場
に現場復旧対策本部を設置し、情報収集、案内・連絡、応急復旧、代替及び救援活動等の災
害対策を統括する。

エ 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報については「危機管理マニュアル」に基づき、連絡・速報する。

オ 応急措置（案内・報知など）

災害発生時において、列車の運賃に支障が認められるときは、運行管理を委託している九州旅
客鉄道株式会社の指令が直ちに列車の緊急停車手配を行う。また、荷主・通運等に対する連
絡等の業務は関係駅区との連絡を緊密に行い、災害の状況、代行方法、復旧、その他
必要な事項について、確かな情報を提供し、混乱の発生を防ぐ。

カ 応急復旧体制

支社対策本部と現場復旧対策本部が密接な連絡をとって、確かな情報把握を行い、応急復旧の
体的方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保計画等を策定し、速やかな復旧を図る。

(4) 西日本鉄道株式会社

ア 災害時の列車の運行情況

災害時などにより列車の運行に危険が生じるおそれがある時は、その状況を考慮して列車の運
賃を一時中止するなど危険防止の措置を講じる。

平成27年3月7日より、天神大牟田線・貝塚線において「緊急地震速報システム」の運用を
開始。気象庁が提供する「緊急地震速報」を列車の運行情況に活用し、震度弱以上の地震が予
想される時に、全列車に列車無線により自動的に警報音およびメッセージによる停車指示を行い、
列車を直ちに緊急停車させ被害の軽減を図る。

また、天神大牟田線・貝塚線の各鉄道線路路線に気象観測局を設置し、そこからの気象データを
それぞれの運賃指令所の中央気象観測局に伝集して、気象状況の把握と画面表示を行う「気
象観測システム」を導入しており、気象観測局は気温、湿度、風速、雨量、水位、地震の気象値を
観測し、各気象状況により運賃指令所から列車無線等で的確に指示する。

災害発生時には「運賃取扱」 「緊急時の救急体制要綱」 「異常時の対応マニュアル」 に基づ
き対処する。

イ 災害時の代替方法

列車の運賃が長時間にわたると認められるときは、当線による列車などの代替バ

を実施する。

ウ 災害対策本部の設置

災害発生時には「緊急時の救急体制要綱」に定める事故対策本部及び現地副本部の設置基準に従い、本部を設置し、必要に応じて、情報の収集、調査、連絡、報等の活動を行う。

エ 連絡通報体制

災害発生時においては「緊急時の救急体制要綱」に定める連絡により、速やかに関係各所に連絡をとる。

オ 応急措置（案内 報など）

本 関係部署と現業各区所とは連絡を緊密にし、災害の状況、復 業の状態を し、復 予定時 、 業状況を逐次、 報担当へ連絡する。

また、 報担当は各報 機関の随時 を用し事故状況の情報を提供し 報する。

さらに、各管理駅、乗務所、営業所を通じ、駅構内の 施設及び、内 を用し、事故の情報（不通区間、乗換駅、代替 など）を し、旅客の案内誘導を行い、混乱の発生を防 ずる。

カ 応急復 体制

復 責任者を定め、指揮命令 を明確にして、総合的な復 体制を確立し、迅速な復 と、 確な状況 、情報の伝達を行う。

(5) 筑豊電気鉄 株 会

ア 地震時の列 の運 規則

地震発生時においては、「運 実施基準」、「緊急体制要綱」に基づき対処する。

その大要は次のとおりである。

(ア) 地震を感知した場合は、次の運 規制を行う。

- ・震度4以上を感知した時は、一旦停 後、全列 の運 を25km/h以下とする。
- ・震度5以上を感知した時は、全列 の運 を中 する。

(イ) 震災等、列 の停 を要する異常事態が発生した時は、運 指令網により、列 を停 させる手配を講ずる。

イ 災害時の代替 方法

列 の運 休 が長時間にわたると認められるときは、他 のバ による代替 を行う。

（「緊急時体制要綱」による）

ウ 災害対策本部の設置

災害発生時においては、「緊急時体制要綱」に定める基準に従い、本 内に対策本部を設置し、情報収集、連絡 報、応急復 、代替 、救護活動等を 轄する。

エ 連絡通報体制

災害時における連絡通報については、「緊急時体制要綱」、「 水害対策要綱」に定める連絡、報告 により、連絡施設（指令無線、自動電話、携 電話、沿線電話、その他）を活用し、 確・迅速を期す。

オ 応急措置（案内 報など）

旅客に対する案内 報業務に関しては、災害の状況、代替 の方法、復 の 、その他必要事項について駅 装置等により 確な情報を提供し、混乱の発生を防 ずる。

機関に対しては、 報担当者を定めて情報の提供を行う。

カ 応急復 体制

現地と密接な連絡をとって、 確な状況 を行い、対策本部において応急復 の 体的方法、復 資材の調達、復 要員を確保し、速やかな復 を図る。

(6) 甘 鉄 株 会

ア 災害時の列 の運 規則

異常時について、軌 ・ 設備実施基準、運 扱実施基準、気象異常時運 規制手 きに基づき指示を行う。

イ 災害時の代替 方法

列 の運休が長時間にわたると認められるときは、他 のバ 、タ シーによる代行 を実施する。

ウ 災害対策本部の設置

事故災害発生時においては「災害応急処理規程」により下記の場合に事故対策本部及び現地対策本部を設ける。

- (ア) 列 脱線事故、列 衝突事故、列 火災事故
- (イ) 乗客の をともなう事故
- (ウ) 線路故障、災害等復 に長時間を要すると想定される場合

エ 連絡通報体制

災害発生時については「災害応急処理規程」に定める連絡 により、連絡施設（列 無線、運用 用電話、公衆電話、その他）を有効活用し、 確・迅速を期す。

オ 応急措置（案内 報など）

各駅に本 より一斉に できる設備を設け、列 遅 又は災害時の 確な情報提供を行う。

カ 応急復 体制

事故、災害発生時は 確な状況 と状況判断を的確に行い、災害対策本部においては応急復 の 体的判断、「直営、部外、レ カ一等」による復 計画を行い、速やかに復 を図る。

(7) 平成筑豊鉄 株 会

ア 災害時の列 の運 規則

災害発生時においては「運 扱 得」「異常気象運 規制手 」「線路警備発令基準」に基づき対処する。

イ 災害時の代替 方法

列 の運休が長時間にわたると認められるときは、他 のバ 、タ シーによる代行 を実施する。

ウ 災害対策本部の設置

災害発生時には、本 内に災害対策本部を設置し、情報収集、連絡 報、応急復 、代行 、救護活動等の災害対策を 轄する。

災害の状況に応じた動員は緊急呼出し表により必要な要員の非常呼出しを行う。

エ 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報については、連絡施設（列 無線、携 電話、業務用電話、その他）、その他公衆電話を有効活用し、 確・迅速を期す。

オ 応急措置（案内 報など）

旅客に対する案内 報業務に関しては本 から各駅に設置した一斉 設備により、列 遅 又は災害時の情報提供を行うほか、J R接 駅及び連絡箇所との連絡を緊密に行い、災害状況、代替 方法、復 、その他必要な事項について 確な情報を提供し、混乱の発生を防ずる。

カ 応急復 体制

現地と密接な連絡をとって、 確な状況を し、災害対策本部において、応急復 の 体的方法、復 資材の調達、復 要員の確保計画等を策定し、速やかな復 を図る。

(8) 北九州高速鉄 株 会（北九州都市モノレ 小倉線）

北九州都市モノレ 小倉線における地震による災害の発生を未然に防 するため、及び災害発生時の被害を最小限に めるため、必要な防災体制を確立し迅速な復 を図る。

ア 災害時の列 の運 規則

「運 扱 得」

地震により災害の発生が予測されるときは運 速度の制限、運 の中 等の運 規制を行う。

本 内に地震計を設置し、中央指令所に震度を表示させる。表示があった場合の運 扱いは下記のとおり。

震度4以上 _____ 全列 一時停 、先行列 がいた位置まで線路の点検のため注意徐行運 。その後、一応往復試運 実施。

震度5以上 _____ 全列 一時停 、全線 歩点検・現場点検後、先行列 がいた位置まで線路の点検のため注意徐行運 。その後、一応往復試運 実施。

- イ 災害時の代替方法
列の運休が長時間にわたると認められるときは、他のバによる代替を依頼する。
- ウ 災害対策本部の設置
「災害対策要綱」の規定に従い、災害の発生するおそれがあるとき又は災害が発生したときは災害対策本部を設置する。
- エ 連絡通報体制
災害発生時における連絡通報は下記の2通りの方法による。
(ア) 業務時間内の事故発生時の報告通報経路
(イ) 休日、時間外の事故時の報告通報経路
- オ 応急措置（案内報など）
旅客に対する案内等、報業務に関しては、中央指令所において災害状況をし、関係箇所
に連絡するとともに報を通じて報機関に情報の提供を行う。
- カ 応急復体制
災害対策要綱により災害対策本部を設け、災害対策本部長のもと関係各所と緊密な連絡をとり、
確な状況のを行い、応急復の体的な方法及び復資材の調達、復要員の確保等を行
い、復体制を確立し迅速な復を図る。
- () 福岡市交通局
- ア 災害時の列の運規則
本市高速鉄における地震による災害発生時においては、「福岡市高速鉄運扱実施基準」、
「福岡市高速鉄災害対策規程」及び「福岡市高速鉄地震時運扱要領」に基づき対処する。
地震時の運規制は以下のとおりである。
震度4の地震が発生したときは直ちに全列を停させた後、毎時15km/h以下の速度による
注意運として運を再開する。震度5弱以上の時は、点検が了するまで列の運を中する。
- イ 災害時の代替方法
列の運休が長時間にわたると認められるときは、バによる振替、代行を実施する。
- ウ 災害対策本部の設置
災害発生時においては、「福岡市高速鉄災害対策規程」に基づき、交通事業管理者を本部長と
した災害対策本部を設置する。(福岡市災害対策本部が設置された場合には、当該対策本 営滑リ

はそのおそれがあるときは、速やかに応急措置を行い、被害を最小限にとどめるよう努めるとともに、緊急必要資等の基地としてのを分たせるよう港の維持に努める。

(3) 九州地方整備局

施設の被災状況調査及び応急復工事を次により実施する。

ア 直轄工事中の外かく施設、水域施設、けい留施設について、被害状況を調査し、緊急資扱のために応急工事を必要とする場合は、速やかに施工する。

イ 港管理者からの協力要請により、供用中の外かく施設、けい留施設、港交通施設等の被災状況調査及び応急復工事等を行う。

(4) 第七管区海上保安本部

巡視等により災害状況の調査に努め、航路障害の発生、航路の異常等、船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、必要に応じ次の応急措置をとる。

ア 海難船舶又は漂流その他のにより船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらのその他船舶交通の危険を防ぐための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

イ 船舶の幅輻が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行うものとする。この場合、緊急を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。

ウ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又はするものとする。

エ 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急の設置等により水路の安全を確保するものとする。

5 航空施設

大阪航空局福岡、北九州空港事務所は、滑走路、エムンその他の空港基本施設が被害を受けた場合、当該施設の早期復に努める他、緊急の確保、航空交通の早期再開を図る。

なお、航空保安施設の災害については、直ちに早期復工事を実施する。

第10節 医療救護

県及び市町村等は、災害発生時において、限られた医療 資 材 や医 療 資 機 材 等 を 最 大 限 に 活 用 し、可 能 な 限 り 多 くの 病 者 の 治 療 を 行 い、一 人 で も 多 くの 命 を 救 う た め、関 係 機 関 と 密 接 な 連 携 を 行 な が ら、災 害 の 状 況 に 応 じ 適 切 な 医 療（助 産 を 含 む）救 護 を 行 う。

（主な実施機関）

県（保 護 医 療 部、総 合 指 令 部）、市 町 村、県 医 師 会、県 歯 科 医 師 会、日 本 福 岡 県 支 部 及 び 災 害 点 病 院 等

1 医療 資 材 集 集 提 供

1 情報の収集（保 護 医 療 部 総 務 課・医 療 指 導 課・ 務 課）

保 護 医 療 部 は、県 救 急 医 療 情 報 セ ン ター を 県 災 害 医 療 情 報 セ ン ター、保 護 福 祉 環 境 事 務 所 を 地 域 災 害 医 療 情 報 セ ン ター、災 害 点 病 院 等 を そ の サ ン ター と し、県 災 害 対 策 本 部 総 合 指 令 部 と 連 携 し て、医 療 救 護 活 動 に 必 要 な 情 報 を 収 集 す る。

収 集 す る 情 報 は 概 以 下 の も の と し、そ の 種 類 や 範 囲 に つ い て は 災 害 の 状 況 に 応 じ て 調 整 す る。

- (1) 医 療 機 関 の 被 災 状 況、医 療 従 事 者 の 確 保 状 況、診 療 応 答 状 況
- (2) 傷 害 者 の 発 生 状 況
- (3) 救 護 に 必 要 な 入 院 者、診 療 機 会 を 喪 失 し た 人 工 透 析 者 等 の 慢 性 的 傷 害 者
- (4) 被 災 地 及 び 近 隣 地 域 に お け る 診 療 可 能 医 療 機 関 の 状 況・空 席 状 況
- (5) 近 隣 県 に お け る 受 入 れ 可 能 医 療 機 関（名 称、位 置、診 療 科 目 等）
- (6) ライ フ ライン の 機 能 状 況、道 路 交 通 状 況
- (7) 搬 送 用 リ フ ター の 運 航 計 画
- (8) 医 療 資 材 の 調 達 可 能 量、不 足 す る 医 療 資 材 の 種 類・量
- () 指 定 避 難 所、医 療 救 護 所 及 び 医 療 資 集 所 の 開 設 状 況 及 び 開 設 計 画

2 情報の提供（保 護 医 療 部 総 務 課・医 療 指 導 課・ 務 課・防 災 危 機 管 理 局）

県 は、1 で 収 集 し た 情 報 を 整 理 し、防 災 危 機 管 理 局 等 の 報 告 機 関 と 協 力 し て、医 療 機 関、市 町 村、消 防 機 関、県 民 及 び 人 工 透 析 者 等 へ の 情 報 提 供 を 行 う。

な お、人 工 透 析 に つ い て は、慢 性 的 傷 害 者 に 対 し、災 害 時 に お い て も 継 続 し て 提 供 す る 必 要 が あ る こ と か ら、県 は、透 析 医 会 等 の 関 係 団 体 と 連 携 し、福 岡 県 防 災 情 報 等 配 信 シ ス テ ム「防 災 一 歩 ま も る く」等 を 活 用 し、人 工 透 析 者 へ の 情 報 の 提 供 を 行 う。

2 医 療 機 関 ライ フ ライン 機 能 維 持 早 回 復（防 災 危 機 管 理 局 水 資 源 対 策 課 水 道 室 医 療 課）

県 は、市 町 村 と 連 携 を 図 り な が ら、医 療 機 能 を 維 持 す る た め に 必 要 と な る、水、電 力、ガ ス 等 の 安 定 的 供 給 及 び 水 道 施 設 等 が 被 災 し た 場 合 の 応 急 措 置 及 び 緊 急 復 旧 を 関 係 事 業 者 に 要 請 す る。

初 期 医 療 体 制

1 医 療 救 護 所 の 設 置（市 町 村）

市 町 村 は、地 震 に よ り 被 災 地 の 医 療 機 関 で は 対 応 し き れ な い 場 合 に、指 定 避 難 所 あ る い は 指 定 避 難 所 の 近 く 等 に 医 療 救 護 所 を 設 置 す る。

2 医 療 救 護 班 の 派 遣 等（医 療 指 導 課、市 町 村）

市 町 村 長 及 び 県 知 事 は、災 害 の 状 況 に 応 じ 適 切 な 医 療 を 行 う た め、医 療 救 護 班 を 医 療 救 護 所、指 定 避 難 所 等 に 派 遣 す る。

(1) 医 療 救 護 班 の 編 成

医 療 救 護 班 は、原 則 と し て 医 師、歯 科 医 師、護 士、助 員 で 構 成 す る。

(2) 医 療 救 護 活 動 連 絡 指 令 体 制

医 療 救 護 に 関 す る 指 令 に つ い て は、災 害 医 療 情 報 セ ン ター を 中 心 と し、知 事 及 び 市 町 村 長 が 災 害 規 模 に 応 じ て 一 元 的 か つ 効 率 的 に 実 施 す る。

(3) 連 絡 指 令 方 法

ア 市町村長は、地区医師会長の協力の下、市町村医療救護班の出動要請、近隣市町村への応援要請を行い、必要に応じて県知事に、被災地域外からの救護班の派遣及び後方医療活動等（以下「域支援」という。）を要請する。

イ 県医師会長は、域災害・救急医療情報システム等を通じ、域支援が必要と認められる場合は、直ちに県知事へ連絡する。

ウ 県知事は、独自の情報収集、市町村長からの域支援要請又は県医師会長からの連絡等により域支援が必要と認める場合は、直ちに域支援の規模等について検討を行い、医療機関・団体に対し、者受入れ体制の整備や医療救護班の派遣を要請する。

(4) 医療救護活動の実施及び業務

医療救護班は、市町村長又は委任を受けた被災地医師会が設置した医療救護所（避難場所、避難所、災害現場、被災地周辺医療施設等に設置）において次の業務を行う。

ア 病度合によるトリアージ（トリアージタを使用）等

イ 医療救護

ウ 助産救護

エ 亡確認

オ 体検案

3 福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣（医療指導課）

県知事又は各消防本部（局）消防長は、災害の状況に応じて福岡県災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

派遣要請基準、派遣要請方法、チーム編成等については、福岡県災害派遣医療チーム運営要綱等に定めるところによる。

4 後方医療

医療救護所では対応できない重症者や高度救命医療を要する者について、対応可能な後方医療施設に搬送して収容、治療を行う。

1 基幹災害拠点病院及び災害拠点病院

(1) 被災重症者の受入れ、特に重篤者に対する高度救命医療の実施

(2) 重症者等の被災地外への搬出を行う域搬への対応

(3) 自己完結型の医療救護チームの派遣

(4) ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保等

災害拠点病院に適合する医療機関がない医療圏にあつては、近隣の医療圏との連携により対応する。

2 救急病院・診療所

災害時において当該施設の機能に応じた被災者収容、治療等を行う。

4 医薬品等供給（薬課、市町村）

大規模災害の医薬品等の供給の基本方針は以下のとおりとする。

1 市町村は、医療救護所等で使用する医薬品を確保する。

2 県は、市町村で供給が困難な場合、もしくは県が必要と認める場合に、供給をあっせすることとする。また、県内の医薬品卸売業者と連携し、流通在庫の有効活用を図ることとする。

3 県は、医薬品等の搬入・保管・分配には、多くの人員を必要とし、また、人的知能が必要となる場合もあることから、福岡県医薬品卸業協会、福岡県医療機器協会、（公）福岡県医師会の協力を得て実施することとする。

4 県は、供給に困難が生じる場合は、他県や厚生省に協力を要請することとする。

6 血液製剤確保

県（務課）は、災害発生後、県内の血液センター等の被災状況並びに血液製剤の在庫状況等を速やかに把握するとともに、日本赤十字社福岡県支部と連携して、状況に応じた血液製剤の確保を図る。

1 県内で必要となる血液製剤を確保するため、福岡県血液センターと連携して献血実施場所の

確保と県民に対する献血の呼びかけを行い、県民の献血による血液の確保に努める。

- 2 血液製 保管する県内の 血液センターの維持に必要なライ ラインを 先復 させるために、関係機関（水、電力、ガ、通信等）に応急措置及び緊急復 を要請する（ 務課・防災危機管理局・水資 対策課水 整備室）。
- 3 血液製 の緊急 体制を確立するために関係機関（消防、警察、自衛隊等）との調整を図り、血液製 の安定供 を確保する。（ 務課・防災危機管理局）

7 搬送

1 方針

災害時における多 の 者の後方搬 や人命救助に要する救護班、医 等の 資を迅速に搬 するため、消防、警察、自衛隊等緊急搬 関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防署の救急、病院所有の救急、自 用 等による陸上、巡視 等による海上 及び初動の救護活動において有用である リ ターによる 域搬 を実施する。

2 災害 点病院等への 者搬 （防災危機管理局・医療指導課、市町村、消防機関）

被災現場から災害 点病院等への 者搬 は、消防機関が行う。被災地域外災害 点病院等への搬 は県又は市町村が緊急搬 関係機関と緊密な連携を図りながらその協力のもとに行うものとする。

3 医 等の搬 ・保管等（ 務課）

→ 第5医 等の供 3

4 リ ターによる 域搬

県及び市町村は、災害 点病院や救急病院・診療所の近隣に 定された リ ター 陸場等を活用し、リ ターによる 域搬 を実施する。

また、 機による リ ター搬 の ート調整については、防災関係機関が に協力して行う。

5 ター リ

ター リは、消防機関や医療機関からの要請に基づき出動する。

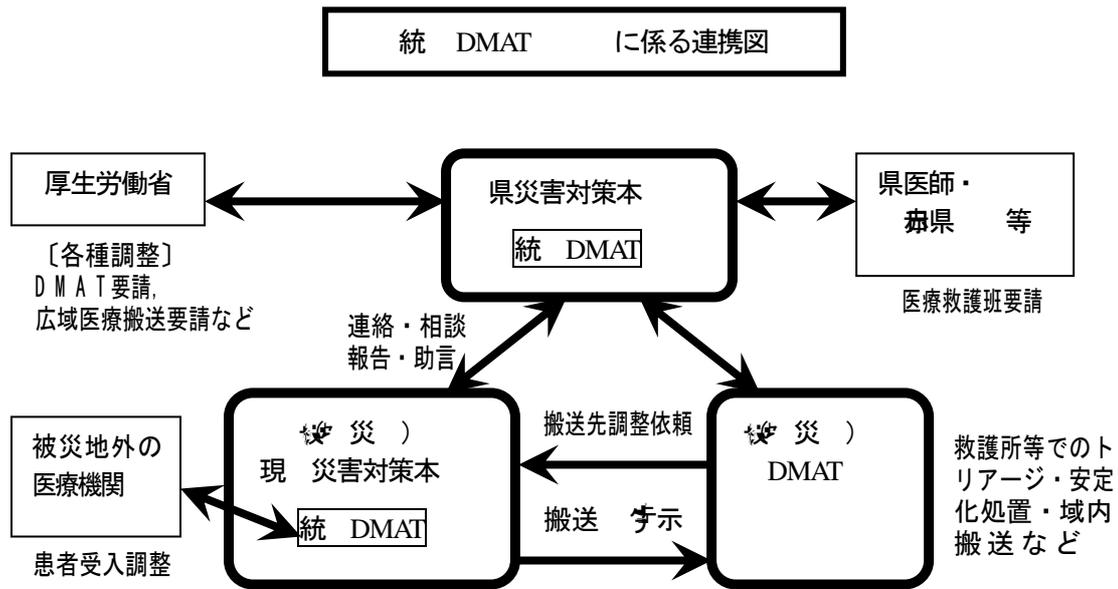
8 広 域的医療 援 （医療 課・ 防災危機管 局）

1 災害派遣医療 ーム（DMAT）

県は、被災地内における医師等の不足、医 等の不足により医療救護活動が円滑に実施できない場合には、県内の他地域や他県、国に対し、医療救護班や災害派遣医療 ーム（DMAT）の派遣要請や 病者の受入要請等、 域的な調整を図るとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段や活動場所（医療機関、救護所、 域搬 点等）等の確保について、支援・調整を図るものとする。

また、県は、災害時にDMATの派遣が想定される場合において、 括DMATを災害対策本部及び現地災害対策本部に配置し、 括DMATと連携して医療救護活動を行う。

全国からの災害派遣医療 ーム（DMAT）は、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として による陸路参集を行う。なお、遠方の災害派遣医療 ーム（DMAT）の参集に当たっては、空路参集も考慮する。



2 域後方医療機関

(1) 応援要請

県及び市町村は、必要に応じて、域後方医療関係機関〔厚生省、文部科学省、日本、独立行政法人国立病院機構〕に対し、被災地域外の医療施設における域的な後方医療活動を要請するものとする。

(2) 域後方医療施設への患者の搬

県及び市町村は、予想される域後方医療施設への搬量を踏まえ、関係機関と調整の上、域搬点を確保・運営するものとする。

被災地域内の県及び市町村は、管内の医療機関と域搬点間の重病者等の搬送を実施するものとする。また、非被災地域内の県及び市町村も、管内の医療機関と域搬点間の重病者等の搬送を実施するものとする。

9 災害^基に基づく措置（^基総課、関係機関）

1 医療救助の対象

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の方途を失った者
- (2) 応急的に医療を施す必要がある者

2 用の限度

福岡県災害救助法施行規則で定める

3 医療救助の範囲

- (1) 診察
- (2) 薬、又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

4 医療救助の期間

災害発生の日から14日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て長延することができる。

5 助産救助の対象

災害のため助産の方途を失った者（産、流産を含む。）で、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者

6 助産救助の範囲

- (1) 分娩の助

- (2) 分娩前後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支

7 助産救助の期間

分娩の日から7日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)

8 実施方法

(1) 医療救助

ア 原則として医療救護班が実施する。

イ 重症患者等で医療救護班では人的、物的設備又は、衛生資材等の不足のため、医療を実施できないときは病院又は診療所に移し治療することができる。

(2) 助産救助

ア 医療救護班によって実施するが、急を要するときは助産師による助産を実施する。

イ アより難しい場合は産院又は一般の医療機関により実施する。

資料編I 災害救助法—災害救助法に基づく県と日赤との救助業務委託契約書 参照

11節 配慮者（避難行 者）

震災時には、自らの行動等に制 のある高齢者、障害者、乳幼 、妊産婦、外国人等の要配慮者（避難行動要支援者）の安全や 身の 康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段 においてきめ かな支援策を総合的に講ずるものとする。

なお、市町村は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効 的に 用するものとする。

（主な実施機関）

県（保 医療 護部・福祉 部・ 会推進部・商工部・保 福祉環境事務所・総務部）、市町村

1 震災により たに発生した要配慮者（避難行動要支援者）に係る関する対策（保健医療介護・ 福 労働・ 総 、市町村）

1 災害時には、平常時から福祉サービ の提供を受けている者に加え、災害を 機に たに要配慮者（避難行動要支援者）となる者が発生することから、これらの要配慮者（避難行動要支援者）に対し、時間の経過に沿って、各段 における ー に合わせ、的確なサービ の提供等を行っていくことが重要である。このことから、市町村は、以下の点に留意しながら要配慮者（避難行動要支援者）対策を実施する。

（1）要配慮者（避難行動要支援者）を 発 した場合には、当該要配慮者（避難行動要支援者）の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

ア 指定避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移

イ 必要と認められる場合の 会福祉施設等への緊急入所

ウ 保護者を亡くした の里親等への委託

エ 居 における生活が可能な場合の在 福祉 ー の

（2）要配慮者に対するホーム パー、手話通 者の派遣、 装 の提供等の福祉サービ の提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継 的に開 できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての指定避難所を対象として要配慮者の 調査を開 する。

2 県は、市町村が実施する前項の措置に関し、他の都 県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。

2 高齢者 障害者に係る対策（高齢者地域包括 ア推進課・ 護保険課・障害者福祉課・福祉総務課、市町村）

1 市町村は、指定避難所や在 における一般の要配慮者対策に加え、高齢者及び障害者に対しては、以下の点に特に留意しながら対策を実施する。

（1）掲示板、 報誌、パソ ン、 ァ シミリ等を活用し、また、報 機関の協力のもとに、 聞、ラジオ、文 、手話つきテレビ 等を 用することにより、被災した高齢者等に対して、生活必 や 用可能な施設及びサービ に関する情報等の提供を行う。

（2）指定避難所等において、適温食など高齢者等に適した食事を工夫する。

（3）指定避難所等において、被災した高齢者等の生活に必要な いす、障害者用携 便器、おむつ等の 資やガイ パー、手話通 者等の ー を するため 談体制を整備する。

（4）被災した高齢者及び障害者の生活確保に必要な いす、障害者用携 便器、おむつ等の 資やガイ パー、手話通 者等の人材について迅速に調達を行う。

（5）関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該 資の確保及び福祉施設職員等の 応援体制整備を図る。

（6）指定避難所や住 における高齢者及び障害者に対する ー 調査を行い、ホーム パーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

2 県は、市町村が行う前項の措置に関し、適宜支援する。

避難対策

→ 本編第2 第8 「避難対策の実施」

4 生活確保

県及び市町村は、以下により、要配慮者の生活の場を速やかに確保することとする。

- 1 応急 設住 の建設供 (県営住 課・要配慮者関係各課、市町村)
 - 本編第2 第16 「住 の確保」
- 2 公営住 ・一般住 の確保 (県営住 課・住 計画課・要配慮者関係各課、市町村)
 - 本編第2 第16 「住 の確保」
- 3 公的宿泊施設の確保 (要配慮者関係各課、市町村)
 - 本編第2 第16 「住 の確保」

外国人等に係る 対策

- 1 外国人に係る支援対策 (交流第一課、市町村)

県及び市町村は、災害時に外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行うものとする。

 - (1) 外国人への情報提供 (防災危機管理局・交流第一課、市町村)

県及び市町村は、報 機関と連携し、テレビ・ラジオ等を活用した外国語による災害情報の提供を行う。
 - (2) 通 ・翻 ランテ ア制度の活用

県は、外国人に対して適切な情報提供を行うため、国際交流センターとの連携を図り、外国語を話すことができる ランテ アを、必要に応じて、市町村等に派遣する。

また、この制度により通 者が充足できない場合は、必要に応じ、県内の通 団体や国際交流団体、大 等に通 者の派遣を要請する。
 - (3) 国際交流 員の派遣

県は、外国人に対して適切な情報提供を行うため、国際交流 員を活用し、必要に応じて、市町村等に国際交流 員の派遣等を行う。
- 2 旅行者に係る対策 (観光・産振興課、市町村)

県及び市町村は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

ホテ ・旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保を実施するものとし、必要に応じて、指定避難所等の情報を伝達する。

第12節 保健衛生、防疫、環境対策

県及び市町村は、被災地域における感染症の予防、環境の 化防 のため、迅速かつ的確な防 活動等を行い衛生状態を保持するとともに、 康 談等を行い被災者の 身の安定を図る。

また、被災地域における飲食に起因する危害発生の防 に努め、県民生活の安定を図る。

〈主な実施機関〉

県（保 医療 護部・環境部）、市町村

第1 保健衛生（保健医療介護部、保健福祉環境事務所、市町村）

1 康・栄養 談の実施（ 康増進課こころの 康づくり推進室）

被災者への保 衛生対策については、 康状態や栄養の撰 状況の をまず行った上で、指導や談に応じることを基本として、以下により対応する。

(1) 康 談の実施

市町村及び県は、保 師班を編成して以下の巡 康 談及び 庭訪問を行う。

ア 要配慮者（高齢者、障害者、難病 者、妊婦、乳幼 等）に対する保 指導

イ 指定避難所や被災 庭の生活環境の と改 指導、被災者の 康 談

ウ 応急 設住 入居者の 康・生活改 指導

エ ンタ アの実施

→ 2

(2) 栄養 談の実施

市町村及び県は、栄養士班を編成して以下の巡 栄養 談等を行う。

ア 要配慮者（高齢者、障害者、難病 者、妊婦、乳幼 等）に対する栄養指導

イ 指定避難所における食事、共同調理、 き出し等の指導助

ウ 指定避難所、応急 設住 等の被災者等に対する栄養 談・指導

2 の ア（ 康増進課こころの 康づくり推進室、市町村）

災害時における精神障害者に対する保 ・医療サービ の確保と TSD（ 的 外 後 トレ 障 害）等の精神的不安に対し、以下により対応する。

(1) 県は、災害時に既存の医療機関では対応できない場合、精神科救護所の設置や保 所を 点とした巡 精神科診療 ームを編成するなどして、被災精神障害者の継 的医療の確保、指定避難所等での精神疾 の急発・急変への対応、指定避難所巡 談等を行う。

(2) 県は、被災者、防災活動従事者の TSD等の精神的不安定に対し、前述の方法により対応するほか、被災地の状況を踏まえ、 ンタ アの 的な知 を有する精神科医師、保 師等による の 康危機管理 ームを編成し、適切な対応をする。精神保 福祉センターでは精神保 に関する情報提供、及び被災者支援にあたる者に対する 的支援等を行う。

県は、必要に応じて、災害による被災者の トレ ア等のため、被災地域外の医療機関、国（厚生 省）及び被災地域外の都 県に対して、災害時の の アの 職からなる ームの編成及び協力を求めるものとする。また、国（厚生 省）及び県は、災害時の の アの 職からなる ームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

なお、他県等の要請により、災害時の の アの 職からなる ームを編成した場合には、その旨を国（厚生 省）に報告するものとする。

(3) 、生 の ンタ ア（体育 ーツ 康課・義務教育課・高校教育課）

→ 第19 「文教対策の実施」

3 食 衛生監視指導の実施

(1) 組織

県（保 衛生課）は、被災地域における食 衛生監視指導を実施するため、食 衛生監視機動班を編成、派遣する。

なお、食 衛生監視機動班編成にあたっては、必要に応じ近隣自治体とも連携しながら行うものとし、その要員は次のとおりとする。

ア 被災地を管轄する保 福祉環境事務所の食 衛生監視員

- イ 要員が不足する場合は、被災地周辺で災害の影響を受けていない事務所の食 衛生監視員（食 衛生 域 監視班員を含む）
- (2) 業務
 - 食 衛生監視機動班は、次のとおり監視指導等を行う。
 - ア 避難所、被災住民への食事提供施設に対する食 衛生指導及び 発 市町村や関係機関等と連携して、避難所、被災住民への食事提供施設における食 衛生管理等の状況 に努めるとともに、衛生指導及び 発を行う。
 - イ 営業施設の監視指導
 - 被災地における営業施設を監視指導するとともに、必要に応じ、食 等の検査を実施して不良食 の流通を防 ずる。
 - ウ 被災住民に対する食 衛生指導及び 発
 - 被災住民に対して食 衛生に関する 発活動を行う。
- 4 愛護動 の救護等の実施（保 衛生課、畜産課、市町村、関係団体）
 - 大規模災害に伴い、飼い主不明や した愛護動 が多 生じるとともに、愛護動 を指定避難所に同行することで、指定避難所の生活環境の 化等の問題が生じる事が予想される。また、被災した飼養動 の保護収容、危険動 の逸走対策、動 伝染病予防等衛生管理が必要になると考

愛護

(2) 市町村

市町村は、被災地域において、防 活動を実施するための組織を編成し、防 上必要な措置を行う。

3 感染症予防対策に関する 報活動の強化（保 衛生課、保 福祉環境事務所）

県は、感染症予防のため、市町村と連携し、被災地域住民に対し、手洗いやうがいの 行、等感染防護 の 用、消毒 の使用方法、飲食 の 扱い上の注意等の 報活動を強化する。

4 調査及び 康診断等（保 衛生課、保 福祉環境事務所）

感染症 者の発生状況を的確に し、 者、保菌者の早期発 に努め、 者に対する入院勧告など適切な予防措置を講じるため 調査を実施する。

(1) 調査班の編成

保 福祉環境事務所は 調査のため必要があるときは、次により 調査班を編成する。

○医師1名、保 師2～3名、事務1～2名

(2) 康診断

調査の 、必要があるときは感染症の予防及び感染症の 者に対する医療に関する法律第17条の規定による 康診断を実施する。

5 時予防接種（保 衛生課、市町村）

予防接種の必要がある場合は、予防接種法第6条の規定により 時予防接種を行い又は市町村長に行わせる。

6 市町村等に対する指示及び制限（保 衛生課、保 福祉環境事務所）

知事は感染症の発生の予防上必要があると認めるときは、市町村長等に対し次の事項について指示又は制限を行うとともに、状況に応じ県自らも消毒等の措置を行うものとする。また、消毒等の措置を円滑に実施するため関係団体へ協力を求めるものとする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の 者に対する医療に関する法律第27条第2項による市町村に対する消毒の指示
- (2) 感染症の予防及び感染症の 者に対する医療に関する法律第28条第2項による ず 族、昆虫等の の指示
- (3) 感染症の予防及び感染症の 者に対する医療に関する法律第2 条第2項による市町村に対するに係る消毒の指示
- (4) 感染症の予防及び感染症の 者に対する医療に関する法律第31条による水 管理者に対する生活の用に供される水の使用制限及び市町村に対する生活の用に供される水の供 に関する指示

7 市町村の災害防 業務

市町村は、知事の指示及び指導に基づき、次の業務を実施する。

- (1) 感染症予防対策に関する 報活動の強化
- (2) 消毒の施行
- (3) ず 族、昆虫等の
- (4) 生活用水の使用制限及び供 等
- (5) 指定避難所の衛生管理及び防 指導
- (6) 時予防接種の実施

家畜防疫（畜 家畜保健衛生所、市町村）

1 方針

県は、災害時に、畜伝染病予防法等に基づき、畜の伝染性疾病の発生予防と畜 の防 に努める。

2 実施責任

被災地の 畜防 は県が行うものとし、畜保 衛生所を中 に、獣医師会、農業共済組合連合会、市町村等の協力を得て、防 、診療に必要な組織をそのつど編成し、 畜防 の万全を図る。

3 畜の防

- (1) 県は 畜伝染病予防法に基づき、畜の所有者に対して ・消毒及び ず 、昆虫等の を実施するよう命じて、畜の伝染性疾病の発生予防に努める。
- (2) 県は、畜伝染病予防上必要があると認めるときは、畜伝染病予防法に基づき、畜の所有者

に対し、畜防疫員の検査、注射、浴または投薬を受けさせるよう命じ、伝染性疾病の発生予防に努める。

- (3) 県は、畜等が発生したときは、畜伝染病予防法に基づき、畜の移動の制限、殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努める。市町村は、畜所有者が行う自衛防衛、防疫措置の実施に対する支援、並びに県の行う防疫活動への協力に努めるものとする。

4 畜の診察

被災地域で編成した組織の協力で診療を実施することが不可能な場合または不適當であると認められる場合には、被災地域外からの応援を求めるものとし、被災地区の畜保衛生所及び県において計画実施に当たる。

5 飼料対策

飼料安定法に基づく政保管の飼料の確保を要請するほか、飼料製造及び販売業者に対し、飼料の確保及び供給の確保を行う。

4 環境対策（環境保課・保健所・環境事務所、市町村、工場・事業所等）

1 方針

災害による工場等からの有害物質の漏出や処理に伴う大気汚染等を防止する。

2 市町村

市町村は、有害物質の漏出等が発生した場合には、県へ報告するものとする。

3 県（環境保全課）

(1) 県は、有害物質の漏出等に関する状況の把握を行うものとする。

(2) 県は、適宜環境モニタリング調査を実施するものとする。

(3) 県は、有害物質の漏出等の処理、被災により発生した汚染物の処理が適切に行われるよう工場等の関係者に対し指導するものとする。

(4) 県は、建物の解体工事に伴って生じる粉じりや綿の飛散を防止するため関係者に対し指導するものとする。

(5) 県は、有害物質の性状、毒性等に関する情報を関係機関に提供するものとする。

(6) 県は、有害物質の漏出等により、住民の生命身体に危険の恐れがあると認められる場合は、関係機関の協力を得て広く周知するものとする。

4 工場・事業所等

(1) 工場・事業所等の関係者は、有害物質の漏出等が生じた場合には、市町村、県、関係機関に報告するものとする。

(2) 工場・事業所等の関係者は、有害物質の漏出等に対し適切に対応するものとする。

第13節 遺体の搜索、収容及び火葬

災害による行方不明者、亡者の体を判明しないまま置することは、人上からも許されないことであり、混乱期に人の安定を図るうえからも早急に実施する必要があるため、関係機関、団体と緊密な連絡をとり迅速に実施する。

(主な実施機関)

県(保 医療 護部・福祉 部)、市町村、警察、第七管区海上保安本部

1 遺見分場所、置場所確保

1 市町村

市町村は、体の分場所、安置場所については、公共施設又は寺院等あらかじめその管理者と協議して抽出定しておくとともに、関係機関と連携し確保に努めるものとする。

2 遺搜索

1 市町村

(1) 陸上における

警察の協力を得て体のを行い、体を発したときは、速やかに収容する。

(2) 海上における

第七管区海上保安本部及び警察等の協力を得て体のを行い、体を発したときは、速やかに収容する。

2 警察

(1) 警備活動に随し、市町村の行う体に協力する。

必要に応じ、警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師等の協力を得て、体の検視、身元確認等を行うものとする。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効率的な身元確認が行えるよう県、市町村、指定公共機関等と密接に連携するものとする。

(2) 行方不明者の届出受理の適を期するとともに、情報の入手に努め積極的に調査を実施する。

3 に必要な資機材の整備

県及び市町村は、震災被害等により、範囲な活動や長期的なのための自活等を実施するために必要な資機材を整備し、災害発生時に実施機関(警察、消防、自衛隊等)への配分に努めるものとする。

(1) 胴 手中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏 抜き防 板、 、つるはし等 用資機材

(2) 強力ライト、投光器、発動発電機等照明用資機材

(3) エアーテント、可搬 濾過器、 袋、簡易トイレ等後方支援・自活用資機材

(4) トランジ ター ガホン、 声器等 報用資機材

第3 遺体の身元確認、対策(警察、市町村、第七管区海上保安本部、県医師会、県歯科医師会)

1 警察

(1) 明らかに災害により 亡したと認められる 体を発したとき、又は 体がある旨の届け出を受けた場合は、警察等が取り扱う死 死因 身元 等に関する 律4 に基づき、体の分を行う。

(2) 体の分に当っては、指紋の 、写真撮影等を行い、分了後、体を 族に引き渡す。

(3) 体の受 人がいないとき、又は身元不明の 体は、行旅病 行旅死亡 取扱 7 1 、 死 取扱規則 7 、戸籍法第 2条第1項に規定する検視調書を添えて市町村長に引き渡す。

2 市町村

(1) 体について医師による 因その他の医 的検査を実施する。

(2) 検視及び医 的検査を了した体について、おおむ 次の対策を実施する。

ア 体 別のため 体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

イ 体の身元確認のため 当の時間を必要とし、又は 亡者が多 のため短時日に火 ができない場合においては、 体を特定の場所(寺院などの施設の 用又は寺院、 校等の敷地に 設)に集め、火 の処置をするまで一時保存する。

(3) (2) の特定の場所について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条 整備に努める。

3 第七管区海上保安本部

- (1) 海上において明らかに災害により亡したと認められる体を発したとき、又は体がある旨の届け出を受けた場合は、海上保安庁体扱規則に基づき、体の分又は検視を行う。
- (2) 体の分に当っては、指紋の、写真撮影等を行い、分(検視)了後、族に引き渡す。
- (3) 体の受人がいないとき、又は身元不明の体は、戸籍法第2条第1項に規定する体分調書等を添えて市町村長に引き渡す。

4 県医師会、県歯科医師会（県医療指導課）

警察及び第七管区海上保安本部は、身元確認のため必要があるときは、県医師会、県歯科医師会に応援を要請する。

5 体のり扱いに必要な資機材の整備

県及び市町村は、早期の身元確認、族への体引き渡し及び体のり扱いに伴う感染症等の事故を防ずるための資機材を整備し、災害発生時に体検視場所及び体安置場所への配備に努めるものとする。

- (1) ゴム手袋、白手袋、業、長靴等の感染症防用資機材
- (2) ピンセット、注射器、注射筒、血液等容器等の体分用資機材

4 遺火葬（保健衛生課、市町村）

1 体の火

(1) 市町村

下記により火の実施体制の確保を行うとともに、災害の際、亡した者に対して、その族が災害による混乱のため火を行うことが困難な場合や亡した者の族がいない等の場合には、原則として市町村が体の火を行う。

- ア 火場の被災状況の
- イ 亡者の
- ウ 火談口の設置
- エ 体安置所の確保
- オ 火場へのアセ路の確保
- カ 体搬体制の確保
- キ 棺、ライアイ、骨壺の調達
- ク 火用燃料の確保

(2) 県（保健衛生課）

市町村で火が分行えない状況になった場合は、県内の他市町村及び近隣県に対して応援要請を行い、域的な火の実施を支援する。

資料編I 火葬施設一火葬場所在地、名称、処理能力の一覧表

資料編I 応援協定一災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく応援要請

2 火の留意点（市町村）

(1) 身元不明の体措置

- ア 身元不明の体については、火前に、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、身元の判明に必要な資料を保存する。
- イ 体の身元が判明しない場合は、「墓地、等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅亡人扱法」に基づき、り扱うものとする。
- ウ 火後の骨及びについては保管を行うものとする。

(2) 火に関する帳簿等の整理

火を実施し、又は火等に要する現しくは経を支出した市町村は、次の書・帳簿等を整備、保存しなくてはならない。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 火支出関係証書

災害に基づく措置（保健衛生課、市町村）

1

(1) 対象者

災害により行方不明の状態にある者で、四圍の状態から、既に亡していると推定される者。

(2) 用の限度

福岡県災害救助法施行 則で定める

(3) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、現に 体を する必要がある場合は、内 総理大臣の承認を得て 長することができる。

(4) の方法

知事又は知事により を行うこととされた市町村長が警察機関、消防機関及びその他の機関の協力を得て行う。

2 体の検視（分）及び対策

(1) 体の検視（分）

前記第3の1「警察」、第3の3「第七管区海上保安本部」の処理に同じ。

(2) 体の対策

災害の際 亡した者については、その 族が混乱期のため 体 別等の処置、 体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合はこれらの対策を行う。

(3) 対策の内容

ア 体の洗淨、縫合、消毒

イ 体の一時保存

ウ 検案

(4) 対策の方法

ア 救助の実施機関である知事又は知事により救助事務を行うこととされた市町村長が 体の一時保存のための施設、 体の洗淨、縫合、消毒、検案等について現 により実施する。

イ 族が 体の対策を行う場合は、 体の対策に伴う 、消毒 等の現 を支 する。

(5) 用の限度

福岡県災害救助法施行 則で定める

(6) 対策の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内 総理大臣の承認を得て 長することができる。

3 体の 等

(1) 等を行う場合

ア 災害時の混乱の際に 亡した者。

イ 災害のため 族が 等を行うことが困難なとき。

(2) の方法

棺又は骨つ 等 に必要な 資の支 及び火 又は納骨等について現 をもって実施する。

(3) 用の限度

福岡県災害救助法施行 則で定める

(4) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内 総理大臣の承認を得て 長することができる。（特別基準）

第14節 飲料水の供給

市町村及び県は 水体制を確立し、 水活動を迅速かつ円滑に実施する。
(主な実施機関)

県 (防災危機管理局・水資 対策課水 整備室・水資 対策課)、市町村、県民

1 方針

1 基本的な考え方

震災時においては、配水管等の破 等による断水や汚染により、応急 水が必要とされる。応急 水には、大きく分けて、搬 水と 点 水があるが、搬 水は、その運用に多 の人員が必要とされるため、応急復 水を速やかに行うためには、できるだけ 点 水で対応することが望ましい。

また、指定避難所や病院など災害時に特に 先的に 水が確保される必要がある箇所については、事前に して、地震発生後の速やかな 水の確保を図る必要がある。

2 応急 水の日 水量

水量については、地震発生後3日間については、飲料水として3ℓ/人・日を目安とし、応急復 の期間としては 4週間を目 として、各市町村の実態に即して 水レ ごとに、目 水量を設定する。

(目標値設定例)

経 過 日	目 水 量	住民の運搬距	水レ
3 日 間	3 ℓ/人・日	概ね 1 k m以内	飲料水 (生命維持用水)
1 0 日	20 ℓ/人・日	概ね 250m以内	飲料水+炊事用水+トイレ用水
2 1 日	100 ℓ/人・日	概ね 100m以内	上記+洗濯水+指定避難所での入浴
2 8 日	約 250 ℓ/人・日	概ね 10m以内	自宅での入浴・洗濯
2 9 日	通 水		被災前と同水準

2 市町村

- 1 あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する 水を実施する。
- 2 飲料水の確保及び 水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。
- 3 市町村の では、飲料水の確保、 水等が困難なときは、隣接市町村及び県に応援を要請する。

県水資源対策 水道 室

市町村から飲料水の確保及び 水について応援要請を受けたときは、隣接水 事業者に対し必要な応援の措置について指示するとともに、 水資器材の確保 (調達)、水質検査等に必要な措置を講じる。

また、大規模な災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、九州・ 口 県災害時応援協定に基づき応援要請を行う。

4 県水資源対策

地震などの災害時に、北部福岡緊急連絡管により、北九州市と福岡都市圏で に水 用水の融通を行う。

北九州市又は福岡都市圏から要請があった場合、「北部福岡緊急連絡管調整会議」において、内容を協議、決定し、応援 水を開 する。

県防災危機管 局

市町村から飲料水の確保及び 水について応援要請を受けて、特に必要と認められる場合は、自衛隊等関係機関に対し応援要請を行う。

6 災害 基 に づく措置 (係総課 、関係機関)

1 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者

2 支出できる内容

- (1) 水の購入
 (2) 水及び浄水に必要な機、器の上、修繕、燃料
 (3) 及び資材

3 用の限度

福岡県災害救助法施行 則で定める

4 期間

災害発生の日から7日以内

資料編 I 給水資機材—給水車保有機関名及び数量調 (陸上自衛隊) 参照

資料編 I 給水資機材—給水用機械保有調 (陸上自衛隊) 参照

資料編 I 給水資機材—市町村給水車及び給水タンク保有状況一覧表 参照

(給水量等の基準) 給水量等の基準は、次表を標準とする。

水の基準	水量の基準	備考
1 災害救助法を適用した場合で飲料水の確保が困難なとき	1人1日当たり 3 ^{リットル}	飲料水のみ
2 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水+雑用費 14 ^{リットル}	(洗面、食器洗い)
3 伝染病予防法により知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20 ^{リットル}	2+洗濯用水
4 3の場合が比較的長期にわたるとき 必要の都度	35 ^{リットル}	3+入浴用水

第15節 食糧の供給

市町村は、被災者に対し、食糧の供給を迅速かつ円滑に実施する。
(主な実施機関)

県（農林水産部・福祉部）、市町村、農林水産省政策包括官、九州農政局（福岡支局）

1 方針

1 基本的な考え方

- (1) 食は、食糧供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対し、先的に実施する。
- (2) 当初にあっては、公立校、幼稚園、保育園、旅館、組合等の食施設で被害を受けていない施設でのき出し及び当業者、製パン業者等からの当・生パンの調達により食を実施する。
なお、この場合、当業者、製パン業者等の業者には各指定避難所等までの配給を含めて依頼し、県・市町村による配給は原則として行わない。
- (3) (2)による食を待つことができない場合の緊急避難的措置として備蓄食糧を供給するが、できるだけ早期に(2)による食に切り替える。
- (4) 食活動を効率的に実施するため、食場所は指定避難所等に限定する。
- (5) (4)以外の施設等への直接の配給は以下のような場合に実施する。
 - ア 地震災害により孤立し、食糧調達に困難が予想される地域
 - イ 病院、会福祉施設等の病人、要配慮者関係の施設
- (6) 県民等においては以下のように対応する。
 - ア 2～3日間は、可能な限り、県民自身が備蓄している食糧で対応する。
 - イ 県民間で助け合う。
- (7) 事態がある程度落ち着いた段階では、食料需要の明確化を図る。

2 供給対象者

- (1) 指定避難所に受け入れられた者
- (2) 住居に被害を受けて食事ができない者
- (3) 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- (4) ライフラインの寸断等のため調理不可能な会福祉施設の入所者
- (5) 救助活動に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない。）

2 市町村

あらかじめ震災時における食糧供給計画（これに関する計画を含む。）を策定し、被災者の食糧の確保と供給に努めるものとし、必要な食糧の確保と供給ができない場合は、県及び隣接市町村等に対し応援を要請する。

県

県は、市町村から応援要請があった場合、食糧を供給する。

なお、市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、県は、要求を待たないで、市町村に対する物資を確保し提供するものとし、そのための実施方針や分散備蓄の推進など体制を整備する。

1 水田農業振興課

市町村から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、米穀が円滑に供給されるよう、農林水産省政策包括官に対し政令所有米穀の引渡を要請する。

資料編I 備蓄等—米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 参照

2 団地課

市町村から応援要請があった場合、物資供給協定を締結している農業団体から速やかに物資（イン

タント食 等、 当は く)を調達し、供 する。

福総課

市町村から応援要請があった場合、食糧供 協力協定を している業者から速やかに 資を調達し、供 する。

資料編I 物資・機材供給協定等 参照

4 農政局 福 局

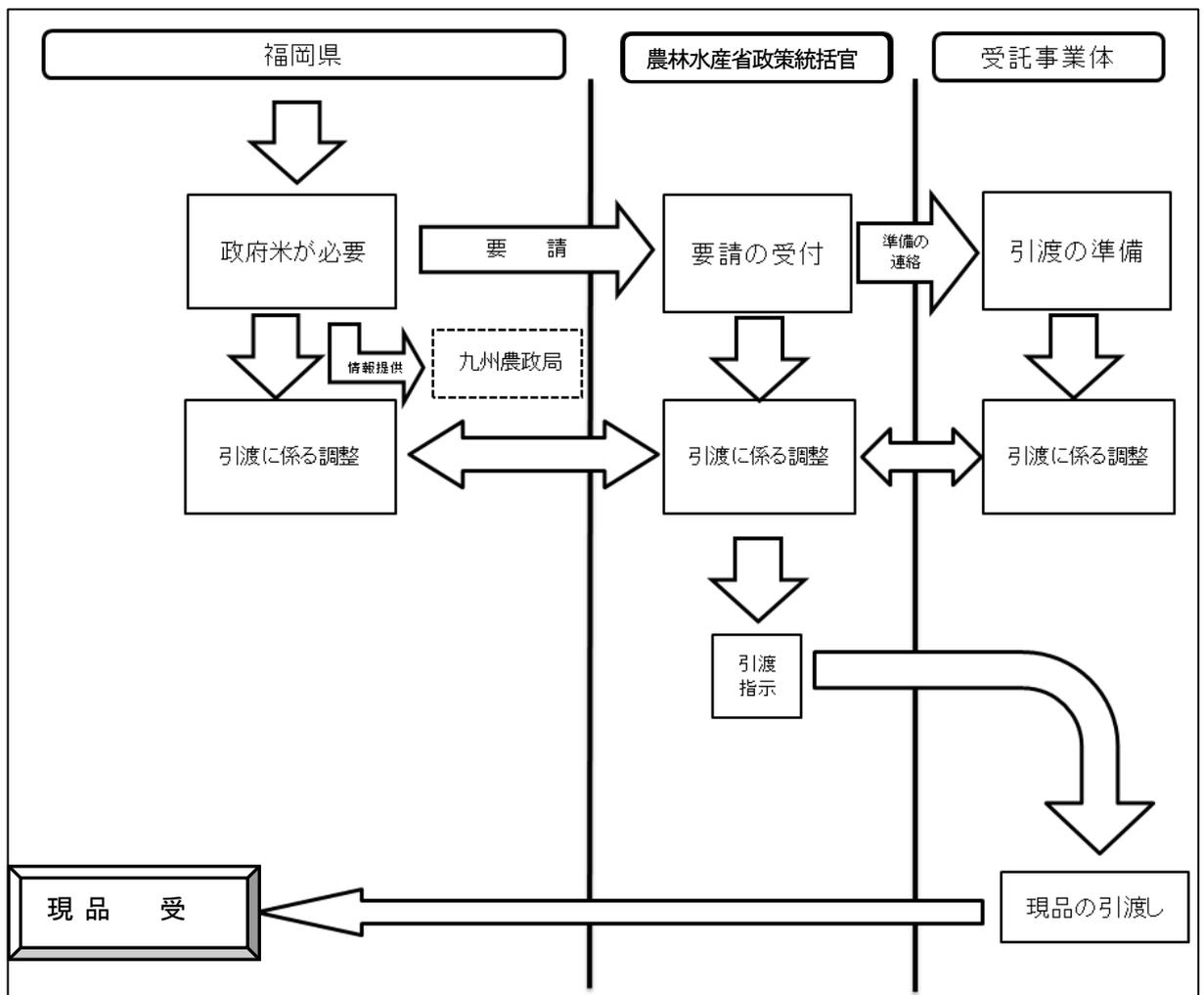
県は、食糧・ 資等が必要量確保できないと判断した場合は、農林水産省又は九州農政局(福岡支局)に応急用食糧・ 資等の供 を要請する。

うち、政 所有米穀については、農林水産省政策 括官へ応急供 の要請を行うとともに、九州農政局へその情報提供を行う。

福岡支局は、農林水産省政策 括官及び九州農政局の指示に基づき支援等を行う。

資料編I 備蓄等一米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 参照

1 政 所有米穀の要請経路



2 知事が自衛隊に運 を依頼する場合(防災危機管理局)
交通の途絶等により、政 運 では緊急に間に合わない場合、知事は、自衛隊に被災地までの運 を要請することができる。

第5 運 事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運 事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運 すべき 資又は資材 びに運 すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な 資又は資材の運 を要請するものとする。

県は、運 事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が 当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災

害応急対策の実施に必要な 資又は資材の運 を行うべきことを指示するものとする。

運 事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、国、県及び市町村等から災害応急対策の実施に必要な 資又は資材の運 の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運 を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を き、当該 資の を行うものとする。

運 事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運 の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、 資等の緊急運 に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

6 災害 による炊き出し 食品 給与方 (課総課・ 水田農業振興 、市町村)

1 の対象

- (1) 指定避難所に受入れられた者
- (2) 住 の被害(全 、全 、流出、 又は 上 水等)により現に 事ができない者
- (3) その他市町村長が の必要と認めた者

2 の方法

- (1) 市町村長は、 き出しを実施しようとするときは、直ちに災害応急用米穀の供 申請を知事にしなければならない。
- (2) 知事は、市町村長からの供 申請又は申請を待つことなく、被害報告に基づき応急用米穀の を必要と認めたときは、 量等を定め、農林水産省政策 括官に通知するとともに市町村長にこの旨通知する。
- (3) 市町村長は、知事からの通知に基づき知事の指定する者から を受けるものとする。

3 用の限度

福岡県災害救助法施行 則で定める

第16節 生活必需品等の供給

県及び市町村は、被災者に対し、被 其他生活必 (以下「生活必 等」という。)を円滑に供 するため、平常から卸売業者、大規模小売店等における生活必 等の 出可能量の 確認に努め、災害時においては速やかに調達し、供 を迅速かつ円滑に実施する。

(主な実施機関)

県(福祉 部・ 会推進部・商工部)、市町村、九州経済産業局

1 方針

1 基本的な考え方

- (1) 生活必 等の供 は、その 如により身体に大きなダ ージが及ぶ可能性のある要配慮者(高齢者、乳 、病弱者等)に対し 先的に実施する。
- (2) 当初にあつては、県、市町村備蓄を 出及び協定業者から調達し、配 する。協定業者に依頼する場合、 資の調達だけではなく、配 要員や の手配も含めて業者に依頼し、県・市町村による は原則として行わない。
- (3) 県民等においては以下のように対応する。
 - ア 2～3日間は、可能な限り、県民自身が備蓄している生活必 等で対応する。
 - イ 県民 で助け合う。在 の要配慮者への配 等は地域で対応する。
- (4) 事態がある程度落ちついてきた段 では、被害状況別、指定避難所別、世 別等に配 計画をたてて、自主防災組織、さらには ランテ ア等の協力を得て迅速かつ 確に配 を実施する。
- (5) 外来救援 資(義援 資)の り扱い
 - 第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第3節「義援金品の受付及び配分等」
- (6) 協定の運用に関しては、日頃から協定業者と協定の内容、実務担当者等を確認し、緊急時の運用に支障が生じないようにする。

2 生活必 等の範囲

- (1) (毛 、 団等)
- (2) 被 (衣 、肌 、大人用紙おむつ等)
- (3) 事 (鍋、 用 、庖丁等)
- (4) 食器(茶わ 、皿、はし等)
- (5) 保育用 (ほ乳び 、紙おむつ等)
- (6) 光熱材料(、 ーソ 、簡易 ン 等)
- (7) 日用 (け 、歯 がき、テ シ ペーパー、トイレ トペーパー、タオ 、乾電池)
- (8) その他

2 市町村

あらかじめ生活必 等供 計画(に関する計画を含む)を策定し、被災者の生活必 等の確保と供 に努めるものとし、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

その際、応援を要請する市町村は、被災状況に応じて、どのような 資が必要であるかを調べ、必要な 目を 報して、供 を促すこととし、 資を る関係機関は、その時点で している供 可能な 資の リ ト等を提示する。

県(福総課・ 商工政課)

市町村から要請があったときは、県が備蓄している生活必 等を出するとともに、 資供 協定を している企業等から調達する。それでも不足するときは、小売業者、大規模小売店等に生活必 等の緊急 出について協力を要請する。

資料編I 物資・機材供給協定等 参照

なお、市町村における備蓄 資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めると、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、県

は、要求を待たないで、市町村に対する 資を確保し するものとする。

4 赤十字社 福県

支部の定める配分基準により、支部保有の毛、日用等を主体とした緊急救助 資を機をせず、り災者に配 する。

経済産業局

県から生活必 等の調達について要請を受けたときは、その所管に係る生活必 等を 扱う業者及びその団体から、生活必 等が調達できるよう必要な措置を講ずる。

6 運送 業者 る 定公共機関 定 方公共機関

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運 事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運 すべき 資又は資材 びに運 すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な 資又は資材の運 を要請するものとする。

県は、運 事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が 当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な 資又は資材の運 を行うべきことを指示するものとする。

運 事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、国、県及び市町村等から災害応急対策の実施に必要な 資又は資材の運 の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運 を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を き、当該 資の を行うものとする。

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

7 災害 基 づく措置 (福総課、市町村)

1 被、その他の生活必 の供 又は

(1) 対象者

ア 災害により住 に被害(全、全、流出、及び上水)を受けた者

イ 被、その他生活上必要な最小限度の財等を喪した者

ウ 被、その他生活必 等がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 被、その他生活必 として認められる 目

ア 被、及び身のり

洋、業、下、毛、団、タオ、靴下、サンダ、傘等

イ 日用

け、歯がき、テシペーパー、トイレトペーパー等

ウ 事用及び食器

器、鍋、包丁、ガ器、茶碗、皿、箸等

エ 光熱材料

、パンガ等

(3) 又はの方法

一括購入し、又は備蓄 資から 出し市町村長が分配する。

(4) 用の限度

福岡県災害救助法施行 則で定める

(5) 又はの期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情があるときは内 総理大臣の承認を得て 長することができる。(特別基準)

第17節 住宅の確保

震災時における被災住 の入居者に対する応急住 対策は、災害救助法を適用した場合には、一時的には県又は市町村の公共施設等を用いて指定避難所として収容するほか、応急 設住 の建設及び供 びに住 の応急修理等を実施する。

〈主な実施機関〉

県（福祉 部・建 都市部・農林水産部）、市町村

1 応急仮設住宅 建設（ 福総課・ 住宅計課・ 県営住課・ 林業振課、市町村）

1 実施責任者

(1) 応急 設住 の建設に関する計画の樹立と実施は、市町村長が行う。

(2) 救助法を適用した場合の応急 設住 の建設は、知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市町村長が行う。

2 建設用資機材等の調達

(1) 県

市町村から用地及び資機材の確保について、応援の要請を受けたときは、(一) レハ 建協会、(一) 福岡県 材組合連合会（主として製材 など）及び福岡県森林組合連合会（主として 杭など）、九州森林管理局等関係機関等と協議し、その確保に努めるとともに、他の市町村に対し、必要な応援の措置について指示する。

(2) 九州森林管理局

県からの要請等を踏まえ、材(原)の供 促進を行うなど、被災地の 材の 要に応じる。

3 救助法を適用した場合の応急 設住 の建設（福祉総務課、県営住 課）

(1) 建設場所については、保 衛生、交通、教育等について考慮するものとし、原則として公有地を先して 定する。ただし、やむを得ない場合は私有地を 用するものとし、所有者等と 分協議して 定する。

(2) 1戸当たりの面 は、2 . 7平方 ートを基準とし、世 構成人員等を考慮して増 することができる。

入居予定者の状況によって、高齢者、障害者 けの 様にも配慮する。

用は1戸当たりの平均が、国が示す限度 以内とする。

(3) 応急 設住 を同一敷地内又は近接する地域内に概 50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に 用するための施設を設置できる。

(4) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を 人以上受入れ、老人居 護等事業等を用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉 設住 ）を応急 設住 として設置できる。この場合の応急 設住 の設置戸 は、被災者に提供される福祉 設住 の部 とする。

(5) 工期間は災害発生の日から20日以内とする。ただし、20日以内に 工できない事情があるときは事前に内 総理大臣の承認を受けて、期間を 長することができる。

(6) 建設については、建設業者関係団体等の協力を得て行う。

(7) 応急 設住 への入居資格は、住 が全 、全 又は流 し、自らの資力では住 を確保することができない者とし、県と協議のうえ、市町村が入居者を 定する。なお、この場合、以下の点にも留意するものとする。

ア 入居決定に当たっては、高齢者、障害者等を 先するが、応急 設住 での生活が長期化することも想定し、高齢者、障害者等が集中しないよう配慮する。

イ 従前の居住地及び自治組織に考慮した 定を行う。

(8) 応急 設住 の建 の管理は、当該市町村の協力を得て県が行い、入居者の管理は、市町村が行う。また、市町村は、各応急 設住 の適切な運営管理も行うものとする。この際、応急 設住 における安 ・安全の確保、孤独 や引きこもりなどを防 するための の ア、入居者による ミ テ の形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を めとする生活者の意を反映できるよう配慮するものとする。さらに、必要に応じて、応急 設住 における 庭動

の受入れに配慮するものとする。

() 入居者に応急 設住 を供 する期間は、完成の日から2年以内とする。

4 応急 設住 の建設支援 (建 指導課)

- (1) 建 基準法第85条に基づき、被災区域等における建 の応急修繕工事等を行うものについての法定基準や建 確認等の制限を緩和することにより、応急 設住 の建設を支援する。
- (2) 災害により住 等を しくは破 したとき、これを建 しくは大規模の修繕をする場合、建 確認申請手 料を免 あるいは 免する。

2 き家住宅 用

1 県及び市町村は、以下の住 等について、空き 情報の提供、 談に対応するものとする。

(1) 公的住 (住 計画課・県営住 課、市町村)

県営住 のほか、県内各市町村、全国の都 県、住 供 公 、都市再生機構、高齢・障害・求職者支援機構等の所有する空き

(2) 民間アパート等 住 (福祉総務課、住 計画課、市町村)

民間 住 の空き 等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急 設住 の建設の では膨大な応急住 要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間 住 をり上げて供 する応急 設住 を 極的に活用するものとする。また、応急 設住 を建設する場合には、次災害に 分配慮するものとする。

(3) 企業 、保養所等 (市町村)

2 集は、被災市町村及び空き 提供事業主体が行うものとする。

災住宅 応急修

1 実施責任者

(1) 被害 の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市町村長が行う。

(2) 救助法を適用した場合の被害 の応急修理は、市町村長が行う。

2 災害救助法を適用した場合の住 の応急修理 (福祉総務課、市町村)

(1) 応急処理の対象は、住 が 又は し、そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ自らの資力をもってしては、修理ができない者の住 とする。

(2) 修理範囲は、居室、 事場及び便所等、日常生活に必要な最小限度の部分とする。

(3) 修理の期間は、災害が発生した日から1ヵ月以内とする。ただし、交通機関の途絶、その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に内 総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を 長する。

(4) 修理については、建設業関係団体等の協力を得て行う。

(5) 修理を実施する住 の 定は、市町村が行う。

(6) 修理に要する 用は1世 当たり、国が示す限度 以内とする。

3 災害により住 に被害を受けた被災者への 談 口の設置 (住 計画課)

県は、「災害時における住 復興に けた協力に係る基本協定書」に基づき、住 融支援機構九州支店と協議して 談 口を設置し、災害により被害を受けた被災者に対して、住 に関する 談等の対応を行う。

4 住宅等に流 した土石等 除去 (住宅障害物 除去)

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、 (がけ) 崩れ、 流、 水等によって、住 、又は周辺に運ばれた 、 等の障害 を する。

1 実施責任者

(1) 住 障害 の に関する計画の樹立と実施は、市町村長が行う。

(2) 救助法を適用した場合の住 障害 の は知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市町村が行う。

2 障害 の方法

(1) 実施者は、自らの組織、 力、機 器 を用い又は 建 業者等の協力を得て速やかに行う。

(2) 業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後

支障の起らないよう配慮し、行う。

3 災害救助法に基づく措置（福祉総務課）

(1) 障害 の対象

- ア 当面の日常生活が営 えない状態にあること。
- イ 日常生活に くことのできない場所に運びこまれていること。
- ウ 自らの資力をもっては ができないものであること。
- エ 住 が 又は 上 水したものであること。
- オ 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。

(2) の方法

救助の実施機関である知事（救助を行うこととされた場合又は知事が実施するいとまがない場合は市町村長）が実施する。

(3) 用の限度

福岡県災害救助法施行 則で定める

(4) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は内 総理大臣の承認を得て 長 することができる。（特別基準）

4 公営住宅 修繕 建設（住宅計画・ 県営住 ）、市町村）

1 公営住 の修繕・供 促進

県及び市町村は、 公営住 を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住 の供 計画を修 し、住 供 を促進する。

2 災害公営住 の建設

公営住 法による災害公営住 の建設は、市町村が建設し、管理するものとする。ただし、被害が域かつ甚大な場合は、県が 完的に建設、管理するものとする。

6 災住宅に対する融資（建築 課 、住宅金融 機 溝）

自然災害によって住 に被害を受けた者は、次により、災害復興にかかる住 の建設資 、購入資 又は 修資 の融資を住 融支援機構に申し むことができる。

1 建設の場合

市町村等から住 が「全 」、「大規模 」又は「 」した旨の「罹災証明書」（「一部破 」は く。）の発行を受けた者は、次表の融資限度 内で、建設資 の融資を申し むことができる。また、建 と同時に 地についても被害を受けて整地を行うときは整地資 を、 地が流出して たに 地を 得するときは 地 得資 を、それ れ建 資 と併せて融資を申し むことができる。

(1) 融資 の限度

基本融資 (建設資)	特例加 (建設資)	基本融資 (地 得資)	基本融資 (整地資)
1 4 6 0万円	4 5 0万円	7 0万円	3 0万円

(2) 融資 住 融支援機構の条 による。

(3) 最長返済期間【建設】

耐火構造	準耐火構造	造(耐久性)	造(一般)
3 5年	3 5年	3 5年	2 5年

2 購入の場合

市町村等から住 が「全 」、「大規模 」又は「 」した旨の「罹災証明書」（「一部破 」は く。）の発行を受けた者は、次表の融資限度 内で、住 購入資 の融資を申し むことができる。

(1) 融資 の限度

住 の区分		基本融資 (購入資)	特別加 (購入資)
住		2, 430万円	450万円
リ・ユー 住 (中古住)	リ・ユー 住 リ・ユー ンション	2, 130万円	
	リ・ユー ラ 住 リ・ユー ラ ンション	2, 430万円	

(2) 融資 住 融支援機構の条 による。

(3) 最長返済期間

【 住 購入】

耐火構造	準耐火構造	造 (耐久性)	造 (一般)
35年	35年	35年	25年

【リ・ユー 住 購入】

リ・ユー ラ 住 リ・ユー ラ ンション	リ・ユー 住 リ・ユー ンション
35年	25年

3 修の場合

市町村等から住 に10万円以上の被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けた者は、次表の融資限度 内で、修資 の融資を申し むことができる。

また、修する を移 するときには移 資 を、地について被害を受けて整地を行うときは整地資 を、それ れ 修資 と併せて融資を申し むことができる。

(1) 融資 の限度

基本融資	修資	引方移 資	整地資
	640万円	30万円	30万円

(2) 率 住 融支援機構の条 による。

(3) 最長返済期間 20年

上記融資概要は、平成23年12月1日現在のものである。融資制度の詳 については、住 融支援機構に問い合わせること。また、上記の融資のほか、東日本大震災にかかる融資、事業 け融資もあるので、詳 については住 融支援機構に問い合わせること。

第18節 ごみ・し尿・災害廃棄物等の処理

市町村は、衛生状態保持のため、、し尿処理等必要な 活動を行う。災害 については、あらかじめ県及び市町村が策定する災害 処理計画に基づき、必要に応じて、災害 の処理方法を確立するとともに、 置き場、最 処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処理により、適 処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害 を処理する。県は、 域的な災害 の処理が必要となる場合に、あらかじめ県が策定する災害 処理計画に基づき支援を行う。また、 処理施設については、災害 を処理しつつ、電力供 や熱供 等の 点としても活用することとする。

〈主な実施機関〉

県（環境部・保 医療 護部・保 福祉環境事務所）、市町村

1 ごみ処

1 方針

災害により一時的に大量に発生した生活ご 及び粗大ご （以下、「ご 」という。）を適 に処理する。

2 市町村

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を し、処理施設等の応急復 を図る。
- (2) ご の収集、運搬、処分に当たっては、 の処理及び に関する法律に定める基準に可能な限り準 し実施する。
- (3) 収集したご は 却炉において 却するか、必要に応じ 立て処分等、環境保全上支障のない方法で行う。
- (4) 市町村で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- (5) 短期間でのご の 却処分、最 処分が困難なときは、ご の 置場を確保して対応する。
この場合、災害 の 置場と調整を図る。
 置場の管理に当たっては、衛生上 分配慮することとする。
- (6) 住民等への 報
住民等に対し、以下の項目について 報し、ご 処理の円滑な推進を図る。
 - ア ご の収集処理方針の周知
 - イ ご 量の削 への協力要請（できるだけご を出さない。庭での覆 処理等への協力等の要請）
 - ウ ご の分別への協力要請

3 県（ 対策課）

- (1) 県は、市町村からの要請により、県内各市町村や関係団体に対して、 域的な応援要請をするとともに、応援活動の全体調整を行うこととする。
- (2) 被災市町村や県内市町村でご の処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は、他 県や関係省庁に支援を要請することとする。
- (3) 県は、被災市町村に対し、国庫 助 （災害 処理事業 助 ）の活用について照会を行い、適切な処理を図る。

資料編I ごみ・し尿処理施設—ごみ焼却施設一覧表 参照

2 し尿処

1 方針

災害時により発生するし尿を適 に処理する。

2 市町村

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を し、処理施設等の応急復 を図る。
- (2) し尿の収集、運搬、処分に当たっては、 の処理及び に関する法律に定める基準に可能な限り準 し実施する。
- (3) 収集したし尿は原則としてし尿処理施設及び下水 処理施設により処理する。
- (4) 市町村で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない

場合は、県へ応援を要請する。

- (5) 被害状況、指定避難所の開設状況、被災住民のし尿の 出量を考慮し、 設トイレを設置する。
設トイレの機種 定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮したものであって、 り が
できるタイ を 先的に設置するものとする。
- (6) 水地域等の 条 の地域や指定避難所、 設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を
先的に収集する。
- (7) 甚な被害のためし尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し、各 庭の庭先等での素掘りトイレ
や隣近所での協力等と呼びかける。

3 県（ 対策課）

- (1) 県は、市町村からの要請により、県内各市町村や関係団体に対して、 域的な応援要請をすると
ともに、応援活動の全体調整を行うこととする。
- (2) 被災市町村や県内市町村でし尿の処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は、他
県や関係省庁に支援を要請することとする。
- (3) 県は、被災市町村に対し、国庫 助（災害 処理事業 助）の活用について照会を行い、
適切な処理を図る。

資料編 ごみ・し尿処理施設—し尿処理施設一覧表 参照

災害廃棄物処

1 方針

県、市町村及び関係機関は、次の方針により災害 の処理を実施することとする。

- (1) 震災による建 の消 、倒 及び解体により発生する 材及び シ リートがら等（以下、「災
害 」という。）を迅速かつ適 に処理する。
- (2) 災害 のうち、危険なもの、通行上支障があるもの等から 先的に処理する。この場合、緊
急 開路線については、 先的に実施する。
- (3) 災害 発生現場での分別を原則とする。
- (4) 応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して、処理 ジ ー を定める。いたずらに 業を急ぎ、
交通渋滞を招いたり、応急・復 計画の障害とならないように配慮する。
- (5) 環境汚染の未然防 及び住民、 業者の 康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。
- (6) 災害 処理のための重機・要員等は、関係機関・団体の協力を得て確保する。
- (7) ア ート等の有害な は、 の処理及び に関する法律（昭和47年法律第137 ）等
の規定に従い適 な処理を進める。
- (8) 発生した災害 の種 、性状（ 、 、汚染 等）等を勘察し、その発生量を推計し
た上で、事前に策定しておいた県 処理計画及び一般 処理計画を適切に 直すとともに、
直し後の計画に基づき、 置場、最 処分地を確保し、必要に応じて 域処理を行うこと等によ
り、災害 の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害 の円滑かつ迅速な処理を図る。
また、 処理施設については、災害 を処理しつつ、電力供 や熱供 等の 点としても
活用することとする。

2 市町村

市町村は、次のとおり災害 処理を実施することとする。

- (1) 災害 の発生量の もり
市町村は、被害状況をもとに災害 の発生量を もる。
- (2) 処理体制の決定
市町村は、災害 の り量、 路交通状況等を基に処理体制を定める。
被害が甚大で市町村で処理が不可能な場合は、県に応援を求め実施するものとする。
- (3) 災害 の 置場及び搬 路の確保
短期間での災害 の 却処分、最 処分が困難なときは、適当な場所を 置場として確保す
る。また、 置場及び最 処分場までの搬 路を確保する。
- (4) 災害 発生現場における分別
原則として災害 発生現場において分別し、 置場へ搬入する。
- (5) 災害 の 置場への搬入

(6) 置場の消毒

(7) 最 処分場への搬入

(8) 住民等への 報

住民等に対し、以下の項目について 報し、災害 処理の円滑な推進を図る。

ア 災害 の収集処理方針の周知

イ 災害 の分別への協力要請

ウ 置場の周知

エ 最 処分場、 置場への直接搬入の依頼

3 県 (対策課)

(1) 県は、必要により、県内各市町村や関係団体に対して、 域的な応援要請をするとともに、応援活動の全体調整を行うこととする。

(2) 被災市町村や県内市町村で災害 の処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は、他県や関係省庁に支援を要請することとする。

(3) 県は、被災市町村に対し、国庫 助 (災害等 処理事業 助) の活用について照会を行い、適切な処理を図る。

4 関係機関

関係機関においては、「1 方針」に基づき、災害 の処理を行うこととする。

4 障害物除去

1 路、河川、港 等に残る障害 の

第1～第3の対策によっても、路、河川、港 等に残る障害 については、それ れ、路、河川、港 等の管理者が する。

2 資器材、人員の確保

実施者は 、 一 その他障害 に必要な機 器 及び所要人員の確保につとめるとともに、不足する場合は業者の保有する機 器 及び人員を調達する

3 した障害 の集 場所

(1) 人命、財産に被害を えない安全な場所を 定する。

(2) 路交通の障害とならない場所を 定する。

(3) 盗難の危険のない場所を 定する。

(4) 工 等を保管した場合は、保管を めた日から14日間、工 名その他必要事項を公示する。

4 障害 に関する応援、協力

県は、市町村から障害 の について応援、協力要請があったときは、適当な措置を講じる。

死亡獣畜処 (保健衛課・保健 環境 所、市町村)

市町村は、管轄保 福祉環境事務所長(福岡市、北九州市、久留米市及び大牟田市にあつては保 所長)の指示に従い、原則として化製場又は 亡獣畜 扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、 没又は 却等の方法で処理する。

第19節 文教対策の実施

災害等の発生時の児童等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、用紙の応急処理等の措置を講ずる。

(主な実施機関)

県立学校、県教育委員会、市町村(組合)立学校、市町村(組合)教育委員会、私立学校設置者

1 学校教育対策

1 指定避難所としての学校の

校が指定避難所となる場合、指定避難所の運営は、市町村が行うものとする。

教職員は、児童等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期常化に向けて取り組む。

教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、指定避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。

2 応急教育(体育・保健課・施設課・義務教育課・高校教育課・教職員課、市町村教育委員会等)

(1) 応急教育の実施責任者

ア 市町村(組合)立学校の応急教育は、当該市町村(組合)教育委員会が計画し実施する。

イ 県立学校の応急教育は、県教育委員会が定める管理規則に基づき、各学校においてこれを実施する。

(2) 応急教育計画等の作成とその実施

応急教育の実施責任者は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

(3) 児童等の安全の確保措置(体育・保健課・施設課・義務教育課・高校教育課)

災害発生時における児童等の安全の確保に関し、次の措置をとる。

ア 県立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童等の安全の確保が困難であると思われる場合において、時に授業を行わない等の措置は、校長の判断により行うものとするが、県教育委員会は、必要に応じ次の事項の指導を行う。

(ア) 職員を派遣して、応急処置に事後の授業等に関する措置を指導するものとする。

(イ) 台風来襲等事前に災害が予知される場合は、あらかじめ校長に対し指導助言を行う。

(ウ) 指定避難所等に校舎を提供したため、長期間校舎が使用不可能の場合には、他の公共施設を用いて早急に授業の再開を図る。

イ 市町村(組合)立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童等の安全の確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、時に授業を行わない等適切な措置をとるよう、当該市町村(組合)教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は市町村(組合)教育委員会の了解のうえで、報知機関などを用いて、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講じることもある。

ウ 校長の措置

(ア) 事前準備

校長は、災害発生時の応急教育体制に備えて、以下の事項に留意しなければならない。

a 児童等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法の確認。

b 県(市町村等)教委、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認。

c 時間外においては、所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を職員に周知。

d 児童等の避難路・指定緊急避難場所の安全性の確認。

(イ) 災害時の体制

a 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を伝える。

- b 校長は、災害の規模、
・生 等、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに
するとともに、県（市町村等）教委と連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保
するなど、万全の体制を確立する。
 - c 校長は、準備した応急教育計画に基づき、
時の 級編制を行うなど災害状況と合致する
よう速やかに調整する。
 - d 応急教育計画については、県（市町村等）教委に報告するとともに、決定次第速やかに
・生 等及び保護者に周知徹底を図る。
- (ウ) 災害復 時の体制
- a 校長は、教職員を掌 するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、県（市町村
等）教委と連絡し、教科書及び教材の供 に協力するよう努める。
 - b 常な授業再開に際しての保 安全上の障害処理については指導助 を行うが、危険 の
処理、通 路の点検整備については、校長は関係機関の援助等により処置する。
 - c 疎開した ・生 については職員の分担を定め、地域ごとに実情の に努める。
 - d 災害の推移を し、県（市町村等）教委と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時
期については早急に保護者に連絡する。
- (4) 災害救助法に基づく措置（福祉総務課）
- ア 対象
住 の全 、全 、流 、 、 及び上 水により 用 を喪 又は毀 し、上
支障のある小 校 及び中 校生 びに高等 校等生
- イ 用 の 目
教科書及び教材、文房 、通 用
- ウ 用 の限度
福岡県災害救助法施行 則で定める
- (5) 施設の応急整備（施設課）
災害により被害を受けた公立 校の施設・設備について 常授業を確保するための応急対策は、
次の要領による。
- ア 公立 校が施設・設備の 、破 等の被害を受けた場合、県立 校にあつては応急復 工
事を早急に実施する。市町村(組合)立 校等にあつては、当該市町村(組合)において応急復
工事を実施するものとする。
- イ 災害時における代替校舎の確保
校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するために必要な施設・設備を
校長において確保することができない場合は、次の措置を講じる。
- (ア) 県立 校については、県教委が確保する。
- (イ) 市町村(組合)立 校については、当該市町村(組合)教委から要請のあった場合については、
県教育委員会は市町村(組合)教委間の調整を図る。
- (6) 教職員 充措置（教職員課）
災害発生時において教職員に被害があり、授業の継 に支障をきたすおそれのある場合、次に
より迅速に教職員の 充を行う。
- ア 県立 校に対する措置
- (ア) 災害に伴い教職員に被害が発生した場合、校長は、速やかに県教委に報告する。
- (イ) 上記報告に基づく教職員の被害状況に応じ、県教育委員会は速やかに次の措置を講じ、教
職員の 充を行う。
- a 条例定 の範囲内においてできる限りの 充を行う。
 - b 被災 校以外の 校に勤務する教職員を被災 校へ兼任させる。
 - c 必要に応じて、時間講師の配当を行う。
 - d 上記a～cの措置によってもなお 充が 分でないときは、県教育委員会事務局、県教
育センター等に勤務する教職員を 時に被災 校に派遣する。
- イ 市町村(組合)立 校（県 担教職員に限る）に対する措置
- (ア) 災害に伴い教職員に被害が発生した場合、当該市町村（組合）教委（北九州市教委、福岡
市教委を く）は速やかに県教育庁教育事務所を經由して、県教委に報告する。

- (イ) 上記報告に基づく教職員の被害状況に応じ、県教育委員会は速やかに次の措置を講じ、教職員の 充を行う。
- a 条例定 の範囲内においてできる限りの 充を行う。
 - b 被災 校以外の 校にある教職員を被災 校に兼任するよう措置する。
 - c 必要に応じて、時間講師の配当を行う。
 - d 上記a～cの措置によってもなお 充が 分でないときは、県教育委員会事務局、県教育センター等に勤務する教職員を 時に被災 校に派遣するよう措置する。北九州市教育委員会、福岡市教育委員会については上記措置に準じて行う。
- 3 援助に関する措置（財務課、義務教育課）
- 被災により が困難となり、また 資の支 が困難となった ・生 に対し、県教委は、次により援助又は救護を行う。
- (1) 被災により 困難となった市町村（組合）立小中 校の ・生 の 援助 の支 に必要な措置をとるよう市町村（組合）教委に対し、指導及び助 を行う。
 - (2) 被災 庭の特別支援 校の ・生 の を援助するため、 奨 の追加支 について必要な措置をとる。
 - (3) 自 等の被災により、 の支 が困難となった県立高等 校の生 の を援助するため、授業料の免 を行う。
- 4 校 食の応急措置（体育 ーツ 康課）
- 災害時において授業を継 する場合の 校 食の実施については、次の要領による。
- (1) 校長は、当該 校の 食施設・設備、 資等に被害があった場合は、市町村（組合）教委（県立校にあっては県教委）に報告し、当該教育委員会と協議のうえ、 食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意するものとする。
 - ア 被害があってもできうる限り継 実施するよう努めること。
 - イ 食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めること。
 - ウ 指定緊急避難場所として使用されている 校については、その 食施設は災者 き出し用に用されることもあり、 校 食とり災者 き出しとの調整に留意すること。
 - エ 被災地においては感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生については特に留意すること。
 - (2) 食用製パン工場、製粉工場、 工場及び製乳工場が被災した場合は、県 校 食会及び県牛乳協会が被災状況を速やかに県教委に報告する。県教委は、報告に基づき、関係機関と協議の上、 校 食用 資の供 対策を講ずる。
- 5 災害時における環境衛生の確保（体育 ーツ 康課）
- 災害後の感染症、防 対策については、校長は、保 福祉環境事務所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行うものとする。
- 6 被災 生 等への ンタ ア（体育 ーツ 康課・高校教育課・義務教育課）
- 県・市町村教委、校長、教職員は、保 福祉環境事務所、 談所等の 機関と連携して、被災 ・生 等への ンタ アを行うものとし、必要に応じて ー カウンセラー等を 校に派遣する。

文 文

2 文化財応急対策（文化財保護）

- 1 文化財が被害を受けたときは、所有者（管理責任者）は被災状況を調査し、市町村を經由して、その を県教委に報告する。
- 2 県教育委員会は、被災文化財の被災 大を防 するため、関係機関と連絡し応急措置をとるよう指導・助 を行う。
- 3 県教育委員会は、必要に応じ文化財 職員の派遣等を検討する。

第20節 警備対策の実施

警察及び第七管区海上保安本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連携のもと、各種応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、会公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

(主な実施機関)

警察（警備課）、第七管区海上保安本部

1 陸上警 対策 （警察）

1 警察の任務

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出救護
- (5) 行方不明者の
- (6) 被災地、危険箇所等の警戒
- (7) 住民に対する避難指示及び誘導
- (8) 不法事案等の予防及び
- () 避難路及び緊急 路の確保
- (1) 交通の混乱防 及び交通秩序の確保
- (11) 民 の安定に必要な 報活動
- (1) 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集
- (13) 関係機関の応急対策等に対する協力

2 警備体制

警察における警備体制及び所掌事務については、警察本部長の定めるところによる。

2 海上警 対策 （ 管区海上保 本 ）

海上の災害から県民の生命財産を保護し、会公共の秩序を図るため、災害発生と同時に必要な箇所を巡視 等を派遣して、次の措置を講ずる。

- 1 舶交通の制限等による海上交通の安全確保
- 2 犯罪の予防、
- 3 関係機関との情報連絡の強化

第21節 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施

1 電気 設災害応急対策（ 電力株 社）

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、情勢に応じた防災体制を発令し、速やかに対策組織を設置する。また、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

1 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、対策組織の長は次に掲げる各 の情報を迅速、的確に し、速やかに上級対策組織に報告する。

(1) 一般情報

ア 気象、地象情報

イ 一般被害情報

一般公衆の 被害情報及び人身災害発生情報 びに電力施設等を く水 、ガ 、交通、通
信、 、 路、橋梁等の公共施設を めとする当該管内全般の被害情報

ウ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報 機関、お客さま等への対応状況）

エ その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 当 被害情報

ア 電力施設等の被害状況及び復 状況

イ 停電による主な影響状況

ウ 復 資材、応援、食糧等に関する事項

エ 従業員の被災状況

オ その他災害に関する情報

2 情報の集

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集 し、総合的被害状況の に努める。

3 災害時における 報

報については、テレビ、ラジオ、 聞等の報 機関を通じて行うほか、 報 等により直接当該地域へ周知する。

4 応急対策要員の確保

(1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

(2) 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお、供 区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合は、対策要員は呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。

(3) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

5 災害時における復 資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備 、貯蔵 等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織 の流用

ウ 他電力会 等からの融通

(2)

災害対策用の資機材の は、あらかじめ要請した請 会 の ・ ・ リ ター等をめその他実施可能な運搬手段により行う。

6 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復 工事との関連 びに情勢の緊急度を勘案して、次

災害の防 くに配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における 体的応急工事については、次の基準により実施する。

ア 水力、火力発電設備

共通機器、流用可能備 、貯蔵 を活用した応急復 措置を行う。

イ 電設備

リ タ 、 等の機動力及び災害復 資材の活用により 復 を迅速に行う。

ウ 変電設備

機器 事故に対し、 の一部変更又は移動用変 器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

非常災害 復 準工法（ 業指針）による迅速確実な復 を行う。

オ 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

2 ガス 設災害応急対策（西 ガス株 社）

地震が発生し被害が発生した場合は、「防災業務計画」に基づき災害対策本部を設置し、 内各部 署の連絡協力のもと応急対策を実施する。

1 緊急対策

(1) 情報の収集

ア 一般情報

本 はテレビ・ラジオ等により一般被害情報に関する情報を収集し、各事業所に伝達する。

イ 地震計情報

地震発生後は直ちに地震計の計測値を確認し、災害対策本部において 合 、単位 毎に集計を行う。

ウ ガ 製造設備、供 設備の被害状況の

ガ 製造設備、供 設備の被害状況を し、必要に応じて 次災害防 の措置を行う。

(2) 報

地元のテレビ・ラジオ 局に対して、 次災害発生防 の観点から保安確保のための緊急 を依頼する。また、必要に応じて イ ン ーターの 扱方法についての も依頼する。

(3) 次災害防 措置

ア 危険予防措置

ガ の漏洩等による 次災害発生への恐れがある場合には、避難区域の設定、火気の使用停 等の適切な危険予防措置を講ずる。

イ 供 停 判断

地震発生時のガ 供 停 判断は以下に基づいて行う。

(ア) 地震計のS I値が60カイン以上を記録、または、製造所・供 所からの 出量の大変動、主要整 器等の 力の大変動により供 継 が困難と考えられる場合には、単位 又は 合 を単位として、直ちにガ 供 を停 する。

(イ) 地震計のS I値が30カイン以上60カイン未 となった地域についても、ガ 製造設備、供 設備の安全確認を直ちに行い、 次災害発生への恐れがある場合は単位 又は 合 を単位としてガ の供 を速やかに停 する。

2 復 対策

(1) 復 計画の策定

災害が発生した場合は被災の 確な情報を収集し、復 手順及び方法、復 要員の動員及び配置 計画、復 用資機材の調達計画、復 業の工程、 時供 の実施計画、宿泊施設の手配・食料等 の調達計画、その他必要な対策を明らかにした復 計画を迅速に策定する。なお、病院、ゴミ 却 場等 会的緊急度が高い施設について 先的な復 を図る。

また、復 業が長期化する場合には地方行政機関と協力して 要 支援のために代替熱 等の 提供を図る。

(2) 復 業の実施

- ア 製造設備の復 業
ガ の製造を停 した製造設備は、復 計画に基づき速やかに復 する。
 - イ 供 設備の復 業
供 設備の復 業は、次災害の発生防 に万全を期しつつ手順に従い早期復 を目指す。
- (3) 救援要請
範囲にわたり供 停 した場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき一般 団法人日本ガ 協会へ救援を要請する。
- (4) 報
次災害の発生防 と 要 不安の解消と共に、円滑な復 業のための協力要請を目的に、随時 報活動を実施する。

国内通信 設災害応急対策（西 本電信電話株 社）

災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話株 会 「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたる。

- 1 情報の収集、報告
災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、或いは被災した電気通信設備等を迅速に復 するため、次の情報を収集し、関係組織 間の連絡、周知を行う。
 - (1) 気象状況、災害予報等
 - (2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
 - (3) 当該組織の災害応急復 計画及び措置状況
 - (4) 被災設備、 線等の復 状況
 - (5) 復 要員の稼 状況
 - (6) その他必要な情報
- 2 外関係機関との連絡
災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、 外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。
- 3 警戒措置
災害予報が発せられた場合、或いは報 された場合、及びその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。
 - (1) 情報連絡用 線を 成するとともに、情報連絡要員を配置する。
 - (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させる。
 - (3) 重要 線、設備の 及び各種措置計画の点検等を行う。
 - (4) 災害対策用機器の点検と出動準備、或いは非常配置 びに電 設備に対し必要な措置を講じる。
 - (5) 防災のため必要な工事用 、資材等を準備する。
 - (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講じる。
 - (7) その他、安全上必要な措置を講じる。
- 4 通信の非常そ通措置
 - (1) 重要通信のそ通確保
災害等に際し、次により 機に措置をとり、通信輻輳（ふくそう）の緩和及び重要通信の確保を図る。
 - ア 応急 線の 成、網措置等そ通確保の措置をとる。
 - イ 通信のそ通が しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法、及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、 機に 用制限の措置をとる。
 - ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に 先して 扱う。
 - エ 警察、消防、その他 官庁等が設置する通信網との連携をとる。
 - オ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。
 - (2) 被災地特設公衆電話の設置
災害救助法が適用された場合等には避難場所に、罹災者が 用する特設公衆電話の設置に努める。
 - (3) 災害用伝 ダイヤ 『171』の提供
地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の 族・親戚・知人等の安否確認が困

難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝板」による災害用伝ダイヤ『171』を提供する。

なお、災害用伝ダイヤ『171』の提供開については、TTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡県災害対策本部と協力して実施する。

使用方法については『171』をダイヤし、用ガイドンに従って、伝・録音・再生を行う。

(4) 災害用一バン伝版『web171』の提供

地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、たに一バン時代にふさわしい伝情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用一バン伝版『web171』を提供する。

なお、災害用一バン伝版『web171』の提供開については、TTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡県災害対策本部と協力して実施する。

使用方法については西日本電信電話株式会社ホームページ上の災害用一バン伝版『web171』の使用方法に従って、伝情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を行う。

5 災害時における報

(1) 報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、通信のそ通及び用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復の状況等の報を行い、通信のそ通ができないことによる会不安の解消に努める。

(2) 報の方法

報についてはテレビ、ラジオ、聞等の報機関を通じて行うほか、パソコン通信、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

6 外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要により、外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(1) 要員対策

工事会等の応援、自衛隊の派遣要請

(2) 資材及び資対策

地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配の要請

(3) 交通及び対策

ア 人員又は災害対策用機器、資材及び資等の緊急に必要な等について、交通制限又は制限に係わる特別許可の申請

イ 災害時等の緊急のための運業者の協力、或いは自衛隊等に対するの援助要請

(4) 電対策

商用電の供、自発電用エンジンの燃料、移動電の燃料、オイ及び冷却水等の確保・供を関係者に要請

(5) お客様対応

お客様に対して故障情報、線情報、輻輳避策及び用案内等について情報提供を行うとともに、報機関との連携を図る。

7 復対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により線の復を図る。

線の復順位は表1のとおりである。

【表1 回線の復旧順位表】

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 ・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
第二順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

（注）新聞社、放送事業者又は通信社の定義は電話サービス契約約款（下表参照）による。

新聞社等の基準定義

（電話サービス契約約款抜粋）

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース〔1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。〕を供給することを主な目的とする通信社

4 放送 設災害応急対策（ 放送協 局）

1 応急対策

(1) 要員の確保

災害状況に応じた体制を定め要員を確保する。

(2) 資機材の確保

ア 電 関係 設備の整備確保

イ 中継 線、通信 線関係の整備及び確保

ウ 受信空中線の 強、資材の確保及び予備空中線材料の整備

エ あらかじめ特 した業者及び 用先から必要機材の緊急 用又は調達の確保

(3) 施設応急対策

ア 機等障害により一部の 信 による 出が不可能となったときは、他の 信 により 機に番組を変更あるいは他の番組に切替え、災害関連番組の 出継 に努める。

イ 中継 線障害時の措置

一部中継 線が断絶したときは、常置以外の必要機器を 設し、無線その他の中継 線等を用いて の継 に努める。

ウ 演奏所障害時の措置

災害のため 局内演奏所から 継 が不可能となったときは、他の 時の演奏所を設け、 の継 に努める。

(4) 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため次の措置を講ずる。

ア 受信設備の復

被災受信設備の 扱上の注意事項について、告知 、 ラシ又は 聞等部外 報機関を 用して周知を図る。

イ 災害情報の確保

関係自治体と協議の上、避難所等での災害情報収集のため、 受信の確保を図る。

ウ 各種 談等の実施

被災地又はその 近において各種 談等を実施し、その模様を にとりあげる。

2 復 対策

被災した施設及び設備等については、迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき効 的な復 計画を早急に 成する。

復 の順位は の 出に重大な影響を及 すと認められる施設、設備を 先させるものとし、復 工事の実施に当っては、人員、資機材等を最大限に活用して 業を迅速に推し進め、全般的な早期復 を図る。

☞ 上水道 設災害応急対策（水資源対策 水道 室、市町村、水道 業者）

1 水施設

水施設の被災については、被害状況を し、直ちに応急復 を行う。

2 浄水施設

(1) 浄水施設においては、災害時に の不足により原水の処理能力の 下が起きないように原水処理 の備蓄を行う。

(2) 浄水施設の被災については、被害状況を し、直ちに応急復 を行う。

3 配水 ン 施設

ン 場には、 配水のための自吸 ン 等を設置して 配水の応急措置をとるとともに、停電時の備えとしての自 発電設備等により施設や機器の運 制 を行い、停電復帰後速やかに加 水等ができるよう努める。

4 配水施設

配水管路、配水池等の被災については、被害状況の早急な を行うとともに、公共施設や病院、指定避難所等の重要施設への早期復 に配慮しながら、基幹となる 水管、配水本管、 水 点に至る路線を 先し、計画的な応急復 を行う。

6下 水道 設災害応急対策下 水護 、流下 水道 所、県土 所下 水道管 セン ー 市町村)

下水 は、住民の日常生活に大きく関わっており、震災時において下水 施設の機能が なわれた場合は、 水対策、衛生対策の面で都市等の機能に重大な影響を える。このため、下水 管理者（県・市町村）は、震災の発生時において、公共下水 等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水 等の巡視を行い、 その他の異状があることを したときは、可搬 水 ン 又は 設消毒池の設置その他の公共下水 等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

1 管 渠

(1) 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復 の方針をたてる。

(2) 工事施行中の箇所については、請 人をして、被害を最小限にとどめるように指揮監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の を行う。

(3) 可搬 の 水 ン 等の資機材は所要量を整備・確保し、応急対策に当てる。

2 処理場及び ン 場

(1) 停電のため 処理場及び ン 場の機能が停 した場合、自 用発電設備等によって ン 及び処理施設等の運 を行い、機能停 による 水及び処理不能事態がおこらないようにする。

(2) 建 その他の施設には、高潮、洪水その他 水害時に備え、特に防護の必要のあるものに対しては所要の資器材を備蓄し応急対策を行う。

7 工業用水道（工業用水道 業者）

1 水施設

水施設の被災については、被害状況を 〇 し、直ちに応急復 〇 を行う。

2 浄水施設

（1）各浄水場は、原水の処理能力の 〇 下を防 〇 するため、原水処理 〇 を備蓄して所要の浄水能力を確保する。

（2）沈澱池、浄水池及びろ過池等の被害に対しては応急復 〇 を行う。

3 水 〇 ン 施設

〇 ン 場には、 〇 配水のための自吸 〇 ン 等を設置して 〇 配水の応急措置をとるとともに、停電時の備えとしての自 〇 発電等により施設や機器の運 〇 を行い、停電復帰後速やかに加 〇 水等ができるよう努める。

4 水施設

（1） 〇 力管路の被害に対しては、直ちに本復 〇 を行う。

（2）自然流下水路の被害に対しては、本復 〇 を行う。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・災害復興の基本方針

- 1 節 基 本
- 2 節 災害復旧・復興計画の構成

第2章 災害復旧事業の推進

- 1 節 復旧事業計画
- 2 節 激甚災害の指定

第3章 被災者等の生活再建等の支援

- 1 節 罹災証明書^レの発行
- 2 節 被災者台帳^レの整備
- 3 節 相 談
- 4 節 女性のための相談
- 5 節 の確保
- 6 節 義援金品の受付及び配分等^レ
- 7 節 資金の確保^置
- 8 節 郵便事業の特
- 9 節 租税の徴収猶予、減免等^レ
- 10 節 災害弔慰金等の支給等^レ
- 11 節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

第4章 経済復興の支援

- 1 節 金 融 ^置
- 2 節 流 通 能 の 回 復

第5章 復興計画

- 1 節 復興計画作成の体 づ
- 2 節 復興^レする合意形成
- 3 節 復興計画の推進

第 4 編**災 害 復 旧 ・ 復 興 計 画****第 1 章 災害復旧・災害復興の基本方針****1 節 基本**

現在の科学技術では、災害が発生する前にその規模、発生時期及び場所を予測したり、災害を防止することは困難であり、したがって、一たび大規模な災害が発生した場合には、多大な人命及び財産を失うことも十分想像されるところである。

こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活の再建であることから、対策としては被災者の生活再建及び経済の復興を基本に、次に掲げる事項に留意しながら、市町村等関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

- 1 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。
- 2 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合は、これに基づき、復興計画を作成する。
- 3 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、県及び市町村が主体的に取り組むとともに、国から支援を受けるという役割分担のもと、協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、高齢者、障害者等の要配慮者の参画を促進するものとする。
- 4 災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第2節 災害復旧・復興計画の構成

災害復旧・復興計画の構成は、次のとおりである。



第2章 災害復旧事業の推進

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。

なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下、「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の 行に支障のない ことで、当該市町村に 行って工事を行うものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の 行に支障のない ことで、当該市町村に 行って、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な 市計画の決定等を行うものとする。

また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県は関係行 機関又は関係地方行 機関に、市町村は関係地方行 機関に、 の を要請するものとする。

主な実施機関

国、県、市町村、 、指定地方行 機関

1節 復旧事業計画

被災施設の復旧に当たっては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害復旧事業計画を策定し、早期に可能な復旧を図るものとする。

第1 公共土木施設災害復旧事業計画

、防設、施設、について災害発生の原因を及し、関係機関との協力的連携のもとに迅速かつ可能な復旧事業を施行し、さらに、復旧事業を施行することが必要とする施設の施設改良等を併せて行うことにより再度の災害発生を防止する。

特に、地震による地盤沈下により、災害の発生頻度が高まっている所については、二次的な災害防止の観点から、可能な限り災害防止対策を行うものとする。

第2 農林水産業施設災害復旧事業計画

地、業用施設、業用施設、業用施設及び共同利用施設の復旧については、産業施設災害復旧事業国の規定に関する（21）に基づき、関係機関との協力的連携のもと迅速に復旧事業が施行されるよう努めるものとする。

また、災害復旧事業のみでは、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度災害発生を防止に努めるものとする。

施設を後にした地が、震災によるが施設を被る被災した場合、速やかに地としての機能を復旧するために、地盤沈下対策を実施するように努めるものとする。

第3 都市施設災害復旧事業計画

市計画区域における、公営住宅、下等住宅等の災害、市域における等について早期復旧を図る。

- 1 復旧に当たっては、市の防災構造の整備を指す。

第4 公営住宅災害復旧事業計画

県民生活の安定を図るため、公営住宅（213）の規定に基づき、迅速かつ可能な公営住宅の建設を進めるものとする。

第5 公立文教施設災害復旧事業計画

- 1 児童に対する常態化を実施するため、迅速かつ可能な復旧を促進する。
- 2 再度災害発生防止のため、原因を検討し、構造、防災施設の設置等を図る。
- 3 被災した学舎施設の復興に当たり、学舎の復興とまちづくりの連携を進め、安全・安心な立地の確保、学舎施設の防災対策の強化及び地域の点検を図るものとする。

第6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

- 1 施設の性質上緊急に復旧する必要があるため、国及び県による、その関係機関の協力を促進する。
- 2 再度の災害発生を防止するため設置場所、構造その防災施設等について十分検討する。

第7 医療施設災害復旧事業計画

県民の健康を確保し、公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ可能な復旧計画により早期復旧を促進する。

第8 公営企業災害復旧事業計画

県民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。

第9 公用財産災害復旧事業計画

行政的、社会的な を勘案して早期復旧を促進する。

第10 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に県民の日常生活と な関係があるので早期復旧を促進し、可能な限り地 の復旧予定時期を
するものとする。

第11 文化財災害復旧事業計画

財が国民の 重な財産であることにかんがみ、迅速かつ な復旧を促進する。

第12 復旧・復興事業からの暴力団排除活動（生活安全課、関係各課、警察本部（組織犯罪対策課））

は、 等の動向 を し、復旧・復興事業 の参 ・ の実 に めるとともに、
関係行 機関、被災地方公共 体、業 体等に必要な きかけを行うな 、復旧・復興事業からの
活動の に めるものとする。

第2節 激甚災害の指定

激甚災害に対するための特の財援等に関する（31）。以下「激甚」という。）は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における国の地方公共体に対する特の財援又は被災者に対する特の成置について規定している。

著しく激甚な災害が発生すると、被災地は的を受け、応急置や災害復旧に要する経が著しく重になるかりでなく、被災者も復興の意を失うしてしまうことが予想される。

したがって、そうした大規模な災害が発生した場合は、応急置及び災害復旧を迅速かつに行うため、早期に激甚に基づく財援及び成置を受けることが必要となる。

第1 激甚災害の指定手順

激甚2では、「国民経済に著しいを及し、かつ、当該災害による地方財の担をし、又は被災者に対する特の成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には」、理大が中防災会に、によりその災害を「激甚災害」として指定することとなっている。

激甚災害としての及びの置を用するかの体的な基は、中防災会の「激甚災害指定基」（312日中防災会決定）又は「地激甚災害指定基」（431122日中防災会決定）によることとなっている。

激甚な災害が発生すると、関係が所管事項についての被害等をし、被害状況を取りまとめ、激甚災害としての該当の、用置について原案が作成される。これを中防災会に、を経てが公、施行されることとなる。

第2 激甚災害に関する調査報告

1 市町村

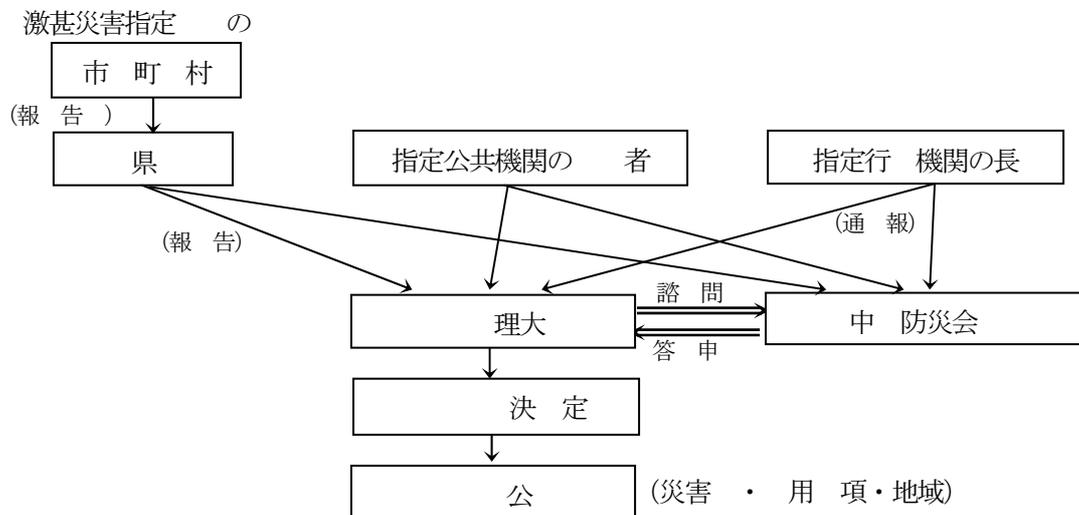
市町村は、当該市町村の域に災害が発生した場合には、災害対策基本31項の規定により、速やかにその被害状況等を県にする。

2 県

県は、市町村からの被害状況等を検討の、激甚災害の指定を受ける必要があるとれる事業について、被害、復旧事業に要する担その激甚に定める事項について、速やかに調する。

第3 激甚災害の指定促進

大規模な災害が発生した場合には、激甚に基づく激甚災害の早期指定が復旧事業の進状況に大きくを及すことにかんがみ、県は市町村からの及び前の調に基づき、激甚災害の指定が必要とした場合には、国の関係との連をし、早期指定の促進を図る。



第3章 被災者等の生活再建等の支援

災害時には、多くの人が 災し、住居や 財の 失、経済的困 、あるいは生命の にさらされ、地域社会が に る可能性があり、速やかな災害復旧を げる要 となる。そのため、災害時の人心の安定と社会 の を図ることを目的として、民生安定のための緊急 置を るものとする。

なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの 、生活資 等の支 やその迅速な 理のための組みに 、生業や の 復による生活資 の 的 、 の 復、心 の 等生活 に たってきめ細かな支援を じる必要がある。

市町村は、災害の状況を迅速かつ的 に するとともに、 の支援 置を早期に実施するため、災害による住 等の被害の 度の認定や 災 の の体制を 立し、速やかに、住 等の被害の度を認定し、被災者に 災 を するよう めるものとする。

県及び市町村は、 常時から、被災者支援を担当する部 を し、被災者支援の 組みの 等に めるものとする。

なお、市町村は、被災者生活再建支援 の支 に係る被災者からの 請を迅速かつ的 に 理するため、体制の 等を図るよう めるとともに、県及び市町村は、被災者生活再建支援 の 用 に たない規模の 災害が発生した際に、同 の を ま 、 の支援 置を じることができるよう、必要な 置を じるよう めるものとする。

主な実施機関

国、県（ 務部・ 部・ 部等）、市町村、関係機関

1 節 罹災証明書の発行

市町村長は、災害の被災者から 請があったときは、その災害による被害 等に関 ら 、 なく、住 の被害その 当該市町村長が定める の被害の状況を調 し、当該災害による被害の 度を する 災 を するものとする。

また、 災 の に必要な業務の実施体制の を図るため、被害状況調 について 的な知識及び経験を有する の 成、 災 の に関する規 や様式の 、関係 が事務 理に当たって参照できる簡便な の作成、 の地方公共 体又は民 体との連携の その必要な 置を じるよう めるものとする。

県は、災害による住 等の被害の 度の調 や 災 の について、被害の規模と 較して被災市町村の体制・資機材のみでは 足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複 の市町村に たる場合には、調 ・ 定方 に らつきが生じることのないよう、被災市町村 の調 を図るものとする。

また、住 の被害認定の担当者のための研修を行う等により、市町村による災害時の住 の被害認定の迅速 を支援するものとする。

2 節 被災者台帳の整備

市町村長は、被災者の援 を 合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援 を実施するための基礎となる台帳（以下、「被災者台帳」という。）を作成することができる。

主な実施機関

市町村

第1 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を 載し、又は 録する。

- 1 氏
- 2 出生の 日
- 3 男女の
- 4 住居又は居所
住 の被害その 市町村長が定める の被害の状況
援 の実施の状況
要配慮者であるときは、その 及び要配慮者に該当する事由
- 8 電話番号 その の連
の構成
 - 1 災 の の状況
 - 1 1 市町村長が台帳情 を当該市町村以 の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供
 - 1 2 1 1 の提供を行った場合は、その 及び日時
 - 1 3 被災者台帳の作成に当たって行 きにおける特定の個人を識 するための番 の 用等に関する (成2 2) 2 項に規定する個人番 を 用する場合には、当該被災者の個人番
 - 1 4 その 被災者の援 の実施に関し市町村長が必要と認める事項

第2 情報の収集

- 1 市町村長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その 有する被災者の氏 その の被災者に関する情 を、その 有に当たって特定された 用の目的以 の目的のために 部で 用することができる。
- 2 市町村長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共 体の長その の 者に対して、被災者に関する情 の提供を求めることができる。
県は、災害救 に基づき被災者の救 を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じ、被災者に関する情 を提供するものとする。

第3 台帳情報の利用

市町村長は、市町村が被災者に対する援 の実施に必要な限度で台帳情 を 部で 用するときは、被災者台帳に 載し、又は 録された情 (以下「台帳情 」という。)を、その 有に当たって特定された 用の目的以 の目的のために ら 用することができる。

第4 台帳情報の提供

- 1 市町村長は、以下のい れかに該当すると認める時は、被災者台帳に 載し、又は 録された情 (以下「台帳情 」という。)を、その 有に当たって特定された 用の目的以 の目的のために 提供することができる。
 - (1) 本人(台帳情 によって識 される特定の個人をいう。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) の地方公共 体に台帳情 を提供する場合において、台帳情 の提供を受ける者が、被災者に対する援 の実施に必要な限度で提供される情 を 用するとき
- 2 1 の場合、提供を受ける者は、以下の事項を 載した 請 を当該台帳情 を 有する市町村長に提出しなけれ ならない。
 - (1) 請者の氏 及び住所(人その の 体にあつてはその 称、 者の氏 及び主たる事務所 の所在地)
 - (2) 請対象の被災者を特定するために必要な情
 - (3) 提供を受けようとする台帳情 の
 - (4) 提供を受ける台帳情 に 請者以 の情 が含まれる場合は、その使用目的

- () その、台帳情 の提供に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、台帳情 の提供に関する 請があった場合、当該 請が 当な目的によるものと認めるとき又は 請者が台帳情 の提供を受けることにより知り得た情 が 当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを き、 請者に対し、 1の13の情 を き、当該 請に関する台帳情 を提供することができる。

3節 相 談

災害時における県民からの様々な問い合わせや要望に的 かつ迅速に対応するため、次に掲げる 置を るものとする。

機 関	置 事 項
県 (県民情報広報課・ 保健福祉環境事務所)	<p>1 被災者の迅速かつ な救 置を 進するため、被災者の 立に対する援 、 成 置について、広く被災者に広 する。</p> <p>2 県民相談室、 事務所等に、必要に応じ災害関連の 合相談窓口を設置する。なお、相談窓口の設置をした場合、市町村をはじめ関係機関との連 調 を図り、できるか り被災者の便 を 慮するものとする。</p>
市 町 村	<p>1 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広 車等により被災地を巡 して移動相談を行う。</p> <p>2 国、県をはじめとする関係機関による支援情 を収集し、また、必要な情 を関係機関に提供する。相談窓口では、当該市町村の対策のみではなく、 合的に情 提供を行ったり、必要に応じた的 な窓口 の誘 を図る。</p> <p>また、居住地以 の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共 体及び避難 の地方公共 体が協 することにより、必要な情 や支援・サ ビスを提供するよう めるものとする。</p>
	<p>署その 必要な場所に、臨時相談窓口を設置して、 関係の相談等に対応する。また、行方 者に係る相談等必要な情 について、 体と情 共有を図る。</p>
指定地方行 機関 指定公共機関	<p>事務所、 業所その 必要な場所に、臨時相談窓口あるいは案 所等を設置し、所管業務に係る相談等に対応する。</p>

4節 女性のための相談

災害によって生じた女性特有の問題について相談に応じるため、次に掲げる 置を るものとする。

機 関	置 事 項
県 (男女共同参画推進課、 各保健福祉環境事務所)	<p>男女共同参画セ タ は、災害によって生じたストレスな 女性の心 の や夫婦・ 関係の問題な に対応するため、電話相談の実施や 事務所等と共同で避難所等必要な場所 の女性の相談 や の な 、女性のための相談を実施する。</p>
市 町 村	<p>避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。</p>

5節 雇用の確保

第1 計画目標

災害により被害を受けた住民が、痛手から速やかに再起更生できるよう、被災地域の事業所の雇用の要請、被災による離職者の再雇用の斡旋等を定めることにより被災者の生活の安定を図る。

また、国、県及び市町村は、被災者の就業場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性をまた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた職員の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施するものとする。併せて、第一産業、第二産業、中小企業等に対する経費の削減・再生、起業等の支援策の充実も図るものとする。

第2 対策

- 1 市町村は、被災事業所の雇用確保及び被災者の職業斡旋について、岡山県及び県に対する要請措置等必要な計画を樹立しておく。
- 2 岡山県と県（産業政策課）は協働して災害により被災を受けた事業所の雇用にめるとともに、被災地域を管轄する出張機関の長を通じ、また関係機関の協力を得て、雇用の要請し、職員の雇用の安定を図る。
- 3 岡山県は、以下の措置を図る。
 - (1) 離職者の早期再雇用の促進

災害により離職を余儀なくされた者に対する早期再雇用の支援に当たっては、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を図る。

 - 公共職業安定所に、被災者のための臨時相談窓口を設置する。
 - 被災地域に臨時職業相談所の設置又は巡回職業相談を実施する。

➤ 公共職業訓練や求職者支援訓練の受給斡旋を行うとともに、職業訓練制度の活用を図る。
 - (2) 雇用の失業に関する特例措置（岡山県安定部 職業安定課）

災害により失業の認定日に出頭できない受給者に対しては、事後にその認定を行い、失業認定を行う。
- 4 県（産業政策課・職業能力開発課）は岡山県の行う所要の措置について支援を行う。

岡山県は県下において、14所の公共職業安定所、4所の出張所及び1所の分舎で職業斡旋等の支援業務を行っている。

6節 義援金品の受付及び配分等

震災時には、国、県から多くの義援品が送られてくることが予想されるため、これらの受け入れ体制を立するとともに、被災者にあて寄託された義援品の配分及び県民や企業等が義援品を提供する場合は、次により行う。

第1 義援金品の募集

県（産業政策課）は、災害の状況によっては義援品の募集を行うものとする。なお、義援品の募集に当たっては、迅速かつ円滑な集約及び配分を図るために次に掲げる点に留意する。

- 1 義援品の募集の広がりについては、新聞社、放送（テレビ、ラジオ）等機関に協力を求めるとともに、県の広報媒体等を通じ呼びかける。

- 2 義援の募集に当たっては、日本赤十字社 岡山支部及び 岡山共同募 会の協 を得たう で振 込 を決定し、受 窓口（県 及び 事務所）と併せて公 する。
- 3 義援品の募集に当たっては、被災住民の要望等を的 に し、食糧、生活物資の供 計画との 合を図り、時機を逸することなく行うものとし、受 れを希望するもの・希望しないものを し、 その スト及び送りを公 するよう、また、現地の 状況を勘案し、 ストを 次改定するよう める。

な品目及び一定の を できる企業からの援 を 極的に受け れ、個人からの義援品は、 企業からの義援品で 足す場合に募集するものとする。その際、梱包物資の 容やサ ズ等が一見 して からない物品、古着及び 存性のない物資は受け れられない を広 する。

第2 県民、企業等の義援品の提供

県民、企業等は、義援品を提供する場合には、被災地の ズに応じた物資とすることとし、また、 品 を する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な 分け・配送に十分配慮した方 とす るよう めるものとする。

第3 義援金品の受付

- 1 県（ 務課）
県民及び 県民からの義援 品で、県に寄託されるものについては、 部において受 け ける。
- 2 市町村
義援 品の受 について計画しておく。
- 3 日本赤十字社（ 岡山支部）
県民及び 県民からの義援 品で、日本赤十字社 岡山支部に寄託されるものについては、 支部事務 又は 地 において受け ける。
- 4 岡山共同募 会
県民及び 県民からの義援 品で、 岡山共同募 会に寄託されるものについては、事務 又は 支部において受け ける。

第4 義援金品の配分及び輸送

- 1 県、市町村、日本赤十字社 岡山支部及び 岡山共同募 会に寄託された義援 品は、日赤奉 々な 体の協 を得て、原則として、 災者に配分する。
- 2 県（ 務課）
義援 品の配分は、次の基 により義援 品配分委 会を 催の 決定する。ただし、義援 品配 分委 会が特に必要があると認めた場合は、この基 によらないことができる。なお、あらかじめ、 基本的な配分方 を決定しておくな して、できる限り迅速な配分に めるものとする。

(1) 配分対象

義援 品
死者（行方 で死者と認められる者を含む。）及び重傷者並びに 焼流失 及び半 半焼 の発生した市町村

義援品
焼流失、半 半焼 及び床 4 以 の被害が発生した市町村

(2) 配分基 (配分)

義援 (を1とする)

者（行 明で と認め れるものを ）	1
重 者（3 以上の治 を要する みの者）	
重 者（1 以上3 の治 を要する みの者）	3
全 全 流	2
	1

義援品（床  を1とする。）

全 全 流 	3
	2
上 水 	1

第1 被災者生活再建支援制度（福祉総務課、市町村）

災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から出した基盤を活用して被災者生活再建支援を支えるための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする制度である。

市町村は、被災者からの申請を迅速かつ的に処理するため、申請等の認及び県の送に関する業務の実施体制の等を図ることとする。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、風、豪雨、豪雪、
、高、地震、
、火そのの異常な現象により生じる災害であつて次のいれかに該当するもの。

- (1) 災害救済 施行 1 1項 1 又は 2 に該当する被害（同 2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における 災害
- (2) 1 以の住 がした市町村における 災害
- (3) 県で1 以の住 がした 災害
- (4) 県で(1)または(2)に規定する被害が発生しており、 以の住 がした市町村（人口1万人未に限る。）における 災害
- () (1)又は(2)に規定する市町村若しくは1 以の住 被害が発生した県に隣し、 以の住 がした市町村（人口1万人未に限る。）における 災害
- () (1)又は(2)に規定する市町村を含む 県若しくは1 以の住 被害が発生した 県が2以 ある場合で、
 - ・ 以の住 がした市町村（人口1万人未に限る）における 災害
 - ・ 2以の住 がした市町村（人口万人未に限る）における 災害

2 支 対象

支 対象は、次のいれかに該当する 。

- (1) 住 がした
- (2) 住 が半、又は住の敷地に被害が生じ、その住をやむを得 解体した
- (3) 災害による な状 がし、住に居住可能な状が長期 している
- (4) 住 が半し、大規模な 修を行なけれ 住に居住することが困難である（大規模半）

3 支

支 は、以下の2つの支援の合計となる。（ 人 が一人の場合は、該当欄の 3 /4の ）

- (1) 住の被害度に応じて支 する支援（基礎支援）

(単位：万円)

住の被害度	全壊 2 (1) 該当	解体 2 (2) 該当	長期避難 2 (3) 該当	大規模半壊 2 (4) 該当
支	1	1	1	

- (2) 住の再建方 に応じて支 する支援（算支援）

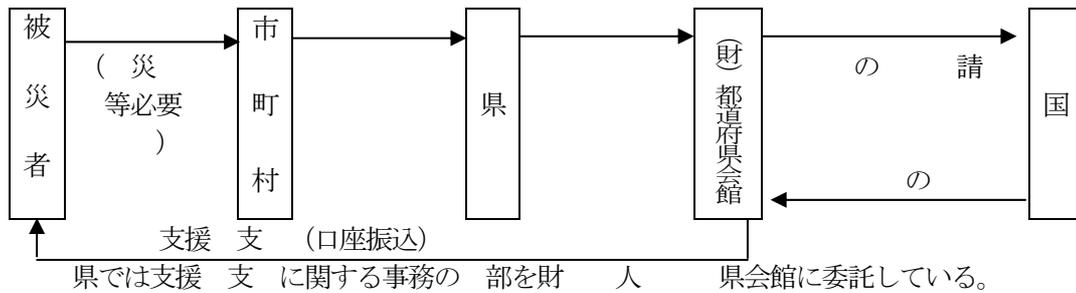
(単位：万円)

住の再建方	建設・購	修	賃貸（公住以）
支	2	1	

一旦住を賃借した後、ら居住する住を建設・購（又は修）する場合は、合計で2（又は1）万円。

4 支

支 請は市町村に行う。提出を受けた市町村は 申請等の認を行い、とりまとめの、県に提出する。県は、当該を委託である財 人 県会館に提出する。



第2 生活福祉資金の貸付け（県社会福祉協議会）

災害救済が用されない度の災害、又は「災害甲類の支等に関する」に基づく災害援資の貸付対象とならない度の被害を受けた低所得者等が生活を立て直すため、臨時に必要となる経等について、県社会協議会が貸しける資である。

第3 災害援護資金の貸付け（市町村）

災害救済が用された災害により、主が傷し、又は住居若しくは財に相当度の被害を受けたに対し、市町村が例の定めるところにより、生活の立て直しに必要な資を貸しけるものである。

制度の詳細については、4 「災害復旧・復興計画」 4章「経済復興の支援」 1節「置」1の（1）のとおりである。

8節 郵便事業の特 置

災害救済の用があった場合において、日本郵便株式会社九州支社長は、災害の様及び公の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特事務取扱及び援対策を迅速かつ的に実施する。

主な実施機関
日本郵便株式会社

第1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安通信等の便を図るため、支店長は、被災地の支店において、被災に対し、通常葉及び郵便簡を無償でする。

第2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

日本郵便株式会社九州支社長は、被災者が差し出す郵便物の料 免 を実施する。

第3 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

支店長は、日本郵便株式会社九州支社長の指に基づき被災者の救を行う地方公共 体、日本赤十字社 岡県支部、共同募 会又は共同募 連合会にあてた救 用物資を 容とするゆう 及び救 用又は見 い用の現 留郵便物の料 免 を実施する。

●節 租税の徴収猶予、減免等

- 1 市町村は、被災者に対する市町村税の徴収猶予及び減免等、納税 置に関する計画を樹立する。
- 2 県（税務課）は、被災した納税義務者又は特 徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し地方税 又は 岡県税 例により、県税の納税 置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事 に対応して、 な 置を る。
 - (1) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限 に その の提出又は県税を納 若しくは納 することができないと認めるときは、次の方 により、災害がおさまったあと2か 以 に限り当該期限を延長する。

災害が広域に たる場合、知事が 権により 用の地域及び期日を指定する。

その の場合、規則で定める 請 を知事に提出するものとする。
 - (2) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納 することができないと認められるときは、その者の 請に基づき1 以 において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1 以 の延長を行う。
 - (3) 納 分の執行の停止等

災害により、 納者が無財産になる等被害を受けた場合は、 納 分の執行停止、 価の猶予及び延 の減免等 な 置を る。
 - (4) 減免等

被災した納税義務者等に対し、必要と認める場合は、該当する 税目について、次により減免、課税の免 及び納 義務の免 等を行う。

個人事業税
被災した納税義務者の 請により、被災の状況に応じて減免する。

動産取得税
災害により 屋が 失又は損 し、当該 屋に ると認められる 屋を取得した場合、被災の状況に応じて減免する。

➔ 動車税
所有する 動車が災害により相当のき損を受けた場合、被災の状況に応じて減免する。

エ 軽油引取税
災害により徴収した軽油引取税を失った場合、特 徴収義務者の 請により、その軽油引取税がすでに納 されているときは還 し、納 されていないときは納 義務を免 する。

オ 産業廃棄物税
災害により徴収した産業廃棄物税を失った場合、特 徴収義務者の 請により、その産業廃棄物税がすでに納 されているときは還 し、納 されていないときは納 義務を免 する。

災害により生じた産業廃棄物の で知事が に定めるものは、課税を免 する。
- 3 国は、被災者に対する納税 置として、国税の徴収猶予等に関して 、 な 置を る。

1 節 災害弔慰金等の支給等

市町村は 例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給するものとする。
 災害弔慰金等一覧

災害弔慰金	災害	1の市町村の区域内で住家 都道 県内 お て災害 都道 県内 お て、住居 災害 る 行われた市町村を の区域 都道 県 2以上 ある災害	以上 した災害 適 された市町村 1以上ある場合の災害 以上減 した市町村の 3以上ある災害
	給	の 者	円 2 円
	の		配 者、 、 、 した者の 当 いる した者の 当 の者 と同居し、又 許を同 して た者 限る)
災害障害見舞金	災害	1の市町村の区域内で住家 都道 県内 お て災害 都道 県内 お て、住居 災害 る 行われた市町村を の区域 都道 県 2以上 ある災害	以上 した災害 適 された市町村 1以上ある場合の災害 以上減 した市町村の 3以上ある災害
	給	の 者	円 12 円
	障害の 度	目 明したもの 及び の 能を したもの 経 の 能又 著し 障害をし、 部 の 能 著し 障害をし、 上 を 関節以上で ったもの 上 の を全 したもの の 関節以上で ったもの の を全 したもの 又 体の障害 重 する場合 お る当該重 する障害の 度 前各号と同 度 以上と認め れるもの	介を要するもの 介を要するもの

11節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報啓発等の措置をとるものとする。

主な実施機関

県(防災危機管理・人権・同対策調課・関係課)、市町村

広報啓発の方には次のものがられる。

- ・インターネットによる情報提供
- ・風評被害対策用ウェブサイトの作成
- ・車吊り広
- ・テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映
- ・広誌の掲載
- ・演会の開催等

第4章 経済復興の支援

1節 金融 Ⅱ

災害により被害を受けた県民が、その痛 苦から再起更生するよう、被災者に対する資 金の 貸付等につい て定めることにより、被災者の生活の 安定を図るものとする。

主な実施機関

国、県、市町村、関係機関

1 県、市町村、関係機関

(1) 災害援 貸

市町村は 例に基づき、被災 者の 主に対して生活の立て直しに資するために一 人 当たり 3 万円以 下で被害の 程度、 に応じて災害援 貸の貸 付を行う。

なお、資 金の貸 付の財源は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれの市町村に、無 償で貸し けることとなっている。

災 害 援 護 資 金	対象災害	自然災害——都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害			
	貸 付 限 度 額	1	世帯主の1か月以上の負傷	150万円	
		2	家財等の損害		
		ア	家財の1/3以上の損害	150万円	
		イ	住居の半壊	170万円	
		ウ	住居の全壊	250万円	
		エ	住居の全体が滅失又は流出	350万円	
		3	1と2が重複した場合		
		ア	1と2のアの重複	250万円	
		イ	1と2のイの重複	270万円	
ウ		1と2のウの重複	350万円		
4	次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合				
ア	2のイの場合	250万円			
イ	2のウの場合	350万円			
ウ	3のイの場合	350万円			
貸 付 条 件	所得制限		(世帯人員)	(市町村民税における前年の総所得金額)	
		1	人	220万円	
		2	人	430万円	
		3	人	620万円	
		4	人	730万円	
		5人以上		(一人増すごとに730万円に30万円を加えた額)	
			ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。		
	利 率	年3% (据置期間は無利子)			
	据 置 期 間	3年 (特別の事情のある場合は5年)			
	償 還 期 限	10年 (据置期間を含む)			
償 還 方 法	年賦又は半年賦				
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)				

(2) 中小企業 貸付制度 緊急経済対策貸付 (中小企業振興課)

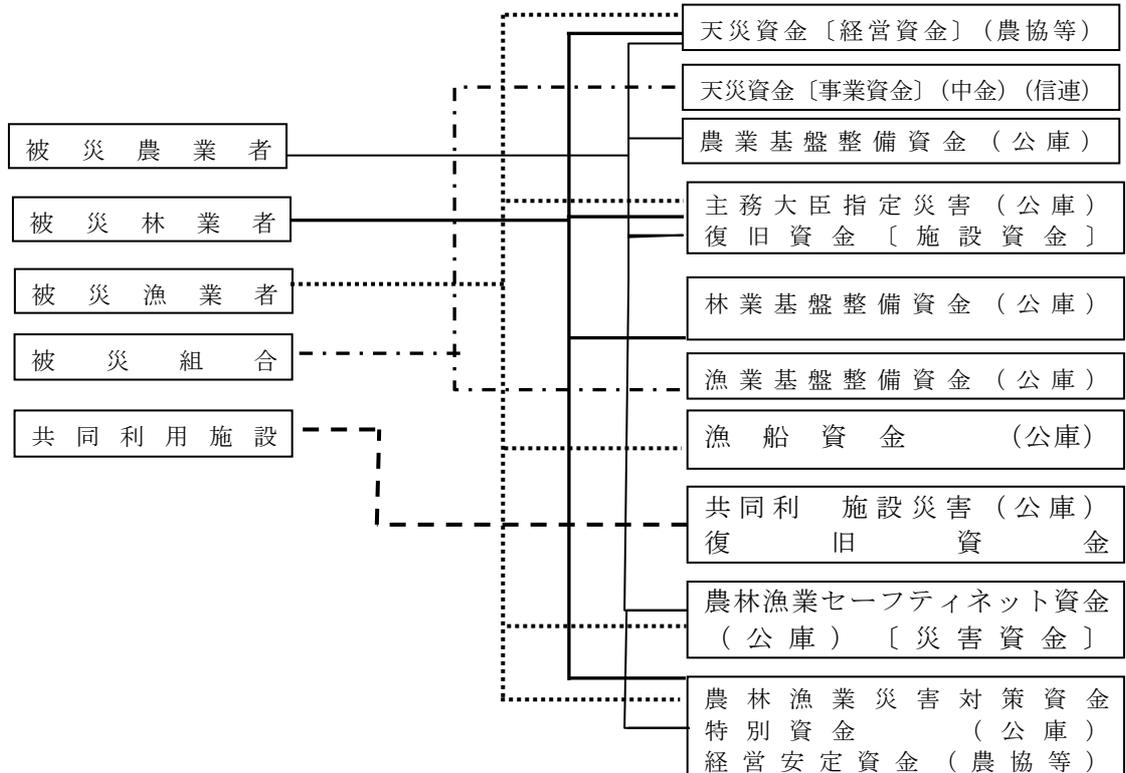
貸付対象等

県 に事業所を有し、現に事業を 営む中小企業者等のうち、県知事の指定する風 害、震災、又は感染症の発生等突発的な事 故の生起により経 営の安定に支障を生じている者で、事業所所在地の商工会 所又は商工会 (組合にあつては中 会) の 承認を受けている者。

申込場所

() 商工会 所、商工会

- () 県中小企業 体中 会
 (☞) 指定 機関
 (3) 業関係 資 (体指 課・ 業管理課)
 災害時における 業関係の 資は、次のとおりである。



中金=農林中央金庫
 信連=信用漁業協同組合連合会
 公庫=日本政策金融公庫

2 系 機関

- (1) 株式会社日本 策 公 (中小企業事業) (中小企業振興課)
 災害により被害を受けた中小企業者に対し、所定の により、災害復旧貸 を行う。
- (2) 株式会社日本 策 公 (国民生活事業) (中小企業振興課)
 災害により被害を受けた中小企業者に対し、所定の により、災害復旧貸 を行う。
- (3) 株式会社商工組合中 (中小企業振興課)
 災害により被害を受けた中小企業者に対して、既存事業設 の復旧に必要な設 資 、災害の により生じた 足運 資 を使途とする災害復旧資 を貸 ける。

3 被災者に対する広 等

国、県及び市町村は、被災中小企業等に対する援 、 成 置について、広く被災者に広 するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

2節 流通 能の回復

流通機能の 復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の と、経済の復興の促進を図る。

第1 生活関連物資等対策（生活安全課）

県は、災害時における県民の消 生活を守るため、生活関連物資等の供 ・価 の安定のための対策を実施する。

1 供 ・価 動向の情 の収集

生活関連物資等の供 の 、価 の安定を図るため必要があると認めるときは、 の状況・価 の動向について情 を収集し、必要な情 を県民に提供するよう めるものとする。

また、当該物資を供 する事業者に対し供 等の必要な 置をとるよう協 を求めることができる。

2 特 調 の実施

生活関連物資等が著しく 足又は 足するおそれがある場合や、その価 が著しく 昇又は 昇するおそれがある場合は、当該生活関連物資等を特 の調 を要する物資として指定し、 の状況、価 昇の原 その 必要な事項について調 する。

3 事業者に対する 置の勸 等

特 調 等の 、当該物資の流通の円滑 又は価 の安定が著しく げられている原 が事業者にあると認められるときは、事業者に対し指定物資の流通の円滑 又は価 の安定を図るため、必要な 置の勸 等を行うことができる。

4 価 等の情 提供と県民啓発

1から3の を必要に応じて県民に情 提供するとともに、県民が ら消 生活の安定及び向 を図ることができるよう県民に対する啓発活動を 進める。

国との連携

生活関連物資等が著しく 足又はそのおそれがある場合や、その価 が著しく 昇又はそのおそれがある場合で、買い占めや売り惜しみが行 れ、またはそのおそれがあるときは、「国民生活安定緊急 置 」や「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急 置に関する 」等関連 に基づく 置を的 に行うため、国と緊 な連携を図ることとする。

第2 通貨の管理

岡財務支 、日本銀行等は、被災地の 機関に対して、必要な指 、援 を行うことにより、通貨等の円滑な流通を する。

第3 各種市場、取引所等の再開・復旧

1 関係 機関は、 市場、取引所等が、速やかに 業を再 するとともに、施設、設 の復旧を図るよう指 する。

2 鉄 、 、 等管理者は速やかに施設の復旧を行い、物流の を図る。

第5章 復興計画

大規模災害により地域が し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、市構 の改変、産業基 の改変を要するような多 の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、県、市町村及び関係機関は、緊 な連携を図りながら、再度の災害の発生防止と、より快 な生活 を目指し、住民の安 と 、高齢者、障害者、女性等の意見等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市 地 発事業、 地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、 地 用の状況が相当 度変 した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

なお、復興のため市 地の 改善が必要な場合には、被災市 地復興特 置 等を活用することにより、合理的かつ な市 地の 成と 市機能の更 を図る。

主な実施機関

県、市町村、関係機関

1節 復興計画作成の体 づ

復旧後の早い段階で、 合的かつ長期的な視野に立ち、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。

そのため、県は、復興計画の迅速かつ的 な作成と 行のための体制 (県と市町村及び関係機関との連携、国との連携)を図るものとする。

〈留意点〉(市計画課、 合 策課)

市町村は、 による被害を受けた被災地について、 に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参 の下、高台移 も含めた 合的な市 地の再 を図るものとする。その際、時 の経 とともに被災地域 の再移 が行 れないよう、 災害特 戒 域等による 地 用や建築制限等を行うことについても検討するものとする。

市町村は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、 の 性の低い地域を居住地域とするような 地 用計画、できるだけ短時 で避難が可能となるような指定緊急避難場所・ 避難ビ 等、避難 ・避難階段な の避難関連施設の 市計画と連携した計画的 等を基本的な目標とするものとする。

2節 復興 する合意形成

復興計画の作成に当たっては、 たなまちづくりの展望、計画決定までの 、ス ジ 、被災者サ ドでの 々の選択肢、施策情 の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように めるものとする。

3節 復興計画の推進

復興事業は、多 の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や県民の ズの変 、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変 を 慮の 、可及的速やかに

実施するため、県、市町村及び関係機関は、諸事業を調 しつつ計画的に復興を進めるものとする。

なお、復興計画の作成に際しては、地域の が被災者の心の の を含め、被災地の物心両面に たる復興に大きな役割を たすことにかんがみ、その ・ 復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県は関係行 機関又は関係地方行 機関に対し、市町村は関係地方行 機関に、 の を要請するものとする。

福岡県地域防災計画

地震・津波対策編

＝ 平成28年3月22日改定 ＝

福岡県防災会議

< 事務局 >



福岡県 総務部
防災危機管理局

郵便番号 812-8577

住 所 福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 (092) 643-3112

ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>